

【巻頭寄稿】支援活動に必要な視点を考える——我が国社会の変容を見据えて……………鈴木俊彦 6

◆大阪・関西万博に「赤十字パビリオン」を出展……………日本赤十字社広報室大阪・関西万博準備室 14

——「人間を救うのは、人間だ。」メッセージを世界へ、次世代へ

あの感動をもう一度！——二〇〇五年「愛・地球博」の赤十字パビリオンを振り返る…………… 22

◆人工知能と自律型兵器——国際人道法の観点から譲れない『人間中心のアプローチ』……………西山秀平 24

◆自律性兵器システムの定義問題と国際人道法の法的性質……………田村恵理子 32

◆ハッシュタグ「Not A Target」が問いかけるもの……………齊藤彰彦 42

——戦場医療の危機と問われる国際人道法の意義

◆「文民保護」と「国民保護」——保護と特殊標章についての一考察……………林 浩一 55

特集：ハワイの赤十字秘話

取材／執筆 井上忠男

《第一部》ハワイ日系移民と日本赤十字社を繋いだ男——石井勇吉と日本赤十字社布哇特別委員部の設立と終焉……………71

——佐野常民とカラカウア王の出会い——祖国愛に火をつけた日清、日露戦争

——日赤布哇特別委員部の設置——和顔愛語の人石井勇吉——特別委員部の終焉——……………70

《第二部》

語られなかった真珠湾の真実……………98

——隠された民間人犠牲の真相——日系人の運命——死傷者救護の実態——

アメリカ赤十字の活動と大統領陰謀論——太平洋戦争は避けられなかったのか——……………津村慎太郎 140

◆共感が人を動かす——赤十字の資金獲得戦略……………角田敦彦 148

◆加害の歴史を刻む——ホロコーストの歴史を訪ねて……………吉田 拓・田中速人・山岸信子 158

◆コミュニティ主体の開発協力がもたらした変化（ルワンダ）……………中出雅治 184

——女性・男性世帯主世帯の比較を通じて……………吉川龍子 190

◆オーブンセミナー「紛争地における安全管理」を終えて……………森 正尚 198

◆戊辰戦争・英医ウィリスと総督宮の人道活動……………

◆赤十字ゆかりの地を巡る謎解きの旅……………

——楠正行、日本赤十字社と佐野常民——時を越えて大阪で紡がれた人道・博愛のこころ——……………

編集後記……………

支援活動に必要な視点を考える

——我が国社会の変容を見据えて

鈴木俊彦

日本赤十字社副社長／東京大学公共政策大学院客員教授

はじめに

二年後の令和九年、日本赤十字社は創立一五〇周年を迎える。この節目に当たって必要なことは、我が国の赤十字運動の来し方を振り返り、この社会に赤十字があることの意味・意義を再確認するとともに、これから先の時代に向かって赤十字が社会に貢献するために歩むべき道を確認するものにしていくことである。

今更言うまでもなく、赤十字が培ってきた理念と使命は、人類の善性と理性の到達点といってよいものであり、将来にわたって変わることなく掲げ続けられるべきものである。一方、この世界は不変ではない。国も社会もとどまること

なく変化を続けており、変化の速度はますます大きく、変化の度合はますます激しいものとなっている。

そうした中で、赤十字の理念と使命が、実世界における活動を通じて確たる形として現われ続けるために、私たちはこれからの活動の在り方をどのような視座で考え、活動の中核をどのようなものに形成して実行していくべきであろうか。この問題の答を見出すには、まず世界と社会の現



状に対する的確な認識と理解を形成し、そうした認識と理解に立って、私たちが携わっている支援という活動についてその本質に立ち帰って、その在り方を考えることが必要である。その上で、これからも私たちが理念の実現のために最大限の力を発揮していくことのできる活動の基盤づくりを可及的速やかに進めていかなければならない。

I 世界と社会の変化をしつかり認識し理解する

私達は、大きな変革の時代に生きている。多極化が進行し権威主義国家が台頭する一方、拡大が続くグローバルイズムの負の影響が世界のいたるところに影を落とし、格差・貧困の拡大、移民問題と排外主義の風の中、諸国で社会の分断化が進行している。コロナ・パンデミックによってこうしたリスクは一層顕在化し増幅している。

我が国に目を転じると、人口減少・少子高齢化やAIをはじめとする様々な技術革新が進展する中で、地域の状況、人々の意識や家族・コミュニティの有様(ありよう)は大きく変化しており、社会は大きく変容しつつある。これから時代の赤十字の在り方を考える上で、まず前提となることは、こうした社会の変容の実状を的確に認識することで

ある。

(1) 我が国の社会の変容をどう捉えるか

赤十字の活動の中心となる「支援」活動を念頭に置いて我が国の社会の変容を捉えてみよう。そのキーワードは、①世帯・家族の縮小、②地域の縮小、③意識の変化、④格差・貧困の拡大、そしてこれらによって生起している⑤支援ニーズの多様化・複雑化、である。これらのポイントを簡単に確認していく。

①世帯・家族の縮小 人口減少の中で、世帯や家族が縮小している。世帯規模は長期的に縮小傾向にあり、その中で大きな問題は高齢単身世帯の増大である。平成のはじめ頃には、単身世帯と言えば若い男女の一人暮らしがほとんどだったが、今後は、高齢者の一人暮らしが圧倒的多数となる。加えて未婚のまま高齢単身世帯となる人が著しく増加していくが、その場合、子どもなどからのサポートを受けることは期待できない。地域や家族の下支え力の減退・喪失の大きな一因である。

②地域の縮小 人々の生活を支える基礎自治体である市町村の規模が縮小を続けており、医療・福祉など公共

サービスへのアクセスの確保が大きな課題として顕在化している。地域ごとに、住民ニーズの変化と必要となる対応を見通し備えていくことが必要となる。

③意識の変化 人と人との関係の在り方に関する意識は大きく変化している。子どもや孫とのつきあい方、高齢の親とその子の同居意識、隣近所の人とのつきあい方、職場の同僚とのつきあい方など、人々の意識の中では、血(け)縁・地(ち)縁・社(しゃ)縁ともに薄らいでいる。

④格差・貧困の拡大 グローバル化の中で、先進国はおしなべて格差の拡大を経験した。その状況は、ブランド・ミラノウィッチが二〇二二年に発表した「エレファントカーブ」によって鮮明に実証されている。我が国においても、高齢者の生活保護率の上昇と高止まりなど二極分化が進み、さらに子どもの貧困、特にひとり親家庭の貧困は深刻な問題とされ、対応が急がれている。

以上の①～④は相互に関連し影響し合い、この結果、⑤支援ニーズの多様化・複雑化という状況を現出せしめている。

⑤支援ニーズの多様化・複雑化 生活上何らかの支援を要する人や家族・世帯の状況は、近年、著しく多様化

トの支援に繋がらないという機能不全状態をどのように克服するかという問題であった。

①生活保障・生活支援の発展過程と機能不全

こうした問題状況が生まれた背景には、我が国の生活保障・生活支援の発展過程が大きく関わっている。すなわち、我が国の生活保障・生活支援に関する制度は、対象者の属性に着目して給付やサービスを組み立て、充実を図る形で高度に発展を遂げてきたが、一方、支援を必要とする人々のニーズは当然のことながら制度の枠に縛られるものではなく、多様化・複雑化の一途をたどっていった。その結果、対象者の属性別に発展を遂げてきた給付やサービスが、そのままではニーズに即応できないという一種の機能不全を起こしたのである。

②機能不全を克服する基本原則

社会の変容に伴うニーズの多様化・複雑化に直面し、生活保障・生活支援がそのままの形では人々のニーズに即応できないという事態を克服し、本来の支援機能を取り戻すためにはどのような対処していけばよいのか。その手がかりとなるものが生活困窮者自立支援のスキームである。この制度は、かつてのバブル経済崩壊から一貫して続いてきたセーフティネットの脆弱化に対して、「第二のセーフティ

」複雑化している。かつては、お金がなくて生活に困っている、病気で働けない、介護がないと暮らせないといった、困難を解消するための対処方策が明確な場合が主であった。これに対し近年は、多様な要因が複雑に絡み合って生活に困っている・苦しんでいる人々が圧倒的に増加している。この点は、毎日のようにメディアに登場する「孤独・孤立」、「ひきこもり」、「自死」、「八〇・五〇問題」、「ゴミ屋敷」、「ヤングケアラー」、「子どもの貧困」、「女性の貧困」、「外国人地域」……、といった言葉を想起すれば、よく御理解いただけよう。

(2) ニーズの変化に即応した支援スキームを考える

社会の変容に伴い支援に対するニーズの構造が変化すれば、支援のスキームもこれに合わせて構築し直すことが必要である。実はこの点は、社会保障の分野において、人々の生活に関わる保障や支援の制度・事業のスキームをどのように再構築していくかに関わる重大問題であった。この観点から近年の保障・支援制度の変遷を眺めてみると、その背景や必然性がよく理解できる。すなわち、社会の変容に伴って生じた多様かつ複雑なニーズに対し、既存の生活保障・生活支援の制度や事業のスキームでは、ジャストミ-

ネット」として創設された仕組であり、筆者が厚生労働省社会・援護局長であった二〇一五(平成二七)年四月に施行された。生活困窮者自立支援のスキームが真に実効あるものとして機能するために徹底した基本原則は次の三つである。

第一原則 「ひと」を中心におく。

支援を必要とする「ひと」を中心に置いて、そのニーズに即応するように様々な支援を組み立て、提供することによって多様かつ複雑なニーズへの対応を可能とする。

第二原則 双方向・マルチにつながる。

支援の「受け手」と「送り手」は、固定的・一方的な関係ではない。また、「受け手」と「送り手」は両者だけの「閉じた関係」に留まるのではなく、支援を通じて地域や社会の様々な主体とつながることが必要である。支援において双方向・マルチにつながる健全な関係・構造を形成することを可能とする。

第三原則 社会的排除・孤立から社会的参加へ向かう。

第一・第二原則の帰結として、「社会的排除・孤立から社会的参加へ向かうこと」を必然的に可能とする。

③新しい社会づくりへの発展と地域共生社会の構想

近年、社会保障分野において、地域包括ケア、障害者自立支援、生活困窮者自立支援といった制度横断的な改革構想が、ほぼ時を同じくして、かつ、共通のコンセプトの下に出現し推進されてきた。共通のコンセプトとは、すなわち②に述べた三原則の考え方のことである。

こうした制度横断的な改革は、社会の変容に伴うニーズの多様化・複雑化に対応し、支援が本来の機能を取り戻すための必然的な改革であった。そしてこれらは、いずれも「対象属性を超えた地域包括支援」を目指すものと総括される。「対象属性を超えた地域包括支援」の思想を社会の在り方に発展させたものが地域共生社会の構想である（地域共生社会構想の詳細については、本稿の主題と紙幅を超えるためここでは割愛したい）。

II 真に実効ある支援に必要な視座と中核

前節で述べた三原則は、現代社会で支援を要する様々な人々への対応における共通の原則であり、中でも第一原則の『ひと』を中心におくことは、これからの支援の在り方

を考える上で決定的に重要な意味を持つ。

改めて赤十字の支援に戻って、支援の本質に触れつつ考えてみたい。

本稿に一貫する問題意識は、変革の時代の中でこれからの支援を考える上で持つべき視座と中核は何かということである。この問題意識に立って、まず世界と社会の変化を認識し理解することの必要性について述べた。特に、社会の変容を的確に認識し理解することが不可欠であることを強調した。人々のニーズは生活の場である社会との間で相互に影響を与えながら変化していくものであり、そこを汲み取らなければ真に実効ある支援はできないからである。

次に必要となることは、世界と社会の変化に関する認識と理解の上に立って、これからの支援に求められる視座と中核は何かを問い直し再確認することである。日本赤十字社のミッションステートメントを基にしながら考えてみたい。

〔日本赤十字社ミッションステートメント 抜粋〕

〔日本赤十字社の使命〕

「わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと

健康、尊厳を守ります。」

「わたしたちの決意」

「わたしたちは、赤十字社運動の担い手として、人道の実現のために、利己心と闘い、無関心に陥ることなく、人の痛みや苦しみに目を向け、常に想像力を持って行動します。」

この中には、前節で述べた三原則のうち、最も重要な第一原則の考え方が組み込まれている。『ひと』を中心に置くとは、苦しんでいる人を常に中心にして支援の全体像を考え、実行することである。この点を具体的にミッションステートメントに即して敷衍すれば、以下のとおりである。

(1)「常に想像力を持って行動します」とは

苦しんでいる人の生活や人生全体に視野を広げてニーズを的確に汲み取り、的確に応えるための様々な支援を組み立て実行する。例えば、被災した「ひと」が現場で見せる姿は、その人の一断片にすぎない。支援を行う赤十字の一人ひとりが、被災の現場で苦しんでいる人の姿の奥にあるもの、その「ひと」のこれまでのそしてこれからの生活や人生の全体像に思いを致さなければ真に実効ある支援には至ら

ない。その「ひと」はこれまでも生きてきたしこれからも生きていかねばならない、そこに思いを致すのである。「常に想像力を持って行動します」とはそういうことである。

(2)「人の痛みや苦しみに目を向け、行動します」とは

苦しんでいる人がいるから支援者がいるのであって、支援者がいるから苦しんでいる人がいるのではない。支援に関わる者は日々の仕事に忙殺されて、この当たり前のことを見失いがちである。支援を求めている「ひと」は、それぞれの生活や人生の中で様々な苦しんでいる。支援する側がその「ひと」を自分の「支援の型」に当てはめて対応するようなことは本末転倒である。苦しんでいる人の様々な苦しみをそのままに受け止めてこれを救おうと心がける。「人の痛みや苦しみに目を向け、…行動します」とはそういうことである。

(3)「いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります」とは

日本赤十字社は、医療事業、看護師養成、血液事業、災害救護、国際活動など幅広い事業や活動を展開している。これらの取組は「いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります」という使命の下に行わ

れる支援である。その礎となつている理念や使命の成否は、『ひと』を中心に置く』という視座と中核をどこまで徹底できにかかっている。

III より良い社会の構築に向けた支援の展開

赤十字の支援活動は地域づくりや新しい社会の形成と無縁のものであつてはならない。

これからの社会の在り方を左右する最も重要な点は、大きくかつ急速に変化していく社会の中で、国民が共有できる理念をいかに形成していくかということである。現代は、これまで世界に通用してきた基本的なシステムや価値観が大きく変わりつつある時代である。そして今般のコロナ・パンデミックはそうした現代社会の脆弱性を浮き彫りにし、これに対峙していく私たちの覚悟を改めて問うたものと言える。これからの世界や社会をより良いものとしていくために心に持つべき理念は何か、それをどのように形成し共有していけばよいのか。私たち一人ひとりが答を出していかなければならない。この問いへの答は赤十字の掲げる理念とも通底し、新しい社会に向けた取組は赤十字の活動とも根本を同じくするものではないだろうか。

むすびにかえて

日本赤十字社創立一五〇周年を二年後に控え、これからの時代の赤十字活動を考える視座と中核について述べてきた。

令和七年四月から一〇月まで、二〇二五年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が開催される。万博と赤十字が切っても切れぬ関係にあることは、既に大方の御案内のとおりである。赤十字が掲げる「人道」の理念は、万博を通じて人類の英知として共有されてきた。一八六三年に赤十字国際委員会の前身「五人委員会」が結成されてから間もなく、一八六七年のパリ万博、一八七三年のウィーン万博への出席により、赤十字の理念は世界に広められていった。日本赤十字社誕生のきっかけも万博であった。日本赤十字社の初代社長であった佐野常民は、一八六七年のパリ万博に佐賀藩代表として参加し、「負傷者を敵味方区別なく救護する」という赤十字の理念を知り感銘を受けた。その後、一八七三年のウィーン万博には日本国政府代表として参加し、帰国後、一八七七年に西南戦争の最中、有栖川宮熾仁親王殿下に願ひ出て博愛社を設立、一八八七年に日本赤十

字社に改称されたのである。

過去の万博と同様、今回の大阪・関西万博には国際赤十字・赤新月運動もパビリオンを出展し、日本赤十字社が事務局を務める。今般の出展は、日本において赤十字の活動に関わる全ての関係者の参加の下に進められ、世界に対して赤十字の理念と活動を広く発信する場としていくことが必要である。今般の出展の取組を、日本赤十字社にとって、創立一五〇年とその先に向けての新しい時代の赤十字を創る一里塚としていきたい。

大阪・関西万博に「赤十字パビリオン」を出展

「人間を救うのは、人間だ。」メッセージを世界へ、次世代へ

日本赤十字社 広報室
大阪・関西万博準備室



大阪・関西万博の国際赤十字・赤新月運動館（赤十字パビリオン）の正面外観イメージ

国際赤十字・赤新月運動は二〇二五年四月から半年間、大阪・夢洲で開催される大阪・関西万博にパビリオンを出展します。本稿では赤十字が万博に出展する背景と今回の赤十字パビリオンの概要をご紹介します。

I パリで花咲く赤十字のはじまり

赤十字と万博のかかわりは赤十字運動のはじまりにまでさかのぼります。その赤十字の「はじまり」とは、以下の三年間で形成されました。

一八六二年…赤十字の創始者アンリ・デュナンが著書『ソルフェリーノの思い出』で負傷兵の救護とその国際条約による保護を提唱

一八六三年…デュナンの訴えは瞬く間にヨーロッパ中に

広がり、最初の赤十字機関である赤十字国際委員会（ICRC）の前身「負傷兵救護のための国際委員会」が設立

一八六四年…戦地における傷病兵救護のための最初の加盟を推進する時期にありました。

ICRCは今日では世界規模で活動する人道支援団体として知られています。しかし、当時はまだ小規模なスイスの一民間団体で、各国の赤十字社の設立とジュネーブ条約の加盟を推進する時期にありました。

その推進の最中に訪れた好機が一八六七年にパリで開催された万国博覧会（以下「万博」）でした。現在のエッフェル塔に隣接するシャン・ド・マルス公園一帯を会場に、一〇〇をこえる国の展示会場、売店や遊園地、レストランが立ち並び、来場者は九〇〇万人超に達したともいわれます。発足間もない赤十字は、この万博を世に赤十字思想を広める好機と捉え、パビリオンを出展。下のイラストのような素朴なしつらえで、傷病兵の救護活動や創設メンバーの紹介などが展示されました。

赤十字パビリオンの内容は高く評価され、万博開催の勅令を下したナポレオン三世からグランプリメダルが授与さ



赤十字パビリオン “L’Exposition universelle de 1867 : illustrée”

れました。こうして赤十字のパリ万博への出展は、赤十字の国際的な認知度向上に大きく貢献したといえます。なお、この年には今日まで続く国際赤十字の最高議決機関「赤十字国際会議」が同じくパリで開催されており、赤十字思想はこの地で大きく花開いたともいえるでしょう。

II 日本へ

万博は日本赤十字社の創設にも大きな影響を与えました。パリ万博にはのちの日本赤十字社初代社長となる佐野常民が佐賀藩派遣団の一員として参加していました。このとき佐野は、赤十字パビリオンを目にしました。佐野はその後の一八七三年、オーストリアのウィーンで開催された万博にも政府代表として参加しており、そこでも赤十字の展示物を目にしています(ウィーン万博には赤十字単独のパビリオンはありませんでしたが、各国の展示物の中に赤十字の展示物が多く陳列されていたといわれます)。この二つの万博への佐野の参加について、吉川龍子『日赤の創始者 佐野常民』(吉川弘文館、二〇〇一年)は次のように記しています。

(万博を目にした)当時の佐野が目にしたのは、赤十

III 愛知から大阪へ

日本での赤十字パビリオンの前例に二〇〇五年の愛・地球博があります。詳細は割愛しますが、このパビリオンの目玉となったのが、Mr.Childrenの楽曲「タガタメ」に合わせた映像シアターです。ここでは「子どもたちを被害者にも被害者にもせず、この街で暮らすためまず何をすべきだろう」という、まさに赤十字の人道思想に通底する印象的



賑わいを見せる愛・地球博の赤十字パビリオン

字の組織が各国の有志者によって創始され、政府がこれを認めてジュネーブ条約に加入し、成立したことであった。時の政府と国民とが相応じたからこそ、万国が連合して敵味方を問わず救護する事業が起こったのであり、その源は人の至性(至誠)に基づくと、彼は説いている。そのあとに、当時の印象を述べた佐野の有名な言葉が続いている…

人々は文明開化の象徴として、法律の完備や機会の発達をあげるが、佐野は赤十字のような人道的国際組織の発展こそ、文明進歩の象徴と考えたのである。

なお、佐野は大阪の適塾で外科医としての修業も積んでおり、そこで緒方洪庵から人命尊重の精神「不治の病者も棄てて省みらずは人道に反す」の教えをうけていました。その意味で、佐野と赤十字との出会いは全く新たな価値感に触れたというより、適塾での教えが佐野の胸に今一度去来したのもといえるでしょう。

なお、以上の万博と赤十字の歴史的関連について、令和六年一月一日から、日本赤十字社情報プラザで企画展「万博と赤十字」が開催されています(<https://www.jrc.or.jp/webinar/semin/column/expo/>)。ぜひ、ご覧ください。

な歌詞をベースに、世界を取り巻く人道危機とこれに立ち向かう赤十字の姿を重ねあわせた映像演出が展開されました。パビリオンのクチコミの評価は徐々に高まり、最終的な来場者数は当初予想の三倍を超える四七万人余りに達しました。

さて、「自然の叡智」がテーマであった愛・地球博に対し、今回の大阪・関西万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」です。言い換えれば、赤十字にとっては、「いのちの輝きを次世代につないでいくか」という全体テーマにおいて、さらには様々な映像コンテンツが世にあふれる現代において、どう赤十字・人道理念の独自性を発揮できるかというよりチャレンジングな状況にあるともいえます。そこで次に大阪・関西万博における赤十字パビリオンの概要についてご紹介します。

IV 「いのち輝く未来社会のデザイン」における赤十字パビリオン

大阪・関西万博開催二〇〇日前の二〇二四年九月二五日に開設された赤十字パビリオンの特設サイト(<https://expo2025.jrc.or.jp/>)には、次のような説明があります。

人間を救うのは、人間だ。The Power of Humanity
一八六七年のパリ万国博覧会で、国際赤十字は初めて万博に出展しました。あれから一六〇年近く経つたいまも、赤十字の使命は変わりません。人間のいのちと健康、尊厳を守ること。そのために、わたしたちは苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し世界中で活動してきました。いつかこの活動が終わることを願っていますが、いまだ終わりは見えません。ただ、人を救えるのは、人にしかできないことだと思っています。

国際赤十字・赤新月運動館で、人間のチカラを感じてみてください。

もし、少しでもあなたの心が動いたならきっと世界は、変わっていくはずです。

説明を借りながら、その概要をご紹介します。

赤十字は日本国際博覧会協会(以下「協会」)が建設した建屋(約三〇〇m)を借り受け、その内装を施す「タイプB」という形態で出展します(他には自前で設計・建設する「タイプA」やスペースを共有しブース展示を行う「タイプC」等があります)。連棟長屋の建物で、赤十字パビリオンの隣には国連などの国際機関が出展します。なお、日本赤十字社は「国際赤十字・赤新月運動」という国際機関の事務局を担う立場として参加します。これははじめ、万博への参加国・機関としては、海外の国と地域が一六一、赤十字を含む国際機関が九、その他国内の行政や民間企業等を含め、計一九〇以上の出展者が参加します。

この説明は端的に言えば、いかに赤十字の独自性を発揮するかというより、混迷を極める現代だからこそ、人間としての普遍性(人間を救うのは、人間だ)を今一度再確認しようという決意表明でもあります。このようなメッセージを感じ取っていただくため、今回のパビリオンでは以下のようなコンテンツを用意しています。こちらの特設サイトのの

赤十字パビリオンのスローガンは「人間を救うのは、人間だ。」パビリオンコンセプトは、「わたしの『できる』は、誰かのためになる。」というもので、一人でも多くの来場者の方がパビリオン体験を通じ具体的な人道アクションに踏み出してもらいたいという願いを込めています。

パビリオンの展示スペースは前回の愛・地球博とほぼ同等です。三〇〇mのスペースを以下の三つのゾーンに分け、

空間演出を施します。

音楽の感動体験。

ゾーン1…導入(メインショーへのプロローグ)

賑やかな屋外から一転、シックな空間演出で、世界中の多様な人々の穏やかな日常を空間インスタレーションという手法で赤十字の世界観の入口を演出します。

ゾーン3…活動紹介・メッセージウォール

現実の赤十字の人道支援活動を写真やウェブサイト(リンク)等で紹介。同時にパビリオン体験の想いをデジタル端末で文字に残すメッセージスペースを用意しています。

ゾーン2…パビリオンの柱となるメインショー

半球ドーム型シアターで没入感のある映像と



ゾーン1：導入(メインショーへのプロローグ)



ゾーン2：パビリオンの柱となるメインショー



ゾーン3：活動紹介・メッセージウォール

なお、万博の開催年の二〇二五年は阪神淡路大震災から三〇周年。また、翌二〇二六年は東日本大震災から一五周年といった節目の年でもあります。本稿執筆時点ではまだまだ製作途上の部分大ですが、パビリオンコンテンツにはこうした出来事とこれらに縁のある人々、展示物等も取り入れる予定です。しかし、最も伝えたいメッセージは「人間を救うのは、人間だ。」という普遍的価値観の発信です。一人でも多くの来場者の方々に現地に足を運んでいただき、ぜひ、赤十字パビリオンで「人間への信頼」を肌身を感じ取っていただきたいと考えております。

◆「思い」を「行動」に！ 赤十字パビリオンに託す夢

岡山 晃久 国際赤十字・赤新月運動館々長
(日本赤十字社 広報室長)



日赤発祥の原点とも言える一八六七年のパリ万博から一五〇余年を経て、今回大阪・関西万博で赤十字の理念を世の中に伝え広めたいと考えています。その理念は今もなお変わることのない普遍的なものです。世界中で起こり続ける紛争や災害による人道危機が以前にも増して高まる中、より声高に伝えなければならぬ責務があると感じています。

このパビリオンでの体験を通して赤十字の幅広い活動を知っていたくことはもちろんですが、本来、誰しも心の中にあるはずの「人道」の存在に気づいてもらうことが一番の使命だと思っています。大切な日常を奪われた人々の苦しみを見分ゴトとして感じてもらい、次のアクションへのきっかけになった時、人道への「思い」が「行動」に変わり、赤十字の理念が形となってさらに支援の輪が広まるはず。赤十字の理念が形となってさらに支援の輪が広まるはずです。

「人間を救うのは、人間だ。」この当たり前の、しかし難しいテーマに対して一八四日間をかけて一人でも多くの方に共感していただけることを願っています。

V おわりに

あのパビリオンの衝撃によって与えられた設問は、難問である。その答えを、私は今も探し続けている最中である。

これは日本赤十字社大塚義治名誉社長(当時副社長)が日赤に着任直後、愛・地球博の赤十字パビリオンを訪問した際にのこされた手記¹⁾にある言葉です。ここで大塚社長がいう「衝撃」とは、赤十字パビリオンがここまで人々の(特に若い世代の)盛況を得たことに対する驚きのことですが、そこからくみ出される「難問」とは何かについて、手記ではこう記されています。

重要なことは、赤十字は、実践のための運動であり、組織体だという事だ。実際に何をしたか、何が出来たか、が問われる。だから、赤十字運動の在り方も、その理論も、時代と環境の変化に合わせた進化と成長が必要であり、そのための弛みない努力の積み重ねが求

められることになる。

ここでいう「時代と環境の合わせた進化と成長」とは何か(言い換えれば、「現代においていのちと尊厳を守る人道支援活動の在り方とは何か」という問いこそ、パビリオンを訪れた後に我々に残された「難問」とも言えるのではないだろうか。その答えは現在でも依然(ましてや気候危機の現代においてはなおさら)混迷を極めたままです。「いのち輝く未来社会のデザイン」を標榜する万博であるなら、この難問への答えは赤十字のみならず、万博の来場者・参加者全員が何らかの形で向き合わざるを得ないものになるでしょう。かつて佐野がパリ万博で感化され日本に赤十字運動をもたらしたように、大阪でもひとりでも多くの来場者の方が人道アクションに一步をふみだしてもらえよう。パビリオンを指したいと思えます。その意味で、先達の精神を受け継いだ現代の赤十字パビリオンがどのような内容になるのか、実地にてぜひ体験いただければ幸いです。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

注

1 大塚義治「愛知万博・赤十字パビリオンの衝撃」『人道研究ジャーナル』Vol.4(日本赤十字学園、二〇一五年)



パビリオン内を視察される天皇皇后両陛下（当時）



↑多くの来場者で長蛇の列が続く日も



←館内の「心の掲示板」には5万枚の来館者メッセージが寄せられた

あの感動をもう一度！

二〇〇五年「愛・地球博」の
赤十字パビリオンを振り返る

「自然の叡智」をテーマに二〇〇五年三月二十五日から九月二十五日まで、愛知県で開催された「愛・地球博」に日本赤十字社は国際赤十字・赤新月運動として「国際赤十字・赤新月パビリオン」を出展しました。期間中の来場者は四七万人におよび、館内のマインドシアターで上映される映像と音楽（McCartneyの楽曲）で再現された世界で必死に生きる人々の姿が来場者の心に感動の渦を巻き起こしました。

あれから二〇年。今年四月一三日から大阪・夢洲で開催される大阪・関西万博に赤十字パビリオンが再び甦ります。パビリオンを訪れ、是非「あの感動をもう一度！」をご体験ください。

（編集部）



47万人の来場者で賑わった愛・地球博、国際赤十字・赤新月パビリオン

人工知能と自律型兵器

——国際人道法の観点から譲れない『人間中心のアプローチ』

西山秀平

赤十字国際委員会駐日代表部 法律顧問



二〇二二年に激化・拡大したロシアとウクライナによる国際的武力紛争と、翌年十月に勃発したイスラエルとハマスとの新たな敵対行為の中で、人工知能(Artificial Intelligence、以下AI)を活用した武器が、火薬、核兵器に次ぐ第三の軍事革命をもたらす可能性があるとして一層の注目を集めています。国際人道法(International Humanitarian Law、以下IHL)の守護者として、そして、純粹に人道に特化して紛争地で活動を続ける中立な組織として、赤十字国際委員会(ICRC)は、二〇一五年からAI兵器、さらには自律型兵器システム(Autonomous Weapon Systems、以下AWS)の規制を訴えてきました。

AWSをはじめとする新技術を搭載した紛争手段の使用や、宇宙空間やサイバー空間における攻撃は、法の空白

の中で起こってはならないというのがICRCの一貫した主張です。こうしたICRCの取り組みは、二〇二三年の国連総会において、オーストリアと四十三カ国の共同提案国が提出した自律型兵器システムに関する決議案七八／二四一が百六十四カ国によって支持されたことによって加速。ミリアナ・スポリアリッチICRC総裁は、アントニオ・グテーレス国連事務総長と共同で、二〇二六年までにAWSの明確な禁止と制限という二段階の規制を定めた新しい

法的拘束力のある条約について検討・交渉することを、政治指導者に向けて訴えました。スポリアリッチ総裁はまた、二〇二四年五月にウィーンで行われたAWSに関する国際会議六月にシンガポールで行われたアジア安全保障サミット(通称・シャングリラ会合)の「AIとサイバー防衛、将来の戦争」特別セッションにおいて、「人間中心のアプローチの重要性」について言及しました。

AIの発展が加速度的に進む中、AWSが完成し、実際の戦場で使われる日も近いと考えられています。その際、有効な規制なくしては、民間人が犠牲になつたり、制御の効かなくなったAWSが暴走するという可能性も大いにあります。本稿では、ICRCがなぜAWSの規制を訴えているのか、そして、「人間中心のアプローチ」の下、どのような規制が必要なのかを解説するとともに、AIを活用した人道支援の可能性についてICRCの見解から探ります。

I なぜ事前の規制が必要か

まずはじめに、ICRCがAWSを巡る新たな条約の必要性を訴えている点について、IHLの発展の歴史からひも解きます。武力紛争時に適用されるIHLは、武力紛

争の目的を武力行使によって敵対する紛争当事者を弱体化・無力化することとしています。自らの政治的主張を他の当事者に合意させる手段として紛争を捉え、その目的の達成において、戦闘員をはじめ、民間人など戦闘に直接参加していない者、また、捕虜や傷病兵など戦線を離脱した者に対して過剰かつ不必要な痛みが与えられる場合は、非人道的な行為と捉えています。そうした痛みを生じさせる武器の使用を制限することを目的の一つとして、IHLは発展してきました。この目的が達成された具体的な例としては、特定通常兵器使用禁止制限条約(Convention on Certain Conventional Weapons、以下CCW)における検出不可能な破片を利用する兵器、ナパーム弾、失明をもたらすレーザー兵器、そして対地雷全面禁止条約などが挙げられます。一方で、こうした枠組みで規制されている武器は、レーザー兵器を除いて、規制に至るまで多くの犠牲者、そして今もなお肉体的・精神的に負っている傷とともに生きることを余儀なくされている人々を生んでいることを忘れてはなりません。幸いなことに、AWSはまだ実際の紛争では使用されることがなく、したがってその犠牲となつた人々は存在していません。だからこそ、AWSが使用されてしまった場合の影響の重大さに思いを馳せ、AWSが実際に使用される



ICRCのリハビリセンターで義足をつけて歩行訓練を受ける少年。爆発で一瞬にして片足を失ったとき、彼はまだ六歳だった（2022年2月、アフガニスタン）

©ICRC

前に、その使用についての取り決めを行うことが重要なのです。そして、それを各国に訴えかけることはIHLの核に関わる重要な事柄であり、IHLの守護者であるICRCの重大な使命でもあります。

私たちが懸念している点は、大きく分けて三つあります。一点目は、法的な課題です。AWSによる無差別攻撃がIHLの基本原則である区別・均衡性・予防原則すべての観点から懸念されます。二点目は、倫理的な課題です。IHLは原則として「人の命を手にかけるのは人である」ことを前提にしています。その生殺与奪を機械やセンサーに委ねるということは、人間の慈悲という要素を武力紛争から排除してしまうのです。三点目は、人道上の課題です。AWSは、紛争によって影響を受けるすべての人々をリスクにさらす可能性を高め、武力紛争をより凄惨なものへと変容させる危険性を孕んでいます。こうした観点からICRCはAWSの早急な規制を訴えているのです。

II 対象は予見不可能かつ人間を標的としたAWS

禁止されるべきAWSに関して、ICRCは二つの要件を必須事項として提起しています。前提として、ICRC

はAWSを次のように定義しています…使用者による最初の起動・発射の後、センサーを通じて受信した外部からの情報を一般化された「標的プロファイル」に基づいてプロセスし、攻撃を自動的に行う兵器のこと。簡潔に言うと、人間の介入なしに標的を選択し、武力を行使します。そしてICRCは、殺傷能力の有無に関係なくAWSを脅威と捉えています。AWSの使用者は、特定の標的や、その結果としての武力行使の正確なタイミングや場所を選択することとはなく、武力行使が実際に行われるまで知ることさえできない状況に警鐘を鳴らしています。

こうしたAWSの特色を受けて、禁止対象としているのは、予見不可能なAWSと、人間を標的としたAWSです。前者は、事前のプログラミングによるアルゴリズムに規律され、一般化された「標的プロファイル」が、敵対行為を行う対象選定に至る過程を明確に示すことができないことに起因しています。使用者が、攻撃がなぜ行われたのかを明確に理解・説明できないAWSがIHLを遵守できないこととは明らかのため、排除されなければなりません。同時に、そのようなAWSが予見していない行動を起こしてIHLに違反する行為を実行した場合、その責任を負うのは誰かという議論になってきます。AWSを起動した戦闘員、そ

の使用を命じた指揮官、使用を許可した政府や組織の高官、はたまた設計した技術者なのか。その責任の所在を明確にすることが非常に困難になってきます。

人間を標的としたAWSは、蓄積されたデータから事前に読み込ませた攻撃対象の集団の構成員の顔の骨格や特徴に基づき顔認識に基づき標的を事前に選定します。また、標的とした対象の拳動や武器の所持などに基づき、攻撃の実行を決定します。前提として、こうしたAWSには、その他のAWSに求められる技術レベルを遥かに超える高度な顔認証技術や外的な環境を読み込む技術が必要となります。戦闘に参加していない民間人が攻撃に巻き込まれる可能性が極めて高くなるうえ、IHLを確実に遵守した形で展開・運用される見込みが非常に低いことは明白です。さらに、IHLは民間人に加え、既に戦闘に参加していない、あるいは、戦意を喪失した戦闘員も保護の対象としています。例えば、顔認証データに基づき攻撃対象とした戦闘員が、AWSと対峙した際に、負傷あるいは降伏したとします。そのような状況下で、AWSはきちんと攻撃を停止できるでしょうか。ICRCは、AWSがそのような状況に対峙した場合と人間が対峙した場合とを比較し、そうした保護が十分に機能しなくなる危険性に鑑み、AWS禁止の必要

性を訴えているのです。

Ⅲ 実際の犠牲が出てからでは遅い

ここからは、ICRCがAWSに設けるべき制限として掲げている四つの要件について説明します。

一つ目は、AWSが攻撃できる標的の種類についてです。本来、発電所や橋、線路など、民間人の生活に欠かせないものであっても、軍事利用されている確証が取れば、攻撃する側の指揮官の判断のもと攻撃対象となりえます。ただし、人間の判断が介在しないAWSに関しては、こうした攻撃は禁止されます。したがって、軍事目標となりうる物のみを攻撃対象とすること、すなわち軍民の二重用途になりうる物に対する攻撃を禁止することを意味します。

二つ目の要件は、AWSを使用する期間、地理的範囲、使用規模についてです。これは、AWSが運用される条件を予め規定することにより、その攻撃による民間人・民物や環境への影響を可能な限り少なくするとともに、IHLの遵守が困難でない条件を前提として使用を認めるということを意味します。例えば、戦場のみでの使用、出撃するAWSの数、稼働してよい時間を規制することが考えら

れます。

三つ目の要件は、AWSを使用する状況を限定することについてです。例えば、民間人と戦闘員が入り乱れる人口密集地、民物と軍事物、あるいは二重用途の物が多く存在する都市部での使用は認めないなど、IHL遵守が担保できない状況下での使用を制限し、偶発的な民間人の犠牲やAWSの誤作動によるIHL違反を未然に防ぐことを企図しています。

四つ目の要件は、人間と機械が相互作用することを必要條件とするものです。これは、前述したような禁止されたAWSにあたらないAWSといえど、間違いを犯す可能性があるという前提に立っています。AWSが軍事的な任務に従事する間、人間による効果的かつ適切な監視の下でのみ、行動を許可し、万が一意図していない挙動やIHLを違反する恐れのある挙動が見られた場合には、人間による遠隔操作により停止することを可能とすることを求めるものです。この制限が課されることにより、AWSがIHLを遵守した形で使用される可能性を高めると考えられます。

また、AWSとは異なりますが、様々な軍事的決定を補助するAI機能に関しても昨今注目が高まっています。AIは既に多くの軍事技術に活用されていると考えられてい

ます。これらは、読み込んだり与えられた情報を処理し、とるべき行動の選択肢などを提示することで、人間の決定をサポートするものです。具体的には、標的の特定、状況・付随的損害の測定、攻撃手段の選定、敵の行動パターン予測、資源の最適化、進軍ルートの計画など、多岐にわたります。AIはあくまで決定を補助しているに過ぎず、下した決定の責任を負うのは人間であるということ。その為には、AIは間違いを犯すものだという前提に立ち、提示された選択肢を鵜呑みにしたり、人間がただただ決定ボタンを押すだけの存在に成り下がってはならないということを意味します。そして、その決定はIHLを遵守したものでなければならぬという点は揺らぎません。使用者は、AI機能を使用する際に、常に敵対的な情報に関する干渉、AIに供給されているデータの質の担保、AIに内在するバイアスや人間の有する自動化バイアスを正しく認知し、それらの危険性に対処しなければなりません。AI機能を活用する軍や組織は、適切な規則を設けるとともに、それらの使用者たる人員をきちんと訓練する義務も求められるのです。

ここまで述べてきた二つの禁止要件、そして四つの制限を確保した上で、ICRCはAWSの運用を定めた新しい

条約の必要性を訴えています。これらは全て人間を中心に据えたアプローチからくるものであり、ジュネーブ諸条約をはじめとするIHLの中核を成す考えに基づいています。人道的見地から武力行使は適切に規制されなければならず、同時に、攻撃から守られるべき人や物を徹底的に守らなければならないのです。勿論、規制に関しては、使用されるまで実際にどういった被害が出るかわからない、という批判や反論もあるかもしれませんが、また、核保有国が参加していない核兵器禁止条約のように、同じことがこの条約にも起こって、意味のない規制になってしまうのではないかと、という懸念もあるかもしれません。しかしながら、何十万人の人々を死に追いやった第二の軍事革命である核兵器と並び、第三の軍事革命と目され、その使用が多くの甚大な被害をもたらすことが火を見るよりも明らかなAWSが、何の規制もなく戦場へと放たれるのを黙ってみていいのでしょうか。犠牲者を生む前に、我々は行動を起こす義務があるのではないのでしょうか。最初は少数の国の参加で始まった条約だとしても、少しずつ賛同する国の数を増やしていき、やがては全ての国が参加する普遍的な条約になる可能性を、この条約は秘めていると期待しています。

IV 一人一人の危機感を大きなうねりに

ICRCは各国政府に対して、IHLの守護者の立場から自らの考えを説明し、支持を得られるよう日々活動を行っています。加えて、こうした国際的な法規制の啓発においては、市民からの声も大変大きな追い風となり、後押ししてくれます。これまでも、そうした一人一人の声がうねりとなり、新たな機運を生み、政府の意見に影響を及ぼすケースをたくさん見てきました。

最後に、AIをはじめとする新興技術は、負の側面だけではなく、人道支援の場においても新たな可能性をもたらすという、正の部分も持ちえます。その実例として、ICRCは早稲田大学と共同でAIを用いた地雷探知のプロジェクトを進めています。これは、地雷の敷設情報を機械学習したAIにより埋まっている地雷の位置を予測するというものです。地雷探知のデバイスはあるものの、費用面やそのデバイスが入っていけない場所では使用できないため、訓練を受けた人間が探知機を用いて人海戦術で行っているのが実情です。これは、多大なリスクと隣り合わせになりながら、膨大な費用と時間がかかる作業であることか

ら、人間不在の探知が可能になれば、世界で地雷探知の負担が大幅に軽減されます。

いかなる技術であっても、善悪をひとくりに行うことはできません。その技術を生かすも殺すも、それを使用する私たち人間次第なのです。ICRCは、紛争の最前線での活動を通し、紛争犠牲者の視点に立ち、寄り添いながら新しい技術とも調和した質の高い人道支援を届けられるようこれからも取り組んでいきます。そして、新たな技術が人々に光をもたらすことができるよう、IHLの守護者としての使命を全うしていきます。

注

1 ICRC総裁「新技術の発展と使用には人間中心のアプローチを」



早稲田大学と立ち上げた共同事業の一環として、サーモカメラ搭載のドローンを飛ばして地雷など爆発物を探知するためのテストを実施（2019年11月、埼玉）

自律性兵器システムの定義問題と国際人道法の法的性質

田村恵理子
宮崎公立大学准教授



I はじめに

二〇一三年に特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の縮約国会議が Lethal Autonomous Weapons Systems (LAWS) を議題とすることを決めてから、約十年が経過した。その間、二〇一四年から二〇一六年まで非公式専門家会合が、二〇一七年から二〇二四年九月現在まで政府専門家会合(GGE)が毎年開催され、LAWSに関する技術的、軍事的、倫理的そして法的側面からの議論が重ねられてきた。ところが、それら議論の対象であるLAWS、より核心的には Autonomous Weapons Systems (AWS) の定義が、諸国間で未だに合意できていない。それはなぜなのだろうか。

たしかに、兵器の規制に合意すること、とりわけ禁止対象とする兵器の定義に合意することには、一般に多くの困難が伴う。どの兵器を如何に規制するかは、当該兵器の軍事的有用性および非人道性とのバランスを各国が如何に評価するか左右され、それは畢竟、各国の置かれた中長期的な安全保障環境やより広く政治・経済・社会的状況の認識に依存するからである。しかし、AWSに関しては、従来の兵器とは質的に異なる新規性を備えていることが、定

義の合意を妨げている主因であるように思われる。つまり、AWSのもつ「自律性(Autonomy)」概念の捉え難さに、問題の根源があるのではないか。

そこで本稿では、AWSの定義をめぐる従来の議論を概観した後、自律性概念をより深く分析し、自律性概念が曖昧とならざるを得ない理由を示す(Ⅱ)。そのように概念が曖昧であるからこそ、「自律性をもつ機械が人間を殺傷することへの倫理的評価も対立を深くし、それが法的議論に多大な影響を及ぼしている。重要なのは、AWSの倫理論争が、国際人道法(IHL)の法的性質を如何に理解すべきかを問いかけていることである(Ⅲ)。

II AWSの自律性概念

(1) AWSの主要な定義の試み

兵器システム²の自律性とは、さしあたり、人工知能(AI)を主とするテクノロジーによって、人間のリアルタイムの関与なしに——しかし人間の制御下で、人間との相互作用を通じて——目的達成のために作動を決定する性能、と捉え得る³。AIとは、人間が細かく操作せずとも自動的に動いてタスクを遂行できる、知性あるような振る舞いをする

システムを指す。なかでも、「機械学習」と呼ばれるAIのアルゴリズムは、外部環境から取得したデータから意味のある特徴を選び集め、パターンや相関関係として統計的に関連付け、かつ、経験知に基づき自ら作ったモデルに従ってそれら一連の作業を行なうため、より高い精度で特定の問題に答えたり物事を予測したりできる。こうしてAWSは、AI(ソフトウェア)およびこれを内蔵する機械または兵器(ハードウェア)を含む全体を指すが、特定の種類の兵器(例えばマスタードガスや失明レーザー兵器のような特定の効果や特定の形態の損害をもたらすよう設計された兵器)を指すのでも、特定の作動態様を指すのでもない。よって、AWSを日本語にするなら、自律「型」ではなく自律「性」兵器システムと呼称するのが適切である。

AWS開発の動因は、AWSが人間の情報処理能力を遙かに凌駕し、また、人間の肉体的および精神的な諸制約を免れているため、より効果的で効率的な軍事活動が可能となり軍事能力が高まることである。ここから分かるAWSの重要な特性は、搭載した兵器の使用(致死力行使)を人間に代わって制御できるという点にある。AWS開発を先導する米国によるAWSの定義は、次に見るように、まさにこの特性を軸としている。

① 広義の定義

米国⁴を初め多くの諸国⁵および有力なNGO⁶等が採用するAWSの定義は、「AWSの致死力行使に人間がどのように関与するか」に着目する方法をとる。つまりAWSは、人間の関与なしに致死力行使（標的選定および攻撃実行）をなし得る兵器システムと定義される。さらに、「人間の関与なし」の意味によってAWSはその内部で分類され、①AWSの致死力行使に人間の関与が必要なSemi Autonomous Weapons Systems (Semi AWS)、②AWSの致死力行使に人間が——追認又は中止するなど——関与できるSupervised Autonomous Weapons Systems (Supervised AWS)、そして③AWSの致死力行使に人間が全く関与しないFully Autonomous Weapons Systems (Fully AWS)とされる。たしかに①のSemi AWSの場合、致死力行使の決定プロセスの中に人間がいる（“human in the loop”）ため、人間の関与があり、②や③とは異なるとも考えられる。しかし、いわゆる自動化バイアス（automation bias）に鑑みれば、AWSの作動を人間が有効に制御できない可能性が付きまとう点で、①と②の相違は大きくない。つまり、①〜③の間には明確な境界線がないと言える。

こうして、上記のAWSの定義は非常に広いものとなシステムの内在的性質にも着目するゆえ、AWSをより狭義に定義する。その結果、この定義によれば地雷はAWSではなく自動性兵器システムに分類できる。かかる狭義の定義は広義のそれより適切であるように思われるが、仔細に見ると自動性と自律性の境界線も截然とはしておらず、また、自動性兵器システムにも予測可能性が低い場合があり得るというように、問題が指摘される⁹。

(2) 自律性概念はなぜ捉え難いのか

前節で見た広義と狭義のAWSの定義の相違は、つまるところ自律性概念の捉え方に帰着する。そして、何れの定義についても諸国が合意できないのは、政治的意図はさておき、自律性概念の捉え難さに原因があると考えられる。この捉え難さは、以下三つの側面から示すことができる。

① 学際性

一つ目は、自律性概念が複数の学問分野において異なる意味や文脈で用いられることである。AIの自律性を扱う学問は、法学だけでなく哲学や心理学など他の社会科学にも、さらには、電気電子工学、ロボット工学、コンピューターサイエンス、データサイエンス、認知科学、脳科学、神

る¹⁰。この定義には地雷さえ当てはまるので、米国防総省指令はそれを明示的に除外せねばならない程であった。AWSの推進派（米、露等）は、かかる広義の定義によって現行の兵器システムもカバーすることで、AWSのカテゴリカルな禁止を阻止する意図があると思われる。禁止派（NGO等）も同じ広義の定義を用いるが、真正面からAWSの開発禁止を唱えるキャンペーンは功を奏していないようだ。

② 狭義の定義

もう一つの主要なAWSの定義は、「兵器システムのテクノロジーやメカニズムの特性」に着目する方法をとる¹¹。すなわち、兵器システムは——自力で作動できない性質（inert）をもつ以外に——「自動性（automatic, automated）」と「自律性（autonomous）」に区別できる。自動性兵器システムは、人間が事前にパラメータやルールを設定し、外部環境からの一定の入力に一定の範囲でのみ反応する作動様式ゆえ、人間にとつて予測可能である。これに対し自律性兵器システム（AWS）は、人間が設定するのはタスクのみで、後は自ら幅広い入力から機械学習し合目的に作動を選択するのであり、人間の高次の指令を個別の状況に自律的に適用するという作動様式である。それは、自動性兵器と異なり、本来的に予測不可能性を孕んでいるとされる。

経科学等にも及ぶ。

法学では一般に、自律性は「自己統治する能力」つまり「自分（たち）で自分（たち）の服する規範を定め得る（定めるべき）こと」を意味し、「人間個人の「自律性が前提とされる¹²。このような規範的な自律性概念に対し、他学問分野での自律性概念は概して記述的・経験的な概念であり、ある存在が有する独立して判断し動作する事実上の能力を意味する¹³。しかし、AIの自律性と、例えば生物（生命）の自律性とは意味が異なるように¹⁴。記述的な自律性概念も文脈依存的であり統一的に把握しがたい。

② 連続性

二つ目は、AIの自律性が「連続体（continuum, spectrum）」的な概念であり、その中のどの点を取ってもその近くの領域と明確に区別できないような広がりをもつことである。換言すれば、AIの自律性は、あるかないかという二値的概念ではなく、低度から高度までのレベルや段階をもつと捉えられる¹⁵。これが、例えば自動性と自律性の境界線が明確でないことの背景であろう。加えて、将来のテクノロジーの進展に伴い、連続体としての自律性を捉える社会の認識が変化しうる¹⁶。例えば、かつては比較的低レベルであったも自律的だと認識された性能が、社会に広く普及すること

で陳腐化し、より高度の自律性を備えた性能でなければもはや自律的とは見做されなくなることも考えられる。

③ テクニカルな幅

三つ目は、たとえ自律性をテクニカルにのみ捉えることができたとしても、AWSをカテゴリーカルに定義することは容易でない。同一のAWSが、ターゲティングプロセスの機能ごとに、作戦行動の異なる局面ごとに、又は予期せぬ事態の発生やAWSの誤作動といった状況変化に応じて、自律性のレベルを変えることができるからだ¹⁵。例えば、韓国が北朝鮮との非武装地帯で監視任務に配備する自律歩哨銃SGRAIは、モードの変更によってSemi-AWSになり、Fully-AWSになったりする¹⁶。

以上に基づくと、自律性概念から、それを超える問題（違法）と言えるような一律の閾値を導き出すことは不可能に近い¹⁷。自律性概念は曖昧とならざるを得ないのだ。そして、概念が曖昧であるからこそ、「自律性をもつ機械が人間を殺傷することへの倫理的評価も対立を深くし、それが法的議論に多大な影響を及ぼしている。次章ではこの点を見ていく。

とは何か——人々が追求し追求すべきとされる「価値」は何か——が最初に明確化される必要があること、②個別に計測した幸福を「集計する方法」を定める必要があること、である。例えばベンサムは、幸福は「快楽」であり、その反対物は「苦痛」であるとした上で①、快楽から苦痛を差し引きして個々のステークホルダーに帰結として生じる正味の快楽を計測し、それらを単純に加算するという集計方法を採用する②。かかる快楽計算の手順は、アルゴリズムのようにステップごとに記述・説明されるため、プログラムとして実装するのは可能だと考えられる。

以上に照らすと、AWSを使用する方が人間の制御下で兵器を使用するより紛争犠牲者を減らすことができる場合、功利主義は迷うことなくAWS使用が正しいと評価する。人間に代えてAWSを使用することはそれ自体が自軍戦闘員の犠牲を無くすことを意味し、また、AWSは人間の肉体的・精神的限界や感情的起伏を免れている上、人間の能力を遙かに超えて大量の情報を一度に迅速に処理できるゆえ、人間より精度の高い判断ができる結果、AWSを使用する方が敵側の犠牲（とくに文民の誤爆や付随的損害）も減らせるのだ¹⁸。

しかし、功利主義に対するよく知られた批判として、総

III AWSに対する倫理と法の交錯

(1) AWSをめぐる帰結主義と義務論の対立

行為や政策等の正しさを評価するための基準を論じる規範倫理学では、主要な二つの立場が対立してきた。帰結主義（consequentialism）と義務論（deontology）である。帰結主義は、行為や政策によってもたらされる帰結・結果に関する情報のみを使用する立場であり、その代表は功利主義（utilitarianism）である。これに対して義務論は、そうした帰結以外の情報——道徳的権利義務や行為者の意図等——も考慮に入れる立場であり、その代表はカント主義である。両者はそれぞれAWSの使用を如何に評価するのだろうか。

① 帰結主義（とくに功利主義）から見たAWS——AWSは武力紛争をより人道的にする？

「最大多数の最大幸福」が達成される帰結をもたらす行為や政策が正しいとする功利主義は、個々のステークホルダーの幸福ないし効用は計測できると前提してそれらを集計し、ステークホルダー全体にとっての幸福と見做し、この幸福の全体集計が一番大きくなる行為や政策を選ぶべきと主張する¹⁹。ポイントとなるのは、①計測・集計されるべき「幸福

量としての幸福が最大になるのであれば、一部の人々を犠牲にする（例えば奴隷制によって社会全体が利益を得ること、あるいは極端な不平等・不公平があっても許容してしまう）点が挙げられる²⁰。つまり、結果として紛争犠牲者の数が減ること以外にも倫理的判断に及ぼす要因があるにも拘らず、功利主義はそれらを度外視している。戦闘員が戦場で殺傷されるリスクを負うのは事柄の性質上当然の理であり、AWS使用によって当該リスクを回避することがそもそもIHL（均衡性原則）の想定する「軍事的利益」と言えるのか、当該リスクは「軍事的必要性がない」と言えるのか、疑わしい。また、自国戦闘員のリスクはゼロであるにも拘らず敵側文民に付随的損害——人間の制御下で兵器を使用する場合より小さい²¹とはいえゼロにはできないだろう——が生じることは、自国戦闘員の生命の価値が敵側文民のそれより重いことを含意する²²。さらに、AWSによって殺傷される側の戦闘員からすれば、人間でなく機械によって殺傷されること自体が「人間の尊厳」を傷つけ精神的苦痛をもたらす——よってAWSはIHLが如何なる場合も使用を禁止する「不必要な苦痛」をもたらす兵器に該当し得る——とも考えられる。

このように、功利主義（さらには帰結主義全般）でAWS使

用を正当化することは、看過できない問題に目をつむることを意味する。AWSが武力紛争をより人道的にするとは、到底言えそうにない。

②義務論から見たAWS——AWSは武力紛争をより非人道的にする？

義務論の典型的な形態は、人間にはその本質に即して普遍的に遵守すべき道徳的義務が存在すると指定して、人間の自由意志に基づく行為を評価する、というものである²³。人間の生死に関わる事項は、かかる道徳的義務の代表である。よって義務論は、人間でなく機械——その性能如何に拘らず——に人間の生死の判断を行なわせること自体を認めない。それは「人間の尊厳」に反するからだ。生死の意味を理解できない機械に生死の決定を行なわせることは、対象となる人間を「それ自体で内在的価値のある代替不可能な客観的目的」——「人間の尊厳」の内実——と見做さず、人間が慎重に意思決定するに値しない「機械で処理される単なる物体」とするに等しい、と²⁴。

このように義務論は、しばしば誤った判断を下し紛争犠牲者をより増やすことさえあっても、機械ではなく人間が人間の生命剥奪を判断ないし決定すること自体が「人間の尊厳」の観点から不可欠だとするのである。これに対して、

義務論は文民だけでなく敵戦闘員の尊厳も問題とするところ、後者は合法的軍事目標として既に「人間の尊厳」は相当に縮減されているから、AWSを殊更に「戦闘員の人間の尊厳」を理由に問題視するのは的外れだと反論される²⁵。

他方、「人間の尊厳」は「標的となる」敵戦闘員については問題でないとしつつ、AWSを「使用・操作する」戦闘員に対して重大な影響を及ぼすとの主張もある。いわく、AWSに殺傷を委ねることは、人間の生死の決定に対する「道徳的行為者性(Moral agency)」を放棄することを意味するが、まさにその道徳的行為者性こそが「人間の尊厳」を構成するのだ²⁶。また、武力紛争という複雑かつ困難な状況下での生死の決定は、慈悲・共感・尊重といった感情能力を涵養する土壌であったところ、戦闘員はもはやそれらを培うことができなくなる(軍人倫理の崩壊リスク)²⁷と。

(2)AWSの倫理論争が問いかけるIHLの法的性質

以上のように、AWSへの倫理的評価の対立は、AWSが武力紛争をより人道的にするか否かを主要な軸としている。この問いには容易に答が出せそうにない。しかしこの論争は、IHLの法的性質に対し、根本的に異なる二通りの理解があることを炙り出した。

一つは、IHLの帰結主義的な理解である。それによれば、IHLは紛争当事者が一定の結果(例：文民保護を確保するよう求めるが、それに至る過程(例：致死力行使の在り方)には特に制約を設けていない。IHLの関心はそのルールを「誰が」遵守するかよりも「どのように」遵守されるかにある。よって、致死力行使を機械に委ねること自体をIHLは禁じておらず、IHLが遵守される範囲でかかる委任は許されることになる。

もう一つは、IHLの義務論的な理解である。それによれば、IHLは人間にのみ名宛されており人間の判断を前提にしている。また、IHLは結果だけでなく過程も重視し、軍事的必要性と人道的考慮という計算不可能で文脈依存的な「価値の比較衡量」を人間に求めている。よって、IHLを遵守するためには機械に致死力行使を委ねてはならず、人間が有意義な制御を及ぼすべきということになる。

IHLの遵守は、法一般の場合と同様に、必然的に価値判断を含む法解釈を伴うところ、機械(AI)にそれを委ねることは、「アルゴリズムの出力」が「人間の価値判断」と等価であることを認めることを意味する。果たして我々はそれを受け入れられるだろうか。受け入れられないとして義務論的にIHLを理解する場合、今度は、IHLの遵守に

必要不可欠な「人間の有意義な制御」の中身を明確にせねばならない。どのような場合に、どのターゲット機能を、どの程度、AIの制御に割り振ることが許されるのかを決定せねばならないのだ。

IV 結 語

AWSは「特定の」兵器としては定義され得ず、焦点は自律性概念の捉え方にあるが、当該概念は幾つかの理由によって曖昧にならざるを得ない。それにより、「自律性をもつ機械が人間を殺傷する」ことに対する帰結主義と義務論の倫理的評価も対立を深くしている。この倫理論争が決着する兆しは見えないが、IHLの法的性質を如何に理解すべきかという重要な問いかけを我々にもたらした。

AWSの使用は他の兵器ないし兵器システムの使用とは次元を異にする問題、つまり、AIが致死力行使を人間に代わって行なうことそれ自体の是非を提起する。それはIHLの想定しなかった事態であり、ゆえに既存のIHLの解釈適用だけでは答えられない種類の難問であろう。

注

- 1 LAWsはAWSの下位概念であり、より特定の人間を殺傷するよう設計されたAWSを指す。AWSはより広く、物に対する非致死的な使用を目的とするものも包括する。かかる対物AWSも直接または間接に人間の殺傷を引起し得るゆえ、LAWsに限らずAWSを議論の対象とすべきである。Mariosara Taddeo and Alexander Blanchard, “A Comparative Analysis for the Definitions of Autonomous Weapons Systems” *Science and Engineering Ethics*, Vol. 28 (2022), p. 5.
- 2 兵器システムとは、兵器とその主体、および、兵器の一体化した兵器の作動に必要なあらゆる要素(運搬体、センサー、その他)を総称する。
- 3 Tim McFarland, *Autonomous Weapon Systems and the Law of Armed Conflict: Compatibility with International Humanitarian Law* (Cambridge University Press, 2020), pp. 29-30 and 35; Alfonso Seixas-Nunes, *The Legality and Accountability of Autonomous Weapon Systems: A Humanitarian Law Perspective* (Cambridge University Press, 2022), pp. 115-121.
- 4 US Department of Defense, DoD Directive 3000.09, “Autonomy in Weapon Systems” 21 November 2012, pp. 2, 11-13; *Ibid.*, 25 January 2023, pp. 21-23.
- 5 E.g., “Approaches of the Russian Federation to the issue of emerging technologies in the area of lethal autonomous weapons systems” UN Doc. CCW/GGE.1/2024/WP.2, 1 March 2024, para. 7; “Working paper. Submitted by Bulgaria, Denmark, France, Germany, Italy, Luxembourg and Norway” UN Doc. CCW/GGE.1/2024/WP.3, 1 March 2024, para. 9.
- 6 E.g. Human Rights Watch, “Losing Humanity: The Case against Killer Robots” 19 November 2020; International Committee of the Red Cross, “What You Need to Know about Autonomous Weapons” 26 July 2022.
- 7 Nathan Gabriel Wood, “Autonomous Weapon Systems: A Clarification” *Journal of Military Ethics*, Vol. 22, No. 1 (2023), pp. 13-32.
- 8 E.g. UK Ministry of Defence, “Joint Doctrine Note 2/11: The UK Approach to Unmanned Aircraft Systems” 30 March 2011, para. 205; UK Ministry of Defence, “Joint Doctrine Publication 0-30.2, Unmanned Aircraft Systems” August 2017, para. 2-5; UK Ministry of Defence, “Joint Doctrine Publication 0-30, UK Air Power” 29 September 2022, paras. 1.15 and 1.16; “Position Paper by China” UN Doc. CCW/GGE.1/2018/WP.7, 11 April 2018, para. 3. 2011年英総会ドキュメントの関心領域の状況判断が正確な脈理解が得られるかどうかは autonomous をどういった意味で用いたかによって修正したほうがよい。
- 9 Daniele Amoroso and Guglielmo Tamburrini, “Towards a Normative Model of Meaningful Human Control over Weapons Systems” *Ethics & International Affairs*, Vol. 35, No. 2 (2021), pp. 248-249.
- 10 成原慧「個人の自律とAIの自律」宇佐美誠編『AIと変化する法と社会：近未来を深く考えるために』(岩波書店 2011年) 313-314頁。
- 11 同前 316頁。
- 12 河島茂生編著『AI時代の「自律性」：未来の鍵となる概念を再構築する』(勁草書房 2019年) 313、316、317、318、319頁。
- 13 Stuart Russel and Peter Norvig, *Artificial Intelligence: A Modern Approach* (Pearson, 4th edn., 2020), p. 42.
- 14 UN Doc. CCW/GGE.1/2018/3, 23 October 2018, para. 22 (c).
- 15 McFarland, *supra* note 3, pp. 46-47; UN Doc. CCW/GGE.1/2017/3, 22 December 2017, Annex, para. 61.
- 16 SCR-A1 は、機関銃を内蔵した砲塔を回転させ、光・熱・赤外線を感知するセンサーをもち、暗闇の中でも人間サイズの標的を感知しその位置を追跡するもの。Semi AWS モードでは攻撃実行の前に遠隔地にいる人間のオペレータの承認を要するが、Fully AWS モードでは人間が全く関与せずに攻撃を実行し得る。
- 17 UN Doc. CCW/GGE.1/2018/3, Annex III, para. 4.
- 18 代表的なものとコンピュータ・ロンニー・ヤンサム(山名雄一郎・小畑俊太郎訳)『ヤンサムー功利主義入門』(慶応義塾大学出版会 2011年) 六二〜九八頁。
- 19 E.g. Ronald Arkin, “Lethal Autonomous Systems and the Plight of the Non-Combatants” *AISB Quarterly*, No. 137 (2013), pp. 1-3; Duncan MacIntosh, “Fire and Forget: A Moral Defense of the Use of Autonomous Weapons Systems in War and Peace”, in Jai Gallot, Duncan MacIntosh and Jens David Ohlin (eds.), *Lethal Autonomous Weapons: Re-Examining the Law and Ethics of Robotic Warfare* (Oxford University Press, 2021), pp. 9-23; Lena Trubucco and Kevin Jon Heller, “Beyond the Bar: Comparing the Ability of Autonomous Weapon Systems and Human Soldiers to Comply with IHL” *Fletcher Forum of World Affairs*, Vol. 46, No. 2 (2022), p. 18.
- 20 シモン・ロールズ(山本隆史・福岡聡・神島裕子訳)『正義論(改訂版)』(紀伊国屋書店 2011年) 六頁。
- 21 AWSを使用すれば、例えば自軍保護のため高高度から攻撃するよう市民の付随的損害が拡大するような場合を回避し得るからである。
- 22 久木田水生「ロボット兵器の倫理的問題」『世界』第九二五号(2019年) 二二八〜二二九頁。
- 23 代表的には、イマニュエル・カント(樽井正義・池尾恭一訳)『人論の形而上学』(岩波書店 2001年) 四九頁。
- 24 E.g. Robert Sparrow, “Robots and Respect: Assessing the Case Against Autonomous Weapon Systems” *Ethics & International Affairs*, Vol. 30, No. 1 (2016), pp. 106-111; Ozlem Ujgen, “Human Dignity in an Age of Autonomous Weapons: Are We in Danger of Losing as ‘Elementary Consideration of Humanity?’” *European Society of International Law, Conference Paper No. 15/2016*, pp. 3-19; Christof Heyns, “Autonomous Weapons in Armed Conflict and the Right to a Dignified Life: An African Perspective” *South African Journal of Human Rights*, Vol. 33, No. 1 (2017), pp. 61-63.
- 25 E.g. Dieter Birnbacher, “Are Autonomous Weapon Systems a Threat to Human Dignity?”, in Nehal Bhuta, Susanne Beck, Robin Geß, Hin-Yan Liu and Clause Kieß (eds.), *Autonomous Weapons Systems: Law, Ethics, Policy* (Cambridge University Press, 2016), pp. 105-121.
- 26 E.g. Dan Saxon, *Fighting Machines: Autonomous Weapons and Human Dignity* (University of Pennsylvania Press, 2022), pp. 39 and 61.
- 27 E.g. James Johnson, “The AI Commander Problem: Ethical, Political, and Psychological Dilemmas of Human-Machine Interactions in AI-enabled Warfare” *Journal of Military Ethics*, Vol. 21, Nos. 3-4 (2022), p. 261.

ハッシュタグ「Not A Target」が問いかけるもの

——戦場医療の危機と問われる国際人道法の意義

齊藤彰彦
日本赤十字社広報室主査／IHS研究員

I 「# Not A Target: 私たちは標的ではない」——受け止めるべきか

戦時における傷病兵の救護は一八六四年の最初のジュネーブ条約以降、一世紀半にわたって連綿と受け継がれてきた国際人道法の最も中核的な規範である。今日、傷病「兵」のみならず文民一般にも保護を拡大した一九四九年のジュネーブ諸条約は、「普遍的批准を達成した条約」ともいわれ（国連加盟国より多い一九六の締約国）¹⁾、紛争時における無差別の傷病者救護という価値はあまねく世界で共有されたかみえる。ところが現実には正反対の光景が広がるかのようである。以下にみるように、傷病者とその救護者（医療・人道支援要員）は保護されるどころか度々攻撃対象とされる例が増えており²⁾、国際社会からは紛争当事者に対し「人道法上、医療・人道支援活動は標的（攻撃対象）ではない」といっ

た声が繰り返し返しあげられている（例えばSNSのハッシュタグ「Not A Target」キャンペーン³⁾）。本稿ではこうした法と現実のギャップにどう向き合えば良いのか、昨今の武力紛争において顕著な戦場医療への攻撃を素材に問題の把握を試みたい。

II 戦場医療の危機の諸相

(1) 「子ども」「病院」への攻撃——なぜ？

本稿執筆時点で接した報道にBBC『ウクライナの小児科病院に対するロシアの攻撃で数十名が死亡』（二〇二四年七月九日）⁴⁾がある。ウクライナの首都キーウにある同国最大級の小児科施設オフマデイト病院がミサイル攻撃にあり、ウクライナ政府の発表によれば三六人が死亡、一四〇人が負傷した。がん治療や臓器移植等の高度医療提供施設でも

ある同病院には当時二二〇〇人（このうち約六〇〇人）以上の患者・職員がいたとされるが、二〇二二年二月以降、ウクライナではすでに一八〇〇件超の医療への攻撃が生じ⁵⁾、さらには火力・水力発電の八割が破壊される等インフラ損壊も顕著であり⁶⁾、他に安全な避難場所を見出すことは容易ではない。

WHOの『医療への攻撃に関する監視システム（SSA）』の最近の記録によれば⁷⁾、ウクライナではとりわけ救急搬送や医療輸送業務の従事者の死亡率が顕著（通常の医療者の三倍）であり、二〇二四年第一四半期に同国で確認された六八件の医療への攻撃のうち、約二割が救急医療を標的としたものだった⁸⁾。こうした統計は依然活発な軍事活動が継続していることのあらわれでもあり、人々のメンタルヘルスへの悪影響も指摘されている⁹⁾。

なぜ医療が標的とされるのか。上記小児病院の攻撃について、ウクライナによれば、ロシアの巡航ミサイルの残骸が現場から発見された。対するロシアによれば、ウクライナの防空ミサイルの破片に撃たれたもので自らの攻撃によるものではない。こうした構図（相手の行為や虚偽の証言によるもので自らの責任ではない、意図的なのではない等といった抗弁と責任の否定）は今回の紛争で幾度も見られてきた¹⁰⁾。



オフマデイト小児病院攻撃の対応にあたるウクライナ赤十字社

©URCS

今回の事態をうけ、国連人道問題担当事務次長は「繰り返される攻撃に」ウクライナの市民に安息はない」「保護された病院への意図的な攻撃は戦争犯罪であり、実行者は責任を負わなければならない」と述べた他、各国からは同様の人道法違反を非難する声相次いだ¹¹。

(2)「戦場の霧」の中の危機——医療崩壊の帰結

ガザでも同様の事例は事欠かない。例えば UNHCR の「集団埋葬地と遺体袋の山」イスラエル軍撤退後のアル・シファ病院（二〇二四年六月五日）¹² は次のようにいう。「八か月続いているこの戦争の中で、病院は繰り返し標的とされてきた。：そうしたなか、かつてガザ地区最大にして最も設備の整った医療施設だったアル・シファ病院での出来事は、これまでに最も劇的だと言わざるを得ないだろう。ここで「劇的」とされた点のひとつは、廃墟と化した病院現場から多数の遺体の集団埋葬が発見されたことである。現地医師の証言では、「何人かの殉教者の遺体には現場での処刑や縛られた形跡、頭部への銃創、四肢への拷問痕があった」。要因のひとつとして指摘されているのが、今回の紛争で多くの病院が軍事拠点としての疑いをもたれた点である。このために、多くの病院が数週間に渡る攻囲（敵の軍事拠点を包囲し供給網

を断つ戦術）の対象とされ、多数の死傷者の埋葬の必要が生じたとされる¹³。この点、イスラエルは一貫して「ハマスが戦闘員を傷病者の陰に隠し、それが病院を正当な軍事目標にしている」と説明しており、真偽は明らかではない。

医療の危機は直接的な暴力によるものに限らない。英米の学術機関が二〇二四年二月一九日に発表した報告書「ガザの危機」シナリオに基づく健康影響予測¹⁴によれば、停戦に至らず戦闘が継続し感染症が蔓延する最悪のシナリオでは八月上旬までに八万五五八〇人が死亡するおそれがある。また、英国の医学雑誌『ランセット』の研究によれば、近年の武力紛争では医療施設の破壊、水・食料・安全な住居の欠如、支援団体の資金不足といった要因が複合して招く感染症に加え、がん、糖尿病、呼吸器・循環器の疾患、メンタルヘルスの悪化といった非感染性疾患（NCDs）による健康悪化がもたらす間接的な死亡が顕著であり、その数は直接的な暴力による死者数に比べて三から一五倍に達する¹⁵。これを踏まえると、最終的な死者数は最大一八万六千人に達する可能性もあるという¹⁶。

戦禍の影響は現地の住民や医療者のみならず国内外の人道支援者にも広がっている。二〇二四年四月二日、食糧支援を行う米国の NPO「ワールド・セントラル・キッチン（W

CK）」の職員七人がイスラエル軍に活動上の移動について事前に通知していたにも関わらず空爆により死亡した¹⁷。同年六月二日にはガザ地区の赤十字国際委員会（ICRC）の事務所が爆撃され敷地周辺に避難していた二人が死亡した¹⁸。また、長らく同地で活動するパレスチナ赤新月社によれば、二〇二四年六月一日までにガザで死亡した同社の職員は三〇人以上にのぼる¹⁹。半数は人道支援活動中に命をおとし、中には人道法の保護の証である赤新月標章が示された救急車が攻撃された例もあったという。このように、セキュリティの悪化から追加的・継続的な人道支援の実施が難しくなっている。

こうした事態を受け、国連人權高等弁務官は、アル・シファ病院等の集団埋葬の件につき「独立した効果的で透明性ある死因究明のための調査」が必要で、その上で「罪を問わない風潮が蔓延していることを考えると国際的な調査官を含めるべき」であること、「病院は国際人道法に基づき特別な保護の対象となる。文民や抑留者、戦闘能力を失った人の意図的な殺害は戦争犯罪に当たる」ことを強調した²⁰。

(3) 生存者を残さない——後景に退く傷病者救護の精神
まるであからさまに傷病者の息の根をとめるかのような



負傷者を搬送するパレスチナ赤新月社のスタッフ



攻撃を受けたパレスチナ赤新月社の救急車

©PRCS

例もみられる。「ダブルタップ (Double Tap)」という攻撃手法がある。これは「二回叩く」という意味で、最初の攻撃・空爆を行ったのち攻撃現場の負傷者を救護するために救護者が集まったところをねらって二度目の攻撃・空爆を加える攻撃手法である²¹。例えば、二〇二二年にシリアの人権団体「シリア正義・責任センター (SJAC)」が発表した報告によれば、二〇一八年三月、ボランテニアの救急医療活動で知られるシリア民間防衛隊(ホワイトヘルメット)がダマスカス郊外での救護活動中にダブルタップ攻撃を受け一五人が死亡した²²。これをはじめ、二〇一三年から二〇二一年までの間に同様の攻撃が五八件確認された。米国の人権団体「人権のための医師団 (PHR)」の二〇二四年五月時点の報告によれば、二〇一一年三月以降、シリアでは九四九人の医療従事者が殺害されたほか、多数の逮捕、拘留、拷問も確認されている。ダブルタップが明らかに軍事戦略として蔓延しており、シリアの医療に対し「壊滅的な影響」を与えているという²³。

これら事態への対処はほとんどなされないままだが、二〇二四年五月、国連の人権機関である自由権規約委員会 (Human Rights Committee) に対し、二人の親族を失ったシリア人男性がロシアの国際法違反の責任を問う初の訴えを提起

した²⁴。これによれば、二〇一九年五月にロシアがシリアで行った病院や医療者に対する空爆について、「シリア反政府勢力支配地域の病院や医療施設に対して行われた組織的攻撃の一部」であったことを示す「豊富な」証拠があるときれている²⁵。

以上、断片的だが紛争地の医療の危機の一端をみてきた。そもそも救われるべき命の最後の皆たる医療の機能不全が短期的にも長期的にも計り知れない影響をもたらすという事の重大さは繰り返し強調するまでもない。それではこうした事態に対し、人道法の観点からは何があってはならないことなのか、何が人道法の実現のために実行されなければならないのか。以下では紙幅の関係から傷病者と救護者の保護に関する人道法のルールに限りて簡潔にみてみよう。

Ⅲ 国際人道法における医療の保護

(1) 保護すべき「傷病者」とは誰か——「善意と良識の問題」

今日の人道法を構成する一九四九年のジュネーヴ諸条約(以下単に「ジュネーヴ条約」または「GC (Geneva Convention)」という)には「あらゆる医療・人道支援活動は攻撃対象として

はならない」といった形の規則は存在しない。大まかにいえば、ジュネーヴ条約が最初に確認する規則とは「傷者及び病者 (wounded and sick)」は、収容して看護しなければならぬ²⁶ (GC共通三条等) という救護の「対象」を確認するもので、派生してその救護者にも保護を与えるという定式になっている。このため、人道法のレンズで医療の保護を考える際には「誰が救護すべき傷病者か」を明らかにすることが出発点になる。例えば一九七七年のジュネーヴ諸条約第一追加議定書(以下「AP (Additional Protocol I)」は傷病者の定義を次のように定めている。

「傷病者とは(軍人であるか文民であるかを問わず、外傷、疾病その他の身体的又は精神的な疾患又は障害のために治療又は看護を必要とし、かつ、いかなる敵対行為も差し控える者をいう。これらの者には、妊産婦、新生児又は直ちに治療又は看護を必要とする者(例えば虚弱者、妊婦)であつて、いかなる敵対行為も差し控えるものを含む」(八条a)。

一八六四年の最初のジュネーヴ条約は傷病「兵」の保護を定めていたが、この定義ではもはや傷病者は軍人(傷病兵)か文民かで区別されない。傷病者であるためには医療(治療又は看護)を必要としている状態にあることが求められる

るが、APIはこれに「精神的な疾患などの目視できない外傷や「妊産婦、新生児」といった必ずしも武力紛争の影響を直接被るものではない者も含めた。このほか、APIは、離散家族などの行方不明者の捜索(三三条)や遺体や墓地の保護(三四条)、女性や児童についての特別の保護(七六条・七七条)といった被保護者の属性に応じた個別規則も設けている。²⁶

このように、この傷病者の定義は一見して大多数の紛争犠牲者を包含しうるため、上にみてきた傷病者の犠牲(収容及び看護の不作為や女性・子供への攻撃、遺体の損壊等)は即座に人道法違反を構成するかのようにもみえる。ところが傷病者であるためにはもう一つの条件、すなわち「いかなる敵対行為も差し控えている」状態が必要とされる。例えば、傷病を装って敵対行為に着手すれば、保護は失われ攻撃が正当化される。具体的に何をもちて敵対行為を「差し控えている」状態にあるかは複数の判断基準があるが²⁷、この判断こそ人道法の保護の有無を見極める難しさ(軍事的必要性と人道性のバランスでの相対判断)でもある。つまり、これに照らせば、上にみてきた戦場医療の危機的状況も被害者が「敵対行為を控えていたかどうか」(もしくは攻撃者が「故意に」被保護者を攻撃していたか)が明らかでなければ、多くの傷

病者の死傷という事実だけをもって人道法に反する行為であったかどうかを判断することはできない(API八五条三項等)。このため、上にみてきた事例でも法違反の断定ではなく主に「事実調査」の必要が繰り返し強調されている。

こうした理解を前提に、何をもちて「傷病者」とみなされるかという条約上これ以上具体的な「傷病」の定義は示されていない。その理由について、ICRCによるジュネーブ条約の逐条解説(コメンタリー)によれば、「傷病の程度につき」何らかの定義を下げれば必然的にその性質が制限的なものとなり、あらゆる種類の誤解と濫用の門戸をひらくことになる」ので、保護すべき傷病者の存在の認知は究極的には一人ひとりの「常識と善意の問題」であり、「(傷病者が)保護を要求する権利は、倒れ又は武器を捨てた事実から生じる」という。²⁸

ここでいう傷病者の「保護の要求権」の実現の担い手こそ医療・人道支援要員といった一群の救護者であり、戦場医療の実現は両者の適切な保護があつてこそ実現する。そこで次にその救護者の保護の内容をみてみよう。

(2) 誰が傷病者を救うのか——救護活動の「全ての場合」の

「尊重」と「保護」の義務

救護者(以下では医療ないし衛生要員)の保護についてジュネーブ条約は次のように定める。

「傷者若しくは病者の捜索、収容、輸送若しくは治療又は疾病にもつぱら従事する…衛生要員は…全ての場合において、尊重し、且つ、保護しなければならない
い(GCI二四条)。」

この条文が示すよう、紛争当事者は、戦場医療活動が「もつぱら(敵対行為に関与することなく)行われることを条件に、それを「全ての場合」において「尊重」し、かつ「保護」しなければならない。「尊重」とは、傷病者とその救護者を攻撃対象としないこと、これら医療活動を不当に干渉しないことを意味する。「保護」とは、戦闘員や文民など他者による危害から医療活動を保護すること、(伝染病等病状から生じる危険から保護する(しかるべき医療を提供する)ことを意味する。また、単に戦闘地域の傷病者を救護してその場限りの救命救急を行えばよいわけではない。例えば紛争当事者は、「常に、特に交戦の後に、傷者及び病者を捜索し、及び収容し、それらの者をりやく奪及び虐待から保護し、それらの者に十分な看護を確保し、並びに死者を捜索

し、及び死者がはく奪を受けることを防止するため、遅滞なくすべての可能な措置を執らなければならない」(GCI一五条等)。これらが「全ての場合」ないし「常に」行われなければならないことの意味とは、例えば敵方が人道法を順守していないからといって自らも法を逸脱してよいという理由にはならないこと(ジュネーブ条約の非相互性をいう²⁹)。

なお、保護を享受する救護者の範囲は、正規資格をもつた紛争当事者の医療要員(軍の医療部隊)に限られない。赤字等の国家が正当に認めた団体をはじめ、国家は傷病者の救護にあたって「住民の慈善心に訴えることができ」、これにに応じて救護活動に従事する住民には「必要な保護及び利益」を与えることも義務付けられる(GCI一八条等)³⁰。ただし、赤字のような人道支援団体はあくまで自己の判断において「その役務を紛争当事者に提供することができる(may offer its services)」(GC共通三二条二項)。つまり、紛争地の傷病者救護の主要な責任はジュネーブ条約締約国政府(紛争当事者)にあり、赤字などの人道支援団体の任務はあくまで自らの判断でこれを補完する立場で行われるものである。しかし同時に、この条文の重要な点は、紛争当事者はこれら団体や現地住民等の救護活動をむやみに退けることはできないことを確認している点にある。このように、ジュネー

ヴ条約は国家がみだりに傷病者救護を放棄する余地を狭め、あらゆるリソースを投じた傷病者救護の可能性を示し、その保護を求めているのである。

IV 「Not A Target」が問いかけるもの

本稿でみてきた様々な戦場医療の危機に対し、人道法が忠実に守られていれば数多の命が救われたことは明らかである。言い換えれば、問題は法の内容の見直しではなく、この内容をいかにして実現するかにかかっている。

アプローチの一つは違反の是正だろう。本稿前半でみてきた戦場医療の凄惨な現実、今日、市民自らのスマートフォンやメディアのリアルタイムの報道により大きく可視化され、このことがしばしば戦争犯罪(人道法の重大な違反行為)を非難する世論の原動力になっている。「Not A Target」のようなSNS言説も戦争(犯罪)の残酷性に歯止めをかける試みのひとつに数えうるだろう。しかし、「Not A Target」という人道法の捉え方はあくまで文民側の視点であり、軍事側からみた場合、もしその攻撃対象(Target)が敵対行為に着手していれば(そのようにみなされれば)人道法上正当な「Target」たりうる余地を残している。その意味で、法自体は

文民側・軍事側どちらか一方を常に支持するものではない。また、違反の是正(刑事責任の追及)はあくまで事後的なものであり、その完遂までには相当の年月を要し、その結果が犠牲者の保護にどこまで資するかは別に問われるべき問題である³¹⁾。

他方、多様なステークホルダーが介在する現代武力紛争において、「Not A Target」というメッセージは人道法の義務を単純化した形で想起させるリマインダーとしての意義があり、これを法的な観点から揶揄する態度も適切ではない。しかし、加えていうならば、人道法が期待される効果を発揮するためには、ただ法違反を取り締まるという事後的な措置のみならず、傷病者救護を実現するための具体的なリソースの投入(医療要員の育成と配備、資機材の確保、そしてこれらの保護の実現)が必要である。例えば、今次のウクライナ紛争では医療要員の不足が指摘され、人道法が期待するような傷病者救護そのものが危ぶまれている³²⁾。また、ガザ紛争でも多くの人道支援団体がセキュリティの悪化と財源確保の困難に直面し、追加的・継続的な支援の実現が阻まれている³³⁾。こうした事態は法の「不順守(違反)」というより「順守不能(能力・リソースの欠如)」というほうが適當かもしれない。言い換えれば、世論の関心は国際刑事裁判所へ

の訴えや人権侵害としての紛争当事者の糾弾を含む法順守の要請へと向けられがちだが、それは問題へのアプローチのひとつに過ぎず、人道法の内容をいかに実現するか(いわゆる国家としての非常事態への「備え」であり平和の回復のための「復興」の責任)にもまた、関心が向けられるべきだろう。

本稿が着目した「傷病者」概念だけをみても人道法上保護すべき広範な対象者が存在することは明らかであり、現代戦場「医療」の「全ての場合」の「尊重」と「保護」を真に貫徹しようとするれば、相当量のリソースが必要とされる。言い換えれば、紛争当事者の敵対行為の裁量(自由度)は現代においては極めて狭い。結果的にこのことは、紛争当事者に対し医療を損なうことの代償の大きさ(数多の傷病者・医療要員をTargetにしたことで得られるもの、失われるものとは何か?)を想起させ、ひいては法の順守を促す契機にもなりうる。その意味で、傷病者の保護は究極的には紛争当事者の「善意と良識の問題」とよるといふ問いかけは、より深い意味合いを帯びてくるだろう。

※本稿は筆者個人の資格において作成したものであり、所属組織の見解を反映するものではない。

注

- 1 Emily Crawford and Alison Pett, *International Humanitarian Law* (CUP, 2024), p.14.
- 2 「二〇二三年の紛争では医療に対する暴力や妨害が二五二件特定された。これは前年より二五%増加、五〇〇件多々、記録を始めてから最多となった。」Physicians for Human Rights, “2023 Attacks on Health Care in War Zones Most Ever Documented”, 22 May 2024, <https://phr.org/news/2023-attacks-on-health-care-in-war-zones-most-ever-documented-safeguarding-health-in-conflict-coalition-shcc-report/>
- 3 World Humanitarian Day, “2018: #NotATarget”, <https://about.worldhumanitarianaday.org/campaign2018/>
- 4 BBC, “Children’s hospital hit as Russian strikes kill dozen in Ukraine”, 9 July 2024, <https://www.bbc.com/news/articles/cl4y1pk2dzo>
- 5 WHO, *Surveillance System for Attacks on Health Care (SSA)*, <https://extranet.who.int/ssa/Index.aspx>
- 6 例えばNHK「ウクライナ エネルギー関連施設への攻撃相次ぎ各地で計画停電」(二〇二四年八月三日) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/2024/06/03/k10014469401000.html>
国内の火力・水力発電の八〇%が破壊され、電力不足に対応するため、各地で連日、計画停電を実施している。
- 7 WHO, *Supra note 5*; 二〇一八年から導入されているこのデータベースの問題意識は次のようなものである。「医療への攻撃に関するデータはこれまで体系的に単一のレポートリに収集されたり関連する利害関係者が広く利用できるように

- なっていたにもかかわらず……。このような情報は、特に世界で最も脆弱な人々、すなわち感染症、紛争、自然災害、テロリズムを含む広範な危機から生じる公衆衛生への影響を軽減するために、国家的・世界的レベルで多面的な活動やリソースを軽減のための介入策への情報提供が必要」WHO, *Attacks on Health Care S.S.A: Methodology Version 1.0* (December 2018), <https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/312330/9789241515207-eng.pdf?sequence=1>
- 8 WHO, "Triple risk of harm for Ukraine's health transport workers over other health-care staff, WHO data indicates", 4 April 2024, <https://www.who.int/europe/news/item/04-04-2024-triple-risk-of-harm-for-ukraine-s-health-transport-workers-over-other-health-care-staff-who-data-indicates>
- 9 IHRC, "A Sense of 'futurelessness': new data shows severity of mental health challenges for people from Ukraine", 10 April 2024, <https://www.ihrc.org/press-release/sense-futurelessness-new-data-shows-severity-mental-health-challenges-people-ukraine>, 「『未来がない』『どうも感覚』と題されたこの記事は、『紛争の影響を受けた人々の八割以上が自分や家族がストレスやトラウマになる出来事に遭遇し、避難民の三割が何らかの心理的サポートの必要がある』と指摘している。
- 10 マリウポリの小児病院の攻撃について、ロシアによれば「建物がかつて産科病院だったが、かなり前にウクライナ軍の施設になってきた……小児病院爆撃は偽ニュースであり、情報テロに等しい」Reuters「ウクライナ小児病院爆撃は偽ニュース、情報テロに等しい」(二〇二二年三月一日) <https://jp.reuters.com/article/world-idUSKBN2L70JD/>
- 11 UN, "Russian Federation's Attack on Ukrainian Children's Hospital 'Not Only a War Crime' but 'Far Beyond the Limits of Humanity'", Medical Director Tells Security Council", 9 July 2024, <https://press.un.org/en/2024/sc15761.doc.htm>
- 12 BBC, "Mass graves and body bags at Shia hospital", 5 June 2024, <https://www.bbc.com/news/articles/c511k1ngs81o>
- 13 Diakonia International Humanitarian Law Centre, "Discovery of Mass Graves in Gaza", 30 April 2024, <https://www.diakonia.se/jnl/news/discovery-of-mass-graves-in-gaza/>
- 14 Zeina Jamaluddin, Zhiyi Chen, Haman Abukmal, Sarah Aly, Shatha Elmakiy, Gregory Barnsley et al, *Crisis in Gaza: Semantical health impact projections. Report One: 7 February to 6 August 2024* (London School of Hygiene and Tropical Medicine, Johns Hopkins University, 2024), https://gaza-projections.org/gaza_projections_report.pdf
- 15 Rasha Khatib, Martin MeKee and Salim Yusuf, "Counting the dead in Gaza: difficult but essential", *The Lancet*, 5 July 2024, [https://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736\(24\)01169-3/fulltext](https://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736(24)01169-3/fulltext)
- 16 *Ibid.*
- 17 朝日新聞「食糧支援の米NPO職員ら七人空爆で死亡 イスラエル軍が調査を表明」(二〇二四年四月二日) <https://www.asahi.com/articles/ASS4233S42UHB1016M.html>
- 18 BBC, "Red Cross says 22 killed in strike near its Gaza office", 23 June 2024, <https://www.bbc.com/news/articles/cmjfcj3n1o>
- 19 CNN「殺られた赤新月社職員は三二人に、一九人は支援活動中：ガザ戦闘」(二〇二四年六月一日) <https://www.cnn.com>
- 20 CNN, "UN demands investigation after mass graves found at Gaza hospitals raided by Israel", 24 April 2024, <https://edition.cnn.com/2024/04/24/middleeast/un-calls-for-investigation-gaza-mass-graves-mime-intl/index.html>
- 21 NHK「ウクライナの救急隊員らを狙う『ダブルタックル攻撃』とは」(二〇二四年七月五日) <https://www.nhk.jp/p/kokusai/houdou/ts/8M1689W8RVX/blog/bl/pNjPgEOXyv/bp/Pav1Xga409/>
- 22 Syria Justice and Accountability Centre, *When the Planes Return: Double-Tap Strikes on Civilians in Syria* (July 2022), <https://syriacountability.org/when-the-planes-return/> 「オーストリアのユニットを着た四人のボランティアが車を止め助けを求めた地上の生存者二人を救出した。ボランティアたちは協力して一人目の男性の手足を車のトラックに持ち上げた。そして二人目の男性も同様に対応した。生存者とボランティアが車に乗ると、運転手は通りを逆走した。その五秒後車が駐車していた場所を空爆が襲った。」p6.
- 23 PHR, *Export Report: Russia's Attacks on Health Care in Syria*, 2 May 2024, <https://phr.org/our-work/resources/russias-attacks-on-health-care-in-syria/> 「標的を比較的短時間に複数回爆撃する」ことが多く、これはダブルタックル戦略として知られている。シリアにおけるダブルタックルの初動要員への影響は大きく、多くの死者が出ている。ダブルタックル攻撃は、国際人道法の中核原則である区別、比例、予防原則に違反する。また、医療・人道要員や負傷者に与えられている法的保護にも違反し
- 24 PHR, "Landmark Filing at UN Human Rights Committee Accuses Russia for Hospital Bombing in Syria", 2 May 2024, <https://phr.org/news/landmark-filing-at-un-human-rights-committee-accuses-russia-of-hospital-bombing-in-syria/>
- 25 Open Society Justice Initiative, *Syrians Seek UN Rights Ruling against Russia for 2019 Hospital Attacks*, 2 May 2024, <https://www.justiciainitiative.org/newsroom/syrians-seek-un-rights-ruling-against-russia-for-2019-hospital-attacks>
- 26 A.P.H.は人道法の発展史をまとめた「ドナルド・トランプ」の署名を参照。ICRC, "40th Anniversary of the 1977 Additional Protocols to the 1949 Geneva Conventions" (12 June 2020), <https://www.icrc.org/en/publication/40th-anniversary-1977-additional-protocols-1949-geneva-conventions>
- 27 ただし、アメリカ、イスラエル、イラン、インド等、一部主要国はA.P.I.に加盟していない。
- 28 例えば医療に関しては「人道的任務から逸脱して、敵に有害な行為」に着手した場合保護が失われる(GCII二二条 文民保護条約一九条 A.P.I.二三条等)。このほか、A.P.I.四二条(戦闘外にある敵の保護)、五二条三項(文民たる住民の保護)。
- 29 Jean Pictet et al, *Commentary: Geneva Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field* (ICRC, 1952), p.136.
- 30 ICRC, *Commentary on the First Geneva Convention* (CUP, 2017), paras.1588-1590.
- 31 UN, supra note 11. 「(本稿冒頭で紹介したウクライナ小児病

院攻撃直後「国連人権スタッフは、心理社会的支援を提供し、その他の緊急ニーズを支援しながら、子ども患者を他の施設に移動させる手助けをした。彼女はまた、瓦礫の撤去を手伝い、患者や医療スタッフに毛布や水、食料を提供するために現場に駆けつけた地元住民の助けを借りる大きな連帯（*massive outpouring of solidarity*）」を強調した³¹。

- 31 戦争犯罪裁判が紛争後の平和構築に及ぼす消極的影響や集団的な責任を特定の少数の個人だけに負わせる点等につき、国際刑事法の妥当性・公平性に疑問を呈する論者もいる。言い換えれば、戦後復興など他の目標を犠牲にしてまで刑事責任の追及に多くのリソースを投入することは是非は今も論争的である。こうした点を踏まえ、国際刑事法と国際人道法の相違について、Blum は次のように言う。「国際人道法は本質的に将来に向けられたものであり、軍隊内でのルールの普及を含め、戦場での軍事作戦の計画と実行を導くことを意図している。国際刑事法は、国内刑事法と同様に、犯罪の発生を最小限に抑えるために、いかなる行動を避けるべきかという指針を示し、抑止力などを用いることは、より適及的な性質を持つ」。このために、Blum は刑事責任の追及（犯罪人の取り締まり）という国際刑事法のロジックを人道法に取り込むことを疑問視している。Gabriella Blum, “The Shadow of Success: How International Criminal Law Has Come to Shape the Battlefield”, *International Law Studies*, Vol.100 (2023), pp.134, 148-149.
- 32 井上忠男「負傷兵増加と衛生兵不足が投げかけるもの」『人道研究ジャーナル』Vol.13（東信堂、二〇二四年）二一六—二一七頁。
- 33 UNRWA, “UNRWA’s lifesaving aid may end due to funding

suspension”, 27 June 2024, <https://www.unrwa.org/newsroom/official-statements/unrwa%E2%80%99s-lifesaving-aid-may-end-due-funding-suspension>; MSF, “Attacks on humanitarian workers in Gaza make vital assistance nearly impossible”, 27 February 2024, <https://www.msf.org/attacks-humanitarian-workers-gaza-make-vital-assistance-nearly-impossible>

「文民保護」と「国民保護」

——保護と特殊標章についての一考察

林 浩一

防衛省防衛研究所主任研究官

はじめに

ロシアによるウクライナ侵略を通じて、国家の正規軍同士による国際的な武力紛争の実相が改めて認識されている。ドローンをはじめとするゲーム・チェンジャーによって戦闘様相の変化が指摘される地上戦の状況に加え、後方地域におけるいわゆる民間人（文民）の日常生活への被害と影響、さらには被害者一人一人の心情までSNSを通じて詳細に世界中に伝わる状況となり、戦闘の被害から文民を保護することの必要性和重要性が改めて認識されている。日本でも、戦後最も厳しくまた複雑な安全保障環境に直面しているとの認識の下、二〇二二年末に新たな国家安全保障戦略が策定され、総合的な防衛体制の強化とともに「国民保護のための体制強化への取組み」も始まっており¹、ウクライナ

ナにおける各種の教訓は、日本のこれらの取組みに有益な示唆を与えるものと思われる。

ところでこれらウクライナでの教訓は、日本における各種メディアでの有識者のコメント等からも、国際人道法の観点から導かれるものが多いように見受けられる。国際人道法における文民の保護としては、都市へのミサイルや無人機の攻撃等は、軍隊構成員でも群民兵でもない者について軍事行動により生じる危険からの保護（ジュネーブ諸条約第一追加議定書²（以下、「API」）五〇条、五一一条³の観点から、またブチャ（Buchach）での事案等は紛争当事者の領域内やその占領地域内に所在する敵国民等に対するジュネーブ第四条約⁴（以下、「GCIV」）による保護⁵の観点から評価されるであろうが、日本における取組みは、国内法（国民保護法）に基づく、日本に対する外部からの武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護することを中心とした「国民の保護のため

の措置(以下、「国民保護措置」)(同法二条三項)であり、その評価は自国領域内の文民に敵が与える損害の回復を本質的な機能とする「Civil Defense(文民保護)」⁷の観点からなされることになる。国民保護法はA P Iの国内実施のための法制の一つであり、国民保護措置の実施の際は国際人道法の確な実施が確保されなければならないとされている(同法九条二項)が、同法の全体が条約の実施のための内容というわけではなく、むしろ住民の避難・救援・被害最小化措置のための国内法としての性格が強く、子細にみるとA P Iの内容と相違する部分も見て取れる。そのためウクライナの教訓を今後の日本での国民保護措置に活かすには、国民保護措置に一番相応するA P Iの文民保護との関係について、改めて整理・確認しておくことが有益と思われる。

そこで本稿では、上記の観点から、A P Iと国民保護法それぞれによる制度の概略を対比し、双方の制度への理解を深めるとともに、いくつかの留意点を指摘することとしたい。

I 文民保護の制度

A P Iによる文民保護の制度は、G C IVによる文民病院

等の保護に加え、文民一般の救援を担う要員の保護を強化することを目的としている¹⁰。A P Iは対象となる任務、組織、要員及び物品を定義し(同法六一条、それらが保護の対象となる(同法六二条)。文民(Civilian)であるこれらの要員は、まず文民の一般的保護を受け(同法四編第一部、文民保護組織・要員として受ける保護はそれを強化するものである¹²)。一方、軍隊の構成員・部隊の文民保護組織への配属も認められている(同法六七条一項)が、ここではI C R CによるA P Iコメンタリーを手がかりに、まず「軍の文民保護組織以外の文民保護組織」(同法六四条他)の取扱いについて整理し、軍隊の構成員・部隊の取扱いについては別にまとめて整理する。

(1) 文民保護任務

A P Iの制度の前提として、文民保護(Civil Defense)には、公的機関の地位の保護、公共秩序の維持、医療を含む公共サービス、公衆の士気の維持、軍需産業の保護のための措置その他の軍事的性質を有さない国防のためのすべての措置が含まれる広義の概念と、文民の人命救助と被害抑制を目的とした措置に限られる狭義の概念の二つがあるとされ、A P Iの制度はそのうち狭義のものと位置づけられている

¹³ 具体的な文民保護任務は、文民たる住民についての、敵対行為又は災害¹⁴の危険からの保護、敵対行為又は災害の直接的な影響からの回復への援助、及びその生存に必要な条件整備の三つの目的で行われる、A P Iに列記された一五の人道的任务の一部又は全部を遂行すること(傍点筆者と定義されている(同六一条(a)(六六頁表左欄参照)。これらの任務の中には、例えば停電対策、消火活動等、場合により戦争遂行への貢献とみなされる側面も否定できないものもあり、人道的な任務の範囲となるよう定義されていることが重要である¹⁵。

文民保護任務のうち、被災地域における秩序の回復及び維持のための「緊急援助」(A P I六一条(a)(ii)とあるのは、治安維持は警察の責任であり、文民保護組織は特定の危険地域への立入の禁止、危険地域からの避難、生存に不可欠な備蓄物資の警備や配給管理等により被災地で警察を支援することが想定されているからである¹⁶。これらの緊急援助の任務は一時的に行使される補助的な機能に過ぎず¹⁷、逆にA P I第四編第一部第六章は警察への保護を想定していない¹⁸が、このことで文民の一般的保護を受ける文民警察の立場が変わるものではない¹⁹。

(2) 文民保護組織

文民保護組織とは、A P I六一条「(a)に規定する任務を遂行するために紛争当事者の権限のある当局によって組織され又は認められる団体その他の組織であって、専らこれらの任務に充てられ、従事するもの」をいう(同条(b))が、文民保護の機能はこの文民保護組織の独占ではなく、組織に属さない文民が当局の要請によって遂行する可能性²⁰や、文民保護任務以外の活動も扱う組織の一部として存在することも想定されている²¹。

(3) 文民保護要員

文民保護組織の要員は、文民保護組織の運営を含む文民保護任務の遂行に専ら充てられる者とされる(A P I六一条(b))。文民保護組織への所属が不可欠ではないが、例えば住民が自発的に文民保護任務にあたる場合でも権限のある当局等からの要請に応じて行われる(同六二条(c))²²等、少なくとも権限のある当局によって任務に充てられていることが必要とされる²³。また「専ら」とは、文民保護任務に従事する期間は他のいかなる任務も遂行してはならないことをいい²⁴、文民保護任務以外の任務と交互に充てられることは

可能だが、他の任務が敵に有害な行為であれば、再び文民保護任務に就く際に文民保護要員が受けることのできる保護の権利は失われる。²⁵

(4) 文民保護要員が受ける保護

文民保護組織・要員としての尊重と保護の意味は、要員が故意に攻撃され、あるいは文民保護任務の遂行を不必要に妨げられてはならないことと解されている。²⁶ もし本来の文民保護任務から逸脱し敵に有害な行為が行われた場合、敵方から合理的な期間を定める警告が発せられ、その警告が無視されると保護は消滅させることができる(ＡＰＩ六五条二)。

文民保護任務が「軍の指示又は監督の下 (under the direction or control of military authorities)」で遂行されることは、敵に有害な行為とはみなされない(ＡＰＩ六五条二)。それは軍の活動と文民保護任務を調整するため軍から指示が与えられる可能性は否定されないためであるが、あくまで例外的に行われるべきであり、軍当局に対し文民保護組織が永続的に責任を負うようになることは区別する必要がある。²⁷

また文民保護要員が秩序維持・自衛の目的で軽量の個人用火器を携帯することも、敵に有害な行為とはみなされずに専念していない期間は保護対象として識別されてはならないと考えられている。²⁸

識別は特殊標章と身分証明書による(ＡＰＩ六六条四)。衛生要員・宗教学員は、特殊標章の装着と身分証明書の携帯が常に義務付けられている(ジュネーブ第一条約³⁴第四〇条第一項、第二項)が、それは特殊標章による明確な識別と着用者の地位に厳密に従った行動の確保の両面を通じて、被保護者の継続的な保護に寄与すると考えられているからである。³⁵ 文民保護要員による特殊標章の装着等の期間は任務専従時に限られるので、保護を受ける必要が継続すると思われる占領地域や戦闘が現に行われている地域等では、文民保護任務に恒久的か、少なくとも長期的に充てられることが適当と考えられている。³⁶

なお特殊標章を補充する特殊信号の取扱いは、識別のため、特殊標章に加えて発光信号、無線信号及び電子的な識別の三種の特殊信号の使用が認められている医療組織³⁷とは異なり(ＡＰＩ一八条五、同付属書I第三章)、文民保護任務の場合、事前に確立された規則は存在せず、特殊信号は相手方紛争当事者との合意がないと使用できない(同六六条五)。³⁸

いない(ＡＰＩ六五条三)。軽量個人用火器は、基本的に対人用で、かつ一人で取扱いと発射が完全に可能な小火器に限られ、²⁹ 一般に警察が治安維持用に使用する催涙ガス弾やその他の非致死性暴動鎮圧用手りゅう弾等の使用も認められない。²⁹ さらに、敵軍と地上での接触が見込まれる地域では拳銃の類に限定される(同条三第二文)。文民保護要員がこれらの軽量個人用火器を超える重火器を輸送する場合は、敵に有害な行為と見なされ、関係する要員は保護を受ける権利を失う。³⁰

文民保護要員は敵対当事者との戦闘に参加してはならず、軽量個人用火器の使用の目的も敵対する軍隊以外の略奪者や犯罪者等からの自衛に限られる。かりに敵軍の個々の構成員から攻撃された場合、武器使用が認められるのは、自らが文民保護要員であることを示す合理的な努力を払った後である。³¹ ＡＰＩの起草過程で「文民の生存に不可欠な施設の警備」も使用目的に含める提案がされたが、結局条文中に明示されていない。³²

(5) 識別と特殊標章等

文民保護要員が文民保護任務に専念している間は識別可能でなければならない(ＡＰＩ六六条二)一方、文民保護任務

(6) 文民保護任務の地理的範囲

文民保護任務の本質的な機能は、自国の領域内で敵が文民に与えた損害を回復することである。³⁹ が、軍の文民保護組織以外の文民保護組織で紛争当事国以外の国のものは、紛争当事国の同意と監督の下に、文民保護任務の遂行が可能である(ＡＰＩ六四条二)。また、軍の文民保護組織以外の文民保護組織は、占領された地域においても、文民保護任務の遂行について、占領当局から必要な便益を与えられるとされている(同六三条二)。

なお、ＡＰＩの検討過程で、文民保護は本質的に陸上での活動が念頭に置かれているとの理由から、文民保護の物品に含まれる輸送用手段は車両と河川等で運航される小型舟艇 (warcraft) とし、航空輸送は対象外とする議論が提起されたが、⁴⁰ 空路でしかアクセスできない山岳地帯もあることから、その除外は見送られた。⁴¹ このような地上輸送と同等とみなし得る場合を超えた航空機・船舶による輸送が文民保護においてどのように扱われるかは、「海上又は空中の武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に影響を及ぼすものではない。」(同四九条三)との規定等もあり、必ずしも明らかではないように思われる。

(7) 文民保護組織に配属される軍の要員及び部隊の取扱い
 APIの交渉過程の当初、文民保護任務は文民管理下の文民組織が担当することが想定され、軍隊の文民保護組織は想定されていなかった⁴²。しかし文民保護組織が無く、あるいは要員が不足する国があり、また文民保護の機能が保護を受けるのであれば文民と軍隊構成員の区別も必要ないとの考え方の一方で、軍隊構成員が特別の保護を受けるには敵対行為への参加を放棄する必要がある等実現が困難と思われる課題が指摘されていた⁴³。

最終的にAPIで定められた取扱いは、まず軍隊の要員及び部隊も文民保護任務に専ら充てられる必要があるが、軍の文民保護組織以外の文民保護組織の場合とは異なり、武力紛争の全期間を通じて文民保護任務に恒久的に配属される必要がある(同六七条一(a))。配属先の変更は可能だが、少なくとも武力紛争の期間中に軍事上の任務、つまり敵に有害な任務に就くことは認められていない(同(b))⁴⁴。配属先が軍隊の部隊かそれ以外のものか、条文からは明らかでないが、APIの規定に合致する限り、軍隊に所属することは妨げられない⁴⁵。

通常の制服を着用した軍隊の構成員は、原則として攻撃対象なので、文民保護任務に充てられるのであれば、武力

紛争の全期間を通じて特殊標章の装着と身分証明書の携帯が義務付けられている(API六七条一(c))⁴⁶。

また携行できる武器の種類及び使用目的も、軍以外の文民保護組織の文民保護要員の場合と同様である(API六七条一(d))。

なお、軍の文民保護組織以外の文民保護組織とは異なり、その任務の実施は自国領域内でしか認められていない(API一六七条一(f))。

II 国民保護法による制度

国民保護措置の実施にあたっては、国際人道法の的確な実施を確保しなければならないと規定されている(国民保護法九条二項)が、具体的な項目としては、要配慮者への保護(同条一項、安全配慮義務(同法二条)、安否情報収集等(同法九条四から九六条)、赤十字標章・文民保護特殊標章の使用等(同法一五七条及び一五八条とされている)⁴⁷。

そこでAPIによる文民保護との対比を前提に、以下、国民保護法による制度を概観することとする。

(1) 国民保護措置の内容

国民保護措置は、日本に対する外部からの武力攻撃から国民⁴⁸の生命、身体及び財産を保護すること、並びにその武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合にその影響を最小にすることの二つを目的とし、大きくは、警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置と、生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置の二種類とされ(事態対処法⁴⁹二条八号ロ)、さらに国民保護法がその二種類に応じて合計六つの措置を定めている(同法二条三項各号。六六頁表右欄参照)。

各措置の具体的な内容としては、例えば国民の生活の安定に関する措置には生活関連物資の価格安定(国民保護法一二九条)、金銭債務の支払い猶予等(同一三〇条)も含まれている。また国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設を「生活関連等施設」と位置付け、警備強化等の安全確保に必要な措置を講ずること等も、武力攻撃災害対処のうちの応急措置等の一つとして、国民保護措置に含まれている(国民保護法一〇二条等)。

さらに「社会秩序の維持に関する措置」(六六頁表右欄下線部参照)も国民保護措置の一つに含まれている。APIでは

「緊急援助」として警察への一時的な支援と位置付けられているのと比べ、条文中、特段の限定が付されていないので、APIの定義よりも幅広い措置・任務が含まれていると解釈することができよう。

(2) 適用時期

国民保護措置は、日本に対する武力攻撃が発生している時期の前後でも実施可能である。具体的には、まず住民の避難・誘導や避難住民等の救援等は、日本に対する外部からの武力攻撃が実際には発生していないが、その発生が予測される事態(武力攻撃予測事態)から実施可能である(事態対処法九条一項、国民保護法二条三項、二章及び三章)。一方、武力攻撃による被害を生ずる前の状態に完全に復する「復旧」(同法一四一条)は、その機能を暫定的に回復させる「応急の復旧」(同法一三九条)とは区別され、武力攻撃を排除した武力攻撃事態の終了後の実施が想定されるが、国民保護措置に含まれている(同法二条三項柱書)⁵¹。

この武力攻撃予測事態と武力攻撃事態終了後における国民保護措置は、APIにいう文民保護には該当しないと評価することは可能と思われる、その意味で国民保護措置ではあるがAPIにいう文民保護任務にあたるものではない、

と指摘できよう。

(3) 組織

国民保護法制定に際して、国民保護措置を専門とし、あるいはそれに専従する特定の組織は設置されず、指定行政機関（中央省庁）、都道府県・市町村等の地方公共団体、指定公共機関等がそれぞれ措置を実施する制度とされ、これら組織が文民保護組織に該当するとされている⁵²。また指定行政機関の長等は国民保護措置を的確・迅速に実施する組織を整備することになっている（国民保護法四一条）。国民保護措置を専ら実施する部署を設ける必要はないが、それを責任もって実施する仕組みを明確にする必要はあるとされている⁵³。

(4) 要員

国民保護法では国民保護要員といった特別な立場・地位は規定されておらず、基本的には指定行政機関、地方自治体指定公共機関等の職員が国民保護措置に係る職務・業務を実施し、またそれら機関の委託により関係する業務を行う者や求めに応じて国民一般が必要な援助を行うことが想定されている⁵⁴。

(5) 安全確保への配慮と識別・特殊標章

国民保護法では、国民保護措置の内容に応じ安全確保へ配慮するとされ（同法二二条）、具体的な措置としては武力攻撃の状況等に関する情報提供や緊急時の連絡・応援体制の確立等が想定されている⁵⁵が、そのことと国際人道法上の文民保護要員が受ける保護との関係については、特段触れられていない。

一方、国際人道法の的確な実施の確保（国民保護法九条二項）の観点から、赤十字標章と並んで文民保護の特殊標章の濫用禁止とその交付・使用について規定されている。対象はAPI六六条三の特殊標章と定義され、まずそのみだりな使用が罰則を伴って禁止され（同法一五八条一項、一八九条一項一号）、指定行政機関の長や知事等は自ら、指定公共機関等は所管の指定行政機関の長等の許可を得て、国民保護措置を行う職員や使用される場所等の識別のために特殊標章・身分証明書を交付し、使用させることができる（同法一五八条二項、三項）。文民保護標章等の具体的な交付・使用については必要な要綱が作成されることとなっており⁵⁶、これまでに運用ガイドラインや都道府県等の交付要綱（例）等がまとめられている⁵⁷。

特殊標章の意義については、交付要綱（例）には特に言及は

なく、指定行政機関のうち、例えば総務省消防庁の国民保護計画でも交付・管理に関する記載のみとなっている⁵⁸。他方都道府県の国民保護計画では、例えば沖縄県の場合、赤十字標章等とともに特殊標章等の意義として「国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所又は車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って、保護される。」⁵⁹（下線部筆者）と記述されている。他の都道府県の国民保護計画にも同様の記述がみられることから、この記述は沖縄県国民保護計画に独自のものというよりも、総務省消防庁が都道府県における国民保護計画作成の資として作成したモデル計画における記述の反映と思われる⁶⁰。

(6) 国民保護と防衛省・自衛隊

防衛省も指定行政機関として国民保護措置の実施主体の一つに位置付けられている（事態対処法二条五号及び同法施行令一条三三号）。また都道府県知事等の要請による国民保護等派遣の枠組みも設けられている（自衛隊法七七条の四）が、国民保護措置は防衛出動を命ぜられた部隊等も実施可能と

されている⁶¹。実施する国民保護措置の内容については、武力攻撃の発生が予想される地域から住民を先行的に避難させる際の支援を中心に、限られた人員・装備を効果的に活用し、武力攻撃排除の準備に支障のない範囲で可能な限り対応すると想定されており⁶²。基本的には武力攻撃予測事態での活動が念頭に置かれているように思われる。

国民保護措置実施時の特殊標章の取扱いに関して、住民避難の誘導等に際して自衛隊からの要請に応じて協力する者への特殊標章・身分証明書の交付や、医療関係業務に従事する自衛隊員への赤十字標章・身分証明書の交付等は予定されているが、国民保護措置の実施に当たる隊員全般への特殊標章の交付等については、特段の定めはなされていない⁶⁴。

国民保護等派遣時の権限として、警察官がその場にいないときには犯罪の予防・制止とその他の武器の使用が可能である（自衛隊法九二条の三による警察官職務執行法五条及び七条の準用）。また防衛出動時も公共の秩序の維持のための権限（自衛隊法九二条）により、警察官のその場での所在の有無に関わらず同様の対応が可能だが、いずれの場合も使用が想定される武器について、特段の定めは見当たらない⁶⁵。

なお都道府県知事が国民保護等派遣を要請できるのは、国民保護措置のうち治安の維持に係るものを除くものとなっている(国民保護法一五条一項)。また、例えば生活関連等施設の安全確保に関し、自衛隊の部隊等は基本的には施設管理者の支援にあたる一方、施設の警護に直接あたるとは、着上陸侵攻やゲリラ・特殊部隊による攻撃が予測され、防衛出動が命ぜられた場合と考えられている⁶⁶。

Ⅲ 文民保護と国民保護・保護と特殊標章の視点から

ここまで文民保護と国民保護の枠組みを対比してきたが、そこから日本における国民保護措置への取組みに関して、次の三点を考慮すべきことを指摘することとしたい。

(1) 文民保護の特別の保護と特殊標章の特徴

まず文民保護要員が受ける保護は、文民の一般的保護が前提であることを改めて確認・認識する必要がある。文民保護要員は、文民保護任務への専念時に保護を受けると理解されていることは、国民保護措置の実施に際し十分考慮される必要がある。特殊標章を、いわば文民の一般的保護のためのお守りとして、時間的にも地域的にも幅広く

使用することは適当ではなく、時期、場所、措置の内容に応じた真に必要な状況で使用するのが、A P I の基本的な考え方に整合的と思われる。

また識別についても、医療要員等とは異なり、特殊信号等が当然には使用・利用できず、基本的には特殊標章の使用に限られる点に留意すべきであろう。現代の戦闘では、艦艇・航空機の運用に限らず、地上戦でも遠距離からの攻撃が多用されていることにも鑑みれば、特殊標章の効果は目視による確認・識別が可能な範囲にとどまり、期待できる効果も限定的といわざるを得ないのではないだろうか。また文民保護も含むA P I 第四編第一節の規定は陸戦規則としての性格もあり、陸上輸送と同等とみなし得る範囲を除けば、航空機や船舶での輸送を含めて空中及び海上での文民・民物への影響に対して文民保護関係規定がどの程度適用されるのか、いわゆる空戦規則や海戦規則との関係も含めて、改めて確認しておくことが有益であろう。

(2) 国民保護における特殊標章

右の諸点は、国民保護措置の制度に照らせば次のような具体的な内容となる。

まずA P I 上の特殊標章は、国民保護措置全体への保護運用は衛生部隊類似のものとなると想定される。このように武力攻撃の排除を要する全期間を通じて侵害排除任務を担わない部隊が設けられる可能性は、平素から人員不足が指摘される自衛隊の現状に鑑みれば、否定的と考えざるを得ないのではないだろうか。また国民保護措置の実施に関する自衛隊と関係行政機関、自治体等との関係についても、上記のような前提で国際人道法上どのように評価されるのか、改めて慎重に確認しておくことが必要といえよう。

一方、国民保護等派遣時には自衛隊は「治安の維持に係る」国民保護措置は実施しないが、この「治安の維持に係る措置」の内容とA P I で治安維持全般が文民保護任務とは別とされていることの関係も、改めて確認しておく必要があるように思われる。

おわりに

本稿では、A P I の文民保護と国民保護法による国民保護措置の概要を対比し、いくつかの課題を指摘した。ただ参照したI C R C コメントリーも一九八七年当時のものであり、G C I 等のコメントリーが近年改訂されたように、その内容には更新されるべき点多々含まれると思われる。

護を示す標章とはいえない点を認識すべきであろう。時間的には武力攻撃予測事態と武力攻撃事態後は適用外といえ、国民生活・国民経済への影響安定化措置等はその内容に鑑みて具体的に判断することが必要となるのである。

また関係行政機関等の職員等の全体が特殊標章使用の対象になるのではなく、各組織の職務・業務のうち、国民保護措置であつて、かつA P I が定義する文民保護任務の範囲に専ら従事する際の使用が基本となることは、実際の交付・使用許可の重要な手掛かりとなる。関係行政機関等からの委託を受けて具体的な措置を実施する者も交付・使用の対象に含まれるので、委託された複数の業務の合間に敵に有害な行為と評価されるような措置・行動が含まれないよう、受託者側だけでなく委託側としても委託内容を把握・整理できることが望ましいのではないだろうか。

(3) 国民保護と自衛隊

国民保護と自衛隊との関係について、なによりも国内法上は防衛出動中の部隊等も国民保護措置を実施可能だが、A P I にいう文民保護任務に専従する態勢が執られるとは明らかにされていない。仮に国民保護・文民保護に専従する部隊を設けるとすると、A P I を見る限り、その態勢や

その意味で、本稿の考察はAPI起草当時の議論を踏まえた予備的なものとどまり、ウクライナにおける教訓はもちろん、ICRC以外の所見等も含め、最新かつより詳細な知見に基づく検討を要する点は、今後の課題としたい。それでも、国民保護措置の実際の運用に向けた各種取組みも重要であり、その際には災害対策等の知識・経験の活用は当然ではあるが、国際法の基準や価値判断に沿って整理・対応する必要がある分野も存在することには留意すべきである。国内法の前提とは異なる点があったとしても、対外的な観点からは重要かつ不可欠な視点だからである。

また、国民保護措置を効果的なものとするには、法や理論の整理だけでなく、現実在即した知識と経験の裏付けが不可欠であることは、特に説明を要しないだろう。その観点からは、医療組織の任務とその保護、そして特殊標章の在り方が、国民保護措置を具体化する際の一つの基準として有益かつ効果的であるように思われ、日本赤十字社の関係者による大規模災害や海外

表 「文民保護」と「国民保護」の具体的な任務・措置の概要

「文民保護」の任務	「国民保護措置」
①警報の発令	一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
②避難の実施	二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
③避難所の管理	三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
④灯火管制に係る措置の実施	四 運送及び通信に関する措置
⑤救助	五 国民の生活の安定に関する措置
⑥応急医療その他の医療及び宗教上の援助	六 被害の復旧に関する措置
⑦消火	
⑧危険地域の探知及び表示	
⑨汚染の除去及びこれに類する防護措置の実施	
⑩緊急時の収容施設及び需品の提供	
⑪被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助	
⑫不可欠な公益事業に係る施設の緊急の修復	
⑬死者の応急処理	
⑭生存のために重要な物の維持のための援助	
⑮①から⑭までに掲げる任務のいずれかを遂行するために必要な補完的な活動（計画立案及び準備を含む。）	

(出所) API 61条 (a) 及び国民保護法二条三項より、筆者作成。「文民保護」の任務は、ローマ数字表記を○付数字に改めた。下線部は筆者による。

での武力紛争時の活動についての豊富な蓄積を踏まえた研究と実務への取組みが大いに期待される。

備考 本稿に示した見解は筆者個人のものであり、筆者が所属する組織の見解を何ら示すものではない。

注

- 1 「国家安全安全保障戦略」(令和四年二月一六日、国家安全保障会議・閣議決定)、一五五頁。
- 2 一九四九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書一)。
- 3 黒崎将広・坂本茂樹・西村亨・石垣友明・森肇志・真山全・酒井啓巨『防衛実務国際法』(弘文堂、二〇二二年)、三四二―三四三頁。
- 4 戦時における文民の保護に関する一九四九年八月十二日のジュネーブ条約。
- 5 黒崎他『防衛実務国際法』、四三八―四四五頁。
- 6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)。
- 7 “civil defense”は、これまで「民間防衛」とも訳されてきたがその場合、軍隊以外による防衛行動をも含意する余地があるので、本稿ではAPIの公定訳に沿って「文民保護」を用いる(磯崎陽輔『武力攻撃事態対処法の読み方』(ぎょうせい)、平成二六年)、九七頁参照)。なお、「国民保護」については

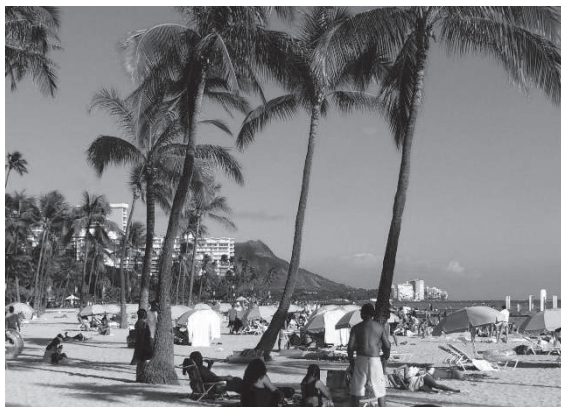
(一)

- 8 International Committee of the Red Cross (ICRC), *Commentary of 1987, Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II)*, 8 June 1977, ICRC, [https://www.kokuminhogogo.jp/en/pc-index_chnl](https://ihl-databases.icrc.org/en/ihl-treaties/api-1977?activeTab=1)。 “civil protection”と訳されている(内閣官房国民保護ポータルサイト(英語版)、https://www.kokuminhogogo.jp/en/pc-index_chnl)。
- 9 国民保護法制研究会編『新版国民保護法逐条解説』(ぎょうせい、令和六年(二〇四年)、三六四―三六五頁)。
『平成十七年版日本の防衛』、二〇八頁。
- 10 『平成一七年版日本の防衛』、二〇八頁。
- 11 ICRC, *supra* note 8, para. 2322.
- 12 Ibid., para. 2440.
- 13 Ibid., p.713, n.1.
- 14 API六六条一の「災害(disasters)」は、敵対行為から生じるものだけでなく、敵対行為によって引き起こされたものではない自然災害、人為災害その他の災禍(calamity)も含む。
- 15 Ibid., para. 2349.
- 16 Ibid., para. 2346.
- 17 Ibid., paras. 2389, 2391.
- 18 Ibid., para. 2623.
- 19 Ibid., para. 2389.
- 20 Ibid., p. 729, n. 58.
- 21 Ibid., para. 2340.
- 22 Ibid., para. 2415.

- 22 Ibid, paras. 2448-2450.
 23 Ibid, paras. 2421, 2424.
 24 Ibid, p. 735, n. 101.
 25 Ibid, para. 2415.
 26 Ibid, para. 2634.
 27 Ibid, paras. 2597, 2599.
 28 Ibid, para. 2626.
 29 Ibid, para. 2629.
 30 Ibid, para. 2632.
 31 Ibid, para. 2624.
 32 Ibid, para. 2623.
 33 Ibid, paras. 2644, 2646, 2650.
 34 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する一九四九年八月十二日のジュネーブ条約。
 35 ICRG, *Commentary of 2016, Convention (I) for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field, Geneva, 12 August 1949*, ICRG, <https://ihl-databases.icrc.org/en/ihl-treaties/geci-1949/article-40/commentary/2016?activeTab=>, para. 2590-2591.
 36 ICRG, *supra note 8*, para. 2659.
 37 “medical personnel / unit”の公定訳が「ジュネーブ第一条約等では「衛生要員／衛生部隊」、APIでは「医療要員／医療組織」と異なっているので、本稿では根拠条項に応じて使い分けた。
 38 Ibid, *supra note 8*, paras. 2672-2673.
 39 Ibid, para. 2729.
 40 Ibid, para. 2429.
 41 Ibid, para. 2430.
 42 Ibid, para. 2701.
 43 Ibid, paras. 2703, 2706, 2707.
 44 Ibid, paras. 2715-2716.
 45 Ibid, paras. 2711-2712.
 46 Ibid, para. 2718.
 47 『新版国民保護法逐条解説』、二五―二六頁。
 48 国民保護法にいう「国民」は、日本の国籍を有する日本人をいい、厳密には外国人は含まれないが、日本国憲法第三章の基本的人権の規定が、その性質上外国人に適用できないものを除いて外国人にも適用されると解されているので、日本に居住・滞在する外国人の生命・身体・財産についても保護の対象とされている(国民保護法制研究会『国民保護法の解説』(きょうせい、平成一六年)、五〇頁)。
 49 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)。
 50 『新版国民保護法逐条解説』、七―八頁。
 51 同前、四四―四四五頁。
 52 『国民保護法の解説』、五〇頁。
 53 『新版国民保護法逐条解説』、一一―一頁。
 54 国民保護法四条(国民の協力等)、七〇条(避難住民の誘導の援助)、八〇条(救援の援助)及び一二五条(武力攻撃災害への対処に関する措置の援助)並びに二五八条(特殊標章等の交付等)参照。
 55 『国民の保護に関する基本指針』(平成一七年三月二五日閣議決定、最終変更平成一九年二月)、八一―九頁。
 56 同前、六二頁。
 57 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成一七年八月二日閣安危第三二二号)(内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)。本ガイドラインは「特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)の送付について」(消防国第三〇号、平成一七年一〇月二七日)で言及されているが、筆者は執筆時点で内容を確認できなかった。
 58 『消防庁国民保護計画』(平成三〇年六月一部改訂)、一九頁。
 59 『沖縄県国民保護計画』(平成三〇年四月一日変更)、一一三頁。
 60 『都道府県国民保護モデル計画』(平成一七年三月、消防庁国民保護室)、一一八頁参照。
 61 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号)。
 62 事態対処法が規定する事態類型と自衛隊による国民保護措置実施の行動類型・権限の関係については、田村重信編『新・防衛法制』(内外出版、平成三〇年)、三八一頁参照。
 63 『防衛省・防衛装備庁国民保護計画』(改正：令和六年四月一日)、三頁。
 64 同前、一七頁、一九頁。
 65 同前、一一―一九頁。
 66 同前、一八―一九頁。

「特集」ハワイの赤十字秘話

取材／執筆 井上忠男
 (日本赤十字国際人道研究センター所長)



観光客で賑わうワイキキ海岸

(筆者撮影)

太平洋の楽園ハワイは、日本人との深く長い歴史が刻まれている。一八八一年、カラカウア王が初めて日本を訪問し、一八八五年、日本から最初の官約移民がハワイに移り住んで今年で一四〇年を迎える。一方で、終戦八〇年を迎える太平洋戦争は日本軍による真珠湾攻撃で火蓋を切った。そして今日、ハワイは日本人に最も親しまれる観光地の一つとなった。本特集では、そうしたハワイを舞台に繰り広げられた日米両赤十字社にまつわる、これまであまり語られなかった歴史物語を紹介する。



吉の活動と日本赤十字社布哇特別委員部の足跡を辿りながら明らかにする。

第二部では、ほとんど語られなかった真珠湾攻撃の裏面にスポットを当て、秘匿された民間人犠牲者の真相、日系社会に与えた衝撃、米海軍による死傷者救護の実態と米赤十字の活動について明らかにする。また米赤十字を巻き込んだ真珠湾攻撃大統領陰謀論にも光を当て、開戦を止められなかった日米指導者たちの実像を探る。

第一部では、苦難の歴史を歩んだハワイの日系移民の間に、なぜ日本赤十字社の社員加入者が急増していったのか。その背景を日系移民・石井勇

《第一部》 ハワイ日系移民と日本赤十字社を繋いだ男

——石井勇吉と日本赤十字社布哇特別委員部の設立と終焉

ホノルルのパンチボウルの丘は、ダウンタウンを一望できる風光明媚な観光スポットとして知られるが、その南東麓に広がる閑静な住宅街に、木立が点在するマキキ墓地がある。その一際目を引く日本人移民ゆかりの碑の隣りに高さ四〜五メートルはあろうかと思われる大きな石碑が天を衝く。碑文には「石井勇吉翁記念碑」とあり、英文で「JOHN J. ISEER JAPANESE RED CROSS ORGANIZER DRUGGIST (日本赤十字組織化のパイオニア。薬剤師)」と刻まれている。

日本から遠く離れたハワイになぜ日本赤十字社ゆかりの碑があるのか。そして石井勇吉とは一体何者なのか。日本赤十字社(日赤)の歴史から忘れ去られたハワイの日赤の足跡を辿ると、そこには日本人移民の過酷な歴史と赤十字思想の普及に生涯をかけた一人の日本人薬剤師の波乱に満ちた生涯が隠されていた。



マキキ墓地の石井勇吉翁記念碑 (筆者撮影)

I ハワイ日本人移民のはじまり

ハワイ諸島は、一七七二年、英国海軍のジェームズ・クックにより発見され西洋世界にサンドウィッチ諸島として知



出典：Hawaii State Archives, No.PP-96-012

前列左から東伏見宮嘉彰親王（後の小松宮彰仁親王）、カラカウア王、大蔵卿佐野常民、後列左から侍従長C・H・ジャッド、大蔵省一等書記官徳野良助、國務大臣兼移民局長官W・N・アームストロング

日本からの最初の移民は、一八六八（明治元年）五月、幕府の崩壊で禄を失った旧士族や大工、左官など約一五〇人がハワイ王国領事の斡旋で渡布したが、江戸幕府との合意に基づくこの移民を明治新政府は許可しなかった。移民らは農園での過酷な労働に馴染めず帰国する者や米本土に転

民の受け入れを開始した。その一方で西洋人がもたらした感染症によりハワイ先住民は急速に減少し、クック来島時には推定三〇万人だった先住民は、一八二〇年には約十三万人、一八五〇年には約八万人、一八七二年には約五万六千人にまで減少した。このため主幹産業である砂糖キビ農園は労働力不足を招き、ハワイ王国政府は外国人移民の受け入れに活路を見出そうとした。一八五〇年代から受け入れた中国人移民はなかなか定着せず、一八八二年五月、ハワイ政府は中国人の新規入国を禁止するとポルトガルやプエルトリコなどからの移民の受け入れを開始した。

また一九世紀後半に石油が発見されるまで、アメリカは鯨油を得るための捕鯨基地としてこの島に注目した。さらにアメリカ西海岸でゴールドラッシュが始まると急激な人口増加と産業化により砂糖の需要が高まり、白人資本家が経営するハワイの製糖産業は俄かに活況を呈した。

航する者もあり、やがて移民は途絶えた。後にこれらの最初の日本人移民は、移民した年号から「元年者（がんねんもの）」と呼ばれた。

佐野常民とカラカウア王の出会い

移民再開の契機となったのは、一八八一（明治一四）年三月のハワイ王国カラカウア王の来日だった。その目的は、同じモンゴロイドの血を引く日本との関係を親密にし、砂糖キビ農園の労働力を確保するために日本からの移民を要請することだった。当時のハワイ王国は、アメリカを主とする白人勢力の影響が強まり独立の維持が危ぶまれていた。危機感を抱いたカラカウア王は、アジアの新興国家日本の影響力に期待した。国王は来日すると明治天皇に日本からの移民を要請するとともに、日本を盟主とするアジア太平洋連邦国家（東洋諸邦同盟）の樹立を提言し、妹カイウラニ王女と日本の皇族・山階宮定麿親王の婚姻を持ち掛けた。天皇は翌年三月、宮内省御用掛・長崎省吾を特使としてハワイに派遣し、この要請を正式に謝絶した。その理由は、山階宮には既に婚約者がいること、また日本は国内外に多くの難題を抱え、地域の盟主となる実力はないというものだった。しかし移民については外交交渉を経て合意に達し、

一八八五（明治一八年）一月、最初の官約移民（政府主導の移民）がハワイに渡ることになった。

カラカウア王来日時の写真は、現在、ホノルルのビショップ博物館に所蔵され日本国内には残っていない。その複製写真と思われるものがイオラニ宮殿二階の間に飾られ、一般観光客も見ることができる。この写真が興味深いのは、国王を挟み左右に大蔵卿・佐野常民（当時、日本赤十字社の前身の博愛社社長）と東伏見宮嘉彰親王（博愛社総長）が着座していることである。写真裏面には英文で人物の説明はあるが、撮影月日や撮影場所の記載はない。

外務省外交史料館の「外国賓客ノ来朝関係雑件 布哇ノ部」に収録される国王の滞在記録によれば、明治一四年三月七日、カラカウア王は、東京府大手町二丁目の大蔵省印刷局工場を見学している。この時、接遇に当たったのが明治天皇から国王接伴御用掛を命じられた東伏見宮（後の小松宮彰仁親王）と大蔵卿・佐野常民だった。

国王一行は工場を見学した際、同局彫刻部写真課で饗応を受けたが、写真課には写真館が併設されていたことから、おそらくその場で撮影された可能性が高い。印刷局はその後、関東大震災、東京空襲で写真資料のほとんどを焼失した。佐野常民は三月一四日、東京府王子村の印刷局抄紙部（官

製紙工業の視察にも同行したが、この時一行を迎えた沿道には、「路上に畳を敷き御車を通し奉りし所などもありし」(郵便報知新聞、三月一四日)とあり、国王一行を市民らが熱烈に歓待した様子が伺える。佐野は三月一九日の大阪造幣局視察でも国王を接遇した³⁾。これらの機会に、佐野とカラカウア王が何を話したか記録はないが、明治四〇(一九〇七)年四月、日本赤十字社はハワイに特別委員会を開設することになる。

国王帰国後のハワイ王国は激動の歴史を辿る。一八九一年、カラカウア王が死去すると妹リリウオカラニが女王となるが、一八九三年一月、白人資本家らのクーデターにより女王は退位しハワイ王国は滅亡する。一八九四年七月、白人が支持する暫定政府がハワイ共和国を宣言し、米国籍移民のサンフォード・ドールが大統領となる。そして一八九八年八月、ハワイ共和国はアメリカ合衆国準州に併合され、第二次世界大戦後の一九五九年八月、アメリカ合衆国の五〇番目の州となり現在に至る。

出稼ぎで「故郷に錦を飾る」を夢見て

国王の来日から四年後の明治一八(一八八五年)一月二七日、明治政府主導による初の「官約移民」の第一陣九四八名

た。この意識は未知の国に移り住む出稼者の心理的ハードルを押し下げたものと思われる。

移民は、政府告知の「出稼人趣意書」にあった「三年で四〇〇円貯まる」といった宣伝文句に惹かれ南の楽園に夢を託した。明治三〇年の公務員の初任給九円と比べても、明治一八年の月給一五ドル(女子は一〇ドル。当時の一ドルは約二円)はかなり魅力的だったに違いない⁵⁾。明治四〇年頃の移民・井ノ口金吾の記録には、「労賃は一月一八ドルだった。郷里の村では一年働いて一七、一八円である。しかしハラ耕地では一月二六日働いて二二ドルだった。」⁶⁾とある。耕地には様々な仕事があったが過酷な労働ほど賃金も高かった。

官約移民は一八九三年にハワイ王国が滅亡して終了するまで二九、〇三二人が渡布した⁷⁾。一八九四年以後は、民間移民会社の斡旋による民約移民に移行されたが、一八九八年にハワイ共和国が米国準州に併合されると民約移民も禁止され、その後は個人の自由意志で渡航する自由移民の時代となった。しかし、日露戦争以後、日本人への警戒感が高まると西海岸で日本人排斥運動が高まり、一九〇七年、日米紳士協定により日本人の新規移民は制限され、一九〇八年、日本政府は親族の呼び寄せ以外の労働目的

(男六八二、女一六四、子供一〇二)が横浜から出航し、二月八日、ホノルルに到着した³⁾。その三分の一は山口県周防大島の出身者だったが官約移民全体では広島県出身者が最も多く、これに山口県、熊本県、福岡県が続ぎ、これら四県で移民全体の九六%を占めた。当時の日本は、松方財政によるデフレ不況で失業者が溢れ、繭や米の価格暴落で農村は窮乏していた。明治一六年から官約移民が始まる明治一八年頃には身代限(破産)の増加による自殺者が二倍になるなど国民生活は疲弊していた⁴⁾。特に山口県周防大島では、夜逃げ、自殺、身売りも行われるほどの惨状だったことから、これを救済するため同県出身の外務大臣・井上馨が優先的に島民を渡航させた。また広島県も綿花やい草、藍の生産農家が外国製品の輸入で大打撃を受け、出稼ぎに糧を求める者が多かった。

さて、官約「移民」と呼ばれるものの、一八八五年の最初の移民の事由別旅券付与数(日本帝国統計年鑑)によれば、旅券付与者三、四六一人のうち二、一九四人は出稼目的であり、その他、商用(三九四)、職工(二七)、大工などの職人もいた。つまり、最初から永住を覚悟してハワイへ渡った者はなく、彼らのほとんどが帰国を前提とした「出稼ぎ」目的だった。

の移民を自主的に停止した。さらに第一次世界大戦後の一九二四年五月、アメリカで排日移民法(ジョンソン・リード法)が成立すると日本人の入国は事実上禁止され、移民に終止符が打たれた。北米に見切りをつけた日本人は、ブラジルなど南米に新天地を求めることになる。しかし、それまでの半世紀にハワイに渡った日本人は約二二万人にのぼった。

ホノルル日本総領事館の調査では、一九一八(大正七)年のハワイの日系人は一〇万人を超え、一九二〇年には日系人はハワイの全人口の四二・七%に達した。砂糖キビ農園の労働者に占める日本人の割合も、一八八六年の一三%から一八九四年には六四%となり一九二四年には七〇%を占めた⁸⁾。この頃には日本人労働者のためにやってきた医師、通訳、僧侶、教師などの専門職者や漁民なども来島し、職業も多様化していった。一九二〇年代にはハワイの水産業は、ほぼ日系漁民に独占されるようになった。

II 希望の地で待っていた 「地獄の日々」

ハワイに渡った日本人移民の生活はどのようなものだったのか。夢を抱いて太平洋を渡った彼らを待っていたのは

想像を絶する過酷な労働だった。ハワイ日本文化センター（JCCH・ホノルル）の史料には、次のような移民の証言が残る。

「ハワイに着いた時、親に付けて貰った大事な名前を取り上げられた。私は番号を付けられ、その番号で呼ばれることになった。そして耕主は我々をまるで商品のように品定めして、気に入った労働者を雇ったのだった。」

「農園労働者は全員バンゴウと呼ばれる金属製の番号札の形と番号で労働者の出身が判る仕組みになっており、給料の支払いや耕地内のストアでのツケによる買い物など一切が番号で管理されていた。」¹⁰



労働者に着用が義務付けられた番号札は国籍毎に形状が異なった（ハワイ・プランテーション・ビレッジ（HPV）：筆者撮影）

労働者には住居と医療は無料で与えられたが、諸経費や給与の二五%を占める移民会社への船賃支払いや通訳費、医師の給与分担金などを差し引くと手元に残るのは僅かだった。シゲタ・コウは次のように記している。

「我々五〇人は独身者も妻帯者も皆一緒に、粗末な小屋に住んでいた。幅三メートル程の長い廊下があり、その両側の草を編んだ敷物の敷かれた一段上がった床と二畳の畳の上で、我々は寝食を共にした。」

また農園の労働は、ルナ（Luna）と呼ばれる現地人監督官



再現された初期の労働者に提供された住居。日本人はこれを見て衝撃を受けたという（HPV：筆者撮影）

の厳しい監視下に置かれた。

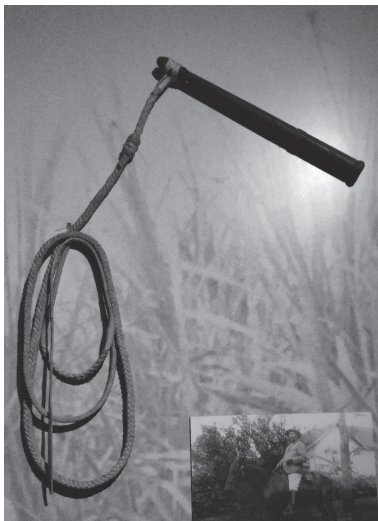
「日本での農家の生活も苦しかったが、日本では自分達のために働き、季節の境目には休みも取れた。ハワイでは週六日絶え間なく働き、病気になるっても耕地付きの医者への許可がない限り休めない。我々の生活はルナの監視のもと笛と鞭で管理されていた。

休んだり背中を伸ばしたりすることも許されなかつ

た。ルナが怒鳴っている言葉の意味が判らないので、いつも声の調子や鞭の音で想像するしかなかった。」

日本人移民の間で歌われた労働歌「ホレホレ（Ho-le-ho-le）節」には次のような一節がある。

「ハワイ、ハワイと来てみりや地獄、ポーシ（Poshi）は悪魔でルナ（監督）は鬼」



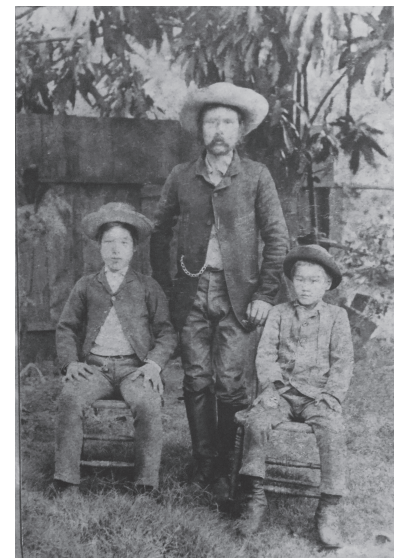
農園の監督者ルナと彼が使用した鞭（JCCH 展示：筆者撮影）

苦しくも懸命に働き、生活向上へ

カウアイ島のケカハ農園で働いた山田浦次郎(三六歳)は一家の日常を次のように記している。

「毎朝四時半に汽笛がキャンブ内に響きわたる。妻は既に起きて一家と他の独身者のために弁当を用意している。そしてご飯と味噌汁とお茶の朝食が始まる。六時にはプランテーションでの一日が始まる。(中略) 照り返す太陽の光とむせるような埃、または雨のあと泥の中で十時間は耐え難いものである。サトウキビの鋭い葉とムカデや蜂から身体を守るために何枚も服を重ねて着た。(中略) 子供のモトハルとマンキチは背の高い砂糖キビの陰で遊び、寝たのだった。毎日が厳しかった。ルナは正午前の三〇分の食事時間以外は絶対に休ませてくれなかった。午後四時半ようやく長い労働が終わると労働者は我先に家路を急いだ。それは共同風呂に早く入るためで、我々には子供がいるので帰りがいつも遅く、いつも汚い湯の風呂に入らねばならなかった。」

浦次郎の妻エイは労働契約の満了を待たずに亡くなり、



山田浦次郎と息子モトハルとマンキチ
(JCCH 展示：筆者撮影)

浦次郎は二人の息子を一人で育て上げた。浦次郎は勤勉に働き、やがてルナ(監督者)となった。

日本人は低賃金と粗末な生活環境に抵抗し、命令を拒否したり農園から逃亡する者もいたが、捕らえられた者には鞭打ち、罰金、投獄が待っていた。農園の労働者は人種別に分けられ互いに競わせ、団結して労働争議を起こさないよう管理された。日本人労働者の待遇改善(増給)を求める抗議がしばしば起こり雇主との軋轢もあった。移民の過酷な実態は明治政府にも伝えられ、政府は契約の適正な履行をハワイ政府に要請した。そうした中で一八八九明治三二

年一〇月二九日、抗議運動の指導者と見なされたハワイ島ホノカア農地の後藤潤(二七歳)が農地経営者と結託した暴漢四人に襲われ、電柱に吊るされた絞首体が発見される事件が起きた。この事件は日本人労働者の抗議と団結を一層強めた。その生涯を描いたアニメ・マンガ『ハマクアの英雄(Hamaku'a Hero)』…プランテーションの真実』は、日本人移民の苦難の歴史の物語として今も読み継がれている。

Ⅲ 強い絆と共助を支えに

ハワイの日系移民史には彼らの過酷な労働と生活を伝えるものが少なくない。それは多くの植民地に見られたプランテーション労働とその過酷な労務管理の只中に突如投げ出された日本人の戸惑いと閉塞感の叫びとでも言えるだろう。しかしもし、彼らの生活が地獄の日々だけだったとしたら、その後も増え続けた日系移民の説明はつかない。「過酷な労働」といった実感も農民から契約労働者(月給生活者)となった彼らが、規則に縛られる窮屈な生活に馴染めなかったことによるとみることが出来る。一見、非人間的扱いと見える番号による管理も、国籍、人種、言語も異なり名前の呼び方も発音の仕方も分からない多民族集団を管理し、誤りなきを期する



博物館明治村「ハワイ移民記念館」に移築された明治22年頃のヒロの日系人移民教会堂集会所

(筆者撮影)

ためには最も合理的な方法だったともいえる。マイナンバー制を受け入れる現代の日本人には容易に理解できることだ。

しかし、強制や束縛といった不自由を埋め合わせて余りある経済的利益を享受できたのも事実である。日本の五〜六倍といわれた収入や天候に左右されない安定した生活などだ。周防大島のある島民は、九月月で一二九円を島に送金し、島民の話題となった。石工の一春の労賃が一〇円の時代だった。

移民の成功談は更なる移民を呼び込むこととなった。

他方で異郷の地に馴染めず困窮する日本人も多かった。彼らの支えとなったのは、いつか「故郷に錦を飾る」という夢と日本人同士の強固な絆と助け合いだった。彼らは出身県あるいは神社の信徒集団毎に絆を深め、日本的伝統、習慣を守り結束した。心の支えとしたのは「忠義」「義理」「犠牲」「責任」「感謝」「恥」「名誉」といった日本の美徳だった。本来、移民の保護を責務としたはずの移民会社は、「移民を保護したる事績なく否却って彼らは移民を苦しめ」た。彼らを保護すべ



ホノルルからハワイ島に向かう日本人契約労働者 (1899年)

出典：Hawaii State Archives, PP-46-4-012

き日本総領事も「移民の困憊を空吹く風と聞流し、移民会社や銀行の毒手より救済することを為さず、(中略)却って彼らを庇護」している」と揶揄された¹⁾。そうした中で日本慈善会や宗教的慈善団体など日系人が組織した慈善団体が困窮者の救済に尽力した。日本人移民の中には賭博、飲酒にふけり犯罪集団に加わったり、娼婦に身を落とす者も見られた。

出稼ぎから永住へ

当初の移民には永住志向の者がほとんどいなかったことは、カラカウア王の期待とはかけ離れていたかもしれない。彼らには出稼ぎで蓄財し、衣錦還郷を夢見て艱難辛苦を耐え偲んだが、志を果たし帰国できる者たちの一方で、帰国できない者たちは羨望の眼差しで彼らを見送った。しかし、現地に留まる者たちも次第にその生活に慣れ、暮らしても安定するとハワイの風土に愛着を感じ、永住を考える者も増えていった。

その一つの転機となったのは彼らに子ども(二世)が生まれたことである。一七九〇年の帰化法により「自由な白色人種」ではない日本人一世には市民権が与えられなかったが、二世は市民権を得ることができた²⁾。子どもの教育や将来を考えれば、永住は有力な選択肢の一つとなった。「子

女の成年に達し利権を行使伸張し得る時代の遠き将来に非らざる事に想到せば又愉快なる末頼母しき感を覚ゆる」¹³⁾と言った思いは、子どもを持つ日系人の自然な感情だったと思われる。さらに一九二四年の排日移民法は、一度、米國を離れ帰国した者は再び入国は許されず、日系移民の永住の決断を後押しした¹⁴⁾。

多少の豊かさを享受できるようになると日系移民は、遠い故郷の神社や学校に多額の寄付を行うようになった。それは成功の証であるとともに素直な祖国愛でもあった。こうした日系社会の寄付文化は、やがて日本赤十字社への寄付者や社員加入者が生まれる土壌となり、日本赤十字社はこうした動きに対応するため、明治四〇年四月、日本赤十字社布哇特別委員部を開設することになる。

IV 祖国愛に火をつけた日清、日露戦争

一八九四(明治二七年)七月に勃発した日清戦争は、ハワイの日系人社会にも大きな衝撃を与えた。多くの日系人は祖国の戦争を支援するため多額の義援金を日本に送金した。政府や軍とともに、その主要な寄付先となったのは日本赤十字社だった。

一八九四年一〇月、ハワイ在留者有志は、日清戦争の傷病者救護費用として八、八六〇円を日本赤十字社に寄付した。しかし当時、これを扱う窓口が現地になかったため寄付金は日本帝国総領事を介して横浜正金銀行ホノルル支店から日赤本社に送金された。これに対し、日赤本社は総裁と社長の名で「感謝の辞」を送り、花房義實よしもと副社長からは感謝の手紙が添えられた。

「爰に布哇國在留有志諸氏 本社忠愛の主旨を協賛し今回日清交戦に関する本社傷病兵救護資の内へ金八千八百六十圓四十二錢を寄贈せらる、因て本社に代り其の厚志を謝す。明治二十七年十一月三十日 総裁大勲位彰仁 社長正三位一等子爵佐野常民」¹⁵⁾

これがハワイ日系人の日本赤十字社に対する寄付の始まりとされる。では、彼らが日赤の社員として加入し始めたのはいつ頃のことなのか。明治二八年の日赤史料¹⁶⁾によれば、当時の海外在住社員数は一四一人だった。この中にハワイの日系人が含まれていたかは不明だが、日清戦争時の日赤への寄付者の中に社員に加入した者がいた可能性はある。史料には、明治三二年一月二八日、加哇島(カウアイ

島 コロア在住の東郷彌蔵なる人物が社員であったことを示す記録があり¹⁷⁾、この時期にはすでにオアフ島以外の島にも社員がいたことが分かる。また、社員には日本人だけでなく米国人や中国人も多く、史料には「海外在住者及外国人^{これあり}付ノ加盟続々有之」とある。

さらに、一九〇四(明治三十七)年二月一〇日、明治天皇が日露開戦の詔勅を発すると、ハワイの日系人は再び大々的な日本支援に乗り出し、軍費献金や日本赤十字社の救護活動のために義援金を送った。同三月一二日、ホノルルの薬店主・石井勇吉は日赤に五〇円という多額の寄付を行った。寄付書には、「米領布哇ホノルル市ヌアヌ街在留 (日赤終身正社員 薬剤師勲六等 石井勇吉)¹⁸⁾とある。石井は日赤本社から社員勧誘委員に委嘱され、社員加入勧奨活動に奔走した。石井はこの事務に係る郵便代、社員章や縮盟状の輸入関税費用など経費の全てを私費で賄った。「布哇日本人発展史」は、これを「布哇における同胞日本赤十字社事業の最初なり」と記している。これらの功績により明治三十九年一月二日、石井は日赤特別社員に推薦された。

白人有力者も日赤の救護活動を支援

一九〇四(明治三十七)年五月九日、日露戦争で傷病兵の救



イオラニ宮殿の向かいにあったオペラハウス。日本赤十字社義捐演説会はここで開かれた。

出典：Images of old Hawaii collections

の一階級が之れに従事し居るのみにて露国人民自身は全く此の戦争に関係なく中立の地位にあり」と、その実例を示しながらロシア政府を批判する野党の動きを紹介した。この集会で集まった義援金六〇〇ドル余りは日本赤十字社篤志看護婦人会の活動のために寄贈された。

なぜ多くの白人が演説会を支援したのだろうか。それは当時の国際情勢と深く関わっている。東洋の新興国日本と

護にあたる日本赤十字社に義援金を募るため、ホノルルのオペラハウスで「日本赤十字社義捐演説会」が開かれた。主催したのはホノルルの日本婦人愛国会だったが、これを支援したのは現地の白人著名人などだった。参加者は著名な招待者のみに限られ一五〇人余りが参集したが、中にはハワイ州知事を務めた連邦地裁判事サンフォード・ドール夫妻もいた。会場となったオペラハウスの経営者ウイリアム・G・アーウィン(砂糖キビ農園主はこれを無償で提供し、ピショップ銀行のN・M・デーモンは日赤への義援金二〇〇ドルを日本総領事館に寄託した。演説者にはロシア人医師ニコラス・ラッセル、ホノルルの「アドバイザー」紙主筆ウォルター・G・スミス、マッキンリー高校校長スコット博士など白人著名人が名を連ねた。

演説の中でスミスは、「西洋基督教国の産物たる赤十字事業が東洋の新進国たる日本に依り完全に発達し居る実況より、日清役における日本軍の如何に其の人道と正義を守りしか」と日本赤十字社の活躍を称え、日本軍によるとされる旅順虐殺事件(一八九四年一月)の報道についても、「通信員の不注意と誤解によるもの」だと日本を擁護した。また、ロシア人ラッセルは、日露戦争は「日本においては挙国一致の大事事件なれども露国にとりて之単にその政府官吏

大ロシア帝国との戦争は、欧米社会でもその成り行きが注目され、その評価も二分した。ロシアとその同盟国フランス(露仏同盟)、ドイツは、日本を「黄禍」の象徴と見ていたが、日本の同盟国イギリス(日英同盟)と日本の友好国アメリカは、日本を文明国の仲間入りをしたアジアの新興国家と見なし、日露戦争を文明国家と野蛮な専制国家との闘いという構図で見ようとした¹⁹⁾。演説会における日本への共感的態度はこうした日露戦争観が根底にあったと思われる。しかし、日本への友好的姿勢は、日露戦争に日本が勝利すると急速に変化していく。やがて第一次世界大戦が終わると、日本への警戒感と排日機運がさらに高まっていく。

V ハワイは社業拡張の有望の地な

り——日本赤十字社布哇特別委員部の設置

日露戦争後の明治三十九年二月二七日の日赤史料には、ハワイの近況について「本邦人ニシテ同地ニ移住スルモノ頻年増加シ 最近調査ニ抛レハ已ニ七万余人ヲ算スルニ至リ社員ノ数モ千二百有余人ノ多数ニ上リ尚陸続加盟者輩出ノ好況ヲ呈シ²¹⁾とある。社員一人当たりの抛出額は一二ドル五〇セントと高額だったが、この額は終身社員の資格を得るための最低納付額だったため、結果として社員のほと



写真左は1908年頃の日本帝国総領事館
出典：ホノルル日本総領事館ウェブ
サイト



1907年7月3日、伏見宮貞愛親王殿下奉迎のため
集まったホノルルの日赤社員
出典：『増補版ハワイ日本人移民史』ハワイ日本人
連合協会刊、ハワイ報知社

などが終身社員となった。日系移民の月給が一八ドル(女子一〇ドル)の時代であり、抛金額はほぼ一月分の給与に相当し、社員の抛入金総額は一一、六七五ドルの多額に及んだ。史料には「現ニ今日ト雖モ加盟申込ヲナスモノ続々アルヲ以テ見レハ布哇ハ実ニ前途有望ニシテ海外唯一ノ財源ト云フベキカ」とあり、日赤本社がハワイにおける社員獲得に大きな期待を寄せたことが分かる。社員数は一九二四(昭和二)年には一万人を超え、子どもを含む当時のハワイ日系人口の一割を占めた²³。人口比でこれほど高い社員比率を誇ったのは国内にはどこにもなく、海外社員中、数多キ地方ヲ挙クレハ布哇ヲ以テ第一トス」と史料は記している。一時、ハワイは社費額で全国支部の中で二位にランクされたという。

なぜこれほど急速に社員加入が増え続けたのか。その理由について日赤史料は、人道目的の赤十字の精神が共感と呼んだこと、また移民が帝国臣民としての義心に富んでいるためと記しているが、それとともに日系社会に醸成されていた相互扶助の精神や次第に豊かさを享受するようになった彼らの懐事情も影響したのではないだろうか。

日露戦争は、異郷の地で必死に生きる日系人の祖国愛に火を付け、日本人としての団結心を確認する機会となった。

彼らの寄付は軍費に限らず濃尾地震(明治二四年)への義援金や故郷の村落の社寺、学校等への寄付など多岐に渡った。その一方で、社員加入者が増えるに従って問題も明らかになった。史料には、「労働者ノ如キ多クハ文筆ナク他人ニ手続ヲ依頼セリ」「本社ノ主旨ニ賛同ノ志アルモ入社其ノ他ノ申込手續付ヲ懇篤ニ開示誘導スルニアラサレハ申出ニ躊躇スル輩モ有之」とあるように、日系移民の中には読み書きができず、社員加入手続きが覚束ない者も少なくなかった。日赤は、加入事務を円滑に行うためにも恒常的な現地窓口の開設が必要であると考えようになった。

とはいえ、一部の日系人のために現地窓口を開設する費用対効果には疑問が付された。そこで明治三十九年一〇月、日赤は小沢武雄副社長名で外務省通商局長経由で在ホノルル日本帝国総領事館・齋藤幹総領事宛に加入申込事務を代行してもらえないか打診した。しかし、総領事は業務多忙と人員不足を理由にこの要請を断った。そこで日赤は齋藤総領事の助言を得て日赤が事務員を雇い入れ、その業務を監督する任を総領事に委任する案を提示したところ総領事(外務省)はこれを承諾した。こうして明治四〇年四月、日本赤十字社布哇特別委員会が開設され、同四月一日、日本赤十字社総裁閑院宮載仁親王名で齋藤幹に布哇特別委員

部委員長の委嘱状が伝達された。

その三カ月後の七月三日、伏見宮貞愛親王が英国からの帰途ホノルルに立ち寄った。この時、日赤社員の一団が伏見宮を滞在先で奉迎していることから、実際にはハワイの社員組織は特別委員会が設置される以前から組織化が始まっていたと思われる。その影には石井勇吉という一人の薬剤師の存在があったと思われる。

社費額で国内支部に匹敵したハワイ特別委員会

海外の日本赤十字社員部は、日本の大陸への進出に伴う海外救護の拠点として、また海外在住日本人に対する社員加入事務に対応するため設立されたが、その機能により二種類あった。第一は国内支部と同等の業務を所管する「委員会」で、当時日本の勢力圏だった韓国と満州の委員会がこれに当たる。しかし、韓国で最も社員の多かった釜山には、すでに長崎支部が委員を委嘱し、元山、仁川にも同支部が委員を委嘱する計画があったことから、本社は京城(ソウル)を除き朝鮮での委員会設置を断念し、その他地域の事務は長崎支部に引き継いだ。

第二は、単に社員の加入事務や年抛金の取扱いのみを行う「特別委員会」で、これは明治三二年八月、京城に設置さ

ならなかった。彼らはアメリカが参戦する前から赤十字募金に協力し、日系一世の婦人らは米赤ハワイ支部の繙帯作業所で奉仕活動に励んだ。一九一七年四月六日、アメリカがドイツに宣戦布告し第一次世界大戦に参戦すると、八月一六日、国民軍部隊が組織された。マウイ島、カウアイ島、ハワイ島にも小隊が結成され、一八歳から四五歳の日系一世がこれに加わった。一九一八年六月、国民軍に出動命令が出ると岩崎譲治、村上貞助ら日系社会の指導的立場にあった一四名が軍曹に任命されフランスへ出兵した。志願兵となった日系一世には戦後、米国市民権が与えられた。

こうした中でマウイ島ワイルク在住の神田重英は、フランス戦線で救護活動に参加するため米赤ハワイ支部に篤志救護員として志願した。神田は同志社大学神学部を卒業し、牧師として宣教活動に当たるため二一歳の時(明治二六年)にハワイの地に移り住んだ。やがて家族を持ち、子どもたちを立派に育て上げた神田は、自身の夢を実現させてくれたアメリカに深い恩義を感じ、その恩に報いるため戦地での活動を志願した。しかし、米赤十字ハワイ支部は日本人であることを理由にこの申し出を断った。諦めきれない神田は、ワシントンの国務省に直接交渉すべく自らの生前葬儀も済ませ、一九一八年五月七日、決死の覚悟で本土へ



第一次世界大戦時、米赤ハワイ支部の病院補給品部で奉仕する日系婦人(右側の和服姿)
出典：『増補版ハワイ日本人移民史』



砂糖キビ農園の各国の労働者。後列中央から右側に日本人労働者が見られる

出典：ハワイ日本文化センター

れたのが最初である。その後、清国の漢口(明治三八年七月、上海(明治三八年一月)、布哇(明治四〇年四月)に設置された。ハワイの特別委員部は日本の非勢力圏に設置された最初のもので、在留邦人数では他の特別委員部を圧倒し、多額の年抛金(社員費)収入が期待された。

ハワイに続き、明治四三年二月、天津と桑港(サンフランシスコ)に、第一次世界大戦時の大正五年一月に羅府(ロサンゼルス)に、さらに大正七年八月、日本のシベリア出兵が始まると九月に浦塩斯德(ウラジオストク)に特別委員部が開設された。その後、南米への日本人移民が増えるとサンパウロ、リオデジャネイロ、リマ、メキシコにも開設された。サンフランシスコとロサンゼルスの特別委員部は、第一次世界大戦時に米赤十字(米赤)とともに戦時救護活動を支援する募金活動を共同実施し、多額の義援金を集めた。現地特別委員部が主催した売店等での売上げは一日で一、四〇〇ドルに達し、純益九〇〇ドルが米赤ロサンゼルス支部に寄贈された。

米赤十字唯一の外国人救護員・神田重英

第一次世界大戦の勃発と排日機運の高まるアメリカで、日系人はアメリカへの忠誠を自らの生き様で示さなければ



米赤ハワイ支部少年赤十字の日本と中国の子どもたち (1918年7月)

出典：Library of Congress, photography collection

渡った。ワシントンの国務省は神田の申し出を再び却下したが、英国領事館からは英国行のビザを取得することができた。七月五日、ニューヨークからロンドンに渡った神田は、フランス大使館に渡仏の許可を求めたが赤十字職員以外のフランス入国は認められなかった。しかし、この熱意がフランス赤十字総裁ギブソンの耳に入り、ワシントンの米赤本社とフランス赤十字の間で交渉が行われ、ついに米国赤十字篤志救護員としてフランスに派遣されることとなった。神田の凄まじい情熱と行動力が両国の赤十字を動かしたのだ。神田は、一九一八年七月から一年間、フランス戦線で米兵の支援活動に従事した。神田は、第一次世界大戦で米赤から欧州に派遣された唯一の日本人であり、唯一の外国人だった²⁶。この功績により神田は米陸軍から二つ星従軍星章を授与された。

なぜ海外での社員募集が許されたのか

元来、一国の赤十字社が外国の領土で資金募集活動を行うことは赤十字の原則に反するが、当時の日赤本社もこれを認識していたことが記録から分かる。日露戦争当時、ハワイは日本の勢力圏ではなくアメリカ合衆国の準州だった。また、米赤ハワイ支部(一九一七年に設立)は設立されてい

かったとは言え、ハワイはアメリカの統治下にあった。この点に関し、日米両赤十字社間に何らかの合意があったのか。これに関する日赤史料は見当たらず、米赤側資料の調査を依頼した米赤ハワイ支部からも現在まで回答はない。しかし、当時の日米関係に言及する文献からその背景事情を推測することができる。

既述したホノルルでの日本赤十字社義捐演説会が物語るように、日露戦争当時のアメリカは日本人が本国の戦争のために資金供与することに寛容だったと思われる。『日布時事』社長兼主筆・相賀安太郎(溪楚)は著書の中で、「アメリカはこの戦争に対して、無論厳正中立であったが、前期の如き、日本に対する国債応募や、その恤兵部、日本赤十字社及び軍人援護事業等への献金に関し、何等の干渉を為さず、これを看過していた²⁶」と記している。

日本に対するアメリカの寛容な態度には、日本の巧みな外交戦略の影響もあったと思われる。日本は日露戦に対する日本の立場を海外に広く宣伝するため、セオドア・ルーズベルト大統領のハーバード大学法学部時代の学友・金子堅太郎²⁷を特使として米国に、また末松謙澄を英国にそれぞれ派遣した。金子はワシントンへ向かう途次、ホノルルに立ち寄り、対露戦争の正当事由を巧みな英語で演説した。

この演説は翌日、『布哇新報』に掲載され日本の立場はハワイ社会に広く知られることとなった。金子はワシントンでルーズベルト大統領を私邸に訪ねると、大統領は同窓生だった金子を歓待した。こうした日米の緊密な関係がハワイでの資金募集活動を容易にしたといえる。サンフランシスコ、ロサンゼルスへの特別委員会開設もこれらの理由で問題とならなかったものと思われる。

VI 和顔愛語の人、石井勇吉

開設された日赤布哇特別委員部の業務を誰に任せるか。現地の事情に全く精通しない日赤本社は日本総領事館に適当な人材の推薦を依頼した。すると、かねてより社員加入の斡旋を担ってきた石井勇吉の推薦があった。日赤本社も石井の名は知っていたはずだが、本人とは面識もなくその素性は知る由もなかった。そこで日赤本社は、ハワイから帰国した日本人に石井の現地での評判を聴き、さらに一時帰国した斎藤総領事を東京府牛込区弁天町の自宅に訪ね、石井の人柄や信用などを聴取した。その結果、現地で評判の高い実業家で篤志家としても知られる石井勇吉の人物像が浮かび上がった。こうして明治三十九年四月一七日、松方

正義社長より石井勇吉に社員加入業務委託の委嘱状が伝達された。領事館の助言により石井には月給三〇ドルと通信費その他雑費として五ドルの計三五ドルが支給され、その資金は特別委員部の社費収入の二割と決められた委員部運営費が充てられた。

石井の経歴については資料が乏しく、出生地の広島県新庄村(現北広島市)にも記録はない。日系移民のルーツ調査を行っているホノルル日本総領事館の Roots Finding Desk も筆者の調査依頼に応じてくれたが、結局、不明とのことだった。そんな中、ホノルルで刊行された日系移民関連の刊行物に石井に関する若干の記述が見られ、これらから石井の次のような人物像が見えてくる。

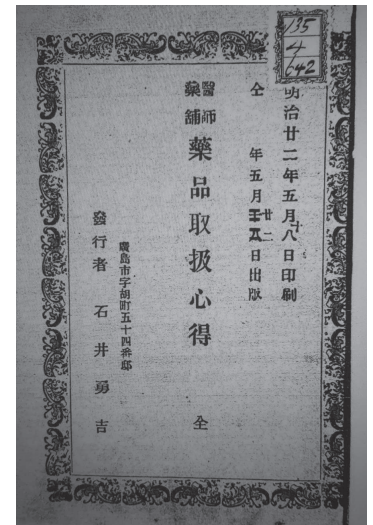
薬剤師として日清戦争へ、ハワイで社会事業にも献身

石井勇吉は、一八五五(安政二年八月十九日)*石井勇吉翁記念碑には八月一日とある)、広島県広島市大手町に生まれた(*記念碑には広島市新庄村で生まれたとある)。一八八一(明治二四年)、陸軍衛生隊雇員として奉職し、丸亀、松山の師団等を歴任した後、薬剤師となり、明治一九年に軍を辞職した。その後、軍隊の衛生用繻帯綿花の改良に努め、明治二〇年、ドイツの繻帯を参考に繻帯用消毒綿花綿紗(ガー

明治二七年、日清戦争が勃発すると、薬剤員として再び陸軍第五師団に奉職して韓国、中国に従軍した。明治二八年終戦とともに帰国し、この間の功績により勲六等を叙せられた。さらに繻帯綿花の改良研究を行うためドイツへの遊学を決意し、その途上にあつた明治三二年一月末、ホノルルに到着した。しかし、明治三三年一月二〇日、ペストが大流行(明治三二年二月から三三年三月…死者六一名とされる)していたホノルルの東洋人街区の焼却処理の際、延焼によるホノルル大火災で持参した一、〇〇〇円相当の荷物・家財のすべてを失った。この火災による被災者は約七、〇〇〇人、うち日系人は三、〇〇〇余人に上った。悲嘆にくれた石井は、止む無くドイツ遊学を断念し、ホノルルでの生活を決意する。

明治三三年三月、ホノルル市内に石井薬舗を開業し、五月、日本の薬剤師免状によりハワイ準州政府から無試験で薬剤師資格を受け、ハワイの日本人薬剤師第一号となった。大火被災を克服し、石井がいかんにして開業資金を確保したのか不明だが、後にハワイ政府からは被災者に補償金が支払われた。日本から妻キクを呼び寄せた石井は、ハワイでの新生活をスタートさせた。

その後の石井薬舗は順調な発展を遂げたとみられる。明



石井勇吉が明治22年に編纂発行した「医師薬舗薬品取扱心得」
(出典：国立国会図書館デジタルコレクション)

ぜ)を發明し、これが軍医、病院医師から高い評価を受けた。石井は、この發明の特許を得れば普及の妨げになるとして、特許を取らずに製造法を一般公開した。その後、広島市内で薬舗会(薬剤師会)を設立し、自ら海龍堂薬舗を開業した。この間、病人や貧困者への施薬に尽力するなど慈善家としても知られるようになった。『布哇成效者實伝』は、石井の人となりについて、「着實温厚の君子にして曾て人と争わず随つて一人の敵をも作りたる事なく常に和言愛語を以て人に接する」と記している。

治四二年三月の外務省通商局「海外日本實業者之調査」によれば、石井薬舗は従業員四人、資本金五千ドル、取引売買高一万四五〇〇ドルとある。それが三年後の明治四五年一月の調査では、それぞれ一万二千ドル、四万ドルと、資本金は二倍、売上は三倍に成長している。経済的にかなり恵まれていたことも、石井が社員加入事務に係る費用を自費で賄っていた背景にあつたと思われる。

また、石井は社会活動にも身を投じた。砂糖キビ農園の日系人労働者の給与増額を求める「増給期成会」の結成に参加し総務委員長を務め、自宅を会合の場に提供するなど労働者の待遇改善運動を牽引した。その後、日本人薬剤師协会会长、漁業会社副社長、日本人銀行監査役、布哇日本人慈善会副会長なども務めた。これらの経歴は石井の人望に対し、多くの日系人が厚い信頼を寄せていたことを物語る。

石井勇吉はなぜ、かくも熱心に社員加入活動に没頭したのだろうか。石井は一切手記を残さなかったので推測するしかないが、おそらくそこには石井自身の個人的経験が強く影響していたのではないだろうか。日清戦争に薬剤師として従軍した石井は戦地において日赤救護班の活躍をつぶさに目撃し、彼らと身近に交流した可能性は高い。傷病兵救護という同じ

石井と齋藤幹総領事の関係

布哇特別委員部初代委員長となった齋藤総領事とはいかなる人物だったのか。齋藤に対する日系人の評価は一樣ではない。移民を食い物にする移民会社との馴れ合いが囁かれる一方で、その手腕を評価する声もあった³¹。一九〇五年五月五日、ホノルル革新同志会が移民会社と京濱銀行に抵抗し、これらを襲撃した事件では、同志会は齋藤総領事の更迭も要求し齋藤は罷免された³²。

他方で、「総領事たるの技量なしと当時評してゐた人がある程ではあったが、相当に手腕もあり熱もあつた人に相違ないが、何しろ当時は移民会社全盛時代であつた所から、いつも此れが傀儡となつた嫌ひがあるらしい。」³³といった見方もあつた。

日本総領事の仕事にはある意味で微妙なバランスが求められる。在留邦人保護に腐心する一方で、当該国との良好な関係維持にも配慮しなければならない。一九〇一年七月二五日のアメリカ号事件では、日本領事館の消極的な態度が批判された。七月二五日、横浜からホノルルに到着した東洋汽船の「亜米利加丸」乗客一人が疑似ペストと疑われたことから乗客の検疫検査が行われた。ところが、白人乗客は検査もなく通過させたのに東洋人乗客は上等船室の女性



左：明治40年頃の石井薬舗。店舗は日本赤十字社社員加入窓口を兼ねていた。
(出典：『布哇日本人成功者伝』、国立国会図書館デジタルコレクション)



右：石井薬舗があつたヌアヌ街1150番地の現在。今はブティックになっている。
(筆者撮影)

目的を共有する赤十字の印象は、その後も石井の脳裏から離れることはなかったのではないだろうか。特に報国の志が高かつた石井にとり、祖国の赤十字への支援は、異郷に住む自分と祖国を結びつけるひとすじの絆となつたと思われる。また、熱心な浄土宗信徒だつた石井は、日系移民のらい病患者支援にも心血を注ぎ、彼らの帰国を実現させたりした。そうした石井の人となり、生き様は赤十字の人道博愛の精神への共感となつて表出したのではないだろうか。

も含め股下リンパ検査など屈辱的検査を強いられた。これが日系新聞に報道されるやこの差別的扱いに日系人は猛烈に抗議した。だが、問題を大きくしたくない日本領事館の対応は冷ややかだつた。日系人は抗議集会を開き、その決議文をアメリカ大統領と上下両院に送致した。結局、アメリカ政府は抗議を受けて陳謝し、不当な扱いをした検疫官の更迭に応じた³⁴。

石井勇吉も特別委員部委員長である齋藤総領事との関係に腐心していたと思われる。増給期成会の結成時に初代総務委員長に選任された石井は、ほどなく職を辞している。理由は定かではないが、労働運動の中枢を担う自らの行動が、社員加入業務や齋藤総領事との関係に及ぼしかねない良からぬ影響を懸念したのかもしれない。

VII ハワイの地に広がる赤十字社員の輪

明治三十三年に石井が社員勧誘活動を開始してから社員数は増え続け、明治三十九年までに石井が日赤本社に送金した社費額は一万円を超えた。そして石井が待望した晴れの舞台が訪れる。

一九一二(明治四五)年六月、ワシントンで開催された第



1905年9月～11月に石井が「やまと新聞」に掲載した社員募集広告。「日本赤十字社入社申込所。但し12ドル50セント以上送付すれば終身社員とす」とある。石井はこの広告を毎週、自費で掲載した。

(出典：Hoji Shinbun Digital Collection)



4000坪の広大な敷地を有する在ホノルル日本総領事館。3,500人が集った社員大会はここで開かれた。場所は現在も当時のままである。

(筆者撮影)

昭和二年には一万人に達した。これは当時のハワイ日系人の一割を占めた。

第三回社員大会は、大正一五年一月二八日、日本領事館に三、五〇〇人が参加して挙行された。

第四回社員大会は、昭和五年二月四日、ベルギーでの赤十字国際会議に出席の帰途、徳川家達社長が参列して総領事館庭園で挙行された。既に七五歳を過ぎた石井勇吉は、柴田総領事代理らとともにホノルル港で徳川社長一行を出迎えた。石井の感激たるやいかばかりだったか想像に難くない。そしてこれが石井にとつての最後の社員大会となった。

式典では古見委員が明治四〇年の特別委員部開設以来の社勢伸長状況を報告し、社員数が二五、八〇五人に達したのはハワイの日赤社員の誇りであると挨拶した。式典は、「君が代」吹奏で始まり閉会では米国歌が吹奏された。第二部の余興では、フラダンス、浪曲、琴合奏、合気道演技などが披露された。寿司、うどん、蕎麦、おでん、団子、菓子、果物の出店やアイスクリーム・ソーダ水店など多数の模擬店が一般市民にも開放され、大会は大いに賑わった。

しかし、第四回大会を最後に、ハワイで社員大会が開かれた形跡はない。昭和九一〇(一九三三)年版『日布時事布哇年鑑』の布哇団体一覧には「日本赤十字社ホノルル

九回万国赤十字総会に出席した小澤武雄日赤副社長は、その帰途ホノルルに立ち寄った。これに合わせ六月二二日、布哇特別委員部は初の赤十字社員大会を盛大に挙行した³⁵。会場となったヌアヌ街の常盤園には三〇〇〇余人の社員が参集し、社員の趨勢を報告した日赤協賛委員・石井勇吉は、ハワイの社員数が三、九五八人に達し、うち三、五二七人が終身社員であることを誇らしく報告した。石井は大会を前にハワイ全島を回り社員勧誘を進め、四年前には五〇〇人足らずだった社員を四〇〇〇人近くにまで拡大した。初の社員大会が実現したことは石井にとり無上の喜びだったに違いない。これに触発されたかのように石井はその後勧誘活動に心血を注ぎ、一九二三(大正四年一月には社員数五七七六となり、ハワイの日系人口九万人の六・四%を占めるまでになった³⁶)。「布哇日本人発展史」は石井の献身的努力を称え、次のように記している。

「今日六千内外の赤十字社員を有するの盛運に達したる事は在留日本人の誇りとする所にして又日本赤十字社に對し貢献する所威大なるものあるに非ず哉、吾人は倍々将来の隆盛を図るべく同胞の努力せん事を希望すると同時に其發達有望なる今日あらしめたる其業に對し之が先鞭を着たる石井勇吉氏の功勞とは之れを



第1回ハワイ特別委員部社員大会に集った3000人の日赤社員

(出典：『布哇日本人史』国立国会図書館デジタルコレクション)

永久に傳ふ可く茲に特筆し置かんと欲するものなり」(同書、四七一頁)。

しかし、忘れてならないのは、社員加入活動を支えたのは石井一人ではなかったということだ。多くの社員は仲間の勧誘を積極的に行った。ハワイ有数の徳望家として知られた石栗半九郎もその一人で、石栗は大正四年から社員加入勧奨に尽力し、大正一三年、日赤本社から特別社員に推挙されている。(『布哇日本人銘鑑』(布哇人物略傳))

第二回社員大会は、大正五年四月二三日、日本総領事館の広大な敷地(四、〇〇〇坪)に大型天幕を数張り設置し、八〇〇余人が参加して開催された³⁷。社員数は年末に八、〇〇〇人を数え、

東部社員会」の記載があるが、その名も翌年版には見られず、唯一記載されていた日本赤十字社エフ委員会の名も昭和一四年版を最後に姿を消した。

VIII 日米開戦と布哇特別委員部の終焉

一九三二（昭和六）年九月一八日、満州事変が勃発するとアメリカはこれに強く反発し、日米関係は急速に悪化の途をたどる。昭和八年三月、日本が国際連盟を脱退し、昭和一二年七月、日華事変が起こると日米関係の緊張感はさらに高まっていった。その最中の一九三四（昭和九）年六月八日、石井勇吉はホノルルで七九歳の生涯を閉じた。その三年後の一九三七（昭和一二）年六月、在ホノルル市日本赤十字社布哇特別委員部と在ホノルル日本人薬剤師会の有志は、マキキ墓地の一角に「石井勇吉翁記念碑」を建立した。碑文には石井の経歴を記したあと、「知己相謀り故翁ノ恩顧ヲ想ヒ其ノ遺徳ヲ景慕シ記念碑ヲ建設シ聊力翁ノ靈ヲ慰ム」と刻まれている。

日赤布哇特別委員部は石井の死後も存続し続けた。しかし、一九四一（昭和一六）年一二月七日（ハワイ時間）、真珠湾攻撃による日米開戦とともに、ホノルル日本総領事館は

軟禁状態におかれ年明けとともに喜多総領事ら館員はアリゾナ州に抑留された。これとともに領事館は閉鎖されたが、同年八月、喜多長雄総領事（最後の日赤布哇特別委員部長）ら館員は日米交換船で帰国した。これによりハワイの日系移民とともに歩んだ日本赤十字社布哇特別委員部は三四年の歴史に幕を閉じた。

アロハ・スピリッツとは赤十字精神のこと？

ハワイの地で日系人だけでなく米国人や中国人にも拡散した赤十字の輪。それを可能としたものは一体何だったのか。そこには赤十字の心と通じ合うハワイ文化の本質に関する大事なメッセージが隠されているように思う。

明治四五年四月四日、万国赤十字総会に出席の途次、小澤武雄日赤副社長一行はホノルルに寄港した。その様子を報じた『布哇日々新聞』は、赤十字について次のように論評した。

「国際間に於いては政治家又は宗教家等の口吻によりて常に平和博愛など巧妙なる言語が互いに交換せられつつあるも其多くは所謂外交的辞令に止り何等の誠意何等の眞實なき無価値の空世辭のみ、若し博愛慈善にして四海の人類悉く同胞なりとの精神



日系移民が眠るモリイ日本人墓地。遠方にダイヤモンドヘッドを望む。

（筆者撮影）

を以て名實相伴ふ事業を求めば實に赤十字社の事業を措いて他に之なしとす」³⁸

人種のルツボと言われるハワイは、全米で最も多様な人種、民族が共存する社会である。それはまた、人口比で全米一の富裕層とホームレスが共存する複雑な社会でもある。こうした多様性豊かな社会の共通規範となつたのがアロハ・スピリッツだといわれる。それは、愛（Aloha）、協調（Lokahi）、喜び（Oluana）、謙虚（Maanaa）、忍耐（Ahoai）の頭文字からなるALOHAに象徴される精神である。ハワイ先住民の哲学から生まれたこの理念は、今日、ハワイ州法（第五条七項五）に明記され、その理念は次のように説かれている。

「アロハとは、他者への愛と思いやりのことであり、見返りを求めず手を差し伸べることであり、あらゆる人々が共存するために各自は互いに重要な存在であるという人間関係の本質を表している。」（筆者訳）

まさに、この精神を体現した日本人こそ石井勇吉だったのではないだろうか。そしてアロハ・スピリッツとは、まさに赤十字の根底に流れる理念そのものであるように思う。

《第二部》 語られなかった真珠湾の真実

——隠された民間人犠牲の真相から——日系人の運命——死傷者救護の実態——
アメリカ赤十字の活動と大統領陰謀論——



日本軍機の魚雷攻撃を受け大爆発を起こした駆逐艦ショー

出典：Library of Congress, #98506923

I 真珠湾攻撃への道

ハワイ時間の一九四一年一月六日（日本時間一月七日）、ホノルルの邦字新聞『日布時事』は一面トップで次のような大見出しの記事を載せた。

「極東危機や緩和 尠く共茲数週間内には太平洋に戦争起こらず」

続く本文で日米関係の現状を次のように伝えている。

「アメリカ官憲筋は極東の危機は少しばかり緩和されたと推定して居り茲数週間内には太平洋戦争は起らないと望む充分な理由を持っている、(中略)日本は今や當分の間 米政府が太平洋の大戦争の動因となると確信している泰国への進出は控へることに決したものと信ぜられている。」

この記事を読んだハワイの日系市民は、戦争の足音が暫し遠のくことに仄かな期待を寄せたに違いない。その期待を打ち砕き、彼らの運命を決定的に変える出来事が翌日に迫っていることを一体誰が予想しただろうか。

一九三二（昭和六）年九月一八日の満州事変から一九四一（昭和十六）年二月八日（日本時間）の真珠湾攻撃までの一〇年間は、日本が急坂を駆け落ちるように戦争へと突き進んだ時代だった。一九三九年九月一日、ドイツがポーランドに侵攻して第二次世界大戦が勃発すると、太平洋を挟んだ日米関係も日本の中国、南部仏印への侵出を巡り緊張が高まっていった。打開のための日米交渉は難航し、一九四一年一月二六日（日本時間二七日）、日本が到底受け入れられない米国の最終回答（ハル・ノート）により日米開戦は決定的となった。米国は日本が東南アジアか太平洋のどこかで開戦の火蓋を切ると予想したが、その場所や日時は特定できなかったとされる。

ハワイ時間の一九四一年一月二七日未明、ハワイ諸島北方二三〇海里に展開する日本帝国海軍機動部隊から出撃した航空機一八三機は、午前七時五五分、オアフ島・真珠

湾の米海軍基地など数か所の基地を爆撃した。続く午前八時四五分、第二波攻撃隊の一六七機が真珠湾やカネオヘ海軍基地などを爆撃し、九時四五分、攻撃を終了した日本軍機は母艦へと帰投した。攻撃に参加した搭乗員は七六五人。世に言う真珠湾攻撃は二時間足らずの奇襲攻撃だった。

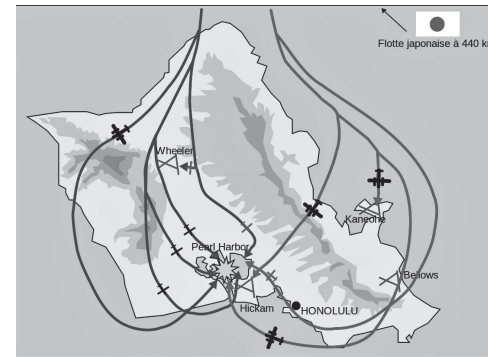
この攻撃は日本から米国への外交文書の手交が遅れたため、結果的に開戦の事前通告のない「騙し討ち」の烙印を押された。開戦に関する一九〇七年のハーグ条約第一条は、開戦の理由を付した開戦宣言又は最後通牒の事前通告を締約国に義務づけていた。もともと、この外交文書が事前に届いていたとしても、その内容は最後通牒や宣戦布告の効力を持つものではなかったことが近年指摘されている。

天皇と真珠湾作戦の立案者・山本五十六は国際法の遵守に拘わり、事前の開戦通告の徹底を指示していたが、結局、それを裏切る結果となった。もともと政府や陸軍内には、自衛の戦争には開戦通告は不要とする意見もあった。外務大臣だった東郷茂徳は東京裁判で、「この戦争は自衛の戦争だと思った。特に日米交渉において米国がなした自衛権の解釈からいえば、明らかに自衛の戦争であった。而して余は自衛戦争においては宣戦の通告を要しないという意見の国際的に存することを知っていた」と証言している²。当時

の日本には真珠湾攻撃は、米国の苛烈な対日政策に対する国家の存亡をかけた強い戦争といった認識があったのだ。

真珠湾攻撃の翌二月八日(ワシントン時間、米議会での日宣戦布告演説を行ったフランクリン・D・ルーズベルト大統領は二月七日を「屈辱の日(Day of Infamy)」と呼び、以後二月七日は「全国真珠湾追悼記念日(National Pearl Harbor Remembrance Day)」として米国民の脳裏に深く刻まれ、今まで毎年、犠牲者追悼式典が全米各地で開かれている。

オアフ島



真珠湾への日本軍機の攻撃ルート。左側経路が第一波攻撃、右側が第二波攻撃。

出典：Wikimedia Commons, the free media repository

II 死傷者三、五〇〇余人、日米開戦へ

真珠湾攻撃によるアメリカ側の死傷者は三、五八一人、その内訳は死者二、四〇三人(うち民間人六八人)、負傷者一、一七八人(うち民間人三五人)、航空機一六九機、戦艦を含む艦船一九隻(損傷一六隻)、沈没三隻だった。死者の内、三〇八人は日系人だった。

これに対し日本軍の損失は、航空機二九機(ゼロ戦九機、九七式艦上攻撃機五機、九九式艦上爆撃機二五機)、特殊潜航艇五隻、搭乗員死者六五人、捕虜一人だった。捕虜となった特殊潜航艇乗組員・酒巻和男は太平洋戦争における日本人捕虜第一号となった。

見事に成功した真珠湾攻撃だったが、これほど甚大な被害をもたらした攻撃をアメリカはなぜ防げなかったのか。それはワシントンの政府と陸海軍首脳にとり大きな衝撃だった。

その真相も未解明のまま二月十七日、米太平洋艦隊司令長官ハズバンド・キンメル提督とハワイ方面陸軍司令長官ウォルター・シヨート將軍の二人が「職務怠慢」の責任を問われ、軍法会議も開かれなままルーズベルト大統領に

より解任された。翌一八日、大統領は真珠湾攻撃の真相解明のため連邦最高裁判所判事オーエン・J・ロバーツを委員長とする専門委員会、いわゆるロバーツ委員会(Roberts Commission)を設置した。この調査の過程でワシントン首脳部の責任も俎上に載ったが、結局、司令官二人の責任は覆らず二階級降格の処分が科された。この決定は陸海軍の査問会議が二人を免責し、大統領と政府首脳を暗に批判したのとは対照的だった。

終戦後の一九四五年一月、真珠湾の真相解明のため上下両院合同調査委員会が設置され、翌年五月まで調査が行われた。その査問委員会でキンメルは、「ハワイは攻撃目標になっていないという錯覚が、当時、陸軍にも海軍にも真珠湾軍港にいるあらゆる地位の将兵にも蔓延していたと思われる。」⁴と証言した。

第一次世界大戦に参戦した苦い経験から戦争への介入を拒否してきた米国世論は、真珠湾攻撃により一気に参戦へと突き進む。それは一九一五年五月のドイツ軍Uボートによるルシタニア号への無警告攻撃(米国人含む一、一九八人が死亡)を端緒に第一次大戦への参戦に急傾斜していったアメリカを再現するかのようだった。二月八日の対日宣戦布告に続き、ドイツとイタリアが対米宣戦布告すると、一二



撃墜されたゼロ戦の残骸
(ハワイ陸軍博物館)



真珠湾攻撃の展示
(真珠湾国立記念館ビジターセンター)
(いずれも筆者撮影)



爆弾の被害にあった日系人居住地区

出典：Hawaii War Records Depository, UHM Library Digital Image Collections, 0152 (左)
同 0144 (右)



クワキニ通りの被害住宅

真珠湾攻撃については、これまで多数の戦艦の損失や将兵の犠牲など軍事的損害のみが強調され、民間人の犠牲については米国でもほとんど語られることがなかった。日本軍の攻撃が軍事目標に限られ、一般市民を対象にしなかったことは日米双方が認めるところだが、その死亡者が六八人であり、将兵の犠牲に比べて少なかったことも理由の一つかもしれない。しかし、被害の原因や犠牲者の大半が日系アメリカ人だったことなどは、当時、公表されることなく、今日でもその詳細はほとんど伝えられていない。

真珠湾ファクトシート(米国勢調査局)によれば、真珠湾攻撃による民間人の死者は六八人、負傷者は三五人で、年齢は三カ月の幼児から六六歳に及び一〇歳未満の子ども九人が含まれる。死亡者には一般市民の他、ホノルル消防署員

月一日、アメリカも両国に宣戦布告し、上下両院ともこの採決に反対する者はなかった(下院で一名反対があった。政府批判の声は次第に影を潜め、欧州戦争への関与に批判的だったアメリカ・ファースト委員会(共和党系)もその日に解散した。

III 隠された民間人犠牲の真相

三人(消火活動中に死亡、連邦政府職員五人などが含まれる。これらの死者のうち五九人(民間人死者の八七%)は、時限起爆装置の不調で空中で起爆しなかった五インチ対空砲弾や榴散弾破片がホノルル市街地に落下し、爆発したことによるもので死者の半数が日系アメリカ人だった。

米海軍の議会証言によれば、対空高角砲二三二門から発



黒煙を上げる真珠湾と上空の対空砲火煙(黒点)。この不発砲弾が住宅地を直撃した。

出典：Digital Archives of Hawaii, PPFUR-1-2-002

射された五インチ砲弾は三、一八八発に及び、その多くが標的を外れて市街地に落下した。中には極度の緊張を強いられた未熟な砲兵が闇雲に空中に放った砲弾も含まれる。海軍の砲撃では、市街地五七カ所が被害を受け、民間人四八人が死亡したといわれる。

被害が大きかったのは、ホノルル市のアラワイ運河北側の日系人が多く住むマッカーリー通りとサウス・キング通りに囲まれた地域で、火災で三一家族が焼け出され、そのほとんどが日系人だった。

中でも悲惨だったのはサウス・クワイ通りの日系人経営のうどん食堂『桜(Cherry Blossom Sautin Noodles)』を直撃した砲弾で、経営者・平崎家の五人が死傷し、八人の客が死亡した。この被害は日本軍の第二派攻撃が終わった一時間後のことであり、米軍の誤射砲弾の犠牲だったことは明らかである。

またヌアヌ通りにあった日本語学校「布哇中央学院」の敷地にも着弾し、日曜朝の授業中だった八歳の児童数人が死傷した。死亡した平崎ヨネコ(八歳)は、祖母が経営するうどん店「桜」に逃げ込んだところ砲弾の直撃を受けた。自宅が直撃を受け死亡した太田母子と三人の甥のうち生後三カ月のジャネット・ユミコ・太田は、真珠湾攻撃による最年少犠牲者として記録される。また、州庁舎があったイオラ



対空砲弾が落下したホノルルの中心街。*印が人的物的被害場所 印は爆発による火災発生場所。
(ホノルル陸軍博物館：筆者撮影)



ワイキキ沿岸に設置されたランドルフ対空砲台
(ホノルル陸軍博物館：筆者撮影)

二宮殿中庭やカメハメハ大王像の西方にも砲弾が着弾した。市内の数カ所で火災が発生したが、ホノルル市の消防隊の多くは真珠湾とヒッカム空軍基地の消火活動に出勤していたため、市街地の消火活動の多くは市民が協力して行なった。犠牲者の多くが日系人だったのは日系人居住地に多くが着弾したことによるが、「日曜早朝に市街地に出るような白人はほとんどいなかったため」といった見方もあった⁹。

ホノルル市水道局の調査では、一月七日にホノルル市内で四〇件の爆発があったが、うち三九件はアメリカ軍の砲弾の落下によるもので、一件は日本軍の誤爆による道路の陥没で死傷者はなかった。ワヒアワでは撃墜された日本軍機が民家へ墜落し、二人が死亡、九人が負傷した。これらの被害による民間施設の損害はホノルル市全体で五〇万ドルに及んだ。

公表されなかった米軍の砲撃による犠牲

民間人被害のほぼ全てが米軍の高射砲弾等の落下 (Bombing) によることは、一九四三年の真珠湾調査委員会の陸軍関係者の証言でも明らかになったが、大戦中は米国民の戦意を削ぐ恐れがあったことからこの事実公表されなかった。戦後、多くの民間人がベレタニア通りやサウス・

キング通りで「(日本軍)爆弾投下による爆発を体験した」と証言しているが、これらのすべてが米軍の砲弾だった。一九九一年一月六日のワシントンポストの真珠湾特集は、「政府や新聞は真珠湾攻撃の多くの誤解を正そうとしてきたが、攻撃から半世紀たった今でも民間人の犠牲は日本軍の砲撃によるという神話を信じている米国人は多い」と論評している¹⁰。

友軍の砲弾による犠牲は一九四〇年九月七日から翌年五月まで続いたドイツのロンドン大空襲でも見られた。四三、〇〇〇人以上の死者の半数は英軍の対空砲火の不発弾が落下、爆発したことによる犠牲者といわれ¹¹、それは日本本土の空襲でも例外ではなかった。一九九一年の湾岸戦争では、米軍は友軍の誤射、誤爆による米兵の犠牲を公表したが、戦争では誤射、誤爆は常に起きている。

もちろん、日本軍機の攻撃による民間人の犠牲もあった。真珠湾基地、造船所、ヒッカム空軍基地、カネオヘ海軍航空基地などへの爆撃と機銃掃射により基地で働く民間人が死傷した。ワイパフやエワの製糖工場への攻撃でも死者三人、負傷者一四人が出た。後の調査でこれらの攻撃は、軍事目標に到達できなかった日本軍機が軍事施設と誤認して攻撃した可能性があることが指摘された。また、オアフ島

上空を飛行していた民間練習機パイパーカブ二機が日本軍機に銃撃され、搭乗員一人が行方不明となり、一人が着陸後死亡した¹²。

さらに攻撃翌日の二月八日、米軍機による民間人の殺傷も起きた。オアフ島バーポイント沖を航行中の日系人漁民の紀宝丸、住吉丸など四隻の小型漁船(サンパン)が米軍機P・40に機銃掃射され、漁民六人が死亡した。真珠湾攻撃後、海軍はオアフ島に接近する不審船舶を発砲の対象とすることを警告していたが、二月四日から出漁していた漁船は何も知らずに帰港しようとしていた。戦後、死亡した漁船員の遺族は米国政府に補償を求め、一九六七年、紀宝丸船長・木田捨松の未亡人に八、〇〇〇ドル、住吉丸船長に二、五〇〇ドルと当日の漁獲収益相当分が支払われたが、その他の者への補償はなかった¹³。これら以外にも、米軍の銃撃で撃墜された米軍戦闘機や米海軍潜水艦への誤射など友軍による誤射誤爆は少なくなかった¹⁴。

今日、歴史の後知恵として真珠湾攻撃は二時間足らずの攻撃だったことが知られているが、当時のハワイの人々は、攻撃が継続的に繰り返される恐怖に怯えていた。実際、米西海岸及びハワイ諸島沖では、日本の潜水艦による貨物船への攻撃があり、日本軍の西海岸上陸への備えも真剣に議論された。

真珠湾で起きたことを全く知らなかった。日系人を含む多くのハワイの一般市民は、日米間に戦争が起こりかねない状況を危惧してはいたが、実際には戦争は避けられるものと思っていた。それゆえに攻撃がハワイ社会に与えた衝撃は計り知れず、攻撃を信じない日系人も少なくなかった。

真珠湾攻撃から四カ月後の一九四二年四月一日、米陸軍航空軍のジミー・ドゥーリトル中佐率いるB・25爆撃機一六機が日本本土への報復爆撃を敢行した。この爆撃で東京、大阪、神戸、名古屋などの軍事施設だけでなく民間人に多くの被害があり、死者八七人、重軽傷者約五〇〇人、全半焼家屋約二九〇戸の被害が出たが被害状況が公表されることはなかった。東京空襲では、葛飾区水元国民学校高等科の生徒が機銃掃射で死亡した。真珠湾攻撃とは様相の異なる米軍の空襲は、結果的に無差別攻撃となった。中国本土に不時着し日本軍の捕虜となった搭乗員八人は上海で戦争犯罪者として死刑判決を受けるが、うち三人だけが銃殺刑に処された。この時、全員の処刑に反対し指揮官と爆撃手の三人だけに留めたのは天皇の意向を忖度した東条英樹だった。他の五人は勅許により無罪となった。戦後、昭和天皇は、「被害地域には軍事施設があつたらしい」と語り、処刑された三人の者も責任が無かつたものと思ふ」と述べられている¹⁵。

攻撃後、笑い話のような出来事も起きた。米国家庭の日本人奉公人が俄かに厚遇されるようになったという。その理由を相賀溪芳は「日本軍の上陸せる時、親日米人として目されることを期待したからである」と書いている¹⁵。

攻撃を信じず、放心状態の日系市民

真珠湾攻撃をハワイの日系人はどう受け止めたのか。炎上する真珠湾の黒煙を目撃したミサオ高林(当時四五歳)は、「複雑で、(攻撃してきた)相手が日本人だから悲しいやら何とも言えない気持ちで、足もフラフラで倒れるような」状態だったと語る¹⁶。また齋藤米國は、日本軍が爆弾を落とすと聞いても「私は本当にしなかった」と日記に記している¹⁷。

ハワイ州選出の初の日系上院議員となり、二〇一七年四月、ホノルル国際空港にその名が命名されたダニエル・K・イノウエは、ウイリアム・マッキンリー高校四年の一七歳だった。彼は「突然、三機の航空機が頭上を飛んでいった。銀白色に機体の翼に赤い丸が入っていて日本人の姿が見えた」何が起きているのかわかった。私の世界は終わりに近づいたと思った」と回想している¹⁸。しかし、真珠湾に近いホノルル市中心部に住む者以外、多くの市民は翌日朝まで

IV 激変した日系人の運命

攻撃直後の二月七日午前二〇時、ハワイ準州知事J・B・ポインデクスターは、準州警備隊を動員して警備を強化し、ハワイ大学と高校の予備役将校訓練隊(POTC)を召集した²⁰。これらの隊員の多くは日系二世だった²¹。

攻撃から四時間後には、FBI、軍謀報部、警察が日系人団体の幹部や宗教家、学校の校長など日系人社会の指導者を拘束し、二月一〇日までにドイツ系、イタリア系住民を含む四八二人を拘束し、ホノルル港対岸のサンド島に拘留した²²。その四分の三は日系人だった²³。この措置は日系人のスパイ活動や破壊活動を恐れたためだが、実際には日系人による利敵行為は終戦まで一度も起こらなかった。

日本領事館は軟禁状態に

ヌアヌ街にあった日本帝国総領事館(釜多長雄総領事)には、攻撃直後にFBIと警察が駆け付け、館員は軟禁状態におかれた。館員の関興吉は、「九時半階下に入り、事態の急迫せるを聴き、現金の始末をなす。高射砲のサク裂増す。(中略)ヌア二通りは狂乱状態なり。」²⁴と日記に書いている。一

等書記官森村正(本名 吉川猛夫)は次のように回想している。「やっと最後の暗号書をひきさいて火がメラメラ燃え始めた時に、警官が来た。附近の住民が領事館から煙がでている。発煙信号にちがいないと電話で注進したのだ。開ける、開けない。押し問答が繰り返された末、彼ら五、六人がドアに体当たりをして破って乱入した。手に手に拳銃、小銃を持っている。」²⁵

吉川は、真珠湾の軍事情報を探るため大使館員を装い、海軍から派遣された諜報員だったが、その素性はFBIにも知られ、喜多総領事もFBIの監視下に置かれていた。²⁶喜多は吉川が得た真珠湾の艦艇の動向や機動部隊進路の天候情報東京に通報していた。著名な日系人医師で日露戦争ではハワイから帰国し、日本赤十字社救護班員として活動した毛利伊賀もFBIの危険人物リストに載っていた。喜多総領事は当時、日本赤十字社布哇特別委員部長も兼任していたが翌年一月中旬、館員と共にアリゾナ州フェニックスの収容所に送られた。この時、日赤布哇特別委員部は事実上消滅した。喜多と館員は同年六月、アリゾナからニューヨークに移送され、日米交換船で帰国の途につき、八月一日、横浜に帰港した。

日系人に問われる忠誠の証

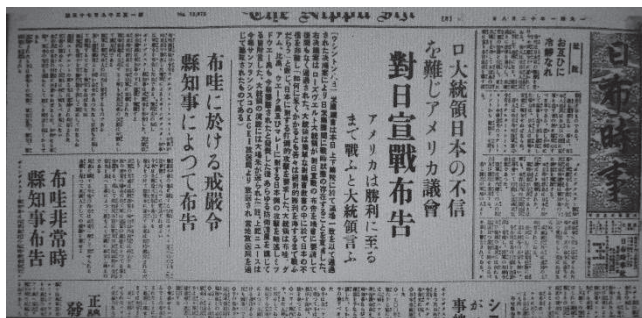
米国在住の日系人に対する米国の態度の急変は、多くの日系人の想定を超えるものだった。日米関係が悪化し、最悪戦争が起こった場合でも在米日本人は敵性外国人としての扱いを受けず、適正な保護を受けることを米当局者は公表していた。全米中央日本人会も、米国人の信条と人権意識に照らし、敵国人といえども理由なく生命財産を奪われることはないと言っていた。さらにハワイの日本人連合協会は米国の参戦機運が高まる中で国防公債への応募や灯火管制訓練などに積極的に協力していたことから、英字新聞も日系人の振る舞いを称賛していたほどだった。³¹

ところが実際には、米国西海岸ほどではないもののハワイの日系人への警戒心は高まり、彼らの米国への忠誠心が問われるようになった。すでに一九四〇年九月二十七日、日独伊三国同盟が調印されると日系人社会の経済活動は制約を受けるようになっていた。一〇月二六日、大統領令によりハワイの二一歳から三六歳までの男子五万人の徴兵登録が始まると市民権を持たない日系一世と外国人も徴兵登録の対象となったが、志願兵以外は徴召されることはなかった。徴兵忌避者には禁固五年又は一万ドルの罰金が科され

一二月七日午後三時半、ハワイ方面軍司令長官ショート將軍の要請でポインデクスター知事が軍事政権への移管を宣言し戒厳令が敷かれると、ハワイは全米で唯一、前例のない軍事政権下に置かれた。²⁷ ショート將軍はハワイ初の軍事総督となり総督府がイオラニ宮殿に置かれた。²⁸ 軍令により、学校、食料、交通、現金所持、メディア、手紙、通話の検閲が行われ、ラジオは目撃者証言、被害状況・場所の詳細は一切言及しないよう指示され、日系人は電話で日本語を話すことが禁止された。

軍事総督府は七日夜、夜間外出禁止令を発令し灯火管制を敷いた。その夜以降、ホノルルは暗い夜を過ごさねばならなかった。日系ビジネスや邦字新聞の停止、日本語学校の閉鎖(その後一部再開)、日本人に対する人身保護令状(Habeas corpus)²⁹は停止され、民事裁判所は軍事裁判所に移行された。³⁰ しかし、ショート將軍はその直後に更迭され、一二月一七日、デロス・エモンズ將軍が総督(ハワイ方面軍司令長官)に就任した。戒厳令は一九四四年一〇月二四日まで約三年続いた。

日系人の志願兵は増えていった。真珠湾攻撃後、日本の社会の指導者たちは社会の目に注意を払い、「Speak English」キャンペーンを始め、人前で日本語を話すのを控え、日本語看板の撤去、日本語の書籍・文書の廃棄、日本の祝賀行事の中止などを自発的に行なった。³³



ルーズベルト大統領の対日宣戦布告を報じる12月8日の『日布時事』。

出典：Hawaii State Library Digital Archives



第二次大戦中、米赤ハワイ支部で奉仕する日系婦人。
出典：相賀安太郎著『50年間のハワイ回顧』国立国会図書館デジタルコレクション

邦字新聞『日布時事』は二月一日から翌二月八日まで発行禁止になったが、一九四二年一月二日、「布哇タイムズ」と改題して再出発した。同日の記事には「日本艦隊四七隻をソロモンで撃沈乃至撃破」の見出しで、「日本機を撃退」「敵艦船を撃破」と敵国日本に対する勝利を誇示する言葉が躍った³⁴。日系人読者は、もはや「敵」となった祖国の劣勢記事をどんな思いで読んだのだろうか。

V 命運を分けたハワイの特殊事情

一九四二年二月一九日、大統領令九〇六六号「防衛のた

めの強制移動の権限」が発令されると、米西海岸の一二万人を超える日系アメリカ人は立ち退きを命じられ、強制収容が始まった³⁵。ハワイでも終戦までに二、〇〇〇人以上の日系人が強制収容されたが、その規模は西海岸に比べて遙かに小規模だった。ハワイの収容所の中で最大のホノウリウリ収容所 (Incarceration Camp) でも三〇〇人以上が一度に収容されることはなかった³⁶。収容者には赤十字国際委員会 (CRC) を通じて日本の皇室から薬品、茶、味噌が届くこともあった³⁷。

強制収容が本土ほど大規模でなかったのは、一九四〇年代初め、日系人が一六万人に迫り、人口の三七%を占めていたハワイの特殊事情がある。

当時、ハワイの水産業は日系人がほぼ独占し、農業生産者と大工の九割、輸送労働者のほとんどが日系人で占められていた。社会を維持するために影響力の大きい日系人は不可欠だった。また本土と異なりハワイでは人種差別的な社会規範や法律が厳格には存在せず、少数派の白人にとって日系人は日常的に家族間の交流のある友人でありビジネスパートナーでもあった。ワシントンの陸軍長官ヘンリー・L・ステイムソンは、本土、ハワイを問わず、すべての日系人の拘束を求めた。攻撃後にハワイを視察した海軍長官

フランク・ノックスも日系人の大量投獄又は強制退去を求めたが、軍事総督エモンズ将軍もFBIハワイ支局長ロバート・シヴァーズも日系人の大規模な拘留には否定的だった。一六万の日系人を拘束し移送することの非現実性や社会的影響をよく理解していたからである³⁸。エモンズ将軍は市民の恐怖と日系人拘束の噂を払拭するため、二月二日のラジオ放送で次のように述べた。

「連邦当局は、大規模強制収容所を運営したいという意図はない。我々は冷酷で裏切りに満ちた手酷い敵の攻撃にさらされているが、ここはアメリカであり、我々はアメリカ流に事に処さねばならないことを忘れてはならない。忠誠心ある者と不忠な者を区別しなければならぬ。」³⁹

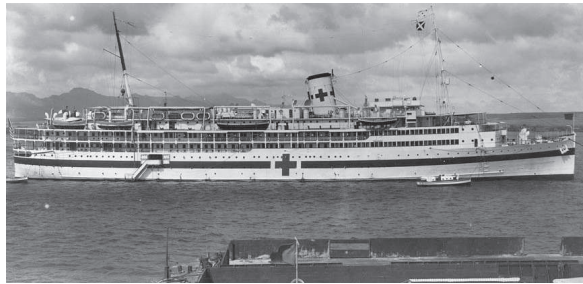
本土への大規模避難始まる

攻撃後、ハワイから本土への住民避難が始まった。それは住民の安全への配慮からだが、ハワイが抱える現実的問題への対処でもあった。

多くの生活物資を本土から輸入していたハワイは、輸送船が日本軍の潜水艦攻撃を受けるリスクが高かった。実際、真珠湾攻撃後も米西海岸沿岸では日本の潜水艦による輸送

船への攻撃が相次いでいた。そのため船舶航行は大きく制限され、食糧をはじめ多くの生活物資の枯渇が懸念された。攻撃直後のハワイの主食の在庫量は三七日分、米は一日分、ジャガイモは一八日分しかなかった⁴⁰。そのためハワイ居住者の人口を減らす必要があった。攻撃から二カ月後には、妊婦、高齢者、弱者の本土への優先疎開が行われ、本土の軍需産業を支える職工、旅行者、本土の大学に入学予定の学生なども対象となり、一九四二年五月までに約二万人がハワイを離れた。彼らの船旅にはアメリカ赤十字の看護婦が同行した。避難者の多くは一九四四年四月からハワイに戻り始めるが、そのまま本土に残った者もいる。避難者の八〇%は陸海軍人の家族だった⁴¹。

攻撃翌日の二月八日、小売店は二五%しか営業できなかったが、クリスマス前には通常の二二五%まで回復した。しかし、灯火管制で営業時間は短縮され、市民は灯火管制用の懐中電灯、青色セロファン紙電灯を青色セロファンで覆うため、毛布、救急用品などを買い漁った。また本土への疎開や軍事関連業務に多くの人材が動員されたため、産業界は深刻な人手不足を来した。特に疎開により女性人材が不足し、洗濯業、ウエイトレス、事務員、教師、看護婦らの不足が深刻だった。ハワイ社会は長く暗い時代に入って



12月7日、負傷者の収容治療にあたった病院船「ソラス」と船内の医療活動

出典：National Archives Digital Library, photo # 19-N-26324, #09-5043-31

平時は二五〇床の海軍病院は、その夜、九六〇人の患者で轟めいた。医療要員の不足を補うため、米赤ハワイ支部からボランティアの登録看護婦一一四名が動員され、一般

死傷者が搬送された真珠湾海軍病院は当時拡張工事中であり、病院敷地にはゼロ戦が墜落し、一部に被害があったものの、病院には機銃掃射も爆撃も行われなかったという。G・コルソンは、「病院上空から日本軍機の機銃掃射を受け、患者一人が死亡し、外科棟の屋根に穴が開いた」⁴³という米赤十字(以下「米赤」)現場主任の証言を引用しているが真相は明らかではない。戦後の日本軍機飛行士の証言では、炎上する艦船の黒煙により視界が悪く、軍事目標以外を誤射誤爆する事例が少なくなかったようだ。

他の病院も同様だが、医療スタッフが最初に行ったのは多数の負傷者の搬入に備え、軽症の入院患者を退院させて病床を確保することだった。攻撃は日曜の朝だったため、多くの海軍医務官は自宅で過ごしていた。彼らが病院に到着するまで、その場に居合わせた将兵が対応にあたったが、海軍病院では九時頃から負傷兵の受け入れが始まり、九時一五分にはスタッフ全員が病院に集結した。この朝はたまたまホノルル市内の多くの外科医が戦傷外科治療研修会に参加中だったことも医師の召集に即応できた要因といわれる。

いった。

VI 医療救護はいかに行われたか

攻撃が日曜日の朝だったことは幸運だったのか不幸だったのか。軍の虚を突かれた攻撃は米軍にとっては不運の極みだが、一般市民にとっては幸運だったかもしれない。攻撃が平日であったなら、軍事基地で働く多くの民間人が犠牲になった可能性がある。また夫や子どもが職場や学校で離ればなれの状態での攻撃は大きな社会的混乱も招いたことだろう。交通渋滞は随所で発生し、医療班や消防隊の出勤を妨げたかもしれない。社会生活が休眠状態だった日曜早朝の攻撃は戦略的な効果は高かったが、結果として市民生活の犠牲を最小限に止めた可能性がある。

突然襲った戦火で負傷者の医療救護はいかに行われたのか。これまであまり語られなかった犠牲者救護の実際について見てみよう。

米海軍の迅速な医療救護

三、五〇〇人以上の将兵が死傷した真珠湾攻撃では、攻撃の続く中で米海軍衛生部は迅速な医療救護を展開し、真

珠湾海軍病院、ヒッカム空軍基地病院、トリプラー陸軍病院、その他、急遽設置された野戦病院で死傷者の収容治療が行われた。たまたま湾内に停泊していた病院船「ソラス(Solas)」は無傷だったため、攻撃開始の三〇分後から湾内に漂流する多数の負傷兵を収容治療した。救助された者のほとんどは重油まみれだったが、資材不足のため油の洗浄もされないまま治療を受ける者が多かった。被害を免れた戦艦の甲板には救護所が設置され応急治療が行われたが、乗船していた衛生要員は圧倒的に不足していた。⁴²



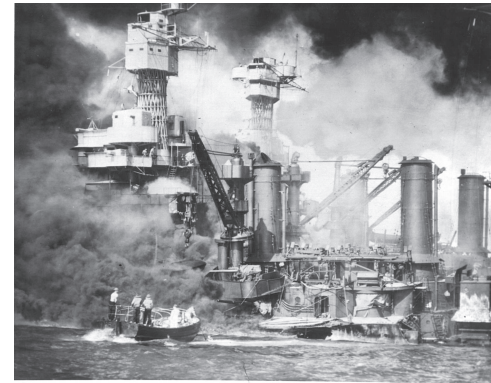
海軍病院敷地に墜落したゼロ戦の残骸

出典：Digital Archives of Hawaii, PFUR-1-1-003



1942年、真珠湾海軍病院の拡張工事竣工時の海軍看護婦（白衣）と米国赤十字看護婦（グレイの制服着用のため「グレイ・レディー」と呼ばれた）の幹部

出典：Women of World War II, U.S. Navy Bureau of Medicine & Surgery



炎上する戦艦ウエスト・バージニアでの救助活動。攻撃前夜、船内ではディナーパーティーが開かれていた。出典：National Archives Catalog, NAID 12009098



右：負傷兵救護で使用された赤十字腕章（真珠湾国立記念館ビジターセンター：筆者撮影）

は、兵士の氏名、生年月日、性別、血液型、所属、認識番号などを刻印した金属製の認識票（ドックタグ）を着用している兵士がほとんどいなかったことである。攻撃が宣戦布告前だったため、まだ兵士に認識票が支給されていなかったためである。そのため、身元確認の有無にかかわらず、遺体には識別番号が付され、死亡報告書、棺、墓標にその番号が使用された。遺体は海軍病院の遺体安置所に収容されたが、この中には撃墜された日本軍飛行士の遺体も含まれていた。将校の遺体は海軍独自の棺に納棺され、一般兵の遺体は簡素な木製棺に納められた。埋葬は一月八日、ホルルの墓地で行われた。⁴⁵ 六七〇人に及ぶ身元不明者は、一人を除き現在まで身元不明のままである。彼らの遺骨はパンチボウル国立太平洋記念墓地に眠っている。

死者の六〇%が閃光火傷、着衣が決した受傷の程度

医療救護では火傷の症例が多かったため、治療に用いられた乾燥血漿とタンニン酸の不足が目立った。不足した血漿は市内のクイーンズ病院に設立された血液銀行から供給され、その他の物資は西海岸から空輸された。

治療の過程で受傷の特徴が明らかになった。死傷者のほとんどは火傷と銃創、爆弾・砲弾の金属片による広範囲の

市民も病院を支援した。更なる攻撃で全滅するのを避けるため、救急車両や消防設備は分散して管理された。当初は患者の受け入れに混乱があり、患者の分類も行われず、トリアージ処置では看護婦が口紅で額に識別マークを書いたりした。

搬入直後は、患者の氏名、家族構成、所属宗教などの記録はできなかったが、午後には漸く入院データの記録が開始された。病院によつては一週間近くカルテを記入できず、ベッドの床頭に投薬、注射時刻をメモしたテープを張ったりした。痛み止めのモルヒネは使用記録を取ることなく看護婦がポケットに瓶を携帯して患者に投与した。⁴⁴

一月七日の夜は灯火管制が敷かれたため、軍病院であれ民間病院であれ、手術、治療、看護は青色カーボン紙で覆った懐中電灯の仄暗い明りを頼りに行われた。欧米では、灯火管制時は青色電灯を灯す慣行があったが、現代の警察車両や救急車の青色閃光灯はその名残りである。

死者の身元確認と遺体の埋葬準備は、歯科部隊と病理医の監督の下、七日午前一時から開始された。遺体の損傷が激しく指紋の採取ができない者、遺体の特徴から身元が特定できない者、名前の異なる衣服を着用していた者などで身元確認は困難を極めた。さらに混乱に拍車をかけたの

外傷(多発性榴散弾症: Multiple shrapnel wounds)によるもので、病院船「ソラス」が治療した症例の七〇%以上、海軍病院に収容された患者の四七%が火傷だった。火傷は死者全体の六〇%を占め、特に爆弾の爆発時の火葉の高熱の燃焼と爆風による閃光火傷(Flash burn)の患者が多かった。また、燃料重油の炎上による火傷も多く、外傷性切断、四肢の骨折・粉碎、窒息で苦しむ者も多かったが口顎の受傷はまれだった。

患者の火傷の程度は、着衣の状態に大きく左右された。半ズボン、半袖着用者は露出部を酷く焼かれたが、長ズボン、長袖着用者は軽度の火傷で済み、下着用者はほとんど火傷が見られなかった。火傷を防ぐためには、衣服の適切な着用が重要であることが明らかとなった。

火傷治療のため大量に使用されたのがアルブミン製剤と乾燥血漿であり、滅菌モルヒネ溶液、タンニン酸溶液、生理食塩水なども使用された。これほど大量に乾燥血漿が投与されたのは米国では初めてだった。第二次世界大戦を通じて乾燥血漿は最も広く使用されたが⁴⁶、硫酸モルヒネと感染予防のためのサルファ剤の需要も高かった。

今日、米軍ではイラク戦争、アフガニスタン紛争の経験から、運用管理、効果効率性に優れ、理論上、血液型に関係なくすべての受傷者に輸血できる低力価O型全血製剤を

使用しているが、有事に備え日本の防衛省でもその使用を視野に有識者を交えた検討を行っている。イラク戦争、アフガニスタン紛争での米兵の死因分析によると、医療施設搬送前の死亡者の二四%が生存の可能性があったとされ、その死因の九一%が出血だったことから、低力価O型全血製剤の確保は兵士の生死を決する重要課題といえるだろう⁴⁷。

Ⅶ アメリカ赤十字の戦時活動⁴⁸

真珠湾攻撃におけるアメリカ赤十字(米赤)の活動を理解するには、当時の米赤の戦時体制について理解する必要がある。

一九三九年九月一日、ドイツのポーランド侵攻により第二次世界大戦が始まったが、アメリカは伝統的な孤立主義と一九三五年に議会決議された中立法により欧州同盟国への武器支援には踏み切らなかった。しかし、フランスがドイツに降伏し、イギリスも独力でドイツと戦うのが困難となるやルーズベルト大統領は英国支援に踏み出す。一九四〇年一月の大統領選で三選を果たしたルーズベルトは、選挙戦中はアメリカの若者を戦地に送ることはないと公言していたが、民主主義を守るためとして一九四一

年三月、同盟国への武器支援を可能とする武器貸与法(Lend-Lease Act)を可決させ、中立法は実質的に放棄された。この間、すでに米赤は赤十字国際委員会(ICRC)を通じて欧州の戦争当事国の民間人へ救援物資を援助していた。

一九四一年二月、アメリカの参戦が現実味を帯びると政府は米赤に対し、戦争に備え、負傷兵の治療に用いる乾燥血漿を確保するため献血体制の構築を要請した。そして二月七日、真珠湾攻撃が勃発すると米国赤十字は、一九〇五年の議会憲章(Congressional Charter)に基づき、「戦時における傷病兵の篤志救護団体」として、また「米国民と陸海軍の連帯を象徴する組織」として陸海軍当局の管理下に活動することになった(米赤が陸軍省、海軍省の管下に置かれたのと同様だった)。この議会憲章は米赤の組織改革を進め、最高統治機構として一人の委員で構成される中央委員会が組織され、うち委員長を含む一二人はアメリカ大統領(米赤名誉総裁:一九一三年のウィルソン大統領以来、Honorary President。一九四七年からHonorary Chairmanに改称)が任命した。また中央委員会が開催されるまでの間は、中央委員七人で構成される執行委員会が組織運営にあたった。会計収支を含み年次報告書は陸軍長官に提出され、陸軍省の監査を経て議会に報告されるものとされた。また赤十字標章の適正



ワシントン D.C. の米国赤十字本社

出典: Wikimedia Commons

使用についても一層厳格に規定された。これらの措置は米赤を政府の強い影響下に置くこととなった。これに併せて職員とボランティアの動員体制も強化された。

開戦前から職員、ボランティアの動員体制を強化

一九四一年七月、米国赤十字は組織改正を行い、それ

まで非常勤だった人事部長、同副部長の職をはじめ幹部職員はすべて常勤職員とし、人事問題の調整、統合を人事局(Personal Service)の管下に置いた。同年一月の月例報告によれば、本部の正規職員数は、一、〇二九人から一、五〇五人に増員され、臨時職員の増員も行われた⁴⁹。さらに、ボランティアの動員計画も進められ、その結果は大統領に報告された。女性ボランティアの応募資格は厳しく、二五歳以上の大学卒に限られ、推薦状の審査と健康診断に合格しなければならず、六人に一人しか合格しなかった。合格者はワシントンD.C.で訓練を受け、認証式を経て国内外の任務に就いた⁵⁰。こうした米赤の体制強化は、陸海軍兵員の急速な増員に対応したものである。一九四〇年から四一年にかけて陸海軍の兵員数は四二五、〇〇〇人から一、七五〇、〇〇〇人に増員され、これに伴い米赤軍務部(Department of War Service)の職員は二五一人から六三五人へと二五〇%増加した⁵¹。一九四二年五月に連邦政府が民間防衛局(Office of Civil Defense: OCD)を設立すると、米赤もその一翼を担う組織となった。こうして真珠湾攻撃の一月月前には戦時活動のための人員増をほぼ完了した。しかし、これらの組織統合が真に機能するようになったのは真珠湾攻撃以降のことである。

最終的に一九四五年九月二日(日本の降伏文書調印日)に第二次世界大戦が終結するまで、米赤の戦時救護活動は、ボランティア七五〇万人、有給職員三九、〇〇〇人が戦死者一〇〇万人を含む一、六〇〇万人の軍人に支援を行った。この間、軍務活動に従事した米赤スタッフ八六人が殉職し、うち五二人は女性だった。また、アメリカ国民は大戦中、米赤を支援するために七億八四〇〇万ドル以上を寄付し、ボランティアとして、また寄付者あるいは献血者として何らかの赤十字事業に参加し、それは全米のすべての家庭に及んだといわれる⁵²。

戦時下を通して、米赤本社と政府中枢との関係は緊密だったことが推測される。大統領自身が米赤名誉総裁も兼任していたこともあるが、ホワイトハウスと国務省、米赤本社は互いに一km未満の近距離にあった。また、ルーズベルト大統領の最側近だった大統領補佐官ハリー・L・ホプキンスは一九三〇年代の大恐慌時に社会事業で手腕を發揮し、当時ニューヨーク州知事だったルーズベルトに抜擢された元米国赤十字地区幹部(湾岸地区民間救護部長、南西地区統括部長などを歴任)の経歴の持ち主だったことも興味深い。また真珠湾攻撃後の一九四二年、ルーズベルトはホプキンスを米赤本社中央委員会委員に任命した。これにより

ホワイトハウスと米赤ガバナンス機構との関係は一層緊密になったと思われる。戦時中の両者の関係に示唆を与えると思われる史料は、現在、米国立公文書館(NARA)とルーズベルト大統領図書館・博物館(DR Museum & Library)に所蔵されるが、特に後者所蔵のハリー・ホプキンス文書(Hopkins Papers)⁵³には一九四一年から四五年までの米赤関連文書が多数所蔵され、その詳細な調査により両者の関係は一層明らかになるものと思われる。

俄かに整備された差別的な献血制度

一九四一年一月、米赤は陸軍当局の要請により血液事業の組織化に着手した。赤十字血液銀行所長に就任した血液学博士チャールズ・R・ドリュューは、移動採血による乾燥血漿の備蓄を進め、一九四一年前半にこれを達成した。真珠湾攻撃の前までに米国東部に一〇カ所の採血センターが設置され、さらに三五センターに増設された。大戦中の最盛期には医師、看護婦、技師など二、二八五人の有給職員と二五、〇〇〇人のボランティアを擁した。

他方で、ドリュューは陸軍の理不尽な要求に困惑する。陸軍は献血された血液から黒人の血液は除外することを要求した。これは明らかに人種差別的な偏見だった。このため



C・R・ドリュュー博士(左) 社会政策課題について議論する地域代表と米赤幹部:1942年(右)
出典: American Red Cross website

自身がアフリカ系アメリカ人だったドリユーは献血ができなかった。ドリユーは、この要求はアフリカ系アメリカ人を侮辱するもので科学的根拠がないとして強く抗議し、翌年、所長を辞任し、ハーワード大学医学部外科部長となり黒人外科医の訓練に身を投じた。⁵⁴ 黒人公民権団体は差別的献血に抗議し赤十字への協力をボイコットしたが、差別的献血は一九四八年に政策変更されるまで続いた。戦時に構築されたこの献血制度は戦後の国民向け献血事業のモデルになったが、米赤はそれまでの人種差別的な献血政策を謝罪し、科学的・医学的根拠に基かない献血政策からの決別を宣言した。他方で、黒人に特有の血液傾向があることも説明し、黒人献血者の理解と協力を求めている。⁵⁵

唯一戦場で活動した米赤十字ハワイ支部

一九四一年後半、ワシントンD.C.の米赤十字本社はハワイ支部へ経験豊富な看護婦を移動させ、ハワイに大量の医療物資を輸送した。一九四二年六月末締め年次報告によれば、一九四一年下半期にハワイ支部はワシントン本社から五万ドル相当の医療物資と医薬品、二五、〇〇〇ドル相当の応急処置資材を受領し、それらはホノルルの陸軍と共同管理された。しかし、大量の医療物資がハワイに移送

されたことは、赤十字の募金活動やボランティア募集への熱意を喪失させる恐れがあったこと、また日系人の破壊活動を危惧する軍部の警告があったことなどから秘匿された。⁵⁶ 戦後、これが「赤十字は真珠湾攻撃を事前に知っていたのではないか？」という疑惑の根拠として引用されたりした(Ⅷ章参照)。

二月七日、真珠湾攻撃が起こると、米赤ハワイ支部は攻撃がまだ止まぬうちから負傷者救護を開始した。第二次大戦中、本土が戦場にならなかつたアメリカで、ハワイ支部は唯一戦闘地域で活動する赤十字となつた。ハワイ軍事総督エモンズ将軍は米赤に看護婦の応援を要請し、本土で招集された七五人がハワイに派遣され、民間防衛局(OCID)の指揮下に置かれた。

彼女らは、医療要員が不足していた海軍病院やヒッカム基地野戦病院、病院船「ソラス」にも派遣され、陸海軍看護婦とともに勤務についた。民間人の負傷者は、ホノルル郡医療協会が運営する応急救護所で治療を受け、犠牲者の多くが搬送されたクイーンズ病院など市内の主要病院にも赤十字看護婦が動員された。クイーンズ病院では二月十七日まで二交代二四時間体制の勤務が続いた。これらの看護婦はハワイ支部に登録された一般市民のボランティアが多



米赤ハワイ支部で繙帯作業を行う日系婦人ら

出典：Digital Archives of Hawaii, PP-88-4-020

ルツツが、二月八日(ハワイ時間)未明、「スクール街を走行中、日本軍機(McC)の機銃掃射を受け、バナヤンツリーの下に避難した」という証言を記しているが、これはルツツの明らかな事実誤認である。日本軍機が翌日もホノルルを攻撃した事実はない。ルツツの体験が事実だとしたら、警戒にあたっていた米軍機による不審車への誤射だった可能性がある。日系人漁船銃撃事件のように、攻撃翌日は友軍機による市民への誤射事件もあったのだ。

赤十字自動車隊、食堂隊の決死の活動

米赤十字の戦時活動は、軍病院、民間病院における犠牲者の応急救護や医療支援、赤十字自動車隊(Red Cross Motor Corps)による傷病者、避難住民の輸送、軍人とその家族への支援、赤十字食堂隊(Red Cross Canteen Corps)による給食サービスなど多岐に渡つた。

ハワイ支部の赤十字自動車隊は、陸海軍将兵の婦人四〇人余で構成されるボランティア組織で、攻撃直後、隊長のモア婦人から電話で召集された隊員は二時間足らずでヘルメット、防毒マスクを装備して結集した。

隊員は平時から救急法、自動車修理技術、毒ガス・化学兵器戦訓練などの軍事訓練や灯火管制下での運転技術など

かつた。高校生だったダニエル・イノウエ(戦後の上院議員)もハワイ支部のボランティアとして五日間、帰宅せずに負傷者の救護に奔走した。攻撃直後から市民の電報発信が禁止されたため、赤十字通信は負傷兵が本土の家族に安否を伝える唯一の手段となつた。

攻撃当日の夜から灯火管制が敷かれ、自動車も夜間ヘッドライトの点灯は禁止された(青色ライトでの走行は許された)。G・コルソンは、著書の中で赤十字の現場主任マーガレット・



ハワイ支部の赤十字自動車隊

出典：Digital Archives of Hawaii, PP-88-4-027

を習得し、自家用車や救急車を運転し、陸海軍病院の快復期患者の移動などに貢献していた。そのため平時から陸海軍の厚い信頼を得ていた。また、ホノルル市内の医療施設の地理も熟知していたため、攻撃直後の活動ではその能力を遺憾なく発揮した。

自動車隊は、医療物資や外科用資器材を海軍病院や官公庁舎、学校などに開設された救急病院に搬送した。また、

当たる恐怖とも戦いながらの運転だった。車両には食料救急キット、副木、毛布、衣類、飲料水が装備された。この移送活動は、危険地域の三、〇〇〇人の住民が避難を終えるまで、途切れることなく翌朝三時まで続いた。避難民は、避難所に指定された住宅や官公庁建物、学校、ホテルなどに移送され、赤十字から暖衣と毛布、メモ用紙と鉛筆などが支給され、けが人には応急手当が施された。

一方、赤十字食堂隊は、一月七日、イオラニ宮殿で救護関係者に軽食三〇〇食を、八日には一〇〇〇食を提供した。避難民には二四時間体制で一日三食を、一、五〇〇人に提供し、州当局に活動を引き継ぐまで二週間継続された。

また赤十字の不安情報、将兵と留守家族、特に本土の家族との間で本人の負傷の状況などの伝達に活用された。金銭的問題を抱えた将兵には赤十字から財政支援も行われた。

一月中旬、民間人と負傷兵の本土避難が始まると輸送船内で避難民の支援にあたる看護婦が不足したため、赤十字登録看護婦四名がハワイ支部から派遣された。サンフランシスコ港に到着後は本土の赤十字が支援した。ハワイ支部はその後本土への避難船にセーターなどの暖衣や子供用おもちゃなどを提供した。



赤十字食堂隊のボランティア（1942年）

出典：Harvey Country Historical Museum

攻撃の標的となった真珠湾、ヒッカム基地周辺に居住する一般市民の避難所移送も行ったが、その大半は婦女子、将兵や防衛活動に従事する要員の家族だった。一般市民の避難活動は七日の日没後に行われたため、灯火管制下のヘッドライト消灯での運転となり、彼女たちに極度の緊張を強いた。さらに日本軍の空挺部隊が上陸するといった噂も飛び交い、夜空に闇雲に対空射撃する領土防衛隊の流れ弾が

VIII 真珠湾大統領陰謀論に巻き込まれた米国赤十字

アメリカは真珠湾攻撃をなぜ防げなかったのか。その真相を巡っては攻撃直後から「ルーズベルト大統領は真珠湾攻撃を事前に知っていたのではないか?」という「真珠湾攻撃大統領陰謀論 (Pearl Harbor advanced knowledge conspiracy theory)」が民主党政権と共和党の政争を交え囁かれた。第二次世界大戦への参戦を忌避していた国内世論を一気に参戦モードへ誘導するため、ルーズベルトは日本軍の攻撃を事前に知りながらこれを黙認し、米国が参戦する口実にしたという、いわゆる「裏口からの参戦 (Back door to War)」説である。この説には歴史家から異論がある一方で様々な研究や証言が陰謀論を再燃させてきた。例えば、最初の真珠湾攻撃真相解明調査報告である一九四二年一月二三日のロバーツ委員会報告書(二〇二頁参照)は、一九四一年一月二四日、海軍長官が陸軍長官に対し、日本と開戦になった場合、日本軍は「宣戦布告なく真珠湾の艦隊に対し未明に奇襲攻撃を仕掛ける」(七、八節)と警告していたことを明らかにしている。実際の攻撃はこの予測通りとなったが、警告の発出は、山本五十六の真珠湾作戦が軍令部に採用される七カ月前のこ

とだった。

さらに近年、真珠湾攻撃直前にルーズベルト大統領と会見した元米国赤十字高官の遺族が大統領陰謀論を裏打ちするような新たな証言を行い、関心を集めた。この証言を取り上げたダリル・S・ボルクウィスト(Daryl S. Borgquist)の論稿「Advance Warning? : The Red Cross Connection (事前警告? 赤十字コネクション)」は米国海軍研究所の『海軍史雑誌(The Naval History Magazine)』(一九九九年六月Vol.13, No.3)に掲載された。筆者が現役の時海軍大佐で米司法省広報本部メディア担当官であったこともあり話題となった。

論稿によれば、ルーズベルト大統領下で米国赤十字軍務部長だったドン・C・スミス(Don C. Smith)は、生前、娘のヘレン・E・ハマン(Helen E. Hamman)に大統領と交わした会話について語ったという。

秘匿を指示するルーズベルト

真珠湾攻撃の少し前、スミスはホワイトハウスで開かれた極秘会議に呼び出された。その席でルーズベルト大統領は、「情報によれば日本軍による真珠湾攻撃が切迫している。多数の犠牲者と損害が予想されるので、西海岸の通関港に赤十字要員と医療物資を集結させ命令を待つように」とス

ミスに指示した。大統領は目的地を告げなかったが、「これは事実だ」と語り、「このことはハワイの陸海軍司令官も知らされておらず、赤十字職員にも知らせるつもりはない」と話したという。

これが事実なら極めて重大な情報であり、現地に伝えるべきだとスミスが主張すると大統領は、「アメリカ人は自国領土が攻撃されない限り、ヨーロッパの戦争に参加することに賛成しないだろう」と言い聞かせた。スミスはこの話を長い間、家族にも語らず、記録にも残さなかったが一九七〇年代のある日、娘ハマンに打ち明け、一九九〇年、九八歳で亡くなった。

ハマンは、父親が語っていた秘話を当時のクリントン大統領に書簡で送った⁸⁹。それは真珠湾攻撃の責任を問われて解任されたキンメル提督とショート將軍の名誉回復を求める遺族の活動に共感し、二人の免責に役立てばと考えたからだだった。

戦後、二人の司令官の遺族は名誉回復を求め議会に訴えてきた。その結果、議会の調査小委員会の事実調査が開始され、一九九五年一月三日、「二人にのみ責任を負わせるべきではない」との内容を含む報告書が議会に提出された。そして二人を再び「軍の最高位に昇進させる上下両院共同

決議案」が一九九九年五月に上院で、二〇〇〇年一月に下院で可決された。この決議案は二〇〇一年の国防権限法に盛り込まれたが、国防総省はこの決議を留め置き、当時のクリントン大統領はこの決議に署名しなかった。その後の歴代大統領も今日まで署名していない。二〇一三年一月五日の『The New Journal』誌は、「キンメル提督の二人の孫がその後も続けている名誉回復運動を紹介し、二〇一六年一〇月からは、大統領に名誉回復を求める署名運動が家族と三六人の退役海軍関係者により行われている⁹⁰」。

では、ドン・スミスのルーズベルトとの会話は信憑性があるのだろうか。スミスに日本の攻撃情報の口外を禁じた大統領の指示は、当時のFBI長官ジョン・E・フーバーをはじめとする政権幹部の証言とも矛盾しない。フーバーの知友カールトン・ケッチャム(元空軍大佐、ケッチャム株式会社創業者)に取材した今野勉の『真珠湾奇襲・ルーズベルトは知っていたか』(PHP文庫)によれば、フーバーが、日本軍が真珠湾かクラークフィールド基地(フィリピン)を攻撃する可能性があるとして告げても大統領は、「このことは一切口外しないように」と彼に指示した。せめてハワイ軍管区司令官のキンメル提督とショート將軍には知らせるべきだとフーバーが主張しても、大統領はそれを許可しなかった⁹¹。

また、大統領補佐官ハリー・ホプキンスは二月七日夜の日記で、日本軍の攻撃を知った大統領は、「もし、日本のこの行動が本当だとすると、自分の手にあまっていた難問をとりはらってくれることになる。なぜなら、自分の代わりに日本が決定してくれたのだから、とも(大統領は)語った」という⁹²。また、一月二十五日にホワイトハウスで開かれた最高軍事会議について記した海軍作戦部長ハロルド・スタークの日記⁹³(一九四六年の真珠湾攻撃)上下両院合同調査委員会で公表は、大統領が日本の攻撃を事前に知りながら、それを周



ダイヤモンドヘッド・ロードにある現在の米赤ハワイ州支部。社屋はアルフレッド・キャッスル記念館とも呼ばれる。

(筆者撮影)

知せず攻撃を期待させていたことを暗に示唆している。

真珠湾攻撃の六カ月前、ホワイトハウスと陸軍長官ス
ティムソンは、米赤ハワイ支部への看護婦派遣と医療物資
の大量移送を極秘裏に進めるよう指示した。これに応えた
ハワイ支部委員長アルフレッド・L・キャッスル(米赤ハ
ワイ支部創設者)は、國務長官コーデル・ハルがしばしば助言
を求めた元國務次官ウィリアム・キャッスルの直弟である。
兄弟が交わした手紙の存在は、アルフレッドが政権中枢の
動きを兄から得ていた可能性を示唆する。

ボルグクイストの論稿には、支持する意見がある一方で
反論もある。『アメリカ赤十字：最初の一世紀(American Red
Cross A Century)』(一九八一年)の著者パトリック・F・ギル
ボは、「私は 国立公文書館で六カ月調査したが、真珠湾攻
撃が切迫していることを赤十字が知っていたことを示す文
献は見ることがない」と批判し、攻撃前にハワイに医療物
資が届いたのも単なる偶然に過ぎないとしている。しかし、
スミスの秘話は、公文書館の文書に残るような話でないこ
とは、その内容から容易に理解できるだろう。彼は大統領
との会話をいかなる文書にも残さず、晩年まで自分の胸中
にだけ収めてきた。他方で、ボルグクイストの論稿にも「こ
じつけ」と見られる箇所もある。真珠湾攻撃直前の赤十字

の人事異動や人員増、ボランティアの動員計画、医薬品の
ハワイへの大量輸送などを恰も真珠湾攻撃への準備である
かのように印象づけるが、これらは一般的な戦争準備の一
環と見ることもできるだろう。

また、ルーズベルト大統領はじめ政権幹部は、日本軍の
通信傍受、暗号解読、同盟国と諜報員の情報などから日本
軍の攻撃が近いことを予知していたが、それがいつ、どこ
で起こるか特定できなかったとするのが一般的見解である。
しかし、こうした見方を完全に否定するのが、ロバート・B・
ステイネットの『DAY OF DECEIT: The Truth About FDR
and Pearl Harbor』(邦題「真珠湾の真実：ルーズベルト欺瞞の日々」
文芸春秋)である。ステイネットは、封止されていたはず
の帝国海軍機動部隊の膨大な通信傍受記録の存在を明らか
にし、その詳細な分析により、ルーズベルトは真珠湾攻撃
を事前に知っていたと推論する。この著作も反論の矢面に
立つが、S・ブリアンスキーは「原典を誤って引用している」
などと批判している。⁸⁵

再燃しつづける陰謀論

戦後の一九四五年一月から翌年五月まで開かれた米國
議会の上下両院真珠湾攻撃合同調査委員会は、その最終報

告(民主黨員六人、共和黨員二人の多数派意見)で「攻撃とその

結果の最終的な責任は日本にあり、米國の外交政策とその
活動が日本の米國に対する攻撃を挑発したのではない」と
結論づけ、ルーズベルト大統領とその側近が日本を「騙し、
挑発、扇動、誑かして戦争を仕掛けさせた事実はない」と
した。しかし、少数派報告(共和黨員二人)は、この結論は「非
論理的である」とし、大統領とワシントン首脳への責任にも
言及し、「すべての証言、関連文書、証拠物件の再評価を求
める」とした。報告書は「歴史上、最も優れた諜報網を駆使
しながら、真珠湾攻撃を防げなかったのは何故か」など「多
くの疑問は未解明のままである(many questions unanswered)」
とも記している。⁸⁶

真珠湾攻撃陰謀論は、これまで学術的研究とは一歩距離
を置いた周辺理論と見なされてきた。にもかかわらず、今
日まで度々陰謀論が再燃してきた背景には、陰謀を疑わせ
るような歴史文書や証言が次々と公表されてきたことがあ
る。ステイネットが引用したアサー・マッカラムの「対
日戦争挑発行動八項目」⁸⁷の存在もその一つである。日本に
いかにして戦争の火蓋を切らせるかを画策させるような提
言は、これらが実際に政権に影響を与えた証拠はないもの
の、その内容と実際の出来事が酷似することから、陰謀論

を荒唐無稽な話と唾棄することを拒んできた。

一九四四年、英国の生産大臣オリバー・リトルトンは、「日
本は真珠湾でアメリカを攻撃するよう仕向けられた。アメ
リカが戦争を強いられたというのは歴史の茶番である。」と
語った。英国海軍提督ラッセル・グレンフェルも一九五二年、
次のような言葉を残している。

「よく知っている者なら今日、日本がアメリカに邪
悪な奇襲をしかけたと信じる者はいない。攻撃は十
分子測されただけでなく実際にそう期待されたのだ。
ルーズベルト大統領がアメリカを戦争に参加させた
かったことは疑いの余地はないが、政治的理由により
最初の敵対行為は日本にやらせたかったのだ。」⁸⁸

では、大統領陰謀論について当のアメリカ国民はどう
考えているのだろうか。真珠湾攻撃直後のギャラップ調
査によれば、米國人の八四％が「ルーズベルト大統領は日
本との戦争回避のためあらゆる努力を尽くした」と回答し
た。しかし、五〇年後の一九九一年の同調査では、米國人
の三二％は「ルーズベルト大統領は真珠湾攻撃を事前に知っ
ていたが、米國を連合国一員として参戦させるため、何も
しなかった」と答え、四一％はそれを否定し、二二％は無

回答だった⁶⁶。この意識の変化をどう読み解くべきだろうか。半世紀の間に米国人は先の戦争をより客観的に評価するようになったということだろうか。元米国財務次官ポール・クレイグ・ロバーツは、「民主的政府は自国民を殺戮することはないと考える者は、そう信じているだけで何も知らされていないのだ。」⁷⁰と意味深長な言葉を残している。

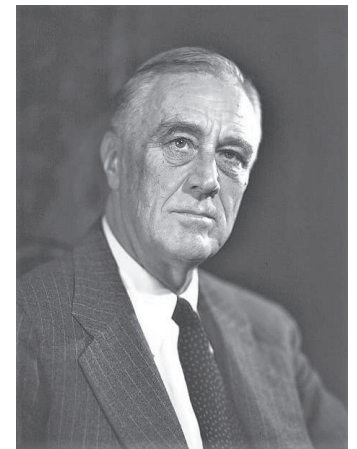
戦後の半世紀で米国人の日本に対する印象は大きく変化した。一九九一年のギャラップ調査では、米国人の四三％が日本は「友好的」、八％が「非友好的」と答えている。戦後の日米関係の大きな変化は、大統領陰謀論の受け止め方にも大きく影を落としていると言えるだろう。

IX 太平洋戦争は避けられなかったのか？

一九四二年二月六日(ワシントン時間)午後九時、ルーズベルト大統領は、迫りくる日米開戦を回避するため昭和天皇に親書を打電した。この親電は、ワシントンの日本大使館員寺崎英成と来栖三郎全権大使が開戦阻止を願い、極秘裏に米国宣教師スタンレー・ジョーンズの仲介により実現させたものだが⁷¹、二月七日正午(日本時間)、東京中央電報局が受信した親電は、大本営参謀本部第一課・戸村

盛雄中佐の介在により一五時間留め置かれ、東郷外相が天皇に親電内容を上奏したのは二月八日午前三時頃のことだった⁷²。既に真珠湾攻撃部隊が出撃後のことであり、結局、親電は開戦を止めることはできず、天皇も返電を打たなかった。大統領親電と前後して、日本大使館も東郷外相に「大統領ハ依然平和的解決ヲ欲シ居ルコト明ナリ」と打電している。これらの出来事は大統領陰謀論の信憑性を疑わせる事実でもある。

昭和天皇は独白録の中で「親電は非常に事務的なもので、首相か外相に宛てた様な内容のものであったから黙殺できなかった」⁷³と回想しているが、東京裁判で親電を留め置いた理由



フランクリン・D・ルーズベルト大統領
出典：Wikimedia Commons, the free media repository

を問われた戸村盛雄は、開戦を決断した天皇の翻意を恐れたため、と証言した。また日米交渉に当たった来栖三郎は、「大統領親電が数日前に来ておって、且つ十一月二十六日のハル・ノートが今少し協調的であつたら、戦争は始め得なかつたであろう」と東条首相が述べていたことを記している⁷⁴。戦後、GHQも外務省に対し、「電報が天皇に早期に渡されていたら戦争は避けられたに違いない」と伝えていたことが二〇一三年三月七日に公開された外交文書で明らかになった。この発言は一九四六年八月一日、東京裁判の国際検察局がルーズベルト大統領の親電の伝達が遅れた経緯を調査するため外務省の職員に尋問した際に示されたという⁷⁵。

では、大統領と天皇の親書の交換が早期に実現していれば、本当に戦争は避けられたのだろうか。昭和天皇に仕えた木戸幸一は、東京裁判で「度政府で決して参つたものは、これを御拒否にならないというのが、明治以来の日本の天皇の態度である。これが日本憲法の実際の運用のうえから成立してきたところの、いわば慣習法である」と証言した。

開戦間近の昭和十六年一月三〇日、戦争に「負けはせぬかと思ふ」と吐露する天皇に高松宮が、「それなら今止めではどうか」と問うと、天皇は「立憲君主としては、政府と

統帥部との一致した意見は認めなければならぬ。若し認めなければ、東条は辞職し、大きな「クーデタ」が起り、却て滅茶苦茶な戦争論が支配的になるであろうと思ひ、戦争を止める事に付ては、返事をしなかつた。」⁷⁶という。しかし、五味川純平は別の見方をする。開戦が決定づけられた昭和十六年九月六日の御前会議で、天皇は遺憾の意を隠そうとせず、陸海軍統帥部長に異例の質問をし、戦争を欲しない自らの思いを『四方の海』の歌に詠んだ。この歌は御前会議の前に近衛首相が、「一同に平和で事を進める様論して貰い度い」と側近の木戸幸一(内大臣)に伝えたことを天皇が受けてのことと思われるが⁷⁷、発言しないのが建前の慣例を破り発言し、自らの意思を既に表明したのだから、戦争回避の意思を「朕は戦争を欲せず」と明確に発していたら、天皇の意思を「輔弼する」立場にある政府、統帥部も無視できなかったのではなか、と五味川は考える⁷⁸。詩歌の朗読でいくら心中を仄めかしたところで、それは付度を促すだけで何の意味もないと。

指導者たちの「疚しき沈黙」

開戦が決した昭和十六年二月一日の御前会議について天皇は、「その時は反対しても無駄だと思つたから、一言も

云わなかった」⁷⁹と述懐している。後年、近衛文麿は手記の中で、天皇が「御遠慮がちと思はれる程、滅多にご意見を御述べにならず、」イニシアチブをお取りになられぬ」のは、英国流立憲君主としての振る舞いを天皇に求めた西園寺八郎や牧野伸顕ら宮中上層部の意向が働いたことを仄めかしている。天皇は自らのこうした態度を自覚していたようで、その切っ掛けとなったのが昭和三年の張作霖爆殺事件の事後処理を巡り、田中義一内閣を辞職に迫りやった自らの「思慮を欠いた発言」への反省からだったという。この次第がどうあれ、近衛は「政府と統帥部との両方を抑え得るものは、陛下ただ御一人である。しかるに陛下が消極的であらせられる事は、平時には結構であるが、和戦何れかといふが如き国家生死の問題に立った場合には障碍が起り得る場合なしとしない」と嘆息する⁸⁰。戦後、近衛文麿はGHQからA級戦犯容疑で出頭を命じられるが、出頭することなく昭和二十年一月一六日、服毒自殺した。法廷で開戦に至る真相を聞く機会は無縁に失われた。

では、天皇自身は近衛ら政府中枢をどう見ていたのか。独白録によれば、非戦派の意見について天皇は、「戦争に反対する者の意見は抽象的であるが、内閣の方は数字を挙げ、戦争を主張するのだから、遺憾乍ら戦争論を抑へる力がある

なかった。」とか、「(近衛は)事に当たって断行の勇氣を欠いた」などとその優柔さを慨嘆している⁸¹。木戸幸一も、近衛は「いざというときのふんばりがきかない」が、東条は「理路整然、傾聴しなくてはならないように話をもっていく」と語っている⁸²。また日米交渉を結実できなかった来栖は反省と自戒を込めて、「われわれは種々な方策を議論し立案しながらついにこれを実行に移し得なかつた腑甲斐無さに、深い自責の念を禁ずることが出来ない」(泡沫の三十五年)と痛恨の思いを語っている。

困難続きだった日米交渉で唯一合意の可能性があったとされる一九四一年四月一六日の日米諒解案も、ほぼまとまりかけていたにも拘わらず、事後に帰国した松岡洋右外相ただ一人の反対で瓦解した。その直後、近衛は来栖に、「日本では重要な外交案件を処理するに当たっては、非常に数多い各方面に一々諒解を求めなければならぬ。それで常に好機を失してしまうのだと嘆息」⁸³した。集団的合意により個人の責任を見えにくくする日本の組織構造の中で、指導者たちは強い指導力を発揮することなく、声の大きい者に呑みこまれ、曖昧な物言いに終始した。

日米の圧倒的な国力差を認識していた政府、統帥部は、長期的には対米戦に勝ち目がないことは十分理解していた。

にも拘わらず、わずかな勝機に望みを賭け開戦を決断した。この無謀で非合理的な決断に至る心理を牧野邦昭は行動経済学のプロスペクト理論により興味深く説明している⁸⁴。しかし、その無謀な選択を後押ししたのは、対米開戦に熱狂し支持した国民世論だった。指導者たちはそれに押され、時に恐れさえした⁸⁵。一九三四年の第二回ロンドン軍縮会議予備交渉の海軍代表・山本五十六は、「輿論が統一され、強い支持をくれたのは有難かった。僕もこれは政府の意見だけでなく、国民の輿論だと云って主張した事もある。」と国民からの激励の手紙に後押しされたと言っている⁸⁶。開戦への世論が高まる中で、熱狂する国民の矢面に立って冷静を呼びかけ、統制することのできる力強い指導者は誰一人としていなかった。その意味では真に責任が問われるのは国民自身の熱狂と妄信だったのかもしれない。

真珠湾攻撃の半年前、ホノルルに領事館員を装い潜入し、真珠湾の艦船情報を日本に送り続けた海軍諜報員・吉川猛夫は戦後、手記の中で次のように語っている。

「当時は、軍だけが独走して戦争に突入したのではなく、戦争を防止するに足る権威と民意が稀薄であつて、皆が知らず知らずのうちに狂熱的に戦争への道を歩んでいった時代であつた。ごく少数の人々を除いて

ほとんどすべての国民は、好むと好まざるにかかわらず戦線に、銃後に、各方面に戦争努力を傾けた。そうするより他に途はないようにみんなが考えた時代でもあつた。」(『東の風、雨』講談社)

倉本聰は、エッセイ集『疚しき沈黙』(理論社)の中で開戦時の日本の指導者たちの沈黙を「疚しき沈黙」と表現した。それは旧海軍軍令部員の戦後の反省会での言葉を引用したのだが、この沈黙の結果、日本は破滅への道を直走り、三二〇万の尊い命が失われた。

X 歴史を検証するアメリカ、水に流す日本?

真珠湾攻撃の背景を探る過程で印象に残るのは、失敗に至る真相(原因)を説明しようとするアメリカの強い意志である。真珠湾での敗北の真相解明調査は、攻撃直後に開かれた一九四一年のロバーツ委員会から戦後の上下両院合同調査委員会まで三回開かれ、キンメル提督の遺族の訴えに基づく一九九五年四月の両院調査小委員会を含めれば四回となる。これらの膨大な調査報告書は現在、すべて公開されている。真相を解明することは個人の責任問題にも踏み

込まざるを得ないが、こうした冷徹な歴史検証をアメリカは戦争中から行っていた。

他方、我が国では、あの戦争の開戦と敗戦に至る真相について国家として検証し、解明しようとする試みはほとんど見られなかった。天皇自身は、戦後、敗戦の原因を四つ指摘し、統率力のある大人物に欠け、「常識ある主腦者の存在しなかった事」を原因の一つに挙げたが、開戦に至った原因については何一つ語らなかつた。戦争は一度始めたら止めることは困難である。何よりも重要なことは「始めない」知恵と努力である。国家による検証の唯一の試みは、昭和二年一月、幣原喜重郎内閣が「敗戦の原因及真相調査」を閣議決定し、翌二月二〇日に設置された「大東亜戦争調査会」の調査といわれる⁸⁷。しかし、この調査も天皇制の維持をGHQが保障したことや対日理事会からの横槍などもあり、タブーなき客観的、公正中立な調査は事実上瓦解し、昭和二年九月、調査会は廃止された。

歴史的に、極東軍事裁判は「勝者の裁判」ともいわれ、その評価は様ではないが、日本人が自らの手で成すことのできなかつた戦争に至る真相解明が勝者の手を借りて行われた歴史検証の場としての意義はあつたのではないだろうか。(完)

注

【第一部】

- 1 カラカウア王宛の明治天皇書簡は、国立国会図書館(長崎省吾関係文書に書簡下書き)とホノルルのピシヨップ博物館に原本が所蔵されている。国王に対しカイウラニ王女も「会つたこともない人との結婚など考えることはできない」と縁談を断つたという。
- 2 外務省外交史料館所蔵文書「外国賓客ノ来朝関係雑件 布哇ノ部」の「布哇皇帝来航日記」。
- 3 『大日本海外移住民史 第一編布哇』(海外調査会、昭和三年)、国立国会図書館デジタルコレクション。
- 4 安中進「戦前期における景気と自殺の關係」早稲田大学現代政治経済研究所、二〇一六年一〇月、一二頁。 <https://www.waseda.jp/fpsc/winpcc/assets/uploads/2016/10/No11603Annaka.pdf>
- 5 大日本海外移住民史によれば、最初の官約移民一八八五年の第一回船来布者名簿に記載の賃金は配属される島、男女別などにより異なり、月給九ドルから二〇ドルまで様々である。賃金は一〇ドル(明治一八年頃)から一八ドル(明治四〇年頃)など時代により異なる。
- 6 上田喜三郎「ハワイ日系人の生活史(6)」『太平洋学会誌第四七号(第二三卷第二号)』一九九〇年七月、国立国会図書館デジタルコレクション。
- 7 布哇新報社発行『布哇日本人鑑』(第八回)。
- 8 Hajime Amano, The Japanese in Hawaii: Before Its Annexation, <https://www.repository.rnet/contents/outemon/i/301/301811210.pdf>及び「元年者と官約移民」ハワイ州観光

- 局公式ラーニングサイト、<https://www.aloha-program.com/curriculum/lecture/detail/189>
- 9 Donald M.Schug,Hawaii's Commercial Fishing Industry: 1820-1945, <https://dlnr.hawaii.gov/ahamoku/files/2022/04/Schug-Donald-M.-Hawaii-Commercial-Fishing-Industry-1820-1945-Honolulu-Hawaiian-Historical-Society-Vol.-35-2001.pdf>
- 10 『OKAGE SAMMA DE 栄隆様』Japan Cultural Center of Hawai'I,p.11.
- 11 木原隆吉『布哇日本人史』文成社、昭和一〇年四月、国立国会図書館デジタルコレクション。編著者は、ホノルル在住の広島県御調郡糸崎町出身の移民。同地で出版業を営む。
- 12 一八九四年六月二七日、市民権を求める日本人の訴えに対しハワイの米国連邦地裁は、日本人は一七九〇年の帰化法で定められる「自由な白色人種」ではないため米国民になることはできないと判決した。
- 13 森田榮『布哇日本人發展史』眞榮館、一九一五年、五五二頁。国立国会図書館デジタルコレクション。
- 14 水野剛也「ハワイの日系人と日本語新聞に関する歴史的背景」政経論叢 第八九巻第一・二号 明治大学政治経済研究所(二〇二二年五月二八日公開)、九二一九三頁。 <http://hdl.handle.net/10291/21781.pdf>
- 15 木原、前掲書、二五五―二五六頁。
- 16 明治二八年八月一五日発行『博愛』第三五号。
- 17 博物館明治村所蔵 日本赤十字豊田看護大学保管の「布哇特別委員部の件」書類(在布哇本社特別委員部二照会按：明治四十年七月十七日起按)。
- 18 明治村蔵 日本赤十字豊田看護大学保管「在布哇石井勇吉

- 閣係：明治三十七年至四十年。
- 19 明治村蔵 日本赤十字社豊田看護大学保管「在布哇毛利伊賀関係 明治三十七年 旧二四〇〇」収蔵の『布哇日報 一九〇四年五月一〇日』。
- 20 飯倉章「日露戦争期における欧米の「日本」表象：人種主義と文明化に着目して」二〇〇九年 <http://serve.segaku-u.ac.jp/rps/modules/xoops/attach.php?item=1>
- 21 明治村蔵 日本赤十字豊田看護大学保管「布哇に特別委員部設置に関し取調方外務省通商局長に依頼の件」。
- 22 文末注¹⁸。
- 23 『布哇日本人銘鑑』布哇日本人銘鑑刊行会の昭和二年「石井勇吉」の項。国立国会図書館デジタルコレクション。
- 24 前掲、博物館明治村所蔵「布哇総領事齋藤幹氏に依頼按：明治三十九年一〇月二六日」。
- 25 相賀溪芳著「五〇年間のハワイ回顧」日布時事刊、一九五三年、三〇一―三〇三頁。国立国会図書館デジタルコレクション及び飯田耕二郎「同志社出身初期ハワイ伝道者の足跡」『キリスト教社会問題研究』三四号、一三二―一三九頁。
- 26 相賀、同書、一六五―一六五頁。
- 27 日本大学初代校長。伊藤博文らと大日本帝国憲法起草。ハーバード大学名誉法学博士。同大在学中はルーズベルト大統領の同窓生。日露戦争時、政府の要請を受け、ルーズベルト大統領に戦争の調停を依頼するため渡米。伊藤博文に重用され、農商務相、司法相など務める。
- 28 『布哇成功者實伝』布哇日々新聞社編・出版、一九〇八年七月、八頁。国立国会図書館デジタルコレクション。
- 29 前掲「布哇日本人銘鑑」の布哇人物略傳七頁。及び「大日本

海外移住史』(第一編中巻)、海外調査会、昭和十三年、六三頁。
 30 『復刻版海外日本実業者の調査』不二出版、二〇〇六年。
 31 森田、前掲書、六三八―六四〇頁。
 32 『大日本海外移住史 第二編』海外調査会、昭和十二年、木原、前掲書。
 33 飯田耕二郎「移民の魁・星名謙一郎の布哇時代後期」大阪商業大学論集 第九巻第四号(通巻一七二頁)、二〇一四年、一〇六頁。
 34 木原、前掲書、二五八―二六二頁。
 35 森田、前掲書、四六七―四七二頁。
 36 木原、前掲書、二六〇頁。
 37 小澤武雄「第九回万国赤十字総会参列日記」明治四十五年五月、六一―六七頁。

【第二部】

1 半藤一利『聯合艦隊司令長官 山本五十六』文芸春秋、二〇一一年、一五一―一五三頁。山本は海軍次官時代に戦時国際法規綱要を作成し、士官らに戦時国際法の講義を行っていた。(半藤『真珠湾の日』文芸春秋、二〇〇一年、一四〇頁)
 2 同書、一五三頁。
 3 A PEARL HARBOR FACT SHEET (census.gov), <https://www.census.gov/history/pdf/pearl-harbor-fact-sheet-1.pdf>
 4 半藤『真珠湾の日』二七二頁。
 5 Civilian Casualties - Pearl Harbor National Memorial (U.S. National Park Service) (nps.gov), <https://www.nps.gov/learn/history/civilian-casualties.htm>

年、六七二頁。
 16 『行こかメリケン 帰ろかジャパン』ハワイ官約移民百年『テレビ山口』一九八五年制作を参照。
 17 国立歴史民俗博物館企画展「ハワイ：日本人移民の一五〇年と憧れの島のなりたち」(二〇一九年)展示ビデオ収録の天理大学附属天理参考館蔵の齋藤米國日記(一九四一年一月二日～二月三日)参照。
 18 Civil Rights: Japanese Americans - The War - Ken Burns - PBS, <https://www.pbs.org/kenburns/the-war/civil-rights-japanese-americans>
 19 寺崎英成『昭和天皇独白録―寺崎英成御用掛日記』文芸春秋、一九九一年、八九頁。
 20 Hawaii Territorial Guard - Densho Encyclopedia, https://encyclopedia.densho.org/Hawaii_Territorial_Guard/
 21 At Pearl Harbor, Japanese Americans were victims of the attack - and their own government - The World from PRX, <https://theworld.org/stories/2016/12/08/pearl-harbor-japanese-americans-were-victims-attack-and-their-own-government>
 22 小川真和子「太平洋戦争中のハワイにおける日系人強制収容」(立命館言語文化研究、二五巻二号)によれば、開戦後六〇日と同島にイタリヤ、ドイツ人など白人六五人、日系人約七〇〇人が拘留された。 https://www.isumc.ac.jp/acd/re/k-ssc/lcs/kiyou/pdf_25-1/RitsIII_CS_25_1pp.105-118OGAWA.pdf
 23 William Chapman, *HAWAII, THE MILITARY, AND THE NATIONAL PARK: WORLD WAR II AND ITS IMPACTS ON CULTURE AND THE ENVIRONMENT*, p.179, <http://>

6 ロバート・B・スティーネット『真珠湾の真実：ルーズヴェルト欺瞞の日々』文芸春秋、二〇〇一年、四三三頁。
 7 Thurston Clarke, *Pearl Harbor Ghost: The Legacy of December 7, 1941*, Ballantine Books, New York, 2001, p.195.
 8 Clarke, *op.cit.*
 9 Gwentrעד Allen, *Hawaii's War Years 1941-1945*, University of Hawaii Press, 1950, pp.7-8.及び Michael Slackman, *Target: Pearl Harbor*, University of Hawaii Press, 1990, p.234.
 10 DEBUNKING MYTHS ABOUT THE ATTACK - The Washington Post December 7, 1991, <https://www.washingtonpost.com/archive/politics/1991/12/07/debunking-myths-about-the-attack/88509bae-94be-48bd-a2fe-a251a5285e8/>
 11 The Forgotten Casualties of Pearl Harbor - Inside the Accidental Bombardment of Honolulu on Dec 7, 1941 - MilitaryHistoryNow.com, <https://militaryhistorynow.com/2020/04/26/the-forgotten-casualties-of-pearl-harbor-inside-the-accidental-bombardment-of-honolulu-on-dec-7-1941/>
 12 Civilian Casualties - Pearl Harbor National Memorial (U.S. National Park Service) (nps.gov), <https://www.nps.gov/pearl/learn/history/civilian-casualties.htm>
 13 Kelli Y. Nakamura (University of Hawaii) Local Japanese fishing boats in Hawaii and December 7th, Densho Encyclopedia, <https://encyclopedia.densho.org/Local%20japanese%20fishing%20boats%20in%20Hawaii%20and%20December%207th/> 及び The Hawaii Herald, December 6, 1991, A-6. を参照。
 14 Clark, *op.cit.*, pp.193-194.
 15 相賀深英著『五〇年間のハワイ回顧』日布時事刊、一九五三

nsistory.com/publications/hawaii/wvi-special-history.pdf.
 24 児島襄『昭和十六年二月八日』文春文庫、一九九六年、一三四頁。
 25 吉川猛夫『真珠湾スパイの回想 東の風 雨』講談社、昭和三十八年、九六頁。
 26 児島、前掲書、二〇四―二〇八頁。及びスティーネット、前掲書、一六六―一八四頁。
 27 Lawrence Reginald Rodrigues, *We Remember Pearl Harbor-Honolulu Critique Recall the War Years-1941-1946*, Communications Concepts, Newark, California, 1991, p.30.
 28 Martial law in Hawaii - Densho Encyclopedia, https://encyclopedia.densho.org/Martial_Law_in_Hawaii/#:~:text=In%20Hawaii%27%2C%20martial%20law,%2C%20until%20October%2024%2C%201944
 29 拘禁の合法性を審査するため、拘禁者の身柄の提出を命令する令状で不法に拘禁されている者を解放する機能をもつ令状。Chapman, *op.cit.* なお、一九四二年初頭から民事裁判所の一部は限定的に再開された。
 30 相賀、前掲書、六五八―六五九頁。
 31 同書、六四八頁。
 32 Ph.D. Stephanie Hinnerstiz, Japanese Americans and the Wartime Experience in Hawaii - The National WWII Museum - New Orleans, <https://www.nationalww2museum.org/war/articles/japanese-americans-wartime-experience-hawaii>
 34 Hawaii Times 1942.11.02 — Hoji Shinbun Digital Collection, <https://hojishinbun.hoover.org/?a=d&d=th19421102-01.1&c=-----en-10-1-ing----->

- 35 Executive Order 9066: Resulting in Japanese-American Incarceration (1942) | National Archives, <https://www.archives.gov/milestone-documents/executive-order-9066>
- 36 『オノノリナリ園芸丹鑑』Japanese Cultural Center of Hawaii 参照。
- 37 小川 龍輝 一一三頁。
- 38 Hinnershitz, *op.cit.*
- 39 Rodiggs, *op.cit.*, p.42.
- 40 Allen, *op.cit.*, pp.107-109.
- 41 Naval History and Heritage command, Pearl Harbor Navy Medical Activities, <https://www.history.navy.mil/research/library/online-reading-room/title-list-alphabetically/p/pearl-harbor-navy-medical-activities.html>
- 42 George Korson, *“AT HIS SIDE: The Story of the American Red Cross Overseas in World War II*, Coward-McCann, Inc., 1945, reprint edition, 2023, p. 8.
- 43 Robert S. La Forte, Ronald E. Marcello, *Remembering Pearl Harbor: Eyewitness Accounts by U.S. Military Men and Women*, Scholarly Resources Inc., 1991, pp.229-230.
- 44 Pearl Harbor Navy Medical Activities, <https://www.history.navy.mil/research/library/online-reading-room/title-list-alphabetically/p/pearl-harbor-navy-medical-activities.html>
- 45 History of Blood Transfusions 1628 To Now - Red Cross Blood Services, <https://www.redcrossblood.org/donate-blood/blood-donation-process/what-happens-to-donated-blood/blood-transfusions/history-blood-transfusion.html>
- 46 on-is-blood-collection-history.html及び African American Blood Donors | Red Cross Blood Services, <https://www.redcrossblood.org/donate-blood/blood-types/diversity/african-american-blood-donors.html#:~:text=Prior%20to%20donating%20blood%2C%20all%20iron%20and%20blood%20donation.> を参照。
- 47 Borgquist, *op.cit.*
- 48 Koson, *op.cit.*, p.9.
- 49 代表的な陰謀論書として、シモン・モーテンヌ『真珠湾攻撃 (Pearl Harbor and its Aftermath)』1982。スチヤネット 前掲書をご覧ください。
- 50 FDR Knew of Attack, *Deseret News*, 2002, <https://www.deseret.com/2002/1/1/19629081/fdr-knew-of-attack/>
- 51 米議会 ホロートンナスは、この決議により二人の名譽を既に回復されたこの立場である。
- 52 今野勉『真珠湾奇襲・ルーズベルトは知っていたか』PHP 文庫 二〇〇一年 一七四頁。
- 53 同書 四四四頁。
- 54 Richard N. Current, ‘*Haw Simson Want to “Manure” the Japanese*’, *The Mississippi Valley Historical Review* Vol. 40, No. 1 (Jan, 1953), Oxford University Press, p.67, <https://www.jstor.org/stable/1897543>
- 55 Patric F. Gibo, ‘Advance Warning? The Red Cross Connection’, *Naval History Magazine* - October 1999 Volume 13 Number 5, <https://www.usni.org/magazines/naval-history-magazine/1999/october/contact>
- 56 Robert B. Simnett, Stephen Budiansky, ‘The Truth About Pearl
- 47 「令和六年二月二日 防衛省・防衛省・自衛隊の戦傷医療支援輸送と題する有識者懇話会提言書について」
<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/02/21a.pdf>
- 48 第二次世界大戦中の米赤十字活動概説について World War II and the American Red Cross, <https://www.redcross.org/content/dam/redcross/National/history-wwii.pdf> を参照。
- 49 Borgquist, *op.cit.*
- 50 Laurie King, ‘HRPE: The American Red Cross’, *The Mariner’s Museum and Park*, 2021, <https://www.marinersmuseum.org/2021/05/hrpe-the-american-red-cross/>
- 51 Schuyler Dean Hoslet, ‘*Personal Administration in the American Red Cross During World War II*’, *The Ohio University*, pp.30-32, 38-39, https://etd.ohiolink.edu/acprod/odb_wsu/send_file/send?accession=osu1389349025&disposition=inline
- 52 Cindy Farrar Bryan and The Arrowhead Club, ‘World War II and the American Red Cross’, 2024, <https://thearrowheadclub.com/2024/04/10/world-war-ii-and-the-american-red-cross/>
- 53 Harry L. Hopkins Papers, 1928-1946 - Franklin D. Roosevelt Presidential Library & Museum, <http://www.fdrlibrary.marist.edu/archives/collections/franklin/index.php?c=collection/findingaid&id=161>
- 54 “The father of the blood bank” - Charles R. Drew’s Story, *Blood Cancer UK*, 2023, <https://bloodcancer.org.uk/news/charles-r-drew-the-father-of-the-blood-bank/>
- 55 The Color of Blood: Red Cross Reflects on its Blood Collection History, 2023, <https://www.redcross.org/about-us/news-and-events/press-release/2021/the-color-of-blood--red-cross-reflects-on-is-blood-collection-history.html>
- 56 Harbor A Debate’, *The Independent Institute*, 2003, <https://www.independent.org/issues/article.asp?id=445>
- 57 『現代史資料(5)太平洋戦争(三)]みちや書房 一九七五年。同書掲載の(真珠湾攻撃)調査委員会報告書、資料解説 XIII-XXI 頁。及び A History of Notable Senate Investigations: The Pearl Harbor Committee, <https://www.senate.gov/about/resources/pdf/pearl-harbor-full-ctitions.pdf> を参照。
- 58 スチヤネット 前掲書 四五一―四五七頁。正式名称は “Memorandum for the Director: Estimate of the Situation in the Pacific and Recommendations for Action by the United States” 7 October 1940.
- 59 Jeremy Kuzmarov, ‘Eighty Years of Lies: President Franklin Roosevelt Told Public Pearl Harbor Was A Surprise Attack - However There Is Considerable Evidence Demonstrating Government Foreknowledge, *CovertAction Magazine*, 2023, <https://covertactionmagazine.com/2023/12/07/eighty-years-of-lies-president-franklin-roosevelt-told-public-pearl-harbor-was-a-surprise-attack-however-there-is-considerable-evidence-demonstrating-government-foreknowledge-2/>
- 60 Frank Newport, ‘Americans Say Sept 11 Will Be More Historically Significant Than Pearl Harbor’, *Gallup News*, December 7, 2001, <https://news.gallup.com/poll/5101/Americans-Say-Sept-Will-More-Historically-Significant-Than-Pearl-Harbor.aspx>
- 61 Kuzmarov, *op.cit.*
- 62 寺崎英成『昭和天皇独白録 寺崎英成御用掛日記』文芸春秋 一九九一年 一七五―一七六頁。来栖三郎『日米外交秘話 創元社』昭和二十七年)『日本外交史人物叢書第一八巻』ゆ

- まに書房、一五八一―一六〇頁。
- 72 井口武夫「対米最終覚書と米大統領の親電の解説工作をめぐる史実の再検証」日本国際政治学会『国際政治』第一四四号 国際政治研究の最先端 3、二〇〇六年二月 https://www.isgpc.jp/article/kokusaijihj1957/2006/144/2006_144_85/article-char/ja/
- 73 寺崎、前掲書、七八頁。
- 74 来栖、前掲書、一六〇頁。
- 75 二〇一三年三月七日読売新聞記事を参照。
- 76 寺崎、同七五―七六頁。
- 77 寺崎、同六四頁。
- 78 五味川純平『御前会議』文芸春秋、昭和五四年、二二〇―二二二頁。栗原俊雄『昭和天皇実録』と戦争』山川出版社、二〇一五年、六三頁。
- 79 寺崎、前掲書、七六頁。
- 80 『近衛文麿公・手記―最後の御前会議』時局月報社、雑誌「自由国民」特輯、昭和二年三月、五五頁。
- 81 寺崎、前掲書、七三―七四頁、九九頁。
- 82 大平進一「木戸幸一 昭和天皇の苦悩を語る」『文芸春秋が見た戦争と日本人』文芸春秋、令和四年、五一頁。
- 83 来栖、前掲書、一九四頁。
- 84 牧野邦昭『経済学者たちの日米開戦』新潮社、一五二―一五四頁。座して死を待つより、成功確率が極めて低い一縷の望みに賭け、不合理な決断に至る人間心理を解明した理論
- 85 寺崎、前掲書、七一―七二頁。天皇はしばしば「主戦論を抑えれば世論が沸騰する、クーデタがおこる」「平和の努力をやったりしたならば、国民はわたしを精神病院か何かに入れて(略)そこに押し込めていたにちがいない」(マッカーサーとの会談での発言など世論を気にする発言をしている)。

第一部、第二部調査取材先一覧(参考)

- 86 「山本五十六が語るロンドン軍縮会議の内幕(文芸春秋、一九三五年三月号)」『文芸春秋が見た戦争と日本人』文春ムック、令和四年、一三頁。
- 87 井上寿一『戦争調査会―幻の政府文書を読み解く』講談社現代新書、二〇一七年、一一四―一一七頁。

【国内】日本赤十字社赤十字情報プラザ

- 日本赤十字豊田看護大学赤十字史料室
外務省外交史料館
JICA横浜海外移住資料館
ハワイ移民資料館(仁保島村(広島市))
日本ハワイ移民資料館(山口県周防大島町)博物館明治村
佐倉国立民族博物館
国立国会図書館
東京都立中央図書館
【ハワイ】ホノルル日本国総領事館
ホノルル日本文化センター(JCCH)
ハワイ・プランテーション・ビレッジ(HPV、オアフ島ワイパフ)
アメリカ赤十字ハワイ州支部
ビショップ博物館
イオラニ宮殿

ハワイ大学マノア校ハミルトン図書館

ハワイ州立公文書館

ハワイ州立図書館

マキキ墓地、モリイイ日本人墓地(ホノルル)

ホノルル陸軍博物館

真珠湾国立記念館

アリゾナ記念館

戦艦ミズーリ博物館

共感が人を動かす——赤十字の資金獲得戦略

日本赤十字社事務局 パートナーシップ推進部 ファンドレイジング課長 津村慎太郎

I はじめに

会費(継続的な寄付)を主要な事業財源とする国内最古の人道支援団体として、日本赤十字社(以下日赤)は今から約一五〇年前に誕生した。西南戦争における負傷兵の救護から始まった日赤の活動は、その後、多くの国内災害に対応した実績のある救護団体へと発展し、国内の寄付団体の中でも圧倒的な認知度を誇っている。ただ、事業財源をほぼ寄付で賄うという運営方法は、スタンダードではない。多くのNGO・NPOでは、行政や助成団体からの補助金を財源構成の核にするところから事業をスタートし、徐々に自己財源の割合を増やすというファンドレイジング戦略を



立て、長期的な事業継続を目指していくのが常道である。

なぜ日赤は現在に至るまで国内寄付団体において、トップレベルの資金確保が出来ているのか。そして、近年は強力なファンドレイジング戦略を有する競合団体が登場している中、どのようにして将来的な事業継続のための資金を確保していくのか。

日赤創設以降の会員制度をベースとした財源確保の歴史を振り返り、さらに現在の寄付市場の変化に応じた、効果

的なファンドレイジング戦略とは何なのか。本社・支部の両方でファンドレイジングの最前線を経験した筆者の経験を通じて、将来の日赤が今後歩むべき方向性を示してみたい。

*日赤の会員制度とは…日本赤十字社創設以来、何度か同制度の部分的な更新を経ているが、日赤の事業運営に対し、年額二〇〇〇円以上の会費(寄付)を継続的に拠出する個人・法人を会員としている。一般的な寄付団体におけるマンスリードナーとは似て非なるものであり、事業運営方針を決定する日赤の理事や代議員は会員の中から選出されるなど、単なる寄付者とは一線を画す。年額五〇〇円以上が会費の基準額であった時期には、国内で数百万人の会員が存在していたが、平成二九年度以降に会費基準が変更されて以降の会員数は三〇万人前後で推移している。

II ファンドレイジングとは

そもそもファンドレイジングという用語について、簡単な解説をおきたい。

日本ファンドレイジング協会の認定ファンドレイザー講座テキストによると、ファンドレイジングとは、単なる資金集めという目的を超えて、フィランソロピーの両輪である「ボランティアと寄付」のうち、「寄付」により市民の社会

参加を促進し、「社会に変化を生み出す」ための活動である。また、ファンドレイジング力のある人材は、社会の共感を得る力を軸に、寄付以外の多様な財源の獲得に貢献することが求められるということらしい。

*フィランソロピーとは…基本的な意味では、広く人類全般に対する愛に基づいて、よいものを広めたり、クオリティ・オブ・ライフ(QOL)を高めたりすることを目的とした、利他的・奉仕的な活動全般を指す。あるいは慈善的な目的を援助するために、時間、労力、金銭、物品などをささげる行為のことである。従来日本語では「慈善活動」「博愛」「人類愛」などとも呼んできた。この意味では「チャリティ」に近い。あるいは、特定の活動や事業のために、長い年月をかけて労力や資金を支援するようなこともある。

III 日赤のファンドレイジングの軌跡

現代にも通ずる日赤のファンドレイジングの強みの一つが、行政機関と連携した地区区分制度と呼ばれるフレームワークである。日赤はこの制度を通じて、町内会や自治会の協力を得て、戸別訪問による寄付募集を展開している。年々全体財源におけるシェアは減少傾向ではあるが、現在も年間約二〇〇億円の寄付収入の約六割を占める主要な寄

付獲得手段となっている。

客観的な視点で見ると、行政がこの制度を支援する意義は、災害時など非常事態において公助で対応しきれない部分を民間団体の活動によって補完するため、その団体の活動財源確保に協力しているということになるが、時折、海外のファンドレイザーにこの制度を紹介すると驚かれる。グローバルな視点で見ると、補助金ではなく、当該団体の寄付募集の段階から行政機関や地域組織が財源確保の支援をしていることが稀有であるためだ。ただ、政府が特定の寄付団体に対して長期的に補助金を供与するケースは一般的に浸透しており、行政が寄付団体の事業を支援すること自体には違和感を覚えない方も多いだろう。

このように、地区分区制度は日本固有ともいえるファンドレイジング手法であり、長期に亘って機能してきたといえるが、日本の国内人口が平成二〇年をピークに減少し続けていることや高齢化が顕著になってきている社会構造の変化に伴い、基盤が揺らいできている面は否めない。地域レベルでは、町内会の戸別訪問の負担を軽減するため、町内会の総会決議をもって日赤を含む寄付団体への支援を実施することで、住民の了解を得ているケースも増えている。しかし、個人にとっては寄付したという意識が希薄になる

面があるため、トラブルの火種になることが課題となっている。

IV ファンドレイザーを育成する

日赤は長きにわたって地区分区制度で事業財源を確保してきた経緯があるため、日赤職員は寄付団体で勤務しているながらも、自ら企画して会費や寄付を獲得する経験が他の寄付団体と比較すると乏しいともいえる。もちろん、地区分区を通じて会員を募集する際には資材作成など、活動成果を伝えるという間接的な寄付獲得の業務は経験しているが、新たな寄付方法の導入や新規寄付者の開拓、ダイレクターメールの戦略改善による寄付応諾率の向上などの経験が不足している。日赤の設立以降に誕生した多くの寄付団体が優先的に取り組んできた寄付者獲得の競争とは一線を画した位置にいたことがその要因である。

さらに、定期的な社内の人事異動によって担当者が固定されないことで、ファンドレイジングに関する知見が蓄積し難く、有力な会員（寄付者やステークホルダー）と緊密な関係構築をすることも困難な状況だった。

このような課題を解決するには、日赤でファンドレイジ

ングに関わる職員に対して、普遍的な知見やスキルを付与する仕組みが不可欠だろう。日赤では、数年前から日本ファンドレイジング協会と連携し、准認定ファンドレイザーの資格取得を本社・支部で推奨し、年々有資格者が増えている。この取り組みを通じて、日赤本社や支部職員が寄付獲得に関する共通した基礎知識を備えることが可能となり、遅ればせながら日赤もいわゆる全国的なファンドレイジング戦略を推進するスタートラインに立てたのだ。

V “共感”を提供すること

寄付団体を運営するにあたり、寄付者や支援者を確保するために必要不可欠な要素とは何を意味するのか。寄付白書をはじめとして、ファンドレイジングに関する書籍などでは、有識者から様々な見解が述べられている。ただ、多くの意見に共通した本質といえるものは、共感を得ることであろう。自身の財産や労力をNPOなどの寄付団体に提供する方が満足感を得るには、その行動が社会課題の解決に確実につながっているという納得感が必須となる。寄付行為は目に見える対価として、商品やサービスを受取るケースは少ない。その代わり、自らが支援した寄付団体が

らの活動報告を通じ、自身の行為が気候変動や食糧問題、福祉など、寄付者自身が関心を寄せる様々な社会課題の改善につながったと実感することこそ意義があるのだ。支援者それぞれの納得感が増すほど、継続して支援したいというモチベーションにつながっていく。これが寄付の本質なのだろう。

ただ、どうすれば共感を提供できるのかは、寄付者ごとに千差万別なので一筋縄にはいかない。共通項があるとしたら、それは各々が「ジブンゴト」に捉えることが出来たか否かによると言ってもよいだろう。

例えば、自分の家族が病気で苦しんでいるときに、輸血をすることで元気を取り戻す様子を目の当たりにした実体験があれば、その人は日赤からの情報提供の多寡によらず、輸血という行為を支える献血という活動自体に自ずと価値を見出し、この事業の意義に対してポジティブな印象を持つことは容易に想像できる。

では、そのような経験がない方へのアプローチはどうすべきなのか。この答えの一つは、他人が経験したエピソードを共有することにあるのではないか。日赤が数年前に刷新した情報媒体の一つにクロスコムブックという会員誌がある。年間二回、個人・法人を含めた約三〇万人の赤十字

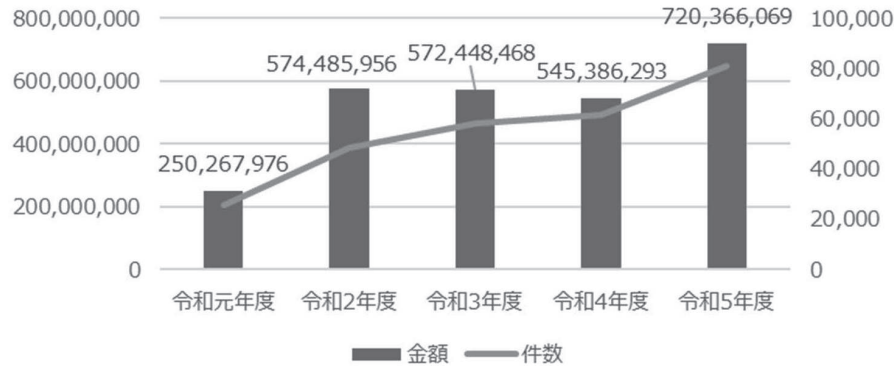


図 クレジットカード寄付状況活動資金 (過去5年)

への支援をきっかけに、赤十字に寄付をした個人寄付者は、令和五年以降も寄付を継続している比率が大きい。これは、一度明確な寄付動機を抱いて始めた個人寄付は予想外の要因が発生しない限り、寄付を止める契機が少ないことにあると考えている。

日赤が有する寄付方法の中でも、特に利便性が高く、将来的に主要なコンテンツに発展しつつあるのは、ホームページを経由したクレジットカード寄付である。

自身の都合に応じた時間にアクセスが可能で、ウェブページ上で手続きが完結するのが利点だが、寄付団体としても街頭募金や戸別訪問による寄付方法と比べ、寄付者の個人情報を入力しやすいという大きなメリットが存在する。日赤の場合は、会員に登録する際、氏名、住所、寄付額の情報のみが必須事項となっているが、クレジットカード寄付の場合はマイページ機能を活用し、さらに詳細な情報となる性別、年齢、寄付の動機などを把握することが可能だ。ただし、一般的に入力項目が増えることに比例し、手続きの途中で寄付を断念する離脱率が高まる点を忘れてはならない。

会員に郵送している情報誌だが、この紙面構成は、まさに「共感」を提供することで「ジブンゴト」にしてみようことを主要な目的にしたものだ。長年寄付を継続している企業経営者、赤十字のボランティアに参加することで生きがいを感じている支援者など、様々なバックグラウンドを持つステークホルダーに、各々の赤十字とのつながりについて実体験を語ってもらい、読者に「共感」する機会を提供している。これもファンドレイジングの重要な要素なのだ。

VI 新たな寄付手法のキーワードは「利便性」

周囲に存在する社会課題を「ジブンゴト」に捉え、それに対する具体的なアクションとして、会員として活動に参加することで継続的に赤十字活動に関与してもらおうことが日赤のファンドレイジングの根幹であるとするなら、その一方で、自らが支援する寄付団体ともっとタイトな関係性を望む寄付者も少なくない。言い換えるとすれば、主体的に赤十字の活動に参加するほどのモチベーションはないが、活動の意義には賛同しており、自身にとって利便性が高いと感じる条件が揃った時と場合に限り、寄付やボランティアなどの行動に移す支援者層の存在だ。

令和二年から始まったコロナ禍による寄付の増加でその動向を垣間見ることがができる。前述した地区分区制度を通じた戸別訪問による対面式の寄付実績は、活動を自粛する地域もあり、一時的に減少した。その一方で、多様なメディアで赤十字病院の医師や看護師たちが感染リスクを顧みず、多くのコロナ患者を献身的に治療する姿が報道されたことに伴って、日赤のウェブを通じたクレジットカード寄付の利用者が大幅に増加した。同じくウェブ寄付で爆発的に利用者が増えたふるさと納税と比較すると目立たないが、コロナ禍という特殊な社会環境の変化が生じたことで、日赤内部では、これまで以上に利便性の高い寄付手法の存在価値が高まったのだ。

この時期は、株主などのステークホルダーからパンデミック対策への積極的な関与を求められる企業からの高額の寄付が一時的に増えたことで、日赤としては全国的な寄付実績は増加した。ここで注目すべき点は、企業の場合は大規模災害時に高額な寄付をするケースが多いが、あくまで一時的な対応という認識を持つ傾向があり、継続的な支援にはつながりにくいという点である。新型コロナウイルス対策の寄付も2類から5類に変更になった令和五年五月を契機に終了する企業が多かった。一方、同じく新型コロナウイルス対応

Ⅶ ペルソナを把握する

情報入力 of 煩雑さという寄付過程での離脱リスクを乗り越えて入手した寄付者データには大きな価値がある。特にこれまで会員制度による構造上、寄付者についてごく限られた情報しか把握していなかった日赤にとって、寄付団体におけるファンドレイジング戦略の基礎データとなるペルソナ分析ができる環境が整ったという重要な意味を持つのだ。

寄付団体にとってペルソナ分析とは、一般的に自団体の主要な支援者を明らかにすることであり、寄付者やボランティアがその対象となる。クレジットカード寄付のデータベースは、日赤にとって会員や寄付者情報の一部ではあるが、これを検証することで、クレジットカード寄付者のペルソナは五〇代の男性が核となっていることが分かった。これに日赤固有の環境である戸別訪問や他の寄付方法を利用する寄付者層を考慮すると、より実質的な日赤のペルソナはプラス一〇歳程度で設定することが妥当だろう。

ペルソナの設定は、ファンドレイジングにおける様々なシーンに影響を及ぼすことになる。

当時は、インターネットの普及も現在と比較にならないレベルで、支援団体を探すことも一苦労だった。いざ寄付をしようと思っても、それぞれの団体に郵送で資料を請求することから始めるなど、寄付者側の負担がかなり高かったのだ。寄付者の利便性を追求するという姿勢は、現在の寄付環境を鑑みると、寄付団体にとって今後も不可欠な要素でありつづけるだろう。

その一方で、寄付をした具体的な成果を実感するための要素が不足していると常々感じている。どのくらいの寄付をすれば、飢餓や水不足、教育格差などの深刻な社会課題の解決につながるのか具体的なイメージが湧きづらいのだ。これは多くの寄付団体で一般的に例示しているような一〇〇円で〇リットルの水が届くとか、〇本のワクチンが接種できるというアウトプットに留まらず、例えば、このアフリカの小国の飢餓を撲滅するためには、年間〇億円の支援が二〇年は必要で、それが達成できれば、乳幼児死亡率が〇%改善しますといったアウトカムとなる指標のことを指している。

そういった明確なゴールを設定し、それに向かって、現在の進捗状況を自社の寄付者と定期的に共有することで寄付者の当事者意識を醸成していくことが、これからのファ

寄付募集を展開するウェブやSNSなどのメディアの選択、フォークラスする社会課題、事業成果を伝える会員誌の記事構成など、どのターゲットを軸にプランを立てるのが有益なのかを探る指針となるからだ。

Ⅷ 今後一〇年の展望

先日、ふるさと納税の寄付実績が昨年度ついに一兆円を超えたというニュース報道があり、クラウドファンディングが普及するなど、日本国内でも寄付が身近になっている。そもそも高額な返礼品を得ることが問題視されているふると納税が、寄付団体への寄付と同義であるかどうかは怪しいが、税控除のメリットなどへの関心が高まること自体は寄付市場拡大につながるのかもしれない。

元来、様々なきっかけで何らかの社会課題に貢献したいと考えた場合、人はどのような行動をとるだろう。筆者自身が初めて寄付をしたのは三〇年ほど前になるが、その時の動機は、南アジアの貧困地域における医師不足を題材にした映画を観たのをきっかけに、自分もこの課題に取り組む国際機関を通じて支援をすることで、何かアクションをしたという実感を得たいと考えたことだったと思う。

ンドレイジングには求められると感じている。

日赤の活動を支える会員は、現在約三〇万人に達している。また、少額な寄付を継続して頂いている支援者は数百万人存在している。これからの一〇年は、地域を通じて日赤に継続的な支援をしていくステークホルダーに対して、いかに利便性の高い寄付方法を提供し、納得感のある使途説明をしていくかという点が焦点となるだろう。

そのためには、自社内で検討するだけではなく、客観的な視点で寄付データを分析するスキルのある企業などと連携した施策も重要性が増してゆくだろう。

自社のステークホルダーの特徴を分析し、そのニーズを把握する。そして、適切な広報手段を用いて、現状以上の信頼関係を彼らと築くことができれば、安定した活動財源によって支えられた事業運営が可能となるのだ。

参考文献

認定ファンドレイザー必修研修テキスト 日本ファンドレイジング協会

加害の歴史を刻む

——ホロコーストの歴史を訪ねて

角田敦彦

日本赤十字国際人道研究センター副所長・研究員／
日本赤十字看護大学准教授



第二次世界大戦終結から二〇二五年で八十年が経過した。今日、世界ではロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ人道危機など、再び戦争へのハードルが下がりがつつある。特に、これらの紛争は、宗教や民族の歴史的対立が再燃するものとも言え、紛争当事者の主張と無差別ともいえる戦闘手段の選択は、過去の残酷な戦争の歴史を想起させるものである。このような時勢において、民間人が多数犠牲となった先の大戦を踏まえて現代の紛争を分析し、より良い解決を模索することには、一定の意義があるといえよう。

この観点から、第二次世界大戦下、ナチス・ドイツによって実行されたユダヤ人に対する迫害や虐殺の歴史を伝えるアウシュビッツ博物館などを訪問したので、その概要を報

告する。

今回は、ホロコーストの犠牲者の視点に加え、当時加害側であったドイツが、この事実とどのように向きあい現代に伝承しているかに着目し、ドイツ連邦共和国・ベルリンとポーランド共和国・ワルシャワおよびクラクフを訪問先に選定した。主な訪問先は次のとおりである。

ドイツ連邦共和国・ベルリン

- ・ ベルリン・ユダヤ博物館
- ・ 虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑、展示室

ポーランド共和国・ワルシャワ、クラクフ

- ・ ポーランド・ユダヤ人歴史博物館(ワルシャワ)
- ・ アウシュビッツ博物館(クラクフ)

I 概要

(1) ベルリン・ユダヤ博物館

かつて東西冷戦の象徴とされ、ベルリンを東西に分断していたブランデンブルグ門から南東に徒歩で十五分ほどに位置する市立博物館。建物は一九九八年に竣工したモダンな外観であるが、内部はナチス・ドイツによるユダヤ人迫害の歴史が画像や年表で展示されている。また、抑留されたユダヤ人が家族や友人にあてた手紙や赤十字メッセージから、当時のユダヤ人の厳しい状況が伝えられている。さらに、建物自体も内部は狭い通路や不自然に傾斜がつけら

れた床、そして全く窓のない空間などユダヤ人の不安や苦しみを感覚的に味わうような演出がされている。

(2) 虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑、展示室

ベルリン中心部、ポツダム広場にほど近い場所にある同記念碑は、「ドイツのホロコースト記念施設の中心となるもの」であり、地上二万九千平米におよそ二千七百の石碑が立ち並び、地下にはホロコーストの歴史を伝える展示室を擁する。同記念碑および展示室は、欧州のユダヤ人記念碑基金により運営されており、年間五十万人の来館者を迎えている。

地上の記念碑はコンクリート製の棺もしくは墓石のようにも見え、多くのユダヤ人の犠牲を想起させる。また地下の展示室は、欧州におけるユダヤ人虐殺を概述し、画像によってその悲惨さを伝えている。その先の展示室は六つの小室に区切られ、犠牲者の一人ひとりの生涯や迫害の様子を伝える日記などが、犠牲者の名前や境遇とともに展示されている。解説によると、これらをすべて丹念に読もうとすると六〜七年はかかることされ、ホロコーストがいかに多くの人間の尊い人生を奪ったかを実感するだろう。

(3)ポーランド・ユダヤ人歴史博物館(ワルシャワ)

東ヨーロッパの歴史を感じるワルシャワ市内の中心部に位置する同博物館は、一九四三年のワルシャワ・ゲットウ蜂起七十周年にあたる二〇一三年に開館した。博物館正面の広場には、巨大なゲットウの記念碑が建てられ、ポーランドにおけるユダヤ人の歴史を重く伝える象徴的な建造物である。館内は中世以来のポーランドの歴史が伝えられ、後半はナチス・ドイツによるユダヤ人迫害の歴史が伝えられるとともに、第二次世界大戦後の共産主義政権下の同国の歴史まで幅広く学べる空間となっている。

(4)アウシュビッツ博物館(クラクフ)

クラクフは、首都ワルシャワから南へ高速鉄道で約二時間半の古都である。アウシュビッツ博物館はクラクフ市内からさらにバスで約一時間のオシフェンチムという地方都市に位置する。アウシュビッツ博物館はその名前を知らぬ人はいないであろうほど、第二次世界大戦におけるホロコーストを語るうえで、象徴的な場所といえよう。筆者が訪問に先立ち入手したガイドブックによれば、年間二三〇万人が訪れるとのことであったが、訪問時に取材をお願いした日本人ガイドの中谷剛氏によれば、毎年過去最高の来訪者

を記録しているとのことである。前述のとおり、首都ワルシャワからはかなりの距離があり、訪問が便利とはいえない同館に、年々来訪者が増加することは、近年の世界情勢の影響もあるといえるが、何よりホロコーストに対する関心の高さの証といえよう。また、この来場者数は、広島平和記念資料館の来館者数が、年間約二〇〇〜二二〇万人²ほどであることを考慮すれば、いかに多くの人々が関心を寄せているかが見える。

この博物館の展示については、さまざまなガイドブックや近年では多くのテレビ番組等で伝えられており、本稿で展示を詳細に報告することは紙面の都合もあり割愛させていただく。

II 所感

今回の訪問において、特に印象に残り今後さらに研究や提言が必要と感じた点を記し結びに代えたい。なお、これは筆者個人の見解であり、所属する機関の立場や見解を示すものでないことを付言する。

(1)加害の歴史と向き合うこと

アウシュビッツ博物館のように、ホロコーストの被害者であるユダヤ人が、その立場で歴史を伝えることは、日本において大戦中の空襲や原爆投下の被害を訴える資料館と同様に、被害者の感情として自然なことであろう。しかしながら、ベルリンにおけるユダヤ人博物館は、市立の博物館として、かつての加害者でありながら、冷静に自らの負の歴史と向き合い、歴史的事実を後世に伝える姿勢が印象的であった。

多くの民間人を巻き込んだ先の大戦に関する資料館は世界各地に存在するが、これらの多くは自国民の被害を内外に発信し、戦争の無益さや「いのち」の尊さを伝えようとするものである。その一方で、かつての敵国民に与えたであろう少なくない戦争の傷跡について、どれだけの国が自国民に伝え戦争を顧みる努力をしているだろうか。時に加害の歴史にふたをし、かつて戦争当事国の指導者として戦争を企図し、敵国民に多くの傷を負わせ、自国民に対しても戦争や非人道的な行いへの加担を強いてきた指導者や将兵を、国民のために戦った英雄(英霊)に仕立て、戦争を美化、正当化してはいないだろうか。あらためて歴史に向き合うことの意味と難しさをかみしめた。

(2)虐殺に加担する人々

これほどの虐殺を、当時の関係国や赤十字をはじめとする人道支援団体、そして市民が認知していただろうか。Forsyth(一九九九)によれば、第二次世界大戦当時の連合国や世界の人々は、直接的にアウシュビッツやその他関連施設を攻撃するなどして虐殺を止めるよりも、戦争を早期に集結させることの方がこの問題解決に有効だと考えていた(二頁)³。また、この虐殺には、ナチス・ドイツは当然のことながら、紛争犠牲者の保護を使命とする赤十字や、傷病と対峙し人々を救うべき医師も関与していたという衝撃的な事実が存在する。

これらの具体的な事実については、すでに多くの研究がなされているところであるが、今回の取材でもアウシュビッツで使用された毒ガスが赤十字の車両で運搬されたことや、ドイツ医師会がヒトラーに学術的な助言を行っていたこと、そして各地から輸送されてきたユダヤ人が、収容所における労働に耐えうるかどうかの選別をこれら(赤十字を含む)医師が協力して行っていたなどの資料を見ることができた。さらに当時、多くのナチス政権下の医師がユダヤ人に対して人体実験を行い深刻な犠牲を生んだ。この事実は戦後ニュルンベルグ裁判の継続裁判⁴における医師裁判、あ

るいは医学事件として多くの医師を戦争犯罪に問うものとなった。他方、こういった人体実験の教訓がのちの医の倫理の発展に寄与したとするならば大変皮肉なことである。

これら非人道的な事象に対して、当時国際赤十字や他国政府が毅然と向き合い、抑止できなかった要因として、当時のドイツ赤十字社にはナチス党員が運営幹部としてかわっていたことやナチス・ドイツの巧みな情報戦略が挙げられるが、重大な人道的不作為の弁明にはならないだろう。

他方、収容所内の様子について、ナチス将兵が直接ユダヤ人を監視、虐待するのではなく、収容者の中から選ばされたユダヤ人がこれらの任に当たっていたという事実にも心が痛む。当時、国際赤十字委員会（現赤十字国際委員会）は、これら収容所を訪問し抑留者の生活環境に関するモニタリングを実施していたが、ナチスは劣悪な収容環境を隠すため、収容棟ごとにユダヤ人の管理者を指名し、食料の配給や棟内のベッド配置などに一定の権限を与えていた。

そのため、ナチスとしては、食糧は収容棟ごとに平等に配給していたと報告していたが、前述の事情により棟内における配分は必ずしも公平には行われなかったという記録もあった。また、収容棟には、冬季には氷点下二十度以下にもなる厳しい環境下で、各棟に暖炉が設置され、生存に必

要な室温を確保していたようだが、棟内のベッド配置について、暖炉に近いベッドを確保できるかどうかは各棟の管理者にゆだねられていた。かつての日本にも隣組制度という相互監視の仕組みが存在するが、アウシュビッツにおいてもユダヤ人によるユダヤ人の監視、虐待がある種の制度として定着していた。

今回の取材により、自らの負の側面と向き合うことの困難さと重要性、そして人間の生への執着を利用し相互の憎悪を煽る心理的手法が存在することを認識した。医は仁術など、あらゆる場面で知識や技術を正しく行使する倫理が求められるが、不偏に実行することは容易ではないことを認識した。しかしこういった負の歴史と真摯に向き合うことで、将来歴史に代わっていくであろう現在と、正しく向き合うことができるのではないだろうか。

注

- 1 展示室パンフレットより
- 2 広島平和記念資料館（二〇二四）：広島平和記念資料館の入館者数等の概況について、chrome-extension://cfdhbmnhbpcjpcgclefindmkaj/https://nmmuseum.jp/modules/xelfinder/index.php/view/2808/1_202404%E6%82%E9%81_%E

6%694%839.pdf(二〇二四年十月二十日閲覧)

3 Fawcett, J. C. (1988). / Fletcher, J. & Fletcher, B. (1999). *The Red Cross and the Holocaust*. Cambridge University Press.

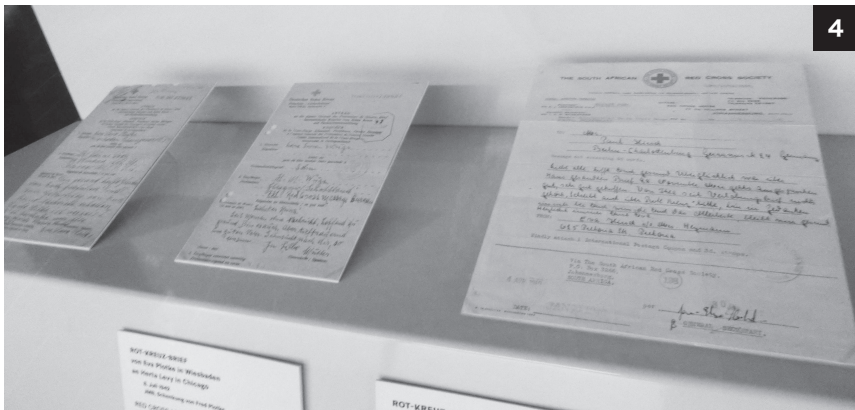
4 ニュルンベルグ国際軍事裁判（一九四六）において、ナチスの多くの将校や関係者が戦争犯罪等の犯罪行為で有罪判決を受けたが、継続裁判はこの裁判で裁かれなかったその他の関係者を戦争犯罪人として裁くものであった。この中でも人体実験や安楽死等を行ったとされる医師二十三人が裁かれ七人が絞首刑となり、その他の被告に終身刑や懲役刑が科された。



2



3



4

今から八十年前の第二次世界大戦時、ポーランド南部の町オシフィエンチム(ドイツ語名アウシュビッツ)とその隣村ブジェジнка(ドイツ語名ビルケナウ)は、人類の歴史に消すことのできない惨劇の舞台となった。その遺構は、現在、ポーランド国立アウシュビッツIIビルケナウ博物館として人類の負の歴史を伝える世界遺産となっている。アウシュビッツ(第一収容所)、ビルケナウ(第二収容所)、モノヴィッツ(第三収容所)で亡くなったユダヤ人は百万人を超えるといわれる。ベルリン、ワルシャワ、アウシュビッツのホロコースト関連施設を写真で紹介する。

1. 東西ベルリンの壁の遺構に設置されているナチスドイツに関する展示。
2. ベルリンの「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」(ホロコースト記念碑)。この地下に情報センターがある。
3. ベルリン・ユダヤ博物館の展示に見入る来館者。
4. 収容者と家族をつなぐ赤十字メッセージ(ベルリン・ユダヤ博物館)。



1



8

- 8. 犠牲になった障がい者たちの補装具などの遺品。
- 9. ガス室に送られた収容者の靴の山。
- 10. 医学人体実験が行われたアウシュビッツ＝ビルケナウ収容所第 10 号棟。



10



5

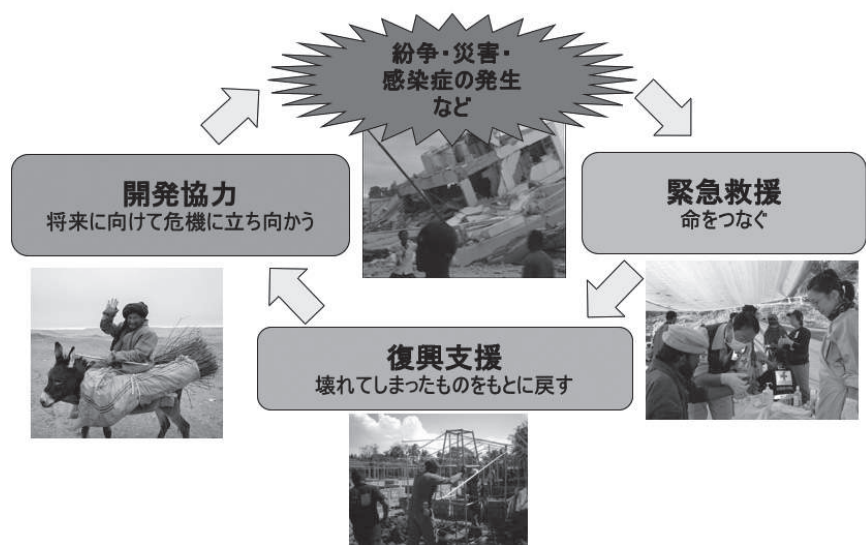
- 5. ワルシャワ市内に残るゲットーの遺構。レンガ造りの壁が残る。
- 6. ヨーロッパ各地からユダヤ人をアウシュビッツ＝ビルケナウ強制収容所に移送した貨車。
- 7. アウシュビッツ＝ビルケナウ強制収容所。収容者を乗せた貨車はこの門を抜けて収容所に入った。



6



7



赤十字の国際活動と開発協力

コミュニティ主体の開発協力がもたらした変化（ルワンダ） — 女性・男性世帯主世帯の比較を通じて

I はじめに

自然災害、感染症、紛争はいつどこで起きるか、確実なことは誰も予測できない。緊急時が過ぎて元の生活を取り戻した人びとにとって、将来また災害や紛争が起こった時、自分の命や生活を守ることができるよう、日頃から備えておくことが必要だ。こうした理由から、日本赤十字社（以下、「日赤」）は開発途上国で、緊急事態から復興したコミュニティのニーズ、脆弱性や強みを理解し、そこに暮らす人びとを中心に据えてレジリエンス（回復力）を強化する活動を支援している。これが日赤の支援する途上国の開発協力事業だ。

ルワンダ日赤代表部首席代表
吉田 拓



日本赤十字社愛知医療センター
名古屋第二病院看護部看護師
田中速人*



※二〇二四年六月〜一〇月、ルワンダ日赤代表部事業管理要員としてルワンダに駐在

山岸信子
日本赤十字社国際部
開発協力課嘱託



II 赤十字の開発協力事業の特徴

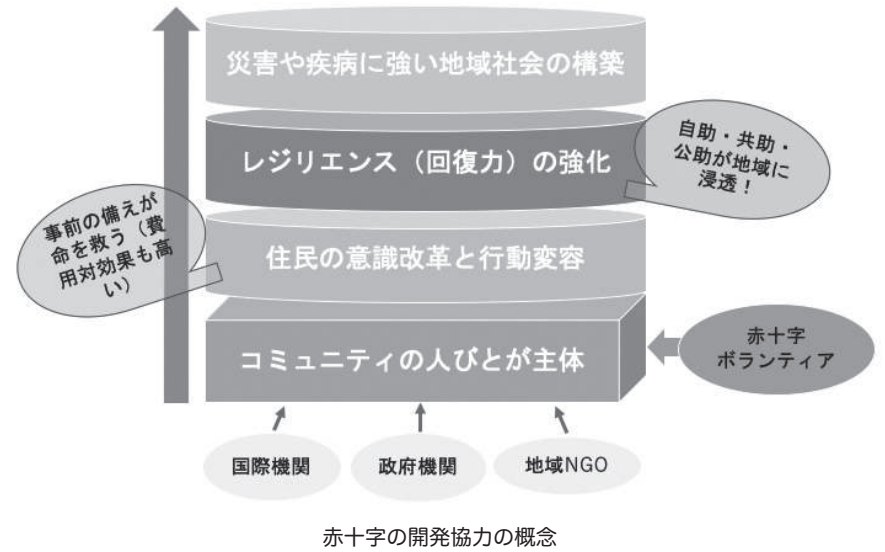
赤十字は、世界に一九一ある赤十字ネットワークと知見を活かし、「自然災害への備え」と「疾病の予防」という二つに焦点をあて、開発協力事業を支援している。その特徴は、現地の赤十字・赤新月社が事業を運営し、地域の赤十字ボランティアがコミュニティの人びとと共に最前線で活動を担う、現地主導のアプローチだ。現地赤十字・赤新月社は、対象となるコミュニティを支援して、地域の課題を特定し、活動計画や予算を策定する。日赤は、現地赤十字・赤新月社と事業協定書を締結して、定められた期間中、資金、人材、技術的な支援を継続的に行う。コミュニティの中で最も弱い立場にある人びとが、誰一人取り残されることなく、レジリエンス強化のプロセスに主体的に参加できるよう配慮することも、赤十字の重要な使命であり、課題でもある。

日赤はこうした基本指針のもとに、アジア・太平洋地域やアフリカで開発協力事業を支援している。アフリカにおいては、東アフリカのケニアで「地域保健強化事業（二〇〇七年一月〜二〇一七年二月）」を、ウガンダで「母子

ルワンダの事業対象地域、ギサガラ郡で目にするのは、働く女性の姿だ。子どもを背負って、薪を頭に乘せて運ぶ、水を汲む、料理や洗濯をする、子どもをはじめ家族の世話をし、これらはみな、女性の仕事だ。家庭菜園で野菜を育てることはもちろん、男性と一緒に畑を耕すのも、女性の大事な仕事だ。だがよく見ると、コミュニティの真ん中を通る道路を自転車で行き交すのは、男性ばかりであり、女性が自転車に乗っているのは見たことがない。

ルワンダのジェンダー統計を見ると、女性世帯主を取り巻く環境が、男性世帯主のそれと比べて、困難であることが推察される。つまり、全世帯の三割を占める女性世帯主世帯では、その多くが男性よりも所得の低い仕事に就く女性の働き手だけで生計を支えており、半数が貧困世帯である。女性世帯主たちは、収入を得ると同時に男性よりも圧倒的に多い家事労働を担っている。全世帯の二八%が女性世帯主とされるが、これに事実上の女性世帯主を加えると、全世帯の三四%が女性世帯主である。このうち七〇%を超える女性世帯主が未亡人で、平均年齢は男性世

III ルワンダの女性と本稿の目的



赤十字の開発協力の概念



ギサガラ郡の事業対象地域の典型的な風景

© 日本赤十字社

保健事業（二〇一〇年一月～二〇一五年二月）を実施した他、二〇一九年二月からはルワンダで「ルワンダ気候変動等レジリエンス強化事業（以下、「ギサガラ事業」）を実施し、現在に至っている。これらの事業は、それぞれの地域や国のニーズによって重点課題は異なるものの、コミュニティのレジリエンスを強化するという点において共通している。

本稿でとりあげるルワンダのギサガラ事業について、その概要は以下のとおりである。

事業名… ルワンダ気候変動等レジリエンス強化事業
 目的… 気候変動による災害や感染症、貧困などの社会課題に対して、人びとが適切に対応し、将来の危機を予防・軽減するためのレジリエンスを強化し、いのちと健康、尊厳を守ることができるようになる。

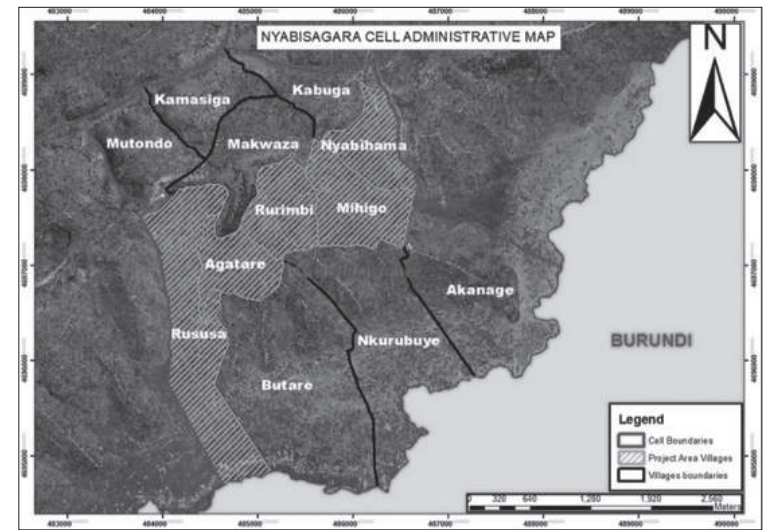
期間… 二〇一九年二月～二〇二五年六月
 対象地域… ギサガラ郡 ムキンド地区 ニャビサガラ・セル 五村

受益者… 九〇〇世帯
 予算規模… 一三四、〇六一千円（事業費総額）
 実施体制… 首都キガリのルワンダ赤十字社（以下、「ルワンダ赤」）内に日赤現地代表部を設置、日赤から職員一～二名が常駐



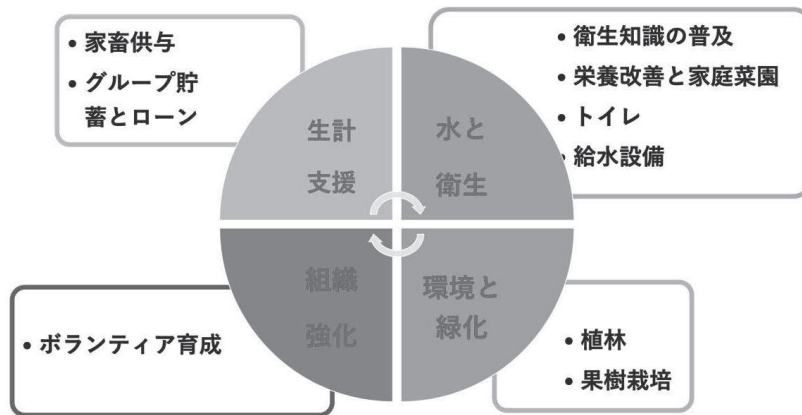
村に設置された給水設備で水を汲む人びと

© 日本赤十字社



ニャビサガラ・セルの事業対象五村 (斜線の地域が事業対象村落)

出典：QARECAS 2022 © ルワンダ赤十字社



ギザガラ事業の概要

い経済成長率を誇り「アフリカの奇跡」とも言われる一方で、都市部と農村部の経済格差が大きく、人口の八割が暮らす農村部では、高い貧困率、社会インフラの未整備による安全な飲料水やトイレの不足、感染症、そして気候変動の影響による自然災害といった複合的な社会課題に直面している。ギザガラ事業は、ルワンダの中でも最も開発が遅れている地域のひとつとされているギザガラ郡 (Gisagara District) のムキンド地区 (Mukindo Sector) の中にあるニャビサガラ・セル (Nyabisagara Cell) の五村、約九〇〇世帯を対象としている。事業対象地域は、首都キガリから車で南に五時間、ブルンジとの国境地帯にあり、二〇二〇年の事業開始時には、一日の食事回数が一回という家庭がおよそ七五%であった(ルワンダ事業ベースライン調査、二〇二〇年)。

事業対象地域付近では、安全な水や清潔なトイレが不足し、感染症り患のリスクが高い環境であると同時に、子どもたちは遠くまで水汲みに行くため、学校に行く機会を奪われている。気候変動の影響による豪雨、洪水、土壌浸食などの被害が多発し、効率の良い農業が出来ないことによる慢性的な栄養不足や貧困も問題となっている。

二〇一九年一二月に開始され、現在最終年を迎えているこの事業は、「モデルビレッジアプローチ」という手法に基

づき、コミュニティが自らの社会課題を解決する力をつけることを目的として多岐にわたる活動を実施している。「モデルビレッジアプローチ」は、ルワンダ赤がコミュニティのレジリエンス強化を目的として開発した手法で、二〇〇八年からルワンダ赤が実施する事業で取り入れられている。

この事業では、コミュニティとそこに住む人びとの生活を向上すべく、水・衛生環境改善、環境・緑化対策、生計支援、持続性・組織強化の四つの分野で活動を実施している。

V ギサガラ事業がコミュニティにもたらした変化

ギサガラ事業では、事業開始当初の二〇二〇年ベースライン調査を実施し、二〇二二年ミッドライン調査を実施した。両調査とも、事業対象地域五村および非事業対象地域七村のニャビサガラ・セル内の全一二村を対象とした。サンプル数については、ベースラインでは八三四人、ミッドラインでは三七九人を対象とした。非事業対象地域でも調査を実施した理由は、事業のインパクトを計測するためには、事業対象地域と非事業対象地域における変化の両方を比較する必要があるからである。

調査名	サンプル数 (%)			
	事業対象地域		非事業対象地域	
	男性世帯主	女性世帯主	男性世帯主	女性世帯主
ベースライン調査	269 (72)	105 (28)	297 (65)	163 (35)
ミッドライン調査	132 (78)	38 (22)	143 (68)	66 (31)

調査手法は、次のとおり。

(1) ギサガラ事業が事業対象地域で、非事業対象地域にはみられなかった変化を起こした項目を探すため、次の二点を満たす項目を抽出する。

(i) ベースラインとミッドラインで事業対象地域と非事業対象地域調査結果を比較して有意差³が認められる

(ii) 両調査の結果から事業対象地域の中で有意差が認められる

(2) 前項で抽出された項目につき、事業対象地域および非事業実施地域の世帯主を男女に分けて、男女世帯主別にインパクトを検証する。

まず、上述(1)のギサガラ事業によって事業対象地域にもたらされたインパクトを確認したところ、事業対象地域では、非事業対象地域と比べ、以下の変化が確認された。

(ii) 下痢

事業対象地域では、五歳以上の子どもと大人の下痢感染症が減少したが、非事業対象地域では増加した。事業対象地域と非事業対象地域とともに、水の運搬や保存方法、トイレ後の手洗い習慣といった意識・行動変容が見られたが、事業対象地域での変化がより著しく見られた。関連する項目についてのインパクトについては次のとおり。

(1) ギサガラ事業によつて事業対象地域にもたらされたインパクト

(i) 衛生に対する考え方

事業対象地域では、非事業対象地域と比較して、家とその周辺、トイレを衛生的に保つ習慣が付き、住居の衛生環境が改善したことが確認された。住宅環境、衛生設備、身だしなみについてのインパクトは次のとおり。

衛生に対する考え方 (%)

	事業対象地域		非事業対象地域	
	2020	2022	2020	2022
住宅環境				
家がとても清潔である	0	45	0	6
家の周囲に排水溝がある	11	46	8	36
家の敷地がとても清潔である	0	36	0	3
衛生設備				
家のトイレが臭う	55	11	36	30
家のトイレを毎日綺麗にする	34	68	50	29
身だしなみ				
服装など個人の身だしなみが良い	0	41	0	3

下痢に関するインパクト (%)

	事業対象地域		非事業対象地域	
	2020	2022	2020	2022
下痢				
調査の2週間以内に下痢をした5歳以上の家族がいる	3	0.5	2	3
下痢を予防するためトイレを使う	85	92	79	78
飲料水は別の容器に保管する	17	75	23	55
飲料水の保存容器と運搬容器を洗う	47	86	51	63
飲料水をなんらかの方法で処理する	17	66	22	33
トイレのあと、手洗いをする	68	88	71	73
石鹸と水で手洗いをする	69	98	79	89

(iii)呼吸器感染症
事業対象地域で、五歳以上の子どもと大人の呼吸器感染症がわずかに減少したが、非事業対象地域では増加した。禁煙、住居の排煙、身体の保温の工夫など、呼吸器感染症の予防対策をとるようになるなど、人びとの意識の変化と行動変容が窺える。

呼吸器感染症に関するインパクト (%)

	事業対象地域		非事業対象地域	
	2020	2022	2020	2022
呼吸器感染症				
調査2週間以内に呼吸器疾患にかかった5歳以上の家族がいる	1	0	2	3
呼吸器感染症の予防に暖かい服を着る	28	56	39	39
調理は薪を使った改良かまどで行う	8	65	7	28

(iv)一日の食事の回数と栄養
事業対象地域では、家庭菜園で生産する野菜などの食物が増えた。栽培する野菜の種類も増え、乾季であっても家庭菜園を維持管理できていることが確認された。食事の回数も増えた。他方で、一日二回以上の食事をする人の割合は、非事業対象地域でも大きく増加しており、このことは、社会全般で経済レベルが向上していることを示唆すると思われる。

1日の食事の回数と栄養 (%)

	事業対象地域		非事業対象地域	
	2020	2022	2020	2022
食事と栄養				
家族に十分な食料を生産できている	1	64	2	44
食料は生産するが、購入する必要もある	68	36	71	56
家庭菜園で多様な野菜を作っている	6	50	4	15
乾季にも家庭菜園で野菜が取れる	34	65	24	42
週3回、家庭菜園の野菜を調理する	10	31	14	17
1日2回以上食事をする	8	62	19	41

(v)生計の安定

事業対象地域で、「主な収入源が農業である」とした回答者の割合が、日雇い労働者の数より増加した。主な収入源が農業であるためには、自分の農耕地を持つことを意味する。つまり、事業地では、自分の土地を持つようになった人々が増加した。また、資産の購入や銀行口座の開設といった生計の安定を示す要素が増加している傾向が見られる。さらに、事業対象地域では、貯蓄グループ⁴に所属して貯蓄をすると同時に、必要があれば貯蓄グループから借金をする人の数が増えたことが確認でき、貯蓄グループが経済的セーフティネットを提供していることが窺われる。

生計の安定 (%)

	事業対象地域		非事業対象地域	
	2020	2022	2020	2022
生計の安定				
主な収入源が農業である	32	74	28	44
過去1年間に資産（耐久財）を購入した	6	19	4	7
銀行口座を持っている	29	53	38	34
貯蓄グループのメンバーである	52	86	40	49
金欠の時には貯蓄グループから融資をうける	33	78	23	32
家畜を所有している	45	76	53	61



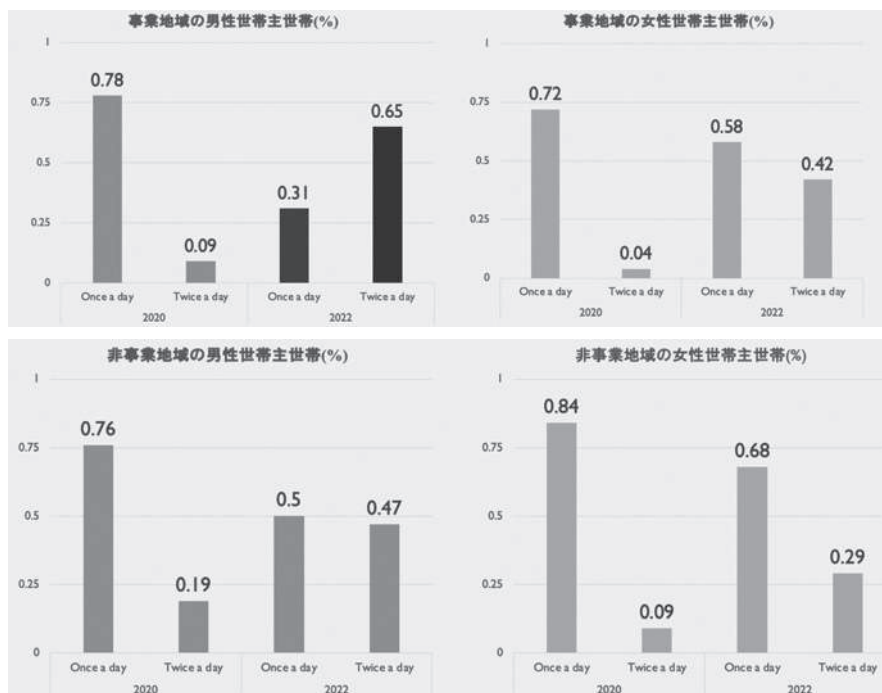
貯蓄グループの会合

(i) 一日の食事の回数

食事の回数については、ギサガラ事業は男性世帯主世帯に有意に大きなインパクトをもたらした。事業対象地域において、一日の食事の回数につき、一回と回答した世帯は、男性世帯主世帯のみ有意に減少し、二回と回答した世帯は男女世帯主を問わず有意に増加した。二〇二二年時点では、一回と回答した男性世帯主世帯の割合が女性世帯主よりも有意に少なく、二回と回答した男性世帯主世帯の割合は、女性世帯主よりも有意に多かった。

一方、同じ項目について、非事業対象地域では、一日の食事が一回と回答した世帯は、男女世帯主では有意な差は見られなかったが二回と回答した世帯については、男性世帯主世帯が有意に多かった。また、一日二回と回答した女性世帯主世帯の割合は、事業対象地域の女性世帯主よりも、有意に少なかった。

換言すると、一日の食事の回数に関して、ギサガラ事業は男性世帯主世帯に有利なインパクトをもたらした一方、事業を実施し



事業地域及び非事業地域の男女別の世帯主世帯の1日の食事の回数 (1回及び2回) 2020年と2022年比較 (%)

分類	含意
2020年に男女間で有意差がなかったが、2022年に有意差が確認された	かつて存在しなかった男女世帯主間の格差が生じている
2020年に男女間で有意差があり、2022年にも有意差があった	男女世帯主間で存在していた格差が、存在し続けている(あるいは格差が逆転した)
2020年に男女間で有意差があったが、2022年には有意差がなくなった	男女世帯主間で存在していた格差が無くなった
2020年に男女間で有意差がなく、2022年にも有意差が確認されない	男女世帯主間で格差は生じていない

(2) ギサガラ事業によって事業対象地域にインパクトがもたらされた項目において、男性世帯主、女性世帯主のそれぞれの世帯にもたらした変化

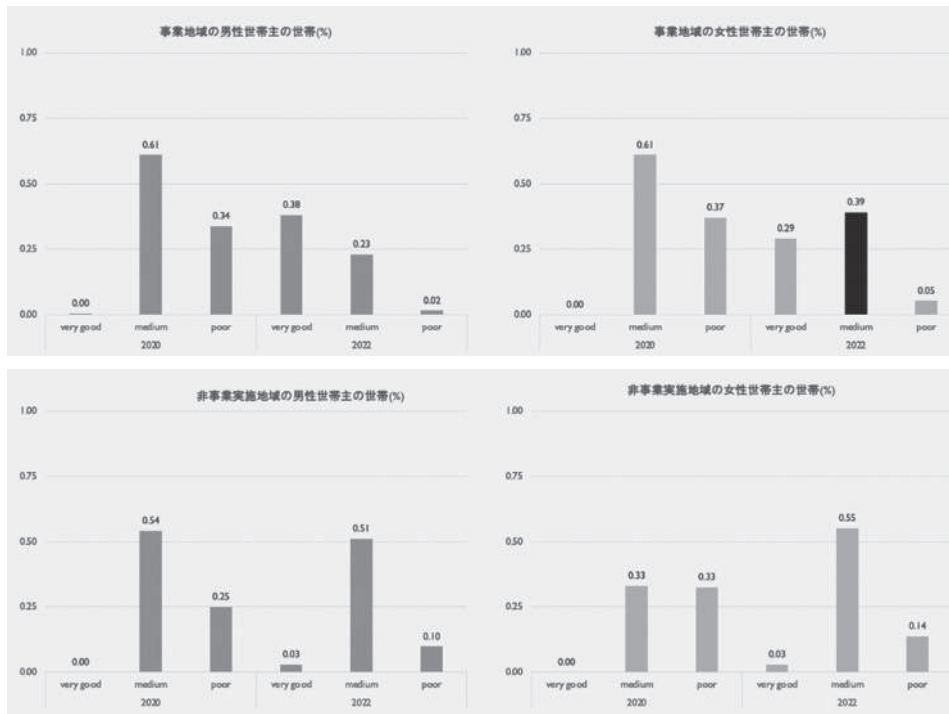
ギサガラ事業によるインパクトがもたらされた項目については前述のとおりであるが、本調査では、さらに男性世帯主世帯と女性世帯主世帯に分けてインパクトの大きさを分析した。

まず、全項目について、男性世帯主世帯と女性世帯主世帯とで回答を分け、二〇二〇年および二〇二二年で、それぞれ男性世帯主世帯と女性世帯主世帯とで有意な差があるかを検定する。これにより、全項目を次の四つに分類する。

分類	含意
男性世帯主のみに有意な変化	事業が男性に作用
女性世帯主のみに有意な変化	事業が女性に作用
男女世帯主両方に有意な変化	事業が男女に平等に作用
男女世帯主両方に有意な変化なし	事業は男女別には作用せず

同時に非事業対象地域においても同様に変化を比較した。結果として、概ね男女世帯主の両方にとって有意な変化が観察された。他方で、世帯主の性別による有意差が観察された項目もあり、主な結果は次のとおり。

次にそれぞれの項目で、二〇二〇年および二〇二二年で、男性世帯主世帯および女性世帯主世帯のそれぞれのグループの変化の大きさが有意であったかを検定する。これにより、上述の分類はさらに次の四項目に分類される。



事業地域及び非事業地域の男女別の世帯主世帯の家の敷地の周りの清潔さ
2020年と2022年比較 (%)

はないが、かといって、とても清潔とも言えない、という評価を下したのかは不明である。

非事業地域では、世帯主の性別による有意な差異は見られなかった。

(iii) 銀行口座の有無

事業対象地域および非対象地域ともに、男性世帯主世帯に、銀行口座の保有割合が増加したことが認められた。事業対象地域では、銀行口座の有無については、二〇二〇年時点では、世帯主の性別で有意差がなかったが、二〇二二年では男性世帯主世帯の方が有意に多く銀行口座を保有していた。また、同期間の間に、男性世帯主世帯のみに、かかる変化が起っていた。

同様の変化は非事業対象地域でも起きており、事業対象地域と非事業対象地域の女性世帯主世帯を比較したところ、有意差はなかった。

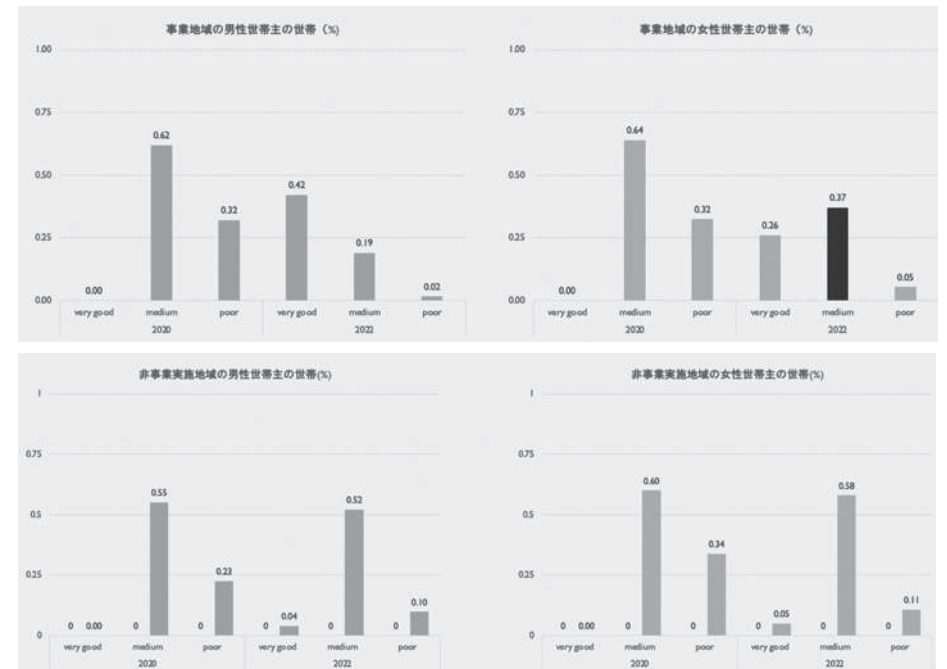
ギサガラ事業で、受益者に銀行口座を開設させることはなかったため、事業外の何

なかつた場合、女性世帯主世帯はより不利な状況に置かれていたと言える。

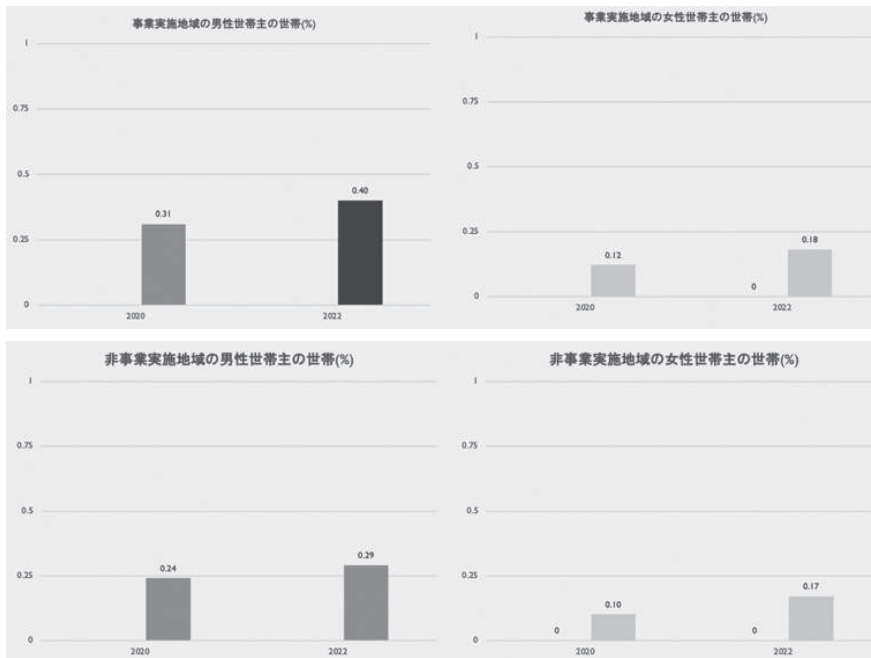
(ii) 家の敷地の内外の清潔さ

家の敷地の清潔さについては、「とても清潔 (Very good)」、「普通 (Medium)」、「不潔 (Poor)」、「分からない・回答を希望しない」の四つから一つを選択する形式であった。事業対象地域、非事業対象地域ともに、世帯主の男女の性別を問わず、「とても清潔」は有意に増加、「不潔」は有意に低下し、二〇二二年時点では、男女間の回答数に有意差は見られなかった。つまり、世帯主の性別を問わず、「とても清潔」の増加と「不潔」の低下については同様のインパクトがもたらされた。

他方、「普通」については、二〇二二年時点で、女性世帯主世帯の回答割合が、男性世帯主世帯よりも有意に多かった。家の敷地の清潔さについては、数値化が難しく、主観的な評価となる。自宅の清潔さについて、女性世帯主の方がより控えめな評価を下したのか、現実的に清掃ができない実態があつて不潔で



事業地域及び非事業地域の男女別の世帯主世帯の家の敷地内の清潔さ
2020年と2022年比較 (%)



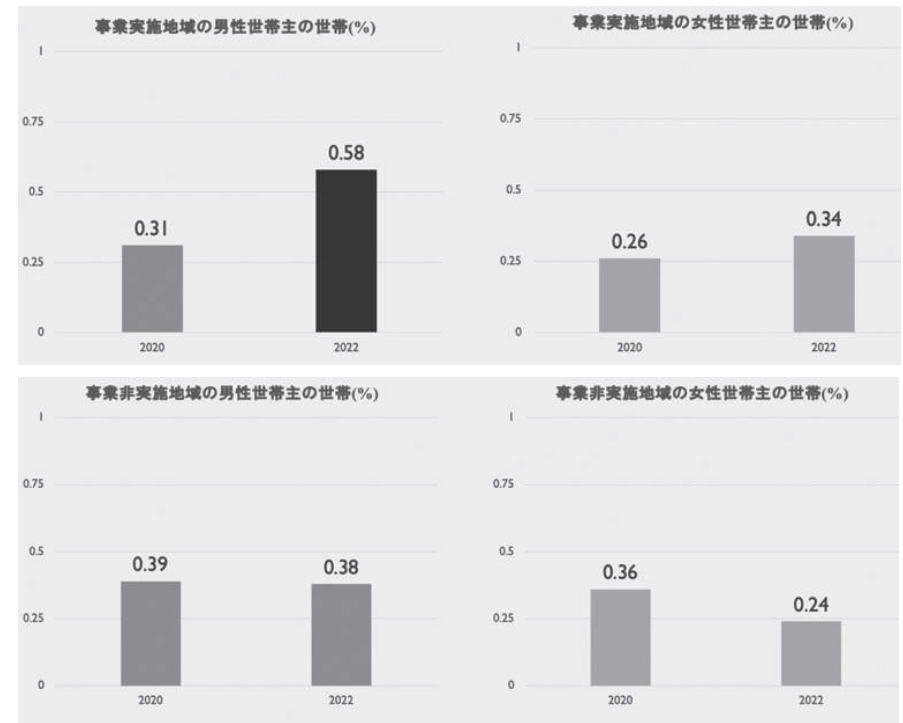
事業地域及び非事業地域の男女別の世帯主世帯の他の収入源の有無
2020年と2022年比較 (%)

事業対象地域で二〇二〇年時点、過去二週間に五歳以上の家族が呼吸器系疾患に罹患した割合は、男性世帯主世帯よりも女性世帯主世帯

(vi)呼吸器系疾患
事業対象地域で二〇二〇年時点、過去二週間に五歳以上の家族が呼吸器系疾患に罹患した割合は、男性世帯主世帯よりも女性世帯主世帯
事業対象地域では、女性世帯主世帯の方がマラリアの罹患件数が抑えられているが、事業対象地域ではギサガラ事業を実施したことにより、男性世帯主世帯にインパクトがもたらされたことが窺えるが、その理由は不明である。

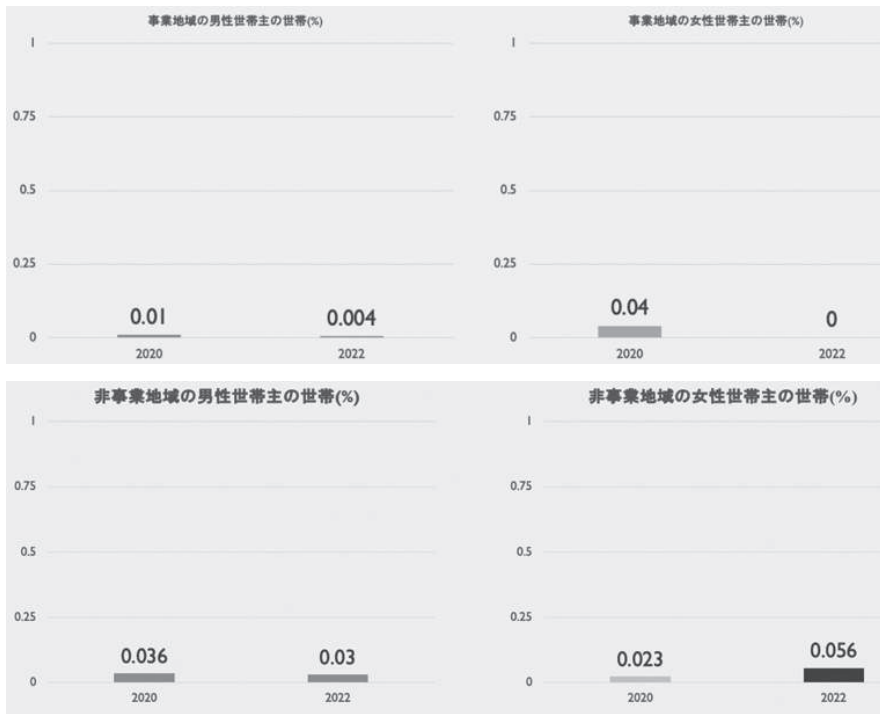
(v)マラリア
マラリアの罹患率について事業対象地域では、二〇二〇年時点、女性世帯主世帯の方が家族が罹患した世帯の割合は少なかったが、二〇二〇年から二〇二二年の間に、男性世帯主世帯のみ有意にマラリア罹患者が発生した世帯が減少した。この結果、世帯主の性別による有意差がなくなった。
非事業対象地域においては、二〇二〇年、二〇二二年のいずれも女性世帯主世帯の方がマラリア罹患率が少なかった。

ことが窺える。



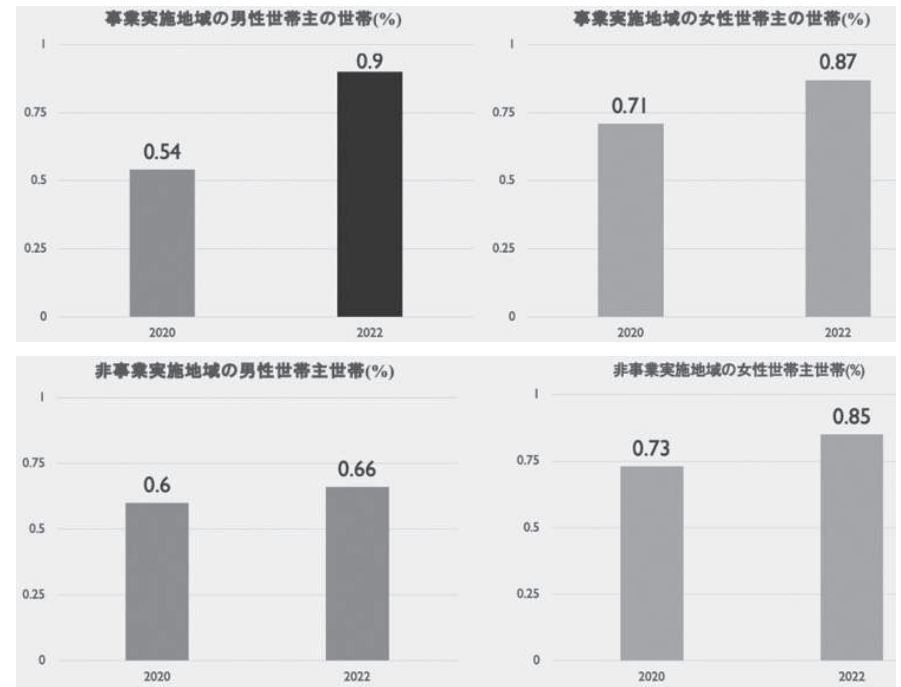
事業地域及び非事業地域の男女別の世帯主世帯の銀行口座の保有率
2020年と2022年比較 (%)

らかの影響を受けた可能性があるが、女性世帯主世帯の銀行口座保有率が、少ない理由は追求していく必要がある。
(iv)主たる収入源以外の収入の有無
主たる収入源以外の収入(副収入)について、ギサガラ事業の存在にかかわらず、男性世帯主世帯の方が女性のそれよりも増加した。つまり、現行のギサガラ事業のあり方では、女性世帯主世帯にとって、公平なインパクトをもたらしていない。
主たる収入源以外の収入について事業対象地域では、二〇二〇年時点に、他の収入源がある、と回答した男性世帯主世帯は女性世帯主世帯よりも有意に多く、二〇二二年も同様の傾向が続いた。また、二〇二〇年と二〇二二年では、世帯主の性別を問わず、他の収入源がある世帯は有意に変化しなかった。
同様の傾向は非事業対象地域にも見られ、女性世帯主世帯にとって他の収入源を確保することが男性世帯主世帯と比べて難しい



事業地域及び非事業地域の男女別の世帯主世帯で、過去2週間に5歳以上の家族が呼吸器系疾患に罹患した割合
2020年と2022年比較 (%)

と推測される。
(iii)生計の安定(収入源・食料・資産の増加)
事業対象地域において、「主な収入源が農業である」、「家族に十分な食料を生産できていない」、「過去一年以内に資産を購入した」という項目については、それぞれ世帯主の性別を問わず、有意に変化した。主な収入源が農業である世帯は増加し、家族に十分な食料を生産できていない、と回答した世帯は減少し、資産を購入した世帯は増加した。これらの項目は、二〇二〇年時点において、世帯主の性別により有意差があったが、二〇二二年に有意差が無くなった。すなわち、「主な収入源が農業である」「過去一年以内に資産を購入した」の項目は二〇二〇年では女性世帯主世帯の方が有意に数が低い、「家族に十分な食料を生産できていない」は、男性世帯主世帯のほうが有意に数が多かった。
換言すれば、事業対象地域では、世帯



事業地域及び非事業地域の男女別の世帯主世帯で、過去3ヶ月間に家族がマラリアに罹患しなかった割合
2020年と2022年比較 (%)

の方が有意に多かったが、二〇二〇年から二〇二二年の間に女性世帯主世帯の側においてのみ有意な減少が観察され、二〇二二年には世帯主の性別による差異はなくなりました。このことは、ギサガラ事業が女性世帯主世帯により大きなインパクトを与えた可能性があることを示している。
非事業対象地域では、世帯主の性別による有意な差及び変化は認められなかった。
(iv)下痢
事業対象地域で、二〇二〇年と二〇二二年を比較し、世帯主の男女の性別を問わず、過去二週間に五歳以上の家族が下痢を発症した世帯の割合は有意に減少した。
他方で、非事業対象地域においては、女性世帯主世帯においてのみ、二〇二〇年から二〇二二年にかけて下痢の発症割合が大幅に増加している。
ギサガラ事業の実施により、下痢の発生が抑えられた一方、事業が不在の場合は、女性世帯主にとって不利な要因が存在した

主の性別を問わず、収入源を確保し、当面の食料の生産に成功し、資産たる耐久財を購入する余裕ができ、右において、二〇二〇年には世帯主の性別による格差が存在していたが、ギサガラ事業をとおしてそれを克服したと言える。

他方で、非事業対象地域においては、二〇二二年時点では、主な収入源が農業である点については、世帯主の性別による有意差はないが、食料生産及び資産の購入については、女性世帯主世帯は男性世帯主のそれよりも有意に不利なことが観察された。

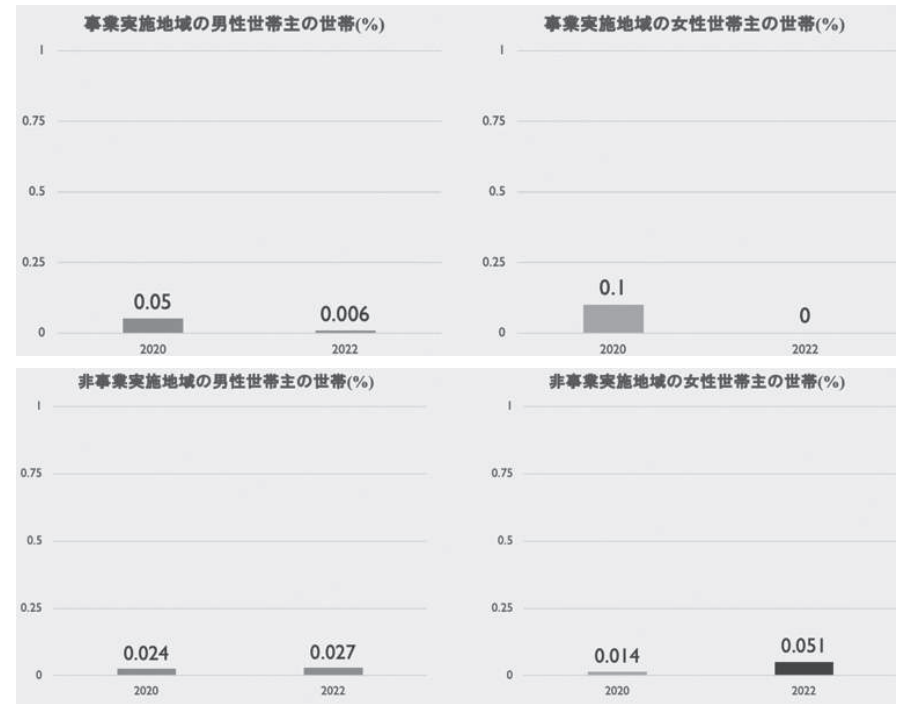
VI 考察

ギサガラ事業の活動をとおして、世帯主の性別を問わず、概ねの項目で有意な変化が起り、男女世帯主間の格差が生じることが抑えられた。

他方、生計の安定のレベルを推し量る指標として、当面の暮らしぶりの指標となる一日の食事回数、長期的な安定の指標となる銀行口座の開設、他収入源の存在といった項目については、男性世帯主世帯が優位であり、女性世帯主世帯にとって不利な環境が存在することが推し量れる。

食事回数、家の敷地の清潔さなど、女性の仕事とされる領域において女性世帯主世帯の方に不利な結果となっていることは、男性世帯主世帯と女性世帯主世帯とで、世帯人数が異なることが関係していると推測する。ミッドライン調査によれば、男性世帯主世帯の平均世帯人数は四・四九人、女性世帯主のそれは三・七三人であった。このことから、男性世帯主の方が有償、無償の働き手が多いと推測される。つまり、男性世帯主世帯では、男性が一家を経済的に支え、妻が家事労働を担う、あるいは、妻も何らかの賃金労働に従事し、家計を支えている。他方、女性世帯主世帯では、女性が一家を経済的に支え、かつ家事労働も担うため、世帯主にかかる負担が大きい。この仮説が正しければ、事業の活動が生計の安定レベルを量る指標に関して、男性世帯主世帯において、より大きなインパクトをもたらしたのは当然の帰結であろう。

ギサガラ事業は、マラリアについては男性世帯主世帯、呼吸器感染症については女性世帯主世帯、下痢感染症については男女世帯主世帯の両方に大きなインパクトをもたらした。これら感染症にかかる結果について、確かな因果関係は特定できなかったが、主な感染経路を特定することで、ターゲットを絞った、より効果的な保健啓発活動ができる可能性があり、方法を工夫してみる余地はある。



事業地域及び非事業地域の男女別の世帯主世帯で、過去 2 週間に 5 歳以上の家族が下痢に罹患した割合
2020 年と 2022 年比較 (%)

事業地域及び非事業地域の男女別の世帯主世帯における収入源の確保、食料生産、資産の増加
2020 年と 2022 年比較 (%)

質問概要	事業対象地域				非事業対象地域			
	(2020)		(2022)		(2020)		(2022)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
主な収入源 - 農業	0.37	0.21	0.72	0.79	0.32	0.20	0.48	0.38
家族に十分な食料を生産できていない	0.74	0.53	0.36	0.34	0.77	0.59	0.50	0.70
1 年以内に資産を購入した	0.07	0.01	0.22	0.11	0.05	0.01	0.10	0.02

非事業対象地域では、男性世帯主世帯と比べて、女性世帯主世帯における食料生産、食事回数、他収入源の有無といった指標が不利な結果を示しており、当面の暮らしが困難であることが窺える。これらの指標は、事業対象地域においても女性世帯主世帯に不利な結果となっていることを踏まえると、女性世帯主にターゲットを絞った働きかけがないと、暮らしの向上は容易ではないことが窺える。

Ⅶ 学 び

本調査結果から、事業対象地域では、女性世帯主が困難な状況にありながらも意識を変え、行動を起こしていることが窺え、「変革への担い手」として、女性の役割が期待できることが確認できた。女性世帯主世帯に、より大きなインパクトをもたらすためには、女性や女性世帯主のニーズに配慮することの必要性が示唆された。

他方、今の時点で発生している男女の格差が中長期的にもたらされる影響については、本調査からは分からない。しかし、本調査をとおして、非事業対象地域の女性世帯主世帯を取り巻く状況が、男性世帯主世帯に比べて、ベータスライン調査を実施した二〇二〇年からミッドライン調査



家庭菜園で野菜を育てる受益者と赤十字ボランティア

©日本赤十字社

を実施した二〇二二年にかけて悪くなっていることが観察されたことから、事業対象地域についても、事業終了後、再び女性世帯主世帯の暮らしが厳しくなる可能性は排除できない。

ギサガラ事業では概ね、世帯主の性別を問わず、公平なインパクトが確認された。しかし、食事の回数、銀行口座の有無、他収入源の存在など、男性世帯主世帯に有利な結果も確認されている。今次調査で女性世帯主世帯に不利な結果が確認された項目については、今後、新規事業を形成していく際に女性世帯主世帯のニーズに即したアプローチをとることで、事業終了時に男女格差が減少することが望ましい。

今回の調査結果を踏まえて、検討すべき課題がみえてきた。それは、事業デザイン、事業の実施体制も、女性世帯主世帯へのインパクトが公平になるように配慮することが必要ということだ。非事業対象地域では女性世帯主世帯の暮らしがより困難であることは、上に述べたとおりである。事業対象地域においても、事業のインパクトが男性世帯主世帯に大きく働く項目があったことを踏まえ、女性世帯主世帯の利益を考慮した事業計画を策定することが必要である。

ギサガラ事業は、その形成、実施、意思決定に関わる職員が男性主体である⁵ことを考えたとき、女性や女性世帯主のニーズを理解し、働きかけるには限界があったことも推察される。女性や女性世帯主へのインパクトを向上させるには、女性や女性世帯主の声をより丁寧に聞き、女性の視点からコミュニティをサポートできるチーム構成も検討するべきかもしれない。

また、ギサガラ事業では、コミュニティの人びとに共通する関心事や課題について、コミュニティ全体で話し合う機会を設定した。そうした現場の最前線で活動しているのは赤十字の地域ボランティアである。調査結果からは、モバイルシネマやモバイルラジオといった、単に一方通行で情報を提供する手段より、アニメーションクラブという、コミュニティの人びとが赤十字ボランティアとともに、特定の話題について話し合う場合の場が、人びとに知識を広めたり、情報提供したりする場として有効であることもわかった。

事業対象地域でコミュニティの人びとを支える赤十字ボランティアは、数的には女性と男性のバランスの取れた体制をとっていたが、女性ボランティアが男性ボランティアに比べて、短期でやめていくケースが多かったのも事実で

ある。女性や女性世帯主を取巻く環境が、男性や男性世帯主のそれと比べて、困難であるという社会において、女性ボランティアが働きやすい環境を整えることも必要かもしれない。

赤十字の最大の強みは、コミュニティの隅々に赤十字ボランティアが存在し、人びとの暮らしを支えていることだ。弱い立場にいる人びとを思いやり、助け合い、尊重し合う社会の実現に向けて、ギサガラ事業が少しでも貢献できるように、今回の調査結果を踏まえ、人びとやコミュニティに起きた変化が根付くように、ギサガラの人びとと共に考えていきたい。

注

- 1 EIVC3 Thematic Report on Gender, National Institute of Statistics of Rwanda
- 2 本稿では、死別、離別、未婚、夫の出稼ぎによる別居、その他の理由から、女性が世帯を代表する世帯を「女性世帯主世帯」と呼ぶ。
- 3 データ分析はT検定を用いた。データよりt値を算出し、有意水準を0.05とし境界値を求め、両側検定でt値が境界値を超えた場合に差異が統計的に有意であると判断している。
- 4 ギサガラ事業で支援する活動のひとつで、受益者がグルー

プを作り、個人々の経済力に応じて毎週積み立てをし、必要な時にお金を借りられる仕組み。

5 ルワンダ赤のギサガラ事業に関与する職員は全員五〇代男性。

6 モバイルシネマとは、娯楽の少ない農村の広場に大型スクリーンを臨時に設置し、公衆衛生や栄養改善など、コミュニティの人びとの健康や生活に関連したトピックについて、啓発を行うイベントを指す。モバイルラジオとは、スクーターに拡声器をもったボランティアが乗り、コミュニティをゆっくり回りながら、コミュニティの人びとに知ってほしい情報や、人びとが関心を持っているトピックについて、情報提供する活動を指す。



生計支援で家畜をもらった受益者と赤十字ボランティア

オーブンセミナー「紛争地における安全管理」を終えて

中出雅治

日本赤十字看護大学付属災害救護研究所 国際医療救護部門長

I 背景

自然災害や紛争、難民などの国内外の人道危機において医療支援に関わる団体や人は少なくないが、そこで不可欠なものが安全管理である。特に紛争に関連する支援においては、様々な特殊要因から、自然災害時における安全管理に加えて特有の知識と経験が求められる。しかしながら国民の大多数が紛争を経験したことがない本邦では、そうしたノウハウを持った団体や個人は少なく、そもそも医療が紛争地において保護される根底である国際人道法ですら、一般市民はもとより、災害医学に関わる専門職にすら、ほとんどその内容を知られていないという現状がある。たと

えば災害医療の分野で指導的な立場にある専門家が発表するスライドや資料に描かれたイラストや図に、赤十字標章が救急車や病院のマークとして使用されていることは珍しくない。実際に海外に派遣されて活動する医療職にあって、自分自身の安全管理に関して十分理解している人は少ない。

赤十字国際委員会（ICRC）は、紛争において中立の立場をとりながら医療支援を行うというその出自から、紛争

下における人道支援団体として最も古くから活動してきた団体で、安全管理の分野でもいくつかの書籍を発行している。その一つが「Saving Lives」である。同書は紛争下における安全管理の基礎を簡潔にまとめた教科書で、日本赤十字社（日赤）が日本語版を制作、配布しているが、発行から二十余年を経てICRCが大幅に同書の増補改訂を行った。改訂はSNSの管理など時代に併せた項目を追加するとともに、各項目をより具体的、詳細に掘り下げ、約二倍のボリュームとなって「SAFE」という新たなタイトルで二〇二二年に上梓された。

これを機会に、一度国内で紛争下における安全管理を体系的に扱う研修会の開催を考えた。なぜなら前述のように日本国内でこの分野の経験、知識を持つものが少なく、また紛争に特化した同種のトレーニングを日本語で受けられるオープンな研修がなかったからである。折しもウクライナとガザの人道危機の勃発で、かつてないほど国際人道法が根底から揺さぶられる事態が発生していた。

II 研修の概要

諸準備を経て二〇二四年二月一七―一八日に大阪赤十字

病院にて二日間の研修の開催に至った。安全管理という重要かつ繊細なテーマを扱うことから、院内では未だ新型コロナウイルス対策が継続中ではあったが、オンラインではなく対面での研修とした。前述のように同種の研修が国内にほとんどないことを考えると、多くの人数が参加できる研修が望ましいが、参加者の理解を深めること、講師陣と参加者がインタラクティブな関係を保てることを前提として、今回は定員を二四名に制限して募集した。定員を超える応募があったが、紛争地、準紛争地での活動経験がある、もしくはその予定があるという応募者を優先して参加者を選定した。参加者の背景は、日赤関係以外に、様々なNGO、自衛隊、メディア関係、大学関係者などであった。

講師は、日赤本社国際部、日本赤十字国際人道研究センター、ICRC駐日代表部、国境なき医師団日本から、それぞれ安全管理担当参事、国際人道法専門家、広報統括員、活動責任者を招請した。

プログラムは、国際人道法とその現実、派遣までの準備現場でのリスク分析、紛争下でのフィールドトリップ、リスク軽減と現場活動における個人の安全管理、重大事案（拉致、誘拐等）、メディア対応と行動規範、情報のとり方、自分自身の健康管理、の九項目を取り上げ、さらに現場から

オープンセミナー「紛争地における安全管理」プログラム

	Day 1 (2月17日)	Day 2 (2月18日)
8:30	/	〈受付〉
9:00		リスク軽減と現場活動における個人の安全管理 90分
10:00		コーヒーブレイク
11:00		重大事案 (拉致、誘拐等) 60分
12:00		ランチ
13:00	〈受付〉 オリエンテーション／概要説明	メディア対応と行動規範 120分
14:00	国際人道法とその現実 120分	コーヒーブレイク
15:00	コーヒーブレイク	情報をどうとるか 40分

16:00	派遣までの準備 60分	自分自身の健康管理 60分
17:00	現場のリスク分析 90分	最近の現場から【ウクライナ】 40分
18:00	コーヒーブレイク	アンケート・事務連絡
19:00	紛争下でのフィールドトリップ 60分	/
19:30	最近の現場から【ガザ】 30分	

の証言として、ウクライナ東部へ派遣されたICRC職員と、ガザでの衝突発生時に同地で活動していた大阪赤十字病院の職員の二名に、現場での実体験を紹介してもらった。

Ⅲ 内容

対面開催を活かして、オンラインではやりにくいインタラクティブな、すなわちグループワークや、講師と参加者双方向での活発な意見交換ができるような進行とすることをあらかじめ各講師と打ち合わせ、各セッションの時間を長めにとるプログラム構成とした。講師陣はそれぞれ異なる団体から来ていたが、建前論ではなく本音をしゃべってもらうため、録音録画はしないこととし、また各所属団体の公式見解をしゃべっているのではない、ということを目で参加者に周知した。

九項目について、SAFEの内容も引用しつつ、各講師の経験を加味した講義と、理解を深めるためのシミュレーションやグループワーク、その後の質疑応答が行われた。

同種の研修がなく、これが初めての試みであったために主催側もどのように進行していくのか予測困難であったが、質疑応答が非常に活発で、多くのセッションにおいて、予

定していたシミュレーションやグループワークの一部を割愛せざるを得なかった。

Ⅳ 開催を終えて

現実には、政策(条約)レベルから、組織レベル、プロジェクトレベル、個人レベルまでそれぞれの段階で安全管理が存在するが、実際にはすべてがクリアカットに判断できるわけではなく、中には答えのない課題や矛盾も存在する。皮肉なことに現在進行形であるウクライナ、ガザでの人道危機においてそれらが現実問題として可視化された。医療を隠れ蓑にした軍事施設があるという主張によって医療や文民、非軍事施設が攻撃対象となったのは、その代表的な事案である。ディスカッションでは、紛争下で支援団体が中立を保つ(すべてのステークホルダーから中立であると認識される)ことの難しさ、支援団体の武装警護の是非、人権法の重要性、紛争地での要員のメンタルヘルスも取り上げられた。

結果的に今回のプログラムでは、政策レベルからプロジェクトレベルの安全管理に重きを置いたため、それらを個人レベルの行動にまで落とし込むまでが難しく、参加者

個々が、現場で実際に安全を確保して活動できるところまで体得してもらうには時間が足りなかったのが正直なところである。ただ、ウクライナ、ガザの現場で活動して帰国した職員の体験談のセッションを設けたことで、これら個人レベルでの安全確保の現実を共有することはできた。また今回の研修への応募者はそもそも安全管理に関して意識が高く、かつ紛争下における活動経験のある参加者が半数近くいたため、経験の共有に基づくディスカッションが、割愛したプログラムを補った。

V 今後の展望

前述のように今回の研修では、具体的に個人レベルの安全管理まで落とし込むことが不十分であった。これはシミュレーションやグループワークといった講義内容の確認作業の多くを割愛せざるを得なかったこと、講義内容が個々人の安全管理よりも安全管理の管理者向けに寄ってしまったことが理由である。今後、今回の二日間という日程、およびセッション内容の検討が必要である。

一方で、特に医療職においては専門家にありがちなことであるが、指導者層を含めて紛争や災害といった背景での

「医療」については興味があるが、安全管理には興味がない人が多い。言い換えると、「安全管理の重要性を理解していない」ということで、これは国内の災害医療、あるいは海外派遣をしているNGOの研修で安全管理に関する研修がほとんどないことからよくわかる。今後は、これらのマスを層にどうアプローチしていくかが課題と考えている。

戊辰戦争・英医ウィリスと総督宮の人道活動

吉川龍子

元日本赤十字看護大学図書館司書

はじめに

日本赤十字社の創始者である佐野常民が国際赤十字を知ったのは、幕末の一八六七(慶応三年)のパリ万国博覧会会場の中の赤十字展示館を見学した時であった。翌年五月に佐野が帰国した時は、戊辰戦争の最中であった。鳥羽伏見の戦いに始まり、江戸城無血開城を経て、戦場は東日本に広がり、会津戦争などを経て、北海道にまで及んだ。

この戊辰戦争の中で、敵味方の別なく戦傷者の治療に従事したイギリス人医師と、この医師の人道精神に賛同した皇族がいた。この皇族こそ九年後の西南戦争の中で、日本赤十字社の前身の博愛社に佐野常民らが総長就任を依頼し

た東伏見宮嘉彰親王(のち小松宮彰仁親王と改名)である。

I 北陸への出陣

東伏見宮嘉彰親王は、幕末の一八四六(弘化三年)一月に伏見宮邦家親王の第八男子として誕生し、一八五八(安政五)年に仁和寺に入室して、仏道に精進する身となった。

しかしその九年後の一八六七(慶応三年)二月九日の王政復古に伴い、還俗して仁和寺宮嘉彰親王となり、新政府の役職(議定)に就任することとなった。

さらに翌年一月三日に鳥羽伏見の戦いが勃発すると軍事総裁に、翌四日には征夷大將軍に任命されて出陣した。その後も兵部卿、軍務官知事などを歴任後、六月一四日には



小松宮彰仁親王 (もと東伏見宮嘉彰親王)
日本赤十字社提供

II 戦傷者救護のために

ウィリアム・ウィリスは北アイルランド出身で、一八三七年五月に誕生し、エディンバラ大学医学部を卒業後、海外で医業につくことを望み、イギリス公使館つき医師として一八六二(文久二年)三月に来日した。

この年の九月には横浜近くで勃発した生麦事件の際に、いち早くかけつけて負傷者の治療にあたった。

来日して六年目の一八六八(慶応四年)二月三日に鳥羽伏見の戦いが勃発すると、早くも負傷者の救護を実施した。イギリス公使館員はこのころ大坂に滞在していた。兵庫の

会津征討後口総督に任命され、北陸地方へ出陣した。

北陸では激戦が展開していたが、その中で親王は柏崎から新潟を経て新発田へ向かい、ここに越後口総督府をおいた。新発田城内の本営に滞在中の九月二二日に、会津では会津藩の降伏式が行われ、総督府は鎮将府として戦後処理を開始した。

翌月の一〇月五日に仁和寺宮のもとに一人の外国人医師が訪れた。イギリス公使館つき医師のウィリアム・ウィリス (William Willis) である。



ウィリアム・ウィリス¹

開港と大坂の開市が実施されたためである。ウィリスは天保山に送られてきた旧幕府軍の会津兵数名の治療にあたった。

さらに新政府軍の薩摩藩の要請を受けて、京都の相国寺内の養源院に設置された同藩の臨時病院で、百名以上の戦傷者の治療に従事した。当時の日本では近代兵器による外傷の治療が遅れていて、十分な外科的処置ができなかった。ここに二週間滞在して、クロロホルムを適用した手術をはじめ、最新の治療法を実施した。

ウィリスはこの年に江戸神奈川地区の領事館副領事に任命されていたが、主として横浜に住み、新政府の要請に応じて江戸へ出張して戦傷者の治療に従事した。

閏四月一七日には横浜に軍陣病院を設置し、初めて看護婦を採用したことが日本看護史上で知られている。この病院は弁天語学所を仮収容所としたものであったが、まもなく患者を収容し切れなくなり、元幕府が建てた兵舎も利用した。軍陣病院ではシドル医師（イギリス人）が日本人医師に医療器具の使用法を指導した。

ウィリスは横浜軍陣病院での医療活動の報告書を公使パークスに提出した中で、敵方に捕らえられた負傷兵が生命を絶たれていることをとりあげて、自分は差別なく救護

することに全力をつくしたと述べている。

不必要なまでに残酷に生命を犠牲にすることが、双方の敵対行為の特徴となっていることは、まさに恐るべきである。（中略）人命の不必要な犠牲に反対するために、私が全力を尽くしてきたことは言うまでもないであろう。

（『ある英人医師の幕末維新』）

新政府軍と北越同盟軍との戦いが厳しくなり、戦傷者が増加したため、大総督府は西洋外科医の従軍を痛感し、これまでにも戦傷者治療に尽力したウィリスに従軍を依頼した。

八月二〇日に筑前藩兵士に護られて東京を出発したウィリスは、碓氷峠を越え善光寺を経て、九月一日に高田（現上越市）に到着した。高田には四〇〇余名の戦傷者が各寺院に収容されていたが、従軍した各藩の医師たちは外科的知識が不足し、医療器具も乏しかったので、ウィリスは手術時の医師への教育と副木などの医療器具の入手に力をつくした。

さらに一日には柏崎へ移った。ここには越前藩の医師

の橋本綱維と綱常の兄弟（左内の弟たち）がいた。橋本綱常は後に日本赤十字社病院（東京）の院長となった。

ウィリスは次いで寺泊を経て新潟に到着したが、この日は会津城落城の九月二一日であった。新潟に滞在後、一〇月一日に大総督府の置かれた新発田へ移動し、すぐに寺に収容された戦傷者の治療にあたった。

Ⅲ 新発田での出会い

ウィリスが新発田に到着した翌日、速水八也という新発田藩家老が訪れて、同藩の戦傷者が治療を受けた礼を述べた。さらに翌日には総督の宮から派遣された役人、中根善次郎が訪れて、同様に謝礼を述べた。

ウィリスはこの機会を利用して、戦時中でも守るべきヒューマニズムの問題にふれ、文明国ではたとえ国賊や重罪人でも、負傷者には慈悲心で接するのには、日本ではこれまで負傷した捕虜を見なかった。傷ついた敵兵を殺すのを政府が認めているとしか思えない。敵兵への思いやりがあることを政府が証明してくれたなら、私の心は慰められるでしょうと述べた。役人は彼の要望を総督の宮に伝えると約束した。

その翌日、総督の宮がウィリスとの会見を希望していることが伝えられた。五日の会見の日、ウィリスは新発田城を訪問した。新発田藩の正式記録である「御記録」の十月五日の項には「英国ウィリス総督府へ拜謁の為登宮」と記録されている。仁和寺宮との会見場所には、のちに元老となる西園寺公望など、数人の役人が同席した。

ウィリスが「私が一番申しあげたいことは、すでに使いに来た役人に話してあります」というと、宮は「そのことから十分承知しております」と答えられ、負傷兵についていろいろ質問されたという。

会見の翌日、西園寺ら役人からの手紙が届いた。「総督の宮は、若松における官軍の負傷兵、ならびにかつては賊軍であった負傷兵の苦痛をいやされんことを願ひ、貴下が若松に向かわれて、両軍の負傷兵の治療に従事下さるよう要請してあります」（『ある英人医師の幕末維新』）。

ウィリスがかねてから考えていた敵方の負傷兵を救護することが、総督の宮から正式に求められたものである。ウィリスは早速に会津へ行くことをきめて、新発田藩士らに護衛されて出発した。

IV 会津での救護活動

会津若松の城下町は焼け野原となっていた。ウィリスの報告書には「会津藩の負傷兵は、城下町若松周辺の七つの村に收容されていた。負傷者のなかには老人や婦女子もいた」とある。彼らの状態は悲惨なもので、米の配給以外は何も与えられていなかった。ウィリスは若松の当局者に必要な糧食の確保や必要品の支給を求め、自身でも所持金で必要品を入手して与えたという（『ある英人医師の幕末維新』）。

会津攻撃軍の中にいた大山巖おほやまの伝記の中にウィリスの活動が記されている。

ウキリスは先づ御山病院を見舞ひ、收容者中の重傷者より順次治療を施したるが、官軍は勿論、敵軍といへども懇切なる治療を加へた。

（『元帥公爵 大山巖』）

また会津出身の柴五郎が遺した記録をまとめた『ある明治人の記録』にも「御山に病院開かれ敵味方を問わず診療す」

とある。今でも会津若松市の南部の門田町かどやまには御山の地名が残っている。

会津の民政は越後口総督の管理となり、一〇月一二日には「敵我之論無く」病院で治療する方針が示された（『太政官日誌』戊辰年冬十月）。

ウィリスは会津に十日ほど滞在したのち、再び柏崎に寄り負傷者を治療したのち東京に帰った。太陽暦ではすでに一二月末で冬期の旅であった。この年の七月一七日に江戸は東京となり、年号は九月八日に明治となった。

この北越から会津での救護活動の間に、ウィリスは一六〇〇名を救助し、そのうちの七〇〇名は会津兵であったと報告している。新発田で仁和寺宮に進言したのが契機となり、敵味方の別なく救護に尽力したウィリスの功績は大きく、公使パークスはイギリス外務省へ彼の人道活動について報告している。また明治天皇はウィリスの活動に対する感謝のしるしとして、絹織物を贈られた。

ウィリスが新発田城を訪問したころ、この城内で少女時代を過ごしていた藩主溝口家の榮姫はるは、のちに有栖川宮熾仁親王妃董子たごとなり、一八八七（明治一〇）年に日本赤十字社篤志看護婦人会の設立を首唱されて、同会の初代幹事長に就任した。

おわりに

ウィリスはその後、のちの東京大学医学部の前身にあたる医学校兼大病院で治療と医学教育に従事することとなった。しかしまもなく政府がドイツ医学の採用を決定したため、ウィリスは鹿児島島の医学校兼病院へ移ることとなり、同地で多くの弟子たちを育成した。

西南戦争が勃発した一八七七（明治一〇）年にウィリスは鹿児島を離れ、イギリスに帰国した。のち一八八四（明治一七）年にシャム（タイ）のバンコク駐在医官に任命され、八年間この地に西洋医学を根づかせたが、病気のため帰国し、一八九四（明治一七）年に永眠した。

仁和寺宮嘉彰親王は一八六九（明治二年七月）に兵部省兵部卿に任命され（二月まで）、翌年一月に東伏見宮と改称することが許可された。外国語を習得することを願ひ、天皇から許可されてプロシヤ国領事の指導を受けた。ついでイギリス留学が許可され、閏一〇月一二日に出発した。

この一八七〇（明治三年七月）には普仏戦争が勃発し、八月に日本から観戦武官四名が渡欧した。その中の林有造（土佐出身）が記した「欧州視察報告書」（林有造関係文書）には「敵

味方を論ぜず伴い帰りて病院に介抱す」とあり、すでに赤十字による人道活動が報告されている。また同年には大阪の軍医学校でボードウィン（オランダ人医師）が赤十字規則の講義を行っていた。

東伏見宮はロンドンで西欧文化を学び、王室の儀式にも参列した。この留学体験で外国王族が軍部に従事することを知り、帰国後は軍人になることを希望し、一八七三（明治六年）に陸軍少尉に任官となった。翌年二月に勃発した佐賀の乱では征討総督に任命された。

この戦いの中で陸軍二等軍医正の橋本綱維が陸軍大輔にあてた書には、戊辰戦争の時の総督の宮の行動が示されている。

我戊辰ノ役ニ於ケルヤ総督宮既ニ千古未曾有ノ御卓見被為立矢石ニ創傷ヲ致ス者ハ自他ノ別ナク厚ク救療可致旨英慮ノ寛典ヲ布キ以テ起死肉骨ノ御仁惠アリ

（『陸軍衛生制度史』）

橋本綱維は前述のように北陸に置いてウィリスの指導を受けていた。前佐賀県令の岩村通俊みちとしは、戦後処理において「病院を速やかに建てて官兵と賊兵を分けずに厚く傷の治療

をすべき」と述べたという(『大久保利通文書』)。

一八七七(明治一〇)年二月に西南戦争が勃発すると、佐野常民らが五月に創設した博愛社が、征討総督の有栖川宮熾仁親王の許可を得て、敵味方の別なく救護活動を開始した。このころ東伏見宮嘉彰親王は東京鎮台司令長官であったが、五月に新選旅団司令長官兼務となり、七月に新選旅団を率いて出征が認められた。

博愛社は八月一日に政府から正式に許可されたため、同日に東京で会議を開き、終戦後も永設の社とし、東伏見宮を総長に推戴することをきめて、総長請願書を提出した。東伏見宮からは、九月一三日付けで総長承諾書が届いた。

一二月四日に東京で戦後総会があり、東伏見宮が告諭を発せられた。以後、毎年の総会には必ず臨場され、諭旨を賜るのが慣例となった。

一八八一(明治一四)年一月の社員総会では「改定博愛社規則」(全八一条)が発表された。その内容は総長の序文に続いて社の拡張趣意書ともいえる条文が示され、戦時における派遣病院建設や病院船の就航にも及んでいた。

東伏見宮は一八八二(明治二五)年一二月に小松宮彰仁親王と改名された。その後も、日本のシュネーヴ条約加盟博愛社病院の開設などに尽力され、一八八六(明治一九)年

一〇月にはヨーロッパ歴訪のため、有栖川宮熾仁親王に総長の職を託された。この年の六月五日には、日本の赤十字条約加入が実現し、一八八七(明治二〇)年五月二〇日に博愛社は日本赤十字社と改名した。

小松宮は同年一二月に帰国され、日本赤十字社総裁に就任、一九〇三(明治三〇)年二月一六日に薨去されるまで、常に日本赤十字社の各県支部総会に出席され、社業の発展に寄与された。初代社長の佐野常民は、かねてから小松宮の銅像建立を望んでいたが、銅像の完成は一九一二(明治四五)年三月であり、生前に見ることはできなかった。小松宮銅像は現在も上野公園内にあり、その後の日本の歴史を見続けている。

注

1 佐藤八郎述『ウィリアム・ウィリス略伝…英医』、佐藤八郎一九六八、国立国会図書館デジタルコレクション <https://hdl.handle.net/249078> (参照二〇二四—〇九—一八)

【主要参考文献】

ヒュー・コータツツイ著、中須賀哲朗訳『ある英人医師の幕末維新 W・ウィリスの生涯』中央公論社、一九八五年
小田部雄次『大元帥と皇族軍人明治編』吉川弘文館、二〇一六年

日本史籍協会編『百官履歴』北泉社、一九九七年

『太政官日誌』第百十一第百十二明治紀元戊辰年冬十月

日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』日本赤十字社、一九二一年

陸軍軍医団編『陸軍衛生制度史』陸軍軍医団、一九一三年

大山元帥傳編集委員編『元帥公爵大山巖』大山元帥傳刊行所

一九三五年

石光真人編著『ある明治人の記録』(中公新書)中央公論社
一九七一年

赤十字ゆかりの地を巡る謎解きの旅

——楠正行、日本赤十字社と佐野常民——時を越えて大阪で紡がれた
人道・博愛のこころ——

大阪赤十字病院附属大手前整肢学園事務部長／IHS研究員
森 正尚

はじめに

二〇二五(令和七年)、大阪・関西万博が開催されます。本稿は、万博訪問の際に少し寄り道をすれば訪ねることができる赤十字ゆかりの地をご紹介します。大阪の赤十字では大正時代のポーランド孤児受入れや昭和初期の日本初の救急車配備などがよく知られていますが、今回は南北朝時代の美談が明治時代になって日本赤十字社(以下、日赤)の歴史と交わるという、知られざる歴史エピソードに光を当ててみます。気楽にお読みいただき、気に入ったらぜひ実際に足をお運びください。

I 「小楠公義戦之跡」の石碑に刻まれた、赤十字加盟に関する謎

日赤大阪府支部や大阪城の最寄り駅、天満橋。万博会場から大阪メトロを乗り継いで三〇分ほどの場所です。大阪メトロ谷町線や京阪電鉄の駅があり、毎日多くの利用客で賑わっています。駅から地上に出て川沿いを歩くと、「かわの駅はちげんや」近くに「小楠公義戦之跡」という大きな石



碑があります。一九四〇(昭和十五年)に大阪市東区(現中央区)教育会により建立され、漢学者の藤澤黄坡こうぼによる次のような内容の碑文が刻まれています。

- ・ 昔はこの大川も幅が広く、渡辺橋という橋がただ一つ架かっていた。
- ・ 一三四七年、瓜生野うりゅうのの戦いで敗北して逃げる敵兵がこの川辺に追い詰められ、われ先と橋を争い、川に落ちて流される者が五百人を超えた。
- ・ 小楠公は部下に命じてこれら敵兵を救わせ、衣食や薬を与え、京都に帰してやつた。
- ・ 公は翌年四條しよななで戦死したが、この時の恩に感じて帰順した兵も、みな討ち死にした。
- ・ 公は忠孝(忠義と孝行)の二つを全うし、しかも勇氣と仁愛とを備えており、これこそ日本精神の化身と言うべきである。
- ・ 我々は、天や地や山や川はいつまでも変わらないうと思っているが、当時の橋も岸もみな変わっており、その功を立てた小楠公も再び見ることはできない。
- ・ ただ、公の敵をも愛しましたこのゆかしい心のみは、いつまでも我が土道の華として我々の心を動かし、さらには欧米の人をも感動させて、我が国の赤十字



写真1 小楠公義戦之跡の石碑 (筆者撮影)

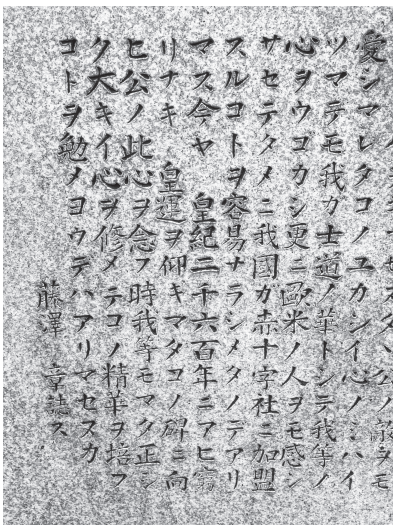


写真2 石碑には赤十字の文字が… (筆者撮影)

社加盟が容易になった。

・この碑に向かい、公のこの心を使うとき、我々もまた正しく大きい心を修めて、この精華を培うことを勉めようではありませんか。

要約すると「この近くで昔、小楠公が溺れている敵兵を助け、その素晴らしい行いが欧米の人をも感動させ日本の赤十字加盟が容易になった」……これは本当なのでしょうが？ インターネット検索では石碑の紹介は見つかりませんが、この件にはほとんど触れていません。日本赤十字国際人道研究センターが二〇二一（令和三年）に発行した「赤十字ゆかりの地ガイドブック」（四六頁も同様です。私を知る唯一の記述は産経新聞の記事¹ですが、その結論も「それを裏付ける資料はない」となっています。このように、石碑に刻まれた赤十字加盟に関する内容は、謎に包まれているのです。

Ⅱ 小楠公は父とともに、江戸から昭和の終戦まで国民誰もが知っていた有名人

小楠公は、南北朝時代に南朝の後村上天皇に仕えた武将くすのきまさつら楠正行²の尊称です。生年不詳ですが、大阪府東部の河内国わらのくにを治め、室町時代の軍記物語「太平記」では一三四八

年二月の四條畷の戦いにおいて二三歳の若さで戦死したと伝えられています。

正行の父は、日本三忠臣の一人に数えられ、皇居外苑の騎馬像でも知られる楠木正成くすのきまさしげ（二二九四？～一三三六）です。後醍醐天皇に仕え、鎌倉幕府倒幕に貢献しましたが、のちに足利尊氏に反抗して南北朝時代の南朝側に付き、どのような逆境に直面しても天皇への忠義を貫いた忠臣として、



写真3 楠正行（JR 四條畷駅構内に設置された小楠公像・黒岩淡哉作）

（筆者撮影）

また、戦死した人々を弔うために敵味方問わず石塔（大阪府千早赤阪村に現存する「身方（味方）塚」・「寄手（敵方）塚」）を建てた仁愛の人としても知られています。

正成は幕府に反抗した「悪党」とされていましたが、江戸時代に徳川光圀が編纂を始めた歴史書「大日本史」により忠臣として見直されます。そして一六九二年（元禄五年）、光圀の筆による正成の墓碑が現在の神戸市内に建立されると観光名所になり広く知れ渡ります。幕末になると、日本の近代化に貢献した吉田松陰や西郷隆盛、伊藤博文、坂本龍馬、大久保利通など数多くの志士が訪れ、正成の忠誠心を慕い敬ったとされます³。

その後、「正成の忠義の功績は永遠に輝き千年に一人の存在で臣下の鑑である」として、明治天皇の命により墓碑のある場所に正成を祭神とする湊川神社が創建されました。この明治以降、正成は「楠公・大楠公」と称され、長男「小楠公」正行とともに、忠君愛国を国民道徳とする教育制度のなかで忠義・孝行の精神が国民の手本として学校で教えられ、誰もが知る人物となります。一九〇九（明治四十二年）の国語教科書「尋常小学読本」巻七では、死を覚悟で足利尊氏の大軍を迎え撃とうとしていた正成が、父亡き後も後醍醐天皇への忠誠を尽くすよう諭して、一一歳の息子正

行を桜井の地（現…大阪府島本町桜井）で帰す場面（桜井の別荘）などが絵入りで紹介されています。

こうした背景もあり、正成は子どもの憧れの人でした。一八九九（明治三十二年）に岡山県下の小学生に行った「各目の模範となすべき人物」の調査では天皇や先生を抑えて正成が一位であった⁴。ほか、一九二二（大正一一）年に講談社発行の雑誌「少年倶楽部」一月号の偉人投票では四位に入っています⁵。その時の二位はナポレオン、二位は乃木希典、三位は豊臣秀吉だったそうです。

ところが明治から大正、昭和へと時代が変わりゆく中で日本が戦争への道を歩み、次第に正成・正行の忠義は解積が変更され戦意高揚に利用されていきます。そして戦後、正成・正行に関する教科書の記述部分は真っ黒に塗りつぶされ⁶、歴史の表舞台から姿を消します。

このように、正行は「正成の子」として知られるようになり、やがて父の遺志を継いで忠義や慈悲の心を実践したことで多くの人に愛され、尊敬された武将です。

Ⅲ 渡辺橋の美談は、誰もが知っていた

正行の渡辺橋の美談は、先に紹介した太平記の第二六巻

に描かれています。「正行参吉野事」のタイトルに続く、次のような内容です。

- ・安部野の合戦は、(旧暦)一月二六日のことであった。
- ・渡辺橋から落ちて流された兵五百人ほどが、どうすることもできない命を楠に助けられて、河から引き上げられた。
- ・秋の霜が身体を痛め、明け方の氷が肌を凍えさせて、助かりそうになかったが、楠は情けのある者であったため、衣服を着替えさせて身体を温め、菓を与えて傷を手当させた。
- ・四、五日皆を労わり、馬の乗る者には馬を与え武器を失った者は武器を着せて送り返した。
- ・それゆえ、敵でありながら楠の情を感じた人は、その日から心を通じようと思ひ、その恩に報いようとする人は、やがて家来となつて、四条繩手の合戦で討ち死にをした。

この「美談」は、太平記にのみ描かれており創作ではないかとの指摘もありますが、多くの読者を惹きつけたことは間違いないようです。実際に調べられる範囲でも、明治から大正・昭和の長きにわたり、数多くの教科書や書籍に紹介されています。

その一つ、一八九四(明治二七)年の「立志美談」(天福堂主人編 警醒社書店発行)には「正行の德行」として紹介され(三七〜三八頁)、「今から五五〇年の昔、その若武者の行つた博愛事業は、父の教えをしつかり守り行動したからだ」と記されています。また一八九五(明治二八)年の「忠勇録」(兵林館編 兵林館発行)には「正行が忠義の誉れを後世に残したことは良く知られているが、その情け深く士を愛し、敵といえども信義をもつて待遇したこともまた、昔から今に至るまで多く見られるものではない」と描かれています。

日赤では、一九一〇(明治四三)年に京都支部が発行した「忠愛」二四〜二五頁に「小楠公の生捕の待遇」として紹介されています。その翌年に日赤本社が発行した「日本赤十字社史稿」の二五〜二七頁には「日本国民は古来より、平時戦時における尚武(武道、軍事を重んじる)と仁愛(情け深い心で人を思いやる)ことを信じている」と記し、その例示として加藤清正や上杉謙信とともに「楠木正行」が敵軍の溺者を渡邊川に救助せること」が紹介され、「こうした古今の名将は、国民に深く敬愛され、その土壌があるからこそ、短期間で日本国内における赤十字活動が発展してきた」という趣旨の記載があります。

さらに、一九四〇(昭和二五)年発行の「赤十字讀本」前編

第一章「日本人の博愛」では、「日本は昔から仁義の国であり、博愛は日本人の最も大切とする精神の一つである」としたうえで、「楠正行が渡邊の戦で敵の溺者数百名を救ったことは皆さんもよく知っています」(六頁)と記されており、当時は誰もが知る美談であったことが伺えます。その他大阪支部はこの美談の絵葉書を一九三六(昭和一一)年に発行していますが、赤十字精神につながる逸話の舞台がすぐ近所であったため、広報活動に活用したものと思われま

IV この美談が日赤の国際赤十字加盟に際して欧米人の感動を誘った……事実はない？

正行は明治から昭和初期まで誰もが知る武将であったこと、そして渡辺橋の美談も広く知られていることが分かりました。では、石碑に刻まれた通り、これが日赤の国際赤十字加盟に際して欧米人の感動を誘い、加盟が容易になったのでしょうか。

博愛社は一八七七(明治一〇)年に欧州の赤十字に就いて設立されましたが、国際赤十字の一員ではありませんでした。博愛社の創業者たちは赤十字への加盟が必要と考え、渡欧する政府関係者に調査を依頼し、その結果一八八四(明

治一七年)には「負傷軍人救護国際委員会」(現在の赤十字国際委員会、ICRC)のグスタフ・モアニエ事務局長より「日本政府がジュネーヴ条約に加入すれば博愛社が赤十字に加盟するのは差し支えない」との書簡を受け取ります³⁾。これを受けて博愛社は政府にジュネーヴ条約加入の建議書を提出し、一八八六(明治一九)年に条約への加入が実現します。

博愛社は一八八七(明治二〇)年三月に臨時総会を開催して社則を改正し、社名を日本赤十字社と改称します。初代社長に就任した佐野常民は、同年五月モアニエに書状を送り日赤の加盟を求めました。その結果、同年九月二日付の公認通知書が届き、ここに晴れて国際赤十字の仲間入りを果たします。この過程は、日赤の社史稿(五〇七〜五一頁)に当時の書状の内容が詳しく紹介されていますが、国際赤十字への加盟は会議を経てではなく「書状の交換だけで実現した」ことが日赤の公式記録となっています。

公開されている一つの文献を調べただけで、何ともあつさり、石碑の内容が否定されてしまいましたね……本来ならここで旅はお終いです……が、なぜこのようなことが石碑に刻まれたのか、この視点でもう少し深掘りしてみましよう。

V 考えられる「可能性」の数々

実は、日赤の国際赤十字加盟前後に、いくつか気になる記述が文献に記されています。

まずは加盟前の一八八四(明治一七)年。博愛社は渡欧する陸軍軍医監の橋本綱常(博愛社病院初代院長)などにジュネーブ条約加入に関する調査を依頼し、橋本はジュネーブに赴いて第三回赤十字国際会議に博愛社代表としてオプザーバー参加する傍ら、モアニエと会談しています。帰国後に提出された橋本の報告書では、その際モアニエは橋本に対し「日本がジュネーブ条約の加入を望むのであれば、道徳・法律・医師・標章の四項目に合格しなければならぬ」と条件を付け、ヨーロッパ文明国と同等の基準を求めたとされます。これに対し橋本は「道徳において日本人は野蛮ではない」と回答しています。

一方、日赤が社史稿を発行する以前の一九〇三(明治三六)年に博愛社という出版社が発行した「日本赤十字社沿革史」にも類似の記述があり、「四つの資格の具備の有無を調査・証明しなければ、容易に(条約への)加盟(加入)が許されなかつた」と記されています(三三三頁)。その一つが「その国の

る。日赤はどこで戦争が行われようとも傷病者の救護に全力を尽くすのは必然と考える。国際会議の場で慈悲の境界を定めるといふ度量の狭いことを決めるのであれば、欧州外の我々はその場に加わることではできな¹⁰⁾い」

これに対し、ロシアの代表はすぐに起立して日赤の意見を称賛し、さらにプロイセン王国の代表も日赤を称賛する発言を行ったとされます¹¹⁾。また、会議の公式記録には「Bravo」の声が上がったという記述も残されているそうです¹²⁾。

いずれのケースも、その時に正行の美談が語られた記録は残っていません。しかし残された記録が発言要旨であるならば、実際は正行の美談などを例示して「日本は昔から博愛精神に満ちた国である」と説明している可能性はあります。当時の日本は欧米との文化的な差異を埋めようとしていたため、日赤の発言に対して「 Bravo 」の声が上がったことで「日本が欧米に称賛された」となり、それが正行の美談と結びついたのであられませぬ。

風習として戦時傷兵に対する実例があること」であり、これに対して「西南戦争における博愛社の敵味方を区別しない救護活動がそれを証明している」と解説しています(三六〜三七頁)が、これら資格がいつ、どこで、誰に提示されたのかは記されていません。

そして、日赤が国際赤十字への加盟を果たした直後に開催された一八八七(明治二〇)年の萬國赤十字第四回會議(第四回赤十字国際會議)における出来事。日赤は陸軍軍医監の石黒忠愷(日赤第四代社長)らが代表となり、国際赤十字の一員として初めて會議に参加します。この時にドイツ語通訳の一人として同行したのが森林太郎(鴈外)でした。この會議中に「欧州以外での戦争に際し(敵味方の区別なく)傷病兵を救う必要はあるか」という議題が提案された直後、石黒は通訳の森を通じて次のような発言を行いました。

「もしこの賛否を問うのであれば、我々は残念ながら退席して評決は棄権する。なぜなら、ジュネーブ条約は人類が互いに憐れむ慈悲の心を持ち、これは地理学的な境界を定めて区域を限定するものではない。どの国であっても、惨状を前にすれば互いに助け合うことは決して免れることのない義務と言うべきものであ

VI 絵画「楠正行救敵兵の図」と日赤

時代は少し後になりますが、先の産経新聞の記事にはもう一つ気になる記述があります。それは一九一五(大正四)年に英国開催の赤十字国際大会に近代歴史画の父と呼ばれる小堀鞆首(二八六四〜一九三二)の絵画「小楠公救敵兵」が展示され、これが日本で赤十字精神が古くから尊重されていたとのアピールに一役買ったと言われているというものです。

この内容はウィキペディアの正行の項目にも同記事を引用する形で掲載されていますが、私は「赤十字国際大会」という聞き慣れない名称に違和感を覚え、日赤や英国赤十字社などの歴史を調べてみました。その結果、この時期に英国で国際的な赤十字の會議などが開催された記録はなかったものの、日赤社史稿の年表には同年に巴奈馬(パナマ)太平洋博覧会(別名サンフランシスコ万博)に出展し、賞牌を受けたと記されています。これを基に調べたところ、「博覧會協會桑港萬國博覽會事務報告」(一九一六年、博覧會協會発行)に日赤は教育経済館で「沿革、紀要、救護材料、消毒装置、写真図表」を展示し、大賞牌を受けたと記録されています。また、同万博の別会場(美術館)で展示された日本画の中に、

小堀の「楠正行救敵兵の図」がありました。こうして日赤と小堀の絵画が同じ万博会場内にあるつながりまでは確認できましたが、展示場所が異なるため「絵画が赤十字のアービールに一役買った」のかは判断が難しいところではあります。

この絵画は戦前に焼失した¹³とされ、産経新聞にも掲載されています。しかし、東京芸術大学美術館には一九一四(大正三)に描かれた下図が残されておりインターネット上で閲覧可能である¹⁴ほか、一九三四(昭和九)年に日赤が発行した「赤十字博物館報」第二三号(五九頁)には「佐々木嘉太郎氏所蔵」として正行の美談とともに絵画が掲載されています。実は私自身、この絵画の絵葉書を所蔵しているのですが、葉書の下部には「第八回文部省美術展覧會楠正行救敵兵圖 小堀鞆音氏筆」と記されています。そこから、この絵画は下図が描かれた同年開催の「文展」に出品されたのが最初で、その翌年にパナマ・太平洋万博で展示されたことが分かります。

その後、青森県五所川原市の大富豪佐々木嘉太郎の手元にわたり、昭和になって赤十字博物館報の取材を受け、それを見た日赤大阪支部が絵葉書を作成したということでしょう。大阪支部の絵葉書が小堀の作品に構図が瓜二つなのは、こうした流れがあると推察されます。

Ⅶ なぜこのような話が広まったのか？

話を元に戻します。そもそも、なぜ大阪の石碑に正行の美談が赤十字と絡めて刻まれたのでしょうか。碑文を記した藤澤の創作とは考えにくく、何か元となる資料が存在するはずでは？

今回調べた中で最も可能性が高いのが「国民性十論」という書籍です。国文学者で東京大学名誉教授、國學院大學学長などを歴任した芳賀矢一(二八六七〜一九二七)によるもので、日露戦後の社会を背景に、日本人の国民性に関して一〇の項目に分けて論じています。初版は一九〇七明治四〇年発行ですが、確認できる限りでは一九二二(大正一一年)までに二二版が出版され、当時としては広く読まれていたことが伺えます。

この二四五頁、「赤十字事業」の見出しには以下のようなことが記されています。

- ・ 楠正行が瓜生野の戦に、敵の溺者五〇〇人ほどを助けて、衣服や葉を与えて労わったことがある。
- ・ これが日本における赤十字事業として著しいものである。

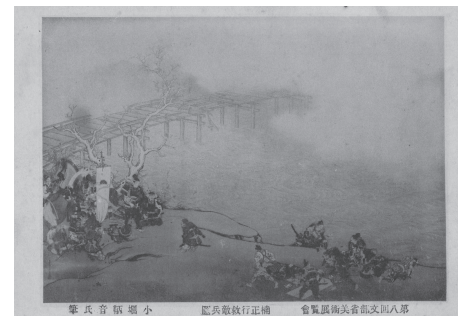


写真4 小堀鞆音「楠正行救敵兵圖」の絵葉書 (筆者所蔵)



写真5 日赤大阪支部が昭和11年に発行した絵葉書 (日赤看護大学所蔵)

- ・ はじめ日本が赤十字社に加入しようとした時は、人は例の通り日本を野蛮視していたから、日本にも昔から赤十字のような事業をやったことがあるかと問い合わせがあった。
 - ・ その時にこの例をもって答えたので、これがために赤十字社への加入ができたということである。
- まさに、石碑に刻まれた内容と瓜二つです。気になるのは「ということである」という伝聞表現で出典元が不明である点です。しかし、芳賀の社会的地位や書籍の認知度を考えれば、この内容は真実と理解され、藤澤が石碑の碑文に引用した可能性は十分にありそうです。

Ⅷ 佐野常民と正成・正行

赤十字ゆかりの地巡りと言いながら、まだ最初の石碑の前から一步も動けていないため、そろそろ移動しましょう。石碑のある大川沿いを西の方にしばらく歩き、北浜と淀屋橋のほぼ中間地点、ビルの間に現在も当時の姿を残して佇むのが、佐野常民や福沢諭吉も学んだ、緒方洪庵の適塾です。わが国唯一の蘭学塾の遺構で、現在は国史跡・重要文化財として内部を観覧できます。

には、当時の宮司が懇意にしていた佐野から珍しい植物をもらっていたとの記録が残っているそうです。このように間接的ではあれ、佐野と正成・正行父子とのつながりを示す場所を訪れてみるのも興味深いですね。

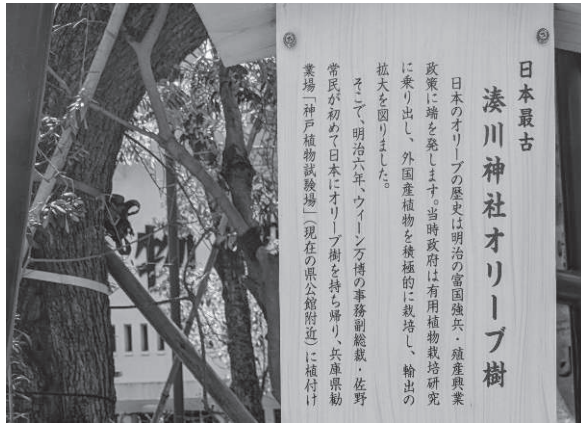


写真7 日本最古のオリーブ樹の案内プレート (筆者撮影)



写真6 適塾 (筆者撮影)

適塾の近くには、佐野が命名に関わった西洋料理店自由亭の跡地があり、赤十字関係者の間でも知る人ぞ知るスポットとなっています。また、四條畷の戦いの舞台となった大阪府四條畷市には山の麓に正行を祭神とする四條畷神社が

最後に

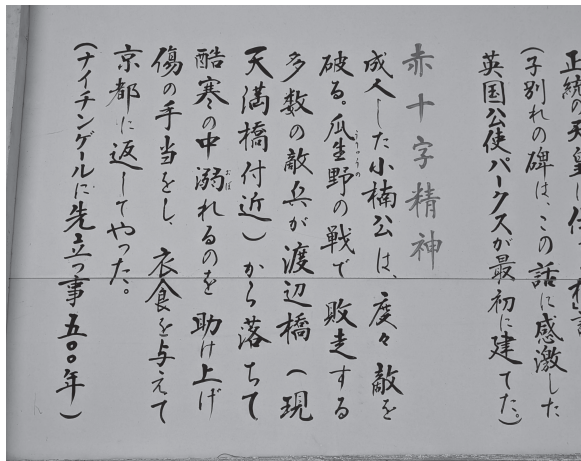


写真8 四條畷神社境内の案内板 (筆者撮影)

適塾の記録によれば、佐野は一八四八年(嘉永元年)、二七歳で入門し¹⁵、その半年後には和歌山県の別の塾に移ったことが判明しています¹⁶。適塾には福沢諭吉や花房義質(白赤第三代社長)が学んでいます¹⁷、いずれも佐野とは時期が異なります。むしろ、半年しか在籍していないにもかかわらず、現在でも著名な塾生の一人として語り継がれているところに、佐野の偉大さを感じます。

渡辺橋の美談の舞台は適塾にほど近く、余暇に川沿いを散策したであろう佐野が、当時誰もが知っていたこの美談を知らなかったはずはありません。こうして佐野は、大阪で無意識ながら人道・博愛の息吹に触れ、後年パリ万博で赤十字と運命的な出会いを果たした際「我が国にも古来より敵味方の別なく救う美談があった」ことを思い出し、赤十字創設の想いを抱き始めたのかもしれない。こうして時を越えて紡がれた人道・博愛のところが、博愛社の創設、日本のジュネーブ条約加入、そして日赤の国際赤十字への加盟に結びついていったのだとすれば、とても素敵なことだと思えます。

先に紹介した正成を祭神とする神戸市の湊川神社の境内には、佐野が日本に初めて持ち帰った日本最古のオリーブの樹(ではないかといわれるもの)が植えられています。神社

あり、その境内には赤十字に言及した案内板が設置されています。JRの駅周辺には正行像や墓所など、多くのゆかりの地が点在しています。こちらには万博会場からは電車を乗り継いで約一時間です。正行に興味を持たれた方は、ぜひ少し足を延ばしてお訪ねください。

今回の旅は、ここまでです。石碑の謎には未解明の部分が残されているものの、正行の人道的な行いが五〇〇年以上の時を越えて、さまざまな形で佐野常民や日赤と繋がっていた、ちょっと不思議なお話として紹介しました。今回の万博でも、来場者に赤十字の活動を知ってもらおうことで、きつと多くの繋がりが生まれることでしょう。そしてその繋がりを大切にしながら、二〇二七(令和九)年の日赤創立一五〇周年に向けて私たち一人ひとりがいまいちど先人に学び、原点に立ち返り、新たな明るい歴史を紡いでいきたいと思います。

注

- 1 二〇一九(令和元)年六月二十八日「面オビニオン記事」日本人の心 楠木正成を読み解く。産業経済新聞社が二〇二〇(令和二)年に発行した同名の書籍三六―三七頁にも掲載
- 2 「楠木」と「楠」で諸説あるが、本稿は正行ゆかりの地であ

る大阪府四條畷市に従い、父は「楠木正成」子は「楠正行」と表記

- 3 湊川神社「大楠公墓所 嗚呼忠臣楠子之墓」パンフレット、二〇二二年
- 4 産経新聞社「楠木正成考」公を忘れた日本人へ―後編―、二〇一七年、七五頁
- 5 同―前編―、七六頁、二〇一六年
- 6 同―後編―、七六―七七頁、二〇一七年
- 7 ここは原文のとおり「楠木」としている
- 8 吉川龍子「日赤の創始者佐野常民」、吉川弘文堂、二〇〇一年、一〇九頁
- 9 喜多義人「日本のジュネーブ条約加盟 ―博愛社時代の外交交渉記録から―」、人道研究ジャーナル Vol.8、東信堂、二〇一九年、二二六頁
- 10 内閣官報局発行「官報第一三四五号」、一八八七年二月二日、二二二―二二三頁
- 11 同上、二二三頁
- 12 吹浦忠正「赤十字とアンリ・デュナン」中公新書、一九九一年、一七四―一七七頁
- 13 産経新聞の記事にはそう記されているが、青森県五所川原市にあった佐々木嘉太郎氏の邸宅「布嘉御殿」は一九四四年の大火で焼失している
- 14 文化遺産オンライン <https://bunka.nac.jp/heritages/detail/198765>
- 15 藤野恒三郎監修「緒方洪庵と適塾」、適塾記念会、一九八〇年、五五頁
- 16 上記「日赤の創始者佐野常民」、一四頁

編集後記

- 2億5,000万年前、地球に出現した恐竜は、6,600万年前に絶滅した。彼らはその間の2億年、地上に君臨した。人類の祖先は20万年前にホモ・サピエンスへと進化したが、人間の世紀は、恐竜の歴史からみればほんの一瞬にすぎない。その「一瞬」を生きる我々は何とも「争い」「共食い」がお好きなようだ。人類史の終焉かもしれない「総決算の世紀」を迎えても目覚めることなく迷走し争いが絶えない。人類に救いはあるのか、ちょっと宗教的にならざるを得ないような今の地球である。(T)
- 「歴史は韻を踏む。」とは、ある歴史学者の言葉である。正の歴史も負の歴史も、等しく人間の歩みではあるが、近年の世界のありようを見るにつけ、歴史の教訓を生かすことの困難を知るばかりである。
グローバル化が進む今日において、日本社会は世界と無縁でられない。2020年東京オリンピック・パラリンピックに際しては、日本外傷学会が「銃創・爆傷患者診療指針」を策定した。これは国内においても大規模なテロなどを想定した備えが必要な時代を迎えたといえよう。そのようなとき、従軍看護婦として、戦場で傷ついた人々の看護に献身した先人の歴史に思いを致し、これを冷静に分析し後世に伝えることが、歴史をただ繰り返すのではなく「韻」を踏み、良い方向への偏差を生む。これは少々楽観にすぎるであろうか。(K)
- 今回も様々なご寄稿・ご投稿をいただき「人道研究ジャーナル」第14号発行の運びとなりました。制作にご協力をいただいた皆様に心より感謝申し上げます。引き続き様々な観点に立つ論考のご投稿をお待ちしています。(事務局)

人道研究ジャーナル Vol. 14

ISSN 2186-9413

2025年2月28日初版第一刷発行

◇編集 学校法人日本赤十字学園
日本赤十字国際人道研究センター

◇発行 株式会社 東信堂

日本赤十字国際人道研究センター
〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-1-3
(日本赤十字看護大学内)
Website: <http://www.jrc.ac.jp/ihs>

株式会社 東信堂
〒113-0023 東京都文京区向丘1-20-6
TEL. 03-3818-5521 FAX 03-3818-5514
e-mail tk203444@fsinet.or.jp
Website <http://www.toshindo-pub.com/>

【論文投稿について】

国内外の人道問題研究者・実践者からのご投稿を歓迎いたします。掲載の可否は当センター編集部にて判断させていただきます。投稿についての詳細は下記まで電子メールでお問い合わせください。

日本赤十字国際人道研究センター「人道研究ジャーナル」投稿論文受付係
メールアドレス：i.h.s@jrc.ac.jp

【バックナンバー】

本誌バックナンバーについてはWebサイト(www.jrc.ac.jp/ihs)をご覧ください。

ISBN 978-4-7989-1957-7 C3031